昭和六年七月二十五日印刷
昭和六年八月一日發行
昭和十六年五月二十日再版發行

國譯一切經 律部十一

編輯兼發行者 岩野眞雄
東京市芝區芝公園地七號地十番

印刷者 長尾文雄
東京市芝區芝浦二丁目三番地

印刷所 日進舍
東京市芝區芝浦二丁目三番地

發行所
東京市芝區芝公園地七號地十番
大東出版社
振替東京一九四七一番
電話芝 三九四四番
三〇四〇番

製本所　兩角製本所

索　　　　引

（頁數は通頁を表す）

—ス—

—テ—

—ト—

—ナ—

—ニ—

—ネ—

—ハ—

—律部十一索引終—

十誦律殘夜を受くる法

若し比丘七夜を受け、未だ盡きずして還る、事未だ竟らず、佛言はく、殘夜法を受くることを聽す。

我れ七夜法を受け、若干夜已に過ぐ、若干夜在り、彼れを受けて出づ。是くの如く一說す。

凡そ諸部の律、受日の文各同じからず、後來の諸師事を用ふるもの、若しは一部を執りて餘部を用ひず、此れ亦是れ一家なり。今此の諸部の律文、及び前事の互用を詳にするに、皆所以の者を得。其の定んで前事を知るが如き、或は一夜を須ふ、即ち十誦を用ひて一夜法を受し、乃至七夜も亦是くの如し。或は三十九夜を用ふ、亦十誦の羯磨受法を須ふ。若し七日・十五日・一月日を須ふるは、即ち四分律文の受日法を用ふ。若し定んで前事を知らざれば、幾日了すべし、即ち僧祇律文の受日法を用ふ。復人ありて解せず、即ち四分の羯磨文を誦し、他の爲めに僧祇の事訖、十誦の三十九夜を用ふ、此れ皆非法にして成ぜず、何を以て知る、羯磨文中の疊事の作法各々同じからず、故に不成なることを知る、今諸人の謬り用ひんことを畏れ、總じて諸部律の正羯磨文を抄し、諸賢に呈簡す、見に任せて作法す、事に隨つて用ふる所なり。

此の三羯磨は皆是れ治罰法なり、但過に輕重あるを以て、之を階して三となす。前の呵責羯磨等は是れ調伏法、罪處所羯磨等は、是れ折伏法、滅擯羯磨等は、是れ驅出法なり。故に經に言はく、應さに調伏すべき者は之を調伏し、應さに折伏すべき者は之を折伏し、應さに罰黜すべき者は之を罰黜す。若し事に隨つて言はゞ羯磨は一に非ず、備さに律典に明かなり、寧ぞ具さに集むべけん、故に各其の分に當り、唯一羯磨を標し、之が恒式を示す、餘は類准して以て知るべし。

羯磨一卷 [一]

僧祇律事を受け訖る羯磨文

大德僧聽け、比丘某甲、此の處に於て兩安居す、若し僧時到らば僧忍聽せず、比丘某甲、此の處に於て兩安居す、塔事、僧事の爲めに界を出でて行く、還た此の處に住す。諸の大德僧聽け、比丘某甲、此の處に於て兩安居す、塔事、僧事の爲めに界を出でゝ行く、還た此の中に安居す、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

十誦律三十九夜羯磨を受くる文

大德僧聽け、某甲某甲の諸の比丘、三十九夜を受け、僧事の故に界を出で、是の處に安居自恣す、若し僧時到らば僧忍聽せよ、某甲某甲の諸の比丘、三十九夜を受け、僧事の故に界を出で、是の處に安居自恣す、是くの如く白す。大德僧聽け、某甲某甲の諸の比丘、三十九夜を受け、僧事の故に界を出で、是の處に安居自恣す、誰か諸の長老、某甲某甲の諸の比丘、三十九夜を受け、僧事の故に界を出で、是の處に安居自恣することを忍する者は默然せよ、誰か忍せざる者は說け、僧已に某甲某甲の諸の比丘、三十九夜を受け、僧事の故に界を出で、是の處に安居自恣することを忍聽し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

【一】羯磨一卷これで結了であつて、以下は後人の附記ならん。或は此の「羯磨一卷」を削りしものもあれども、元來之を存したのが原形であらう。後代附加の文を增して、其の後に「羯磨一卷」を移したものであらう。

大德僧聽け、是の比丘某甲、慚なく愧なく、多く諸罪を犯す、見聞疑あり、先きに自ら犯すと言ひ、後に犯さずと言ひ、前後の言語相違す。若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今比丘某甲に罪處所羯磨を與ふ、白すること是くの如し。大德僧聽け、是の比丘某甲、慚なく愧なく、多く諸罪を犯す、見聞疑あり、先きに自ら犯すと言ひ、後に犯さずと言ひ、前後の言語相違す、僧今是の比丘某甲に、罪處所羯磨を與ふ。誰か諸の長老、僧今比丘某甲に、罪處所羯磨を與ふることを忍する者は默然せよ、誰か忍せざる者は說け、是れは初羯磨なり。是くの如く三說す、僧已に比丘某甲に、罪處所羯磨を與ふることを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

羯磨を與へ已りて三十五事を奪ひ、其れをして折伏せしめ、後に若し隨順改悔せば、僧應さに還た解羯磨を與ふべし。

滅擯羯磨を與ふる文

先づ擧を作し、憶念を作し、罪を與へ已りて、然る後に羯磨を作す。

大德僧聽け、是の比丘某甲、某甲波羅夷罪を犯す、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今比丘某甲に波羅夷罪滅擯羯磨を與ふ、共住することを得ず、共事することを得ず、白すること是くの如し。大德僧聽け、是の比丘某甲、某甲波羅夷罪を犯す、僧今比丘某甲に、波羅夷罪滅擯羯磨を與ふ、共住することを得ず、共事することを得ず、誰か諸の長老、僧比丘某甲に、波羅夷罪滅羯磨を與へ、共住することを得ず、共事することを得ざることを忍する者は默然せよ、誰か忍せざる者は說け、是れは初羯磨なり。是くの如く三說す、僧已に比丘某甲に、波羅夷罪滅擯羯磨を與へ、共住することを得ず、共事することを得ざることを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

此れ永擯にして解法なし。

呵責羯磨法

大德僧聽け、此の比丘某甲、憙んで共に鬪諍し、共に相罵詈し、口刀劍を出し、互に長短を求め、彼れ自ら共に鬪諍し已りて、若し更に餘の比丘の鬪諍する者あれば、卽ち復彼れに往いて勸めて言はく、汝等勉力して、他に如かざること莫れ、汝等多聞にして智慧あり、財富む、亦勝多に智識あり、我等當さに汝がために伴儻とならんと。僧に未だ諍事あらざるに、而も諍事を生ぜしめ、已に諍事あれば、而も除滅せず。若し僧時到らば僧忍聽せよ、比丘某甲の爲めに呵責羯磨を作すことを。若し後に復更に鬪諍し、共に相罵詈せば、衆僧更に增罪治すべし、白すること是くの如し。大德僧聽け、此の比丘某甲、憙んで共に鬪諍し、共に罵詈し、口に刀劍を出して互に長短を求め、彼れ自ら鬪諍し已りて、若し復餘の比丘の鬪諍する者あれば、卽ち復彼れに往いて勸めて言はく、汝等勉力して、他に如かざること莫れ、汝等智慧多聞にして財富む、亦勝多に智識あり、我等も當さに汝が爲めに伴儻と作るべしと。僧に未だ諍事あらざるに、しかも諍事あらしめ、已に諍事あれば、而かも除滅せざらしむ、僧比丘某甲の爲めに呵責羯磨を作す、誰か諸の長老、僧比丘某甲の爲めに呵責羯磨を作す、若し復後更に鬪諍し共に相罵詈せば、衆僧當さに更に增罪治すべきことを忍する者は默然せよ、誰か忍せざる者は說け、是れ初羯磨なり。是くの如く三說す。僧已に比丘某甲の爲めに、呵責羯磨を作すことを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

羯磨を與へ已りて三十五事を奪ひ、其れをして折伏せしむ。後若し其の隨順改悔せば、僧應さに還た解羯磨を與ふべし。

罪處所羯磨を與ふる法

先づ擧を作し、憶念を作し、罪を與へ已りて、然る後に羯磨を作す。

五種の棄法あり、何等か五なる。

一には、比丘罪を犯す、餘の比丘問ふ、汝罪を犯す見るや不や、答へて言はく見ず、彼れ語りて言はく、汝若し罪を見ば、應さに懺悔すべし、二には、比丘罪を犯す、餘の比丘問ふ、汝罪を犯す、見るや不や。答へて言はく見ず、彼れ語りて言はく、汝若し罪を見ば、應さに僧中に於て懺悔すべし。三には、比丘罪を犯す、餘の比丘問うて言はく、汝罪を犯す、見るや不や。答へて言はく見ず。彼れ語りて言はく、汝若し罪を見ば、應さに此の僧中に於て懺悔すべし。四には、比丘罪を犯す、餘の比丘問うて言はく、汝罪を犯す、見るや不や、答へて言はく見ず、衆僧應さに捨棄して語りて言ふべし、汝見ざれば、罪は所至の處に隨ふ、汝の布薩を聽さず、惡馬の調し難きが如し、韁杙を合せて倶に棄つ、汝も亦是くの如し。五には、比丘罪を犯す、餘の比丘問うて言はく、汝罪を犯す、見るや不や。答へて言はく見ず、彼れ應さに僧中に、不見擧羯磨を作すべし。

五種の羯磨を作す法あり、何等か五なる。

一には現前、二には自言、三には不清淨、四には如法、五には和合なり。斯れは謂はく、知病・知藥・知對治なり。善く癈立通塞に於て存護の儀たり、故に任持の功を致して、義此に顯はる。

三種の調法。

謂はく、呵責羯磨・擯羯磨・依止羯磨。

三種の滅法。

謂はく、罪處所・多人語・如草敷地。

三種の不共住法。

謂はく、三擧羯磨・惡罵治・滅擯羯磨。

佛の所教とは、謂はく五種の教誡行なり、何等か五なる。
一には有罪行は制す、二には無罪は聽す、三には若しは制し若しは聽す、法として缺戒ある者は如法に之を擧す、四には數々違犯する者は折伏して念を與ふ、五には眞實の功德は愛念稱美す。
故に經に言く、正法住、正法滅とは之を謂ふ。此に於て傳法の人に亦三あり、故に聖語に稱して言はく、知法・知律・智摩夷と。知法とは、謂はく善く修多羅藏を持つ、阿難等の如し。知律とは、謂はく善く毘尼藏を持つ、優波離等の如し。知摩夷とは、謂はく、善く訓導に於て玄綱を宰任す。大迦葉等の如し。故に凡そ蹤を聖跡に曜かし、以て道教を隆んにし、軌を後代に繼いで時に絶えざる者は、玆にあらずして誰ぞ。
五種入衆の法あり、何等か五なる。
一には應さに慈心を以てすべし、二には應さに自ら卑下すること、拭塵巾の如くすべし、三には應さに善く坐起上下の威儀を知るべし、四には俗事を雜說せず、衆の爲めに說法し、若しは他の說を請ふ、五には若し僧中に不可事あるを見れば、心安忍して、應さに默然を作すべし。
五種の如法默然あり、何等か五なる。
一には他の非法を見て默然す、二には伴を得ずして默然す、三には重を犯して默然す、四には同じく住して默然す、五には同住地に在りて默然す。
五種の非法默然あり、何等か五なる。
一には如法羯磨して、しかも心同ぜず、默然として之に任ず、二には同意伴を得て、亦默然として之に任ず、三には若し小罪を見てしかも默然す、四には別住を作すがために而かも默然す、五には、戒場上に在りてしかも默然す。

衆和合せず、若しは衆滿ぜざれば、比丘尼僧亦當さに信を遣はして、禮拜問訊すべし、しかせざれば突吉羅なり。

其の大僧の中に至る受自恣人還り、尼僧と共に自恣を作せ、其の自恣法は、上の大僧と同じ。

分衣法第七

上の大僧と同じ。

衣食淨法第八

尼は餘食法を作すことなし、此れを除き已りて、餘は大僧と同じ。」

雜法第九

[九] 左に處分を乞うて房を作るの法なし、自餘は皆の大僧と同じ。

[一〇] 內護匡救僧衆擯罰羯磨法

律藏の所明は、僧の正法は要を採るに三あり、故に結集に稱して言はく、是れ法、是れ毘尼、是れ佛の所數と。法とは謂はく五種の遠離行なり、何等か五なる。

一には出離にして世法にあらず、二には越度にして受法にあらず、三には無欲にして有欲にあらず、四には無結にして有結にあらず、五には出死に親近せずして、親近にあらず。

毘尼とは、謂はく五種の出要行なり、何等か五なる。

一には少欲にして多欲にあらず、二には知足にして無厭にあらず、三には易護にして難護にあらず、四には易養にして難養にあらず、五には智慧にして愚癡にあらず。

【九】以上で比丘尼羯磨は結了したのであつて、以下は、律中の種々注意すべきことを附記せしものゝ様である。

【一〇】內護匡救と僧衆擯罰に關することである。

自恣法第六

尼僧差して大僧の中に往き自恣人を受くる羯磨文

比丘尼僧夏安居竟らば、應さに大僧の中に往き、自恣を受くべし、故に今須らく此の使を差すべし、尼僧の爲に大僧の中に詣り、自恣を受けんことを求む、應さに是くの如く之を差すべし。大姉僧聽け、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今比丘尼某甲を差し、比丘尼僧の爲めの故に、大僧の中に往き、三事自恣見聞疑を說くことを、白すること是くの如し。大姉僧聽け、僧今比丘尼某甲を差し、比丘尼僧の爲めの故に、大僧の中に往き、三事自恣見聞疑を說く、誰か諸の大姉、僧比丘尼某甲を差し、比丘尼僧の爲めの故に、大僧の中に往き、三事自恣見聞疑を說くことを忍する者は默然せよ、誰か忍せざる者は說け、僧已に比丘尼某甲、比丘尼僧の爲めの故に、大僧の中に往き、三事自恣を說くことを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

大僧の中に往き自恣を受くる文

二人を差して伴と爲し、大僧の中に往き、僧足を禮し已りて、曲身低頭合掌し、是くの如く說く。

比丘尼僧夏安居竟り、比丘僧夏安居竟り、比丘尼僧三事自恣見聞疑を說く、大德僧慈愍の故に我れに語れ、我れ若し罪を見れば、當さに如法に懺悔すべし。

是くの如く三說す。

彼の比丘僧自恣の日、便ち自恣して皆疲極す。佛言はく爾すべからず、若し比丘僧十四日に自恣すれば、比丘尼僧は十五日に自恣せよ。若し大僧病み、若しは衆和合せず、若しは衆滿ぜざれば、比丘尼應さに信を遣はして禮拜問訊すべし、しかせざれば突吉羅なり。若し比丘尼僧病み、若しは

大姉僧聽け、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今比丘尼某甲を差し、比丘尼僧の爲めの故に、半月比丘僧中に往き教授を求む、白すること是くの如し。大姉僧聽け、僧今比丘尼某甲を差し、比丘尼僧の爲めの故に、半月比丘僧中に往き教授を求む、誰か諸の大姉、僧比丘尼某甲を差し、比丘尼僧の爲めの故に、半月比丘僧中に往き、教授を求むることを忍する者は默然せよ、誰か忍せざる者は說け、僧已に比丘尼某甲を差し、比丘僧の爲めの故に、半月比丘僧中に往き、教授を求むることを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

更に一人を差して伴と爲し、大僧中に往き、舊住の比丘の所に至り、足を禮し身を曲げ、低頭合掌して、是くの如きの言を白す。

大德一心に念ず、比丘尼僧某甲等和合し、比丘僧の足を禮し、教授を求む。

第二、第三も亦是くの如く說く、受囑の比丘說戒の時、應さに是くの如き白を作すべし。

大德僧聽け、比丘尼僧某甲、衆和合して大德の僧足を禮し、教授を求む。是くの如く三說す。

比丘尼明日應さに可否を問ふべし、比丘教授師期に應じて往く、比丘尼期に應じて比丘を迎ふ。往くを期して往かざれば突吉羅、比丘尼僧、迎ふることを期して迎へざれば突吉羅なり。若し比丘尼、教授師の來るを聞き、半由旬に當り、迎へて寺內に至る。所須の洗浴具、美粥飲食果蓏を供給し、此れを以て供養す、若ししかせざれば突吉羅なり。若し比丘僧盡く病み、若し衆和合せず、若し衆滿せざれば、信を遣はして禮拜問訊し、若し比丘尼僧盡く病み、和合せず、若し衆滿せざれば、亦當さに信を遣はして、往いて禮拜問訊すべし、若し往かざれば突吉羅なり。

安居法第五

其の安居法は、皆上の大僧と同じ。

ふ、僧已に我れに半月摩那埵を與へ、我れ已に二部僧中に於て半月摩那埵を行じ竟る、今僧に從ひ、出罪羯磨を乞ふ、願はくは僧、我れに出罪羯磨を與へよ、慈愍の故に。是くの如く三說す。

出罪羯磨を與ふる文

大德僧聽け、此の比丘尼某甲、某甲若干の僧殘罪を犯す、已に二部の僧に從ひ、半月摩那埵を乞ふ、僧已に比丘尼某甲に半月摩那埵を與ふ、此の比丘尼某甲、已に二部僧中に於て半月摩那埵を行じ竟る、今僧に從ひ、出罪羯磨を乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今比丘尼某甲に出罪羯磨を與ふることを、白すること是くの如し。大德僧聽け、此の比丘尼某甲、某甲若干の僧殘罪を犯す、已に二部の僧に從ひ、半月・摩那埵を乞ひ、僧已に比丘尼某甲に半月摩那埵を與ふ、此の比丘尼某甲、已に二部の僧中に於て、半月摩那埵を行じ竟る、今僧に從つて出罪羯磨を乞ふ、僧今比丘尼某甲に出罪羯磨を與ふ・誰か長老、僧今比丘尼某甲に、出罪羯磨を與ふることを忍する者は默然せよ、誰か忍せざる者は說け、是れ初羯磨なり。

第二、第三も亦是くの如く說く。

僧已に比丘尼某甲の出罪羯磨を與ふることを忍し竟る、僧忍して默然たるが故に、是の事是くの如く持つ。

說戒法第四

其の說戒法は、一に上の大僧と同じ。

尼僧差して敎授人を請ずる羯磨文

尼僧應さに半月大僧の中に至り、敎誡を請ふ、故に今須らく此の使を差す、若し尼僧敎誡を請ふ、應さに是くの如く差すべし。

比丘尼僧殘罪を犯す、應さに二部の僧中に、半月摩那埵を行ずべし、摩那埵を行ずる時、應さに二部の僧中に至り、偏露右肩にして革屣を脫し、僧足を禮し、右膝地に着け、合掌して是くの如きの乞を作す。

大德僧聽け、我れ比丘尼某甲、某甲若干の僧殘罪を犯す、今二部僧に從つて半月摩那埵を乞ふ、願はくは僧我れに半月摩那埵を與へよ、と慈愍の故に、是くの如く三說す。

摩那埵羯磨を與ふる文

大德僧聽け、此の比丘尼某甲、某甲若干の僧殘罪を犯す、今二部の僧に從ひ半月摩那埵を乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今比丘尼某甲に半月摩那埵を與ふ、白すること是くの如し。大德僧聽け、此の比丘尼某甲、某甲若干の僧殘罪を犯す、今二部の僧に從ひ、半月摩那埵を乞ふ、僧今比丘尼某甲に、半月摩那埵を與ふ、誰か諸の長老、僧比丘尼某甲に、半月摩那埵を與ふることを忍ずる者は默然せよ、誰か忍ぜざる者は說け、是れ初羯磨なり。是くの如く三說す、僧已に比丘尼某甲に、半月摩那埵を與ふることを忍し竟る、僧忍して默然たるが故に、是の事是くの如く持つ。

比丘尼摩那埵を行ふ法、上の大僧と同じ、唯應さに二部の僧中にて、日々是くの如きの白を作すべきなり。

大德僧聽け、我れ比丘尼某甲、某甲若干の僧殘罪を犯す、已に二部僧に從つて、半月摩那埵を乞ふ、僧已に我れに半月摩那埵を與ふ、我れ比丘尼某甲、已に行じて若干日過ぐ、餘り若干日の在るあり、大德に白して、我れ摩那埵を行ずることを知らしむ。

出罪羯磨を乞ふ文

比丘尼半月摩那埵を行じ竟らば、應さに二部僧中に至り、是くの如きの乞を作すべし。

大德僧聽け、我れ比丘尼某甲、某甲若干の僧殘罪を犯す、已に二部の僧に從ひ、半月摩那埵を乞

持つや不や。答へて言はく能くす。若し長利を得れば、僧差食、若しは檀越送食・月八日食・十五日食・月初食・衆僧常食・檀越請食を受くることを得。樹下に依りて坐し、出家して大戒を受く、是れ比丘尼の法なり、是の中盡形壽能く持つや不や。答へて言はく能くす。若し長利を得れば、若しは別房樓閣・小房石室・兩房一戸も應さに受くべし。腐爛藥に依り、出家して大戒を受く、是れ比丘尼の法なり、是の中盡形壽能く持つや不や。答へて言はく、能くす。若し長利を得れば、酥油・生酥・蜜・石蜜と應さに受くべし。汝已に受戒し竟る、白四羯磨如法に成就して處所を得たり、和上如法・阿闍梨如法・二部僧具足滿す、當さに善く教法を受くべし、當さに勤めて佛法僧を供養すべし。和上、阿闍梨一切如法の教勅は、一も違逆することを得ず、當さに學問し、誦經し、方便を勤求し、佛法の中に於て、須陀洹果・斯陀含果・阿那含果・阿羅漢果を得ん、汝始めて出家して、功徳唐損ならず、果報絶えず。餘の未だ知らざる所の者は、當さに和上、阿闍梨に問ふべし。

受戒人をして、前に在りて去らしむ。

除罪法第三

尼の僧殘罪を懺する法

尼は女の弱きを以て、事須らく其の強縁を假るべし。其の日數を加ふるは、若しは私の已に惡を容すが如し、則ち自ら壞し彼れを壞す、犯輕からざるに在り、故に尼僧殘を覆ふは、但増罪して治す。半月摩那埵を行ず、別の覆藏調伏の法なきが故に。尼僧殘を懺するは、要は二部僧の中にありて摩那埵羯磨を行ずるなり。大僧と尼と、二部各四人を滿す、若し出罪羯磨を作すには、大僧と尼と、各二十人を滿ず、減ずることを得ず。

摩那埵羯磨を乞ふ文

持つや不や。答へて言はく能くす。八事を犯すことを得ず、乃し畜生と共にするに至るまでなり。若し比丘尼、染汚心あり、染汚心の男子のために捉手、捉衣を受け、屏處に至り、屏處に立ち、屏處に語り、若しは共に行き、若しは身相近づき、若しは共に期す、此の【七】八事を犯さば、彼れ比丘尼にあらず、釋種女にあらず、是の中盡形壽犯すことを得ず、能く持つや不や。答へて言はく能くす。他の罪を覆藏すべからず、乃し突吉羅惡説に至るまでなり、若し比丘尼、比丘尼の波羅夷を犯すを知り、自ら擧せず、亦僧に白さず、人に語りて知らしめず、後異時に於て、此の比丘尼、若しは休道し、若しは滅擯し、若しは不共住を作し、若しは外道に入り、後に是くの如きの言を作す、我れ先きに此の人の如是如是を知ると、彼れ比丘尼にあらず、釋種女にあらず、重罪を覆藏す、是の中盡形壽犯すを得ず、能く持つや不や。答へて言はく能くす。被擧比丘の語に隨ふを得ず、乃し沙彌に至るまでなり。若し比丘尼、比丘の僧の爲めに擧せられ、法の如く、毘尼の如く、佛の所敎の如くなるも、威儀を犯して未だ懺悔せず、共住を作さゞるを知り、便ち彼の比丘に隨順す。彼の比丘尼、此の比丘尼を諫めて言はく、大姉、彼の比丘僧のために擧せられ、法の如く、毘尼の如く、佛の所敎の如し、威儀を犯して未だ懺悔せず、共住せず、彼の比丘に隨順すること莫れと。彼比丘尼、此の比丘尼を諫むる時、堅持して捨てず、彼の比丘尼應さに乃至三諫すべし、此の事を捨つるが故に。乃至三諫して捨つれば善し、若し捨てざれば、彼れは比丘尼にあらず、釋種女にあらず、隨擧【八】を犯す、是の中盡形壽犯すことを得ず、能く持つや不や。答へて言はく能くす。善女人諦に聽け、如來無所著等正覺四依法を説きたまふ。比丘尼此れに依りて出家し、大戒を受く、是れ比丘尼の法なり。糞掃衣により、出家して大戒を受く、是れ比丘尼の法なり、是の中盡形壽能く持つや不や。答へて言はく能くす。若し長利を得れば、若しは檀越施衣、若しは輕衣を得、若しは割截衣を得んに、應さに受くべし。乞食に依りて出家し、大戒を受く、是れ比丘尼の法なり、是の中盡形壽能く

【七】八事を同時に犯せば、波羅夷罪を成ず故、之を八事成重戒と呼ぶのである。八事の一事を犯せば偷蘭遮である。故に七事は七偷蘭遮で、八事合する時一波羅夷となるのである。八事は文の如く、捉手、捉衣、屏處に至り、共立、共語、共行、身相倚、共期である。共期といふのは、行婬の約束をすることである。

【八】隨擧を犯すとは、單墮第六十九の隨擧戒に當るもので、此の隨擧の戒を犯すに當るといふのである。

なり。是の如く三說す、僧已に某甲の爲めに大戒を受けしめ竟る、和上尼は某甲なることを忍す、僧默するが故に、是の事是くの如く持つ。

善女人諦に聽け、如來無所著等正覺は、八波羅夷の法を說きたまふ。若し〔六〕比丘尼犯さば比丘尼にあらず、釋種女にあらず、不淨行を犯し、婬欲の法を行ずることを得ず。若し比丘尼不淨行を作し、婬欲の法を行じ、乃し畜生と共にするに至るまで比丘尼にあらず、釋種女にあらず、是の中盡形壽犯すことを得ず、能く持つや不や。答へて言はく能くす。偸盜することを得ず、乃し草葉に至るまでなり、若し比丘尼、人の五錢若し過五錢を盜み、若しは自ら取り、人をして取らしめ、自ら斫り、人をして斫らしめ、若しは自ら破り、人をして破らしめ、若しは燒き、若しは埋め、若しは色を壞するは、比丘尼にあらず、釋種女にあらず。是の中盡形壽犯すことを得ず。能く持つや不や。答へて言はく能くす。衆生命を斷ずることを得ず、乃し蟻子に至るまでなり、若し比丘尼自手人命を斷じ、刀を以て人に授與し、死を敎へ、死を讚し、死を勸め、人に非藥を與へ、墮胎・厭禱・呪術、若しは方便を作し、人をして方便を作さしむ、彼れは比丘尼にあらず、釋種女にあらず、是の中盡形壽犯すことを得ず、能く持つや不や。答へて言はく能くす。妄語することを得ず、乃し戲笑に至るまでなり。若し比丘尼、不眞實にして已有にあらざるに、自ら稱して上人法を得たり、禪を得、解脫三昧正受を得、須陀洹果・斯陀含果・阿那含果・阿羅漢果を得たりと言ひ、天來り、龍來り、鬼神來りて我れを供養すと言ふ、彼れ比丘尼にあらず釋種女にあらず、是の中盡形壽犯すことを得ず、能く持つや不や。答へて言はく能くす。身相觸るゝことを得ず、乃し畜生と共にするに至るまでなり、若し比丘尼染汚心あり、染汚心の男子の身と相觸れ、腋已下膝已上、若しは摩し、若しは捺し、若しは逆摩し、若しは順摩し、若しは牽き、若しは推し、若しは擧げ、若しは下し、若しは捉り、急捺す、彼れは比丘尼にあらず、釋種女にあらず、是の中盡形壽犯すことを得ず、能く

〔六〕比丘尼は八波羅夷で、比丘の四波羅夷より其の類が多いのである。卽ち婬盜殺妄の外に摩觸、八事成重、覆比丘尼重罪、隨順被擧比丘違尼僧三諫の四を加へるのである。

汝淨行の比丘を犯さゞるや不や。汝賊心受戒せざるや不や。汝内外道を破せざるや不や。汝黃門にあらざるや不や。汝父を殺し、母を殺し、眞人阿羅漢を殺さゞるや不や。汝僧を破せざるや不や。汝惡心にて佛身より血を出さゞるや不や。汝非人にあらざるや不や。汝畜生にあらざるや不や。汝二根にあらざるや不や。汝の字は何等ぞ。和上尼の字は誰ぞ。年二十に滿つるや未だしや。衣鉢具足するや不や。父母夫主汝に聽すや不や。汝負債せざるや不や。汝は是れ婢にあらざるや不や。汝は是れ女人なりや不や。女人に是くの如きの諸病あり、癩病・白癩・疥瘡・癲狂、二根・二道合道小、大小便常漏、涕唾常出なり、汝是くの如き諸病ありや不や。

答へて無しと言はゞ、應さに問うて言ふべし。

汝學戒未だ清淨ならざるや不や。

答へて學戒清淨なりと言はゞ、應さに餘の比丘尼に問ふべし。

某甲學戒未だ清淨ならざるや不や。

答へて言はく、已に學戒清淨なり。

大德僧聽け、此の某甲、和上尼某甲に從つて、大戒を受けんことを求む、此の某甲今僧に從つて大戒を受けんことを乞ふ、和上尼は某甲なり。某甲自ら清淨にして諸の難事なしと說く、年歲已に滿ち、衣鉢具足す、已に學戒清淨なり、若し僧時到らば、僧忍聽せよ、僧今某甲のために大戒を受けしむ、和上尼は某甲なり、白すること是くの如し。大德僧聽け、此の某甲、和上尼某甲に從つて大戒を受けんことを求む、此の某甲、今僧に從つて大戒を受けんことを乞ふ、和上尼は某甲なり。某甲自ら清淨にして諸の難事なしと說く、年歲已に滿ち、衣鉢具足す、已に學戒清淨なり、僧今某甲の爲めに大戒を受けしむ、和上尼は某甲なり、誰か諸の長老、僧某甲の爲めに大戒を受けしめ、和上尼は某甲なることを忍する者は默然せよ、誰か忍せざる者は說け、是れは初羯磨

僧今某甲の爲めに大戒を受けしむ、和上尼は某甲なり、白すること是くの如し。大姉僧聽け、此の某甲、和上尼某甲に從つて、大戒を受けんことを求む、此の某甲、今僧に從つて大戒を受けんことを乞ふ、和上尼は某甲なり、某甲自ら清淨にして諸の難事なしと說く、年歲已に滿ち、衣鉢具足す。僧今某甲の爲めに大戒を受けしむ、和上は某甲なり。誰か諸の大姉、僧今某甲の爲めに大戒を受けしめ、和上尼は某甲なることを忍する者は默然せよ、誰か忍せざるものは說け、是れ初羯磨なり。是くの如く三說す、僧已に某甲のために大戒を受くることを忍し竟る。和上尼は某甲なり。僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

尼比丘僧中に往き大戒を受くる法[五]

彼の受戒者、比丘尼僧と倶に比丘僧中に至り、僧足を禮し已りて、右膝地に著け、合掌して是くの如きの言を作す。

大德僧聽け、我れ某甲、和上尼某甲に從つて大戒を受けんことを求む、和上尼は某甲なり。願はくは僧我れを救濟したまへ、慈愍の故に。

是くの如く三說す。此の中戒師應さに諸の難事を問ふべし。

大德僧聽け、此の某甲、和上尼某甲に從つて大戒を受けんことを求む。此の某甲今僧に從つて大戒を受けんことを乞ふ、和上尼は某甲なり。若し僧時到らば僧忍聽せよ、我れ諸の難事を問はん、白すること是くの如し。

大德僧聽け、此の某甲、和上尼某甲に從ひて大戒を受けんことを求む、此の某甲、今僧に從つて大戒を受けんことを乞ふ、和上尼は某甲なり。若し僧時到らば、僧忍聽せよ、我れ諸の難事を問ふことを白すること是くの如し。善女人諦に聽け、今は是れ眞誠の時、實語の時なり、我れ今汝に問ふ、有らば當さに有りと言ふべし、無ければ當さに無しと言ふべし。汝邊罪を犯さゞるや不や。

【五】比丘尼の具足戒を受くる法は、先づ比丘尼戒師により、比丘尼僧中で一旦之を受け、更に比丘僧中に至り、之を受け、二部の僧中にて受けなければならないのであつて、比丘受具よりも複雜である。

よ、我れ已に問ひ竟る、將來ずることを聽せ、白すること是くの如し。
彼れ應さに語りて言ふべし、來れと。來り已りて、應さに捉衣鉢の教を與ふべし。僧足を禮し已りて戒師の前に在り、胡跪合掌して、是くの如きの乞を作さしむ。
大姉僧聽け、我れ某甲、和上尼某甲に從つて大戒を受けんことを求む、我れ某甲今僧に從つて大戒を受けんことを乞ふ、和上尼は某甲なり、願はくは僧我れを濟度したまへ、慈愍の故に。
是くの如く三說す、是の中、戒師應さに白を作すべし。
大姉僧聽け、此の某甲、和上尼某甲に從ひ、大戒を受けんことを求む、此の某甲、今僧に從ひ、大戒を受けんことを乞ふ、和上尼は某甲なり。若し僧時到らば僧忍聽せよ、我れ諸の難事を問はん、白すること是くの如し。汝諦に聽け、今は是れ眞誠の時なり、我れ今汝に問はん、有らば當に有り言ふべし、無ければ當さに無しといふべし。汝邊罪を犯さゞるや不や。汝淨行の比丘を犯さゞるや不や。汝賊心受戒せざるや不や。汝内外道を破せざるや不や。汝黃門にあらざるや不や。汝父を殺し、母を殺し、眞人阿羅漢を殺さゞるや不や。汝僧を破せざるや不や。汝惡心にて佛身より血を出さゞるや不や。汝非人にあらざるや不や。汝畜生にあらざるや不や。汝二根にあらざるや不や。汝の字は何等ぞ。和上尼の字は誰ぞ。年歲滿つるや不や。衣鉢具足するや不や。父母夫主汝に聽すや不や。汝負債せざるや不や。汝婢にあらざるや不や。汝は是れ女人なるや不や。女人は是くの如きの諸病あり、癩・白癩・疥瘡・癲狂・二根・二道合道小、大小便常漏、涕唾常出なり、汝是くの如きの諸病ありや不や。
答へて無しと言はゞ、應さに白を作すべし。
大姉僧聽け、此の某甲、和上尼某甲に從つて、大戒を受けんことを求む、和上尼は某甲なり。某甲自ら清淨にして諸の難事なしと說く。年二十に滿ち、衣鉢具足す。若し僧時到らば僧忍聽せよ、

し。

爾の時戒師即ち白を作すべし。

大姉僧聽け、此の某甲、和上尼に從ひ、尼某甲大戒を受けんこと求む、若し僧時到らば僧忍聽せよ、某甲教授師となることを、白すること是くの如し。

教授師應さに往いて、受戒人の所に至りて、語りて言ふべし。

此の安陀會・欝多羅僧・僧伽梨、此の僧祇支、覆肩衣、此の衣鉢は、是れ汝の有なりや不やと。答へて言はく是なり。善女人諦に聽け、今は是れ眞誠の時なり、我れ今汝に問ふ、有らば便ち有りと言へ、無ければ當さに無しといふべし。汝邊罪を犯さゞるや不や。汝淨行の比丘を犯さゞるや不や。汝賊心受戒せざるや不や。汝內外道を破せざるや不や。汝黃門にあらざるや不や。汝父を殺し、母を殺し、眞人阿羅漢を殺さゞるや不や。汝僧を破せざるや不や。汝惡心にて佛身より血を出さゞるや不や。汝非人にあらざるや不や。汝畜生にあらざるや不や。汝二根にあらざるや不や。汝の字は何等ぞ。和上尼の字は誰ぞ。年歲滿つるや不や。衣鉢具足するや不や。父母夫主汝に聽すや不や。汝負債せざるや不や。汝婢にあらざるや不や。汝は是れ女人なりや不や。女人には此くの如きの諸病あり、癩・白癩・疥痟・癲狂、二根二道合道小、大小便常漏、涕唾常出なり、汝是くの如きの諸病ありや不や。

答へて無しと言はゞ、應さに語りて言ふべし。

我が向きに汝に問ふが如き、僧中亦當さに是くの如く汝に問ふべし、汝向きに我れに答ふるが如く、僧中にも亦當さに是くの如く答ふべし。

教授師問ひ已りて僧中に至り、常の威儀の如く、舒手及處に至りて、立つて白を作すべし。

大姉僧聽け、此の某甲、和上尼某甲に從つて大戒を受けんことを求む、若し僧時到らば僧忍聽せ

是の中盡形壽犯すことを得ず、能く持つや不や。答へて言はく能くす。妄語することを得ず、乃し戯笑の至る、若し式叉摩那不眞實にして、已有にあらざるに、自ら稱して上人法を得たりと言ひ、禪を得、解脫を得、三昧正受を得、須陀洹果・斯陀含果・阿那含果・阿羅漢果を得たりと言ひ、天來り龍來り鬼神來りて我れを供養すと言ふ、此れ式叉摩那にあらず、釋種女にあらず。若し衆中に於て故らに妄語を作せば缺戒す、應さに更に戒を與ふべし。是の中盡形壽犯すことを得ず、能く持つや不や。答へて言はく能くす。非時食することを得ず、若し式叉摩那非時食犯戒すれば、應さに更に戒を與ふべし、是の中盡形壽犯すことを得ず、能く持つや不や。答へて言はく能くす。飮酒することを得ず、式叉摩那飮酒犯戒すれば、應さに更に戒を與ふべし。是の中盡形壽犯すことを得ず、能く持つや不や。答へて言はく能す。式叉摩那、一切尼戒の中に於て、應さに學すべし。比丘尼の過食、自受食を食するを除く。

式叉摩那大戒を受くる法

式叉摩那學戒已り、年滿二十、若しは滿十二にして、應さに大戒を與ふべし。先づ比丘尼僧中に至りて和上を請じ、應さに是くの如く說いて言ふべし。

大姉一心に念ず、我れ某甲阿姨を求めて和上と爲す、願はくは阿姨我が爲めに和上と作りたまへ、我れ阿姨によりて大戒を受くることを得。

第二、第三も亦是くの如く說く。和上尼應さに答へて言ふべし、

爾り。

應さに是くの如くにして、受戒人を、離聞處、著見處にすべし、應さに教授師を差すべし、是の中戒師應さに是くの如く問うて言ふべし。

此の衆中、誰か能く某甲の爲めに教授師と作る。若し有らば、答へて、我れ能くすと言ふべ

大姉僧聽け、此の某甲沙彌尼、今僧に從つて二歲學戒を乞ふ、和上尼は某甲なり、若し僧に到らば僧忍聽せよ、僧今某甲に、沙彌尼の二歲學戒を與ふ、和上尼は某甲なり、白すること是くの如し。大姉僧聽け、此の某甲沙彌尼、僧に從つて二歲學戒を乞ふ、和上尼は某甲なり、僧今某甲に沙彌尼の二歲學戒を與ふ、和上尼は某甲なり、誰か諸の大姉、僧某甲に沙彌尼の學戒を與ふ、和上尼は某甲なることを忍する者は默然せよ、誰か忍せざる者は說け、是れは初羯磨なり。

是くの如く三說す。

僧已に某甲沙彌尼に、二歲學戒を與へ、和上尼は某甲なることを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

應さに是くの如くにして六法を與ふべし。

某甲諦に聽け、如來無所著等正覺は六法を說きたまふ、犯すことを得ず。不淨行は【四】婬欲の法を行ずるなり、若し式叉摩那婬欲の法を行ずれば式叉摩那にあらず、釋種女にあらず。染汚心の男子と共に、身相摩觸すれば缺戒す、應さに更に受戒を與ふべし、是の中盡形壽犯すことを得ず、能く持つや不や。答へて言はく能くす。偸盜することを得ず、乃し草葉に至る。人の五錢若しは過五錢を取り、若しは自ら取り、人をして取らしめ、若し自ら斫り、人をして斫らしめ、若しは自ら破り、若しは人をして破らしめ、若しは燒き、若しは埋め、若しは色を壞するは式叉摩那にあらず、釋種女にあらず。若しは減五錢を取れば缺戒す、應さに更に受戒を與ふべし。是の中盡形壽犯すことを得ず、能く持つや不や。答へて言はく能くす。故らに衆生の命を斷ずることを得ず、乃し蟻子に至る、若し式叉摩那、故らに自手人命を斷じ、刀を持つて人に與へて死を教へ、死を勸め、死を讃し、若しは非藥を與へ、若しは墮胎、厭禱呪術を自ら作し、人をして作さしむる者は、式叉摩那にあらず、釋種女にあらず、若し畜生、不能變化者の命を斷ずるものは缺戒す、應さに更に受戒を與ふべし、

【四】婬欲以下は六法である。即ち婬・盜・殺・妄・非時食・飲酒の六である。

ず、是れ沙彌尼の戒なり、能く持つや不や。能く持つや不や。答へて言はく能くす。盡形壽飲酒することを得ず、是れ沙門尼の戒なり、能く持つや不や。答へて言はく能くす。盡形壽羊釁を著け、香油身に塗ることを得ず、是れ沙彌尼の戒、能く持つや不や。答へて言はく能くす。盡形壽歌舞倡伎することを得ず、亦故らに往いて觀聽することを得ず、是れ沙彌尼の戒なり、能く持つや不や。答へて言はく能くす。盡形壽高廣大牀の上に坐することを得ず、是れ沙彌尼の戒なり、能く持つや不や。答へて言はく能くす。盡形壽非時食することを得ず、是れ沙彌尼の戒なり、能く持つや不や。答へて言はく能くす。盡形壽生像金銀寶物を捉持することを得ず、是れ沙彌尼の戒なり、能く持つや不や。答へて言はく能くす。是くの如きは沙彌尼の十戒なり、盡形壽犯すことを得ず、能く持つや不や。答へて言はく能くす。汝已に受戒し竟る、當さに三寶を供養すべし、佛寶・法寶・僧寶なり。當さに三業を修すべし、坐禪・誦經・衆事を勸助するとなり。

童女十八の者は、[二]二年學戒し、年二十に滿ち、二部僧中に大戒を受くべし。若し[三]年十歳にして、嘗て出でゝ適く者は、二歳學戒にして、年十二に滿ち大戒を與へよ、應さに是くの如く、二歳學戒を與ふべし。

式叉摩那六法を受くる文

沙彌尼應さに比丘尼衆中に往き、偏露右肩にして革屣を脫し、比丘尼僧の足を禮し已りて、右膝地に著け、合掌して是くの如きの言を白す。

大姉僧聽け、我れ沙彌尼某甲、今僧に從つて二歳學戒を乞ふ、和上尼は某甲なり、願はくは僧我れを濟度したまへ、慈愍の故に、我れに二歳學戒を與へよ。

第二、第三も亦是くの如く說く。應さに沙彌尼を將ひて離聞處、著見處に至り已り、衆中羯磨を作すに堪能なる者を差し、上の如く應さに白を作すべし。

【二】二年學戒するとは、式叉摩那として、二年間六法を學することである。

【三】年十歳にして出でゝ適くとは、十歳の時他に嫁せしものゝことである、印度は早婚であるから、十歳で嫁したのである。一旦嫁せしものは、二十歳に滿たざるも、早く授戒を許されたのである。

若し寺內に在りて剃髮せんと欲せば、應さに一切の僧に白して知らしむべし。若し和合せざれば、應さに房々に語りて知らしむべし。若し和合せば、應さに白を作すべし、然る後に剃髮を與へよ。應さに是くの如きの白を作すべし。

大姉僧聽け、此の某甲、某甲に從つて剃髮を求めんと欲す、若し僧時到らば、僧忍聽せよ、某甲の爲めに剃髮することを、白すること是くの如し。

白已りて剃髮を爲せ、寺內に在りて出家せんと欲する者は、應さに一切の僧に白すべし、若し和合せざれば、應さに房々に語りて知らしむべし、若し和合すれば、應さに白を作すべし、然る後に出家を與へよ、應さに是くの如くの白を作すべし。

大姉僧聽け、此の某甲、某甲に從つて出家を求めんと欲す、若し僧時到らば僧忍聽せよ、某甲に出家を與ふることを、白すること是くの如し。

應さに是くの如きの出家を作し、出家者には、袈裟を著けしめ、已りて偏露右肩にして革屣を脫し、右膝地に著け、合掌して是くの如きの言を作さしむ。

我れ阿姨某甲・歸依佛・歸依法・歸依僧、我れ今佛に隨つて出家す、和上尼は某甲なり、如來無所著等正覺は、是れ我が世尊なり、是くの如く三說す。

我れ阿姨某甲・歸依佛竟・歸依法竟・歸依僧竟、我れ今佛に從つて出家し竟る、和上尼某甲なり、如來無所著等正覺は、是れ我が世尊なり。

第二、第三も亦是くの如く說く、是くの如く說已りて、應さに受戒を與ふべし。

盡形壽殺生することを得ず、是れ沙彌尼の戒なり、能く持つや不や。答へて言はく能くす。盡形壽盜することを得ず、是れ沙彌尼の戒なり、能く持つや不や。答へて言はく能くす。盡形壽婬することを得ず、是れ沙彌尼の戒なり、能く持つや不や。答て言はく能くす。盡形壽妄語することを得

結界法第一

其の諸の結界の作法は、一に上の大僧と同じ、唯尼大姉と稱するを異と爲す。

受戒法第二

比丘[一]尼衆を畜ふるを乞ふ羯磨文

若し比丘尼人を度せんと欲せば、當さに比丘尼僧中に往き、偏露右肩にして革屣を脫し、僧足を禮し已り、右膝地に著け、合掌して畜衆羯磨を乞ふ、是くの如きの白を作す。

大姉僧聽け、我れ比丘尼某甲、今僧に從つて、人を度し、具足戒を授けんことを乞ふ、願はくは僧我れに、人を度し具足戒を授けんことを聽せ。是くの如く三說す。

畜衆羯磨を與ふる文

大姉僧聽け、此の比丘尼某甲、今僧に從つて、人を度し、人に具足戒を授けんことを乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今比丘尼某甲に、人を度し、人に具足戒を授くることを聽す、白すること是くの如し。大姉僧聽け、此の比丘尼某甲、今僧に從つて、人を度し人に具足戒を授けんことを乞ふ、僧今比丘尼某甲に、人を度し人に具足戒を授くることを聽す、誰か諸の大姉、僧比丘尼某甲に、人を度し人に具足戒を授くることを忍するものは默然せよ、誰か忍せざる者は說け、僧已に比丘尼某甲に、人を度し、人に具足戒を授くることを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

沙彌尼を度する文

[一] 尼衆を畜ふる羯磨は、之を畜衆羯磨と言ふ、他を度して具足戒を授くるには、先づ此の畜衆羯磨によりて弟子を畜ふべき許可を僧に乞ふべしといふのである。これは弟子を畜ふる力なくして、徒らに戒師和上となり、弟子を教養することも出來ないものゝある弊を見て定めしものである。

如し。大德僧聽け、僧比丘某甲を差し、守物人と作す。誰か長老、僧比丘某甲を差し、守物人と作すことを忍する者は默然せよ、誰か忍せざる者は說け。僧已に、比丘某甲を差して守物人と作すことを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

若し[七八]維那と作し、如法に飯食・淨果菜・楊枝を作らしめ、僧臥具を敷き、僧粥を分ち、餅を分ち、雨衣を分ち、沙彌、守僧園人を處分す、是くの如き等の羯磨文も同じ、但事を稱すると異と爲す。

老病の比丘杖絡囊を畜へ羯磨を乞ふ文

大德僧聽け、我れ比丘某甲老病す、杖と[七九]絡囊なくして行くこと能はず、今僧に從つて杖絡囊を畜へんことを乞ふ、願はくは僧我れ比丘某甲に、杖と絡囊を畜ふることを聽せ、慈愍の故に。是くの如く三說す。

老病の比丘に杖絡囊を畜ふる羯磨を與ふる文

大德僧聽け、比丘某甲老病す、杖と絡囊なくして行くこと能はず、今僧に從つて杖と絡囊を畜へんことを乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽せよ、比丘某甲杖と絡囊を畜ふることを、白すること是くの如し。大德僧聽け、比丘某甲老病す、杖と絡囊なくして行くこと能はず、今僧に從つて杖と絡囊を畜ふることを乞ふ、僧今此の比丘に杖と絡囊を畜ふることを聽す。誰か諸の長老、僧比丘某甲に、杖と絡囊を畜ふること聽すことを忍するものは默然せす、誰か忍せざる者は說け。僧已に比丘某甲に、杖と絡囊を畜ふること聽すことを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

非時に聚落に入るに囑授する文[八〇]

長老一心に念ず、我れ比丘某甲、非時に某甲聚落に入り、某甲の家に至り、某緣事を爲す、長老に白して知らしむ。

【七八】維那は梵語の羯磨陀那(Karmadāna)の略で、譯して授事と言ひ、雜事を掌るものである。

【七九】絡囊は、鉢を入れて之を頸にかけつりて行くためのもの、絡囊なければ手に捧げて行くのであるが、老病比丘は捧げ行くことが出來ないのである。鐵鉢は可なり大きいものである。

【八〇】非時といふのは、乞食の爲めに民家のある村に行く外、聚落に行くを禁ぜられて居る、其の朝の乞食時以外を非時といふのである。これは佛教に關する用事の爲め、非時に聚落に入る時は、近い他の比丘に、行くさきを告げて置く時のことを囑授といふのである。

大德僧聽け、我れ比丘某甲、自ら房を作らんことを乞ふ、【七六】無主自ら爲し已る、今僧に從つて處分を乞ふ、難處なく妨處なきことを。

第二、第三亦是くの如く說く。僧應さに此の比丘を觀るべし、若し可信ならば、卽ち應さに法を與ふべし、若し不可信ならば、一切の僧まさに彼の處に至りて看、若しは遠く遣はすべし。可信の者は看、已りて羯磨を作せ。

大德僧聽け、比丘某甲、自ら乞うて房を作る、無主自ら爲し已る、今僧に從ひ處分を乞ふ、難處なく妨處なきことを。若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今比丘某甲に處分を與ふ、難處なく、妨處なきことを、白すること是くの如し。大德僧聽け、此の比丘某甲、自ら房を作らんことを乞ひ、無主自ら爲し已る。今僧に從つて處分を乞ふ、難處なく妨處なきことを。僧今比丘某甲に處分を與ふ、難處なく妨處なきことを。誰か諸の長老、僧比丘某甲に處分を與へ、難處なく妨處なきことを忍するものは默然せよ、誰か忍せざるものは說け、僧已に比丘某甲與へて、無難處無妨處を忍處分することを忍し竟る。僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

次後に大房羯磨此れと同じ、但【七七】有主と稱するを異と爲す。

房を結して庫藏を作る文

大德僧聽け、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧某甲房を結して庫藏屋を作る、白すること是くの如し。大德僧聽け、僧比丘某甲房を結して庫藏屋を作る、誰か諸の長老、僧某甲房を結して庫藏屋を作ることを忍する者は默然せよ、誰か忍せざるものは說け。僧已に某甲房を結して庫藏屋を作ることを忍し竟る。僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

庫藏物を守る人を差す羯磨文

大德僧聽け、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧比丘某甲を差して守物人と作す、白すること是くの

【七六】無主といふのは、其の房を造るに就いて、金主となる施主のないことで、卽ち比丘が、自分の力で立てたものであるから、之を無主房といふのである。家を建てるには、僧團から認可を受けるので、其の認可は、無難處、無妨處たることを認めて之を許すのであつて、之を處分といふのである。無難處とは危險のない處のことで、無妨處とは往來の便利な處といふことである。

【七七】有主は、施主があつて其の房を建てゝ與へるもので、隨つて無主房に比較して、形も大きく、手數もかけたものであつたらう、故に之を大房と言ふのである。

長老一心に念ず、我れ比丘某甲、病の因緣あり、是の七日藥は、共宿して七日服するが爲めの故に、今長老の邊に於て受く。

是くの如く三說す。

（七五）盡形壽藥を受くる文

先づ淨人の邊より受持し、大比丘の所に至りて是くの如きの言を作す。

長者一心に念ず、我れ比丘某甲、病の因緣あり、此の盡形壽藥、共宿長服の爲めの故に、今長老の邊に於て受く。

是くの如く三說す。

淨地を結する文

淨地の法に四種あり、一には初めて僧伽藍を作る時處分す。二には僧伽藍に半ば墻障あり、三には新に僧伽藍を作り、未だ中に在りて宿せず。此の三は羯磨結を須ひず。四には僧已に住宿す。羯磨結を作せ。若し故僧伽藍、先きに淨地あるを疑はゞ、應さに解き已りて、然る後に更に結すべし。

大德僧聽け、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今某處を結して淨地と作す、白すること是くの如し。

大德僧聽け、僧今某處を結して淨地と作す、誰か諸の長老、僧某處を結して淨地と爲すことを忍する者は默然せよ、誰か忍せざる者は說け。僧已に某處を結して淨地と作すことを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

房舍雜法第九

小房を作ることを乞ふ羯磨文

【七四】七日藥は、七日間貯へて置く藥物のことである。比丘は、一切の食物の、一夜を過して畜へ置くことさへ禁じられるのである、故にこゝに七日藥を貯へ置くことを許さるゝのは、多分病氣による特別の場合である。文中共宿とは、七日間皆同時にこゝに止宿することで、七日藥其の物も七日共宿するのである。七日藥としては、酥、油、生酥、蜜、石蜜、等を「四分律」に擧げて居る。

【七五】盡形壽は死ぬまでをいふことで、生涯である。

く。

受け已りて當さに彼れに問うて言ふべし、汝誰にか施與すると。彼れ應さに答へて言ふべし。某甲に施與す。

受請者應さに語りて是くの如く言ふべし。

長老一心に念ず、汝に是の長衣あり、未だ作淨せず、展轉淨の故に我れに施與す、我れ今之を受く。受け已りて汝某甲に與ふ、是の衣は某甲已に有す、汝某甲の爲めに善く護持せよ、着用の時は隨意にせよ。

[七一]眞實施を作す者は、主に問うて、然る後に用ふることを得。展轉淨施は、若しは問ひ、若しは問はざるも、隨意に之を用ひよ。

[七二]足食已りて餘食を作す文

應さに食を持つて彼の比丘の前に至るべし、應さに是くの如きの言ふべし。

「大德、我れ已に足食す、長老是れを看是れを知れ、餘食法を作すことを。」

彼れ應さに卽ち[七二]少許の食を取り、食し已りて語りて言ふべし。

我れ已に食し止む、汝取りて之を食せよ。

若し受請足食し、餘食法を作すも亦是くの如し、唯受請と稱するを異と爲す。

[七三]受請已りて食前食後村に入るに囑授する文

長老一心に念ず、我れ比丘某甲、已に某甲の請を受け、緣事ありて某甲聚落に入り、某甲の家に至らんと欲す、長老に白して知らしむ。

[七四]七日藥を受くる文

先づ淨人の邊より受け已りて、持つて大比丘の所に至り、是くの如くの言を作す。

【七一】足食といふのは、午前の一食で、十分に食し終つたことをいふのである。足食後は、食を許さぬといふのが原則であるが、然し時としては之を許さねばならぬ場合がある。かゝる場合には、餘食法をなして之を食すべしといふことになつて居るので、餘食法或は殘食法とも呼ぶ、こゝに擧ぐるのもこれである。

【七二】少許の食を取り云々といふのは、餘食を與ふる形式であるが、其の餘食を受けて食するから、足食の比丘が餘食法をなして食ふといふのである。

【七三】受請とは、信者の請を受けて、食時に其の家に行く約束をすることである。約束の如く正確に其の家に往く時は別の故障もないが、若し別の用事の爲め時間に後れる如きことある時は、同時に招待を受けた餘の比丘等も、食に就くことが出來ない、終には正午となつて、食事時間を經過し、食を取ることの出來なくなることもないとは言へない。故に請を受けしものは、必ず行く先きを明にして、近傍の比丘に、依賴して置くべきことを示したのである。囑授するとは、依托して置くことである。

已に比丘某甲に與へ、比丘某甲當さに還た僧に與ふべきことを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

二人三人亡者の衣物を分つ文

若し住處に二人あり、二人亡者の衣物を分たんと欲せば、應さに一人にて作法すべし、餘人は須ひず、是くの如きの言を作す。

長老一心に念ず、比丘某甲此の住處に命過す、所有の若しは衣、若しは非衣、現前僧應さに分つべし、此の處僧なし、是の衣物は我及び長老に屬す、我及び長老受用す。

是くの如く三說す。若し獨り一人ならば、應さに心念口言すべし。

比丘某甲此の住處に命過す、所有の若しは衣、若しは非衣、現前僧應さに分つべし、此の處僧なし、是の衣物は應さに我に屬すべし、我應さに受用すべし。是くの如く三說す。

衣藥淨法第八

眞實[七〇]淨施の文

長老一心に念ず、我れ比丘某甲、此の長衣あり未だ作淨せず、今作淨の爲めの故に、捨てゝ長老に與ふ、眞實淨施の爲めの故に。

展轉淨施の文

長老一心に念ず、我れ比丘某甲、此の長衣あり未だ作淨せず、施して長老に與ふ、展轉淨の爲めの故に。

彼の受請者應さに是くの如く言ふべし。

長老一心に念ず、汝此の長衣あり、未だ作淨せず、展轉淨の故に我れに施與す、我れ已に之を受

【七〇】　淨施といふのは、長衣を畜へてる場合に、自己に所有の欲念のないことを表する爲めに、一旦之を他人に與へることで、此の淨施をなした上で、更に再び事實上還附を受けて之を用ふるのである。但しこれには眞實淨施といふのと、展轉淨施といふのと二種の淨施法がある。眞實淨施の衣は、既に一旦之を他人に與へた意味のものであるから、之を使用するには、一々其の所有主となつてる比丘の許可を受けなければならないといふのが規定である。展轉淨施といふのは、同じく一旦之を他人に與へ、更に其の他人よりまた第三の別人に與へる形式を取るもので、これが即ち展轉の意味である。斯くて一衣に三人の所有者があり、三人共有の形となるものであるから、最初の所有者の心も、純然たる自己所有の觀念はないものである。既に三人共有として存するものである以上、一々他に告げなくとも、最初の所有者に、適宜使用を許すといふ規定である。

出家人は同じく出離に遵ふを以て、身行の所爲は、皆是れ僧法の所攝にあらざるはなし、故に身亡じて已後、所有の資生は、皆四方僧に屬す、義非時僧得施に同じ。又僧の得施に其の用二あり、一は隨處、二は隨人なり。故に非時僧得施は、施主に從ふを定と爲す。[六九]亡比丘の衣物は、輕重に據りて判を爲す、重き者は住處に入れ、輕き者は、僧羯磨法を作して分つ。

看病人亡者の衣物資具を持つて僧中に捨つる文

大德僧聽け、比丘某甲此の住處に命過す、所有の若しは衣、若しは非衣、此の住處の現前僧應さに分つべし。

是くの如く　三說す。

亡者の衣鉢を持つて看病人に與ふる羯磨文

大德僧聽け、比丘某甲此の住處に命過す、所有の衣鉢坐具針筒盛衣貯器。現前僧應さに分つべし。僧今比丘某甲看病人に與ふ、誰か長老、僧比丘某甲看病人に、衣鉢坐具針筒盛衣貯器を與ふることを忍するものは默然せよ、誰か忍せざるものは說け、僧已に比丘某甲看病人に、衣鉢坐具針筒盛衣貯器を與ふることを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

現前僧亡者の輕物を分つ羯磨文

大德僧聽け、比丘某甲此の住處に命過す、所有の若しは衣、若しは非衣、現前僧應さに分つべし。若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今比丘某甲に與ふ、比丘某甲當さに還た僧に與ふべきことを、白すること是くの如し。大德僧聽け、比丘某甲此の住處に命過す、所有の若しは衣、若しは非衣、現前僧應さに分つべし、僧今某甲比丘に與ふ、比丘某甲當さに還た僧に與ふべし、誰か諸の長老、比丘某甲此の住處に命過す、所有の若しは衣、若しは非衣、現前僧應さに分つべし、僧今比丘某甲に與ふ、比丘某甲當さに還た僧に與ふべきことを忍する者は默然せよ、誰か忍せざるものは說け、僧

【六九】比丘の死んだ時の遺物の分配は、重き者は僧團の公有に歸し、輕いものは、個人に分つのである。其の僧團の公有に歸することを四方僧に屬すといふのである。但し個人に分つといふも、結局は僧團に歸するのである。

限を過ぎて出さゞれば罪を得、五利の功徳も亦失ふ。

分衣法第七

非時僧得施を分つ羯磨法

僧の得施に凡そ二種あり、一は[六六]時僧得施、夏安居を爲し、時法に應ずるが故に、各安居の處に隨つて攝す。二は非時僧得施、所居なきが故に、羯磨法を作して分つ。

大徳僧聽け、此の住處にて、若しは衣若しは非衣、現前僧應さに分つべし。若し僧時到らば僧忍聽せよ。僧比丘某甲に與ふ、彼の某甲當さに還た僧に與ふべきことを、白すること是くの如し。大徳僧聞け、此の住處に、若しは衣若しは[六七]非衣、現前僧應さに分つべし、僧比丘某甲に與ふ、彼の某甲當さに還た僧に與ふべし。誰か諸の長老、此の住處に、若しは衣、若しは[六八]非衣、現前僧應さに分つべし、僧比丘某甲に與ふ、彼の某甲當さに還た僧に與ふることを忍するものは默然せよ、誰か忍せざる者は說け、僧已に比丘某甲に與へ、彼の某甲當さに還た僧に與ふることを忍し竟る。僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

若し住處に三人二人あり、施衣物を得ば、應さに各々相向つて、是くの如きの說を作せ。

長老一心に念ず、是の住處に可分衣物を得たり、現前僧應さに分つべし、是の中僧なし、此の衣物は我及び長老に屬す、我及び長老受用す。

是くの如く三說す。若し一人ならば、應さに心念口言すべし。

是の住處に可分衣を得たり、現前僧應さに分つべし、是の中に僧なし、此の衣物は我に屬す、我應さに受用すべし、是くの如く三說す。

亡者の衣物を分つ羯磨法

【六六】時僧得施といふのは、安居終了後一月間は、衣時と言つて、此の間に施を受けて、三衣の縫成準備を爲すのである。故に此の一月間を衣時と言つて居る。衣時でない時に施を受くるのは非時衣である、これが非時僧得施で、此の非時衣も、已むを得ざる時には、之を受くることを許すのである。

【六七】非衣といふのは、衣服以外のものを指すのである。

【六八】此の羯磨によると、非時衣は、一旦之を現前僧で分配し、更に之を僧團に捨て、僧團の共有に歸するものである。但し施主の意志が個人を指して居る時は別である。後に隨處、隨人のことがある、これは隨人であつて、人は施主のことである。

せざるものは說け。僧已に比丘某甲に衣を與へ、此の比丘某甲此の衣を持つて、此の住處に於て持つことを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

僧に白して功德衣を受くる法

大德僧聽け、今日衆僧功德衣を受く、若し僧時到らば僧忍聽せよ。僧今和合して功德衣を受く、白すること是くの如し。功德衣を持つ人、衣を持つて、衆僧の前に說法す。

功德衣を以て、橫疊長展して、上より次第に手の衣に及ぶに隨ふ者は、各衣を捉り已りて、衣を持つて、應さに是くの如きの說を作すべし。

此の衣、衆僧當さに受けて功德衣と作すべし、此の衣衆僧今受けて功德衣と作せ、此の衣衆僧已に受けて、功德衣と作せり。

是くの如く三說す。

衣を捉る者功德衣を受くる法

其の手に衣を捉る人は、次に隨つて、各自ら言つて之を受け、應さに是くの如きの說を作すべし。

其の受くる者は已に善く受く、此の中の所有の功德名稱は我れに屬す。

衣を持つ者は答へて言はく、爾る可し。是くの如く盡く各說いて受け已り、復功德衣を以て、次第に轉下して、亦手及の者に隨つて捉らしめ、受法用を說くこと前の如し、是くの如くにして末に訖る。

功德衣を出す白羯磨の法

大德僧聽け、今日衆僧[六五]功德衣を出す、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今和合して功德衣を出す、白すること是くの如し。

【六五】功德衣を出すとは、功德衣は、自恣後五ヶ月を過ぐれば、所有を禁ぜられるので、期が來たらば之を捨てるのである。之を出すといふ。

衆僧今日自恣す、我れ比丘某甲も亦自恣す。
是くの如く三說す。自恣の法は、若しは五人、若しは減五人は受欲することを得ず。

八難事の起るあれば僧に白して各三語自恣する文

大德僧聽け、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今各々三語自恣す、白することと是くの如し。
是くの如く白し已りて、各々共に三語自恣す、再說一說も亦是くの如し。若し難事近く、各々共に三語自恣することを得ず、亦白を作すことを得ざれば、彼の比丘、卽ち應さに此の難事を以ての故に去るべし。

功德衣を持つ人を差す羯磨文

僧應さに先づ問ふべし、誰か能く[六三]功德衣を持つと、若し能くすと言ふことのあらば、應さに差すべし。
大德僧聽け、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧比丘某甲を差し、僧の爲めに功德衣を持つ、白すること是くの如し。大德僧聽け、僧比丘某甲を差し、僧の爲めに功德衣を持つ、誰か諸の長老、僧比丘某甲を差し、僧の爲めに功德衣を持つことを忍する者は默然せよ、誰か忍せざるものは說け、僧已に比丘某甲を、僧の爲めに功德衣を持つことを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

衣を以て功德衣を持つ人に與ふる羯磨文

大德僧聽け、此の住處の僧可分衣を得たり、[六四]現前僧應さに分つべし。若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今此の衣を持つて比丘某甲に與ふ、當さに此の衣を持つて、僧の爲めに受けて功德衣と作し、此の住處に於て持つべし。誰か諸の長老、僧此の衣を持つて比丘某甲に與へ、某甲比丘此の衣を以て、僧の爲めに受けて功德衣を作り、此の住所に於て持つべきことを忍する者は默然せよ、誰か忍

【六三】功德衣は迦絺那衣で、迦絺那(Kathina)は功德と譯するのである。安居の時に、一般の檀越施衣の外に、便宜受くることを許されたもので、それは雨中をぬれて安居の場所まで來たものに、之を許したことより起るのである。

【六四】現前僧とは、現在其處に住して居る僧團の人々である。

一月日羯磨を與ふることを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

自恣法第六

僧自恣人を差す羯磨文

大德僧聽け、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧比丘某甲を差して受自恣人と作す、白すること是くの如し。大德僧聽け、僧比丘某甲を差し、受自恣人と作す、誰か長老、僧比丘某甲を差し、[六二]受自恣人を作すことを忍するものは默然せよ、誰か忍せざる者は說け、僧已に丘丘某甲を差し、受自恣人と作すことを忍し竟る、僧忍して默然たる故に、是の事是くの如く持つ。

僧の自恣を白する文

大德僧聽け、今日衆僧自恣す、若し僧時到らば僧忍聽せよ、和合して自恣することを、白することと是くの如し。

是くの如きの自を作し已りて、然る後に自恣せよ。

衆僧自恣の文

大德一心に念ず、衆僧今日自恣す、我れ比丘某甲も亦自恣す、若しは見聞疑の罪、大德長老、哀愍の故に我れに語れ、我れ若し罪を見れば、當さに如法に懺悔すべし。

第二、第三も亦是くの如く說く。

若しは四人更互に自恣する文

長老一心に念ず、衆僧今日自恣す、我れ比丘某甲も亦自恣す。

是くの如く三說す。若しは二人、若しは三人も亦是くの如く說く。若し一人は心念口言して自恣す。

【六二】受自恣人は、多くの人の自恣を受けて、其の人の行爲の、違法等を告げる人である。

後に安居することも亦是の法の如くす、唯後安居と言ふを異と爲す。

七日を受くる文

長老一心に念ず、我れ比丘某甲、〔六〇〕七日法を受けて界外に出づ、某甲事の爲めの故に。此の中に還りて安居す、長老に白して知らしむ。

第二、第三も亦是くの如く說く。

過七日羯磨を受けんことを乞ふ文

大德僧聽け、我れ比丘某甲此の處に安居す、過七日法を受けて、十五日若しは一月日界外に出づ、某事の爲めの故に。此の中に還つて安居す、今僧に從つて、過七日法、十五日若しは一月日羯磨を受けんことを乞ふ、願はくは僧、我れ比丘某甲に、受過七日法、十五日若しは一月日羯磨を與へよ、慈愍の故に。

第二、第三も亦是くの如く說く。

過七日羯磨を與ふる文

大德僧聽け、比丘某甲、此の處に安居し、〔六一〕過七日法を受け、十五日若しは一月日界外に出づ、某事の爲めの故に、此の中に還りて安居す。今僧に從つて過七日法、十五日若しは一月日羯磨を受けんことを乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今比丘某甲に、受過七日法、十五日若しは一月日羯磨を與ふることを、白すること是くの如し。大德僧聽け、比丘某甲此の處に夏安居し、過七日法を受け、十五日若しは一月日界外に出づ、某事の爲めの故に。此の中に還りて安居す、今僧に從つて過七日法、十五日若しは一月日羯磨を受けんことを乞ふ、僧今比丘某甲に、過七日法、十五日若しは一月日羯磨を與ふ、誰か長老、僧今比丘某甲に、受過七日法、十五日若しは一月日羯磨を與ふることを忍する者は默然せよ、誰か忍せざる者は說け、僧已に比丘某甲に、受過七日法、十五日若しは

【六〇】七日法といふのは、安居中要務のため、七日間界外に出て、要務をすますことである。再び還りてまた同處で安居するので、出てしまふのではない、故に此の中に還りて安居すと言つて居るのである。

【六一】過七日は、七日以上の外出を願ふのである、要務の次第によりて許さるゝわけである。

上座教授勅文　答へて言はく

此の處教授の人なし、尼衆等當さに如法に布薩すべし、謹聽して放逸なること莫れ。

明日尼來る時、受囑者應さに還た此の文によりて答へ、此の略教法を遣すべし。

安居法第五

僧人を差して房舍臥具を分つ羯磨文

大德僧聽け、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧比丘某甲を差し、房舍臥具を分つ、白すること是くの如し。大德僧聽け、僧比丘某甲を差し、房舍臥具を分つ、誰か諸の長老、僧比丘某甲を差し、房舍臥具を分つことを忍する者は默然せよ、誰か忍せざる者は說け、僧已に比丘某甲を差し、房舍臥具を分つことを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

分房の法は、先づ營事人をして、一房を選擇して取らしめ已りて、餘房は、上座に白し、次第に房を取らしむ。白に言はく、

大德上座、是くの如く好房舍臥具、意の所樂に隨つて便ち取れ。

先づ上座に房を與へ、次を以て第二・第三・第四乃至下座に與ふること亦是くの如し、若し長房は、應さに客比丘に留むべし。

安居の文

長老一心に念ず、我れ某甲比丘・某甲聚落・某甲僧伽藍・某甲房舍により、前三月夏[五九]安居す、房舍破れ、修治の故に。

第二、第三亦是くの如く說く。

某甲に依りて律を持つ、若し疑事あれば、當さに往いて問ふべし。

【五九】安居は、雨安居（Varṣāvasana）で、四月十六日より、七月十五日まで三ケ月間、印度に於ては雨期である、其の間一處に止まつて修行するのである。

比丘尼を敎授する人を差す羯磨文

大德聽け、若し僧時到らば僧忍聽せよ、比丘某甲を差し、比丘尼を敎授す、白すること是くの如し。大德僧聽け、僧比丘某甲を差し、比丘尼を敎授す。誰か諸の長老、僧比丘某甲を差し、比丘尼を敎授する者は默然せよ、誰か忍せざる者は說け。僧已に比丘某甲を差し、比丘尼を敎授することを忍じ竟る、僧忍じて默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

被差人尼寺の中に往き應さに敎ふべし、尼僧を集め已る。

先づ爲めに八不違法を說け。何等をか八と爲す。一には百歲比丘尼と雖、新受戒の比丘を見ば、應さに起つて迎逆禮拜し、敷を與へて坐に請ずべし、此の法應さに尊重讚嘆すべし、盡形壽違ふことを得ず。二には比丘尼、比丘を罵り、比丘を呵責すべからず、誹謗して、破戒破見破威儀と言ふべからず、此の法應さに尊重讚歎すべし、盡形壽違ふことを得ず。三には比丘尼、比丘の爲めに[五七]擧を作し、憶念を作し、自言を作すべからず、他の覓罪說戒自恣を遮すべからず、比丘を呵すべからず、比丘應さに比丘尼を呵すべし、此の法應さに尊重讚歎すべし、盡形壽違ふべからず。四には、[五八]式叉摩那戒を學し已り、比丘に從つて大戒を受けんことを乞ふ、此の法應さに尊重讚歎すべし、盡形壽違ふことを得ず。五には比丘尼僧殘罪を犯さば、應さに二部僧中に在りて、半月摩那埵を行ずべし、此の法尊重讚歎すべし、盡形壽違ふことを得ず。六には比丘尼、半月半月僧に從つて敎授を乞ふ、此の法尊重讚歎すべし、盡形壽違ふことを得ず。七には比丘尼、比丘なき處にて夏安居すべからず、此の法應さに尊重讚歎すべし、盡形壽違ふことを得ず。八には比丘尼僧安居竟らば、應さに比丘僧中に、三事の自恣見聞疑を求むべし、此の法應さに尊重讚歎すべし、盡形壽違ふことを得ず。

八不可違子說き已りて、然る後隨意に法を說き、廣く法を敎へよ。

【五七】擧を作すとは、罪を擧げて現示し、問題を提起することである。憶念は罪を推問することである、自言は自白せしむることである。

【五八】式叉摩那(Sikṣamānā)は正學女と譯す、沙彌尼より、大戒を受くまでの間具足戒を受くる準備期間二年のことである、其の二年間に六法を學する、之を學戒といふのである。

次に依りて坐して聽く、若しは衆を擧して未だ起たず、若しは多く以て起つ、說と不說と、義皆上に同じ。清淨法を告ぐるには、應さに言ふべし。

大德僧聽け、我れ某甲清淨なり。

是くの如く三說し已りて、次に隨つて坐して聽け。

八難事起り及び餘緣略說戒の文

八難とは、王難・賊難・火難・水難・病難・人難・非人難・惡虫難、是れを八難と爲す。及び餘緣とは、大衆集まりて牀座少き、若しは衆多病む、大衆集まりて座上の覆蓋周からず、或は天雨なり、若しは布薩多く、若しは鬪諍の事起る、阿毘曇毘尼を論じ、說法夜已に久しければ、明相未だ出でざるに、應さに羯磨說戒すべし、若しは明相出でて、宿して受欲清淨し羯磨說戒することを得ざるは、應さに事の遠近に隨ふべし。廣く說くべきは便ち廣く說け、しかせざれば法の如く治せよ。略すべきは、便ち略して說け、しかせざれば法の如く治せよ。若し難事近くして略して說くことを得ざれば、卽ち坐より起ちて去るべし。[五五]略して戒を說くとは、戒序を說き已りて、餘は應さに言ふべし、僧常に聞くと。若しは戒序四事を說き已らば、餘は應さに言ふべし、僧常に聞くと。是くの如く乃至提舍尼も、餘は應さに言ふべし、僧常に聞くと。

比丘尼を教誡する法

僧說戒の時、誦戒の時は、應さに問ふべし、誰か[五六]比丘尼の來りて敎を受くる尼の囑授に遣はすべきものぞ、爲めに僧に白して言はく、

大德僧聽け、比丘尼僧某甲等、和合して大德僧の足を禮し、敎授を求む。

是くの如く三說す。衆中若し敎授の人あらば應さに差すべし、若し上座なければ、應さに敎授の勅法を說くべし。

【五五】略說は、戒の本文に入らず、序文だけで終ることもあり、或は四重だけですむこともある、難の次第によりて一定はしない。

【五六】比丘尼が、使者として比丘僧中に來り、比丘尼僧中にて敎授せんことを願ふのである。

長老一心に念ず、我れ比丘某甲に、衆多比丘の受欲清淨を與ふ、今緣事あり、彼れ及び我が身、如法僧事に與欲清淨す。

布薩說戒の文

布薩の日、若しは小食上、若しは[五一]大食上に、上座應さに唱へて言ふべし。

今布薩の日、衆僧和合す、某堂に集まりて說戒す。

若しは[五二]四人、若しは過四人ならば、應さに先づ白し已りて、然る後に說戒すべし。白は戒中に說くが如し。若しは三人、若しは二人ならば、各々相向つて、共に三語布薩を作して言へ。

長老一心に念ず、今日衆僧十五日說戒なり、我れ某甲清淨なり。

是くの如く三說す。若し一人ならば、應さに[五三]心念口言すべし。

今日衆僧十五日說戒なり、我れ某甲清淨なり。

是くの如く三說せよ。

清淨を告ぐる文

布薩の日に三あり、或は十六日、十五日、十四日なり、若し客舊の已說未說あり、來るに先後あり、衆に多少及び等あり、若し客已に說き、後に舊比丘來りて、多と等とならんには皆重ねて戒を說く。若し舊比丘少ければ、當さに界外に出でゝ說戒すべし。若し舊比丘已に說戒し、後に客比丘來ること多ければ、舊比丘應さに更に重ねて說戒すべし。客比丘少と等とならんには、應さに自ら界外に出でゝ說戒すべし。若し說戒の日同じくして時同じからざれば、客舊の先後と多少と等とあり、若し[五四]舊比丘說戒の後客比丘來らんには、多と等とは、皆更に重ねて說戒せよ。若し客比丘少ならば、當さに清淨を告ぐべし。若し客比丘說戒の後、舊比丘來らば、多と等とは、客比丘亦當さに更に重ねて說戒すべし、少ならば當さに清淨を告ぐべし。

【五一】大食といふのは、齋前の普通の食、小食は朝少しく粥を取る。

【五二】四人以上が說戒の本制であるが、三人以下は別法である。別法は正式ではない、變則なのである。

【五三】心念口言で、口に出さざれば効果なし、一人でも、心に念ふだけでは十分でないとするのである。

【五四】新舊比丘の人數の多少と來る前後によつて斟酌す。即ち大體新たに來りしものは舊住に隨ふこと、人數の少きものは、多きものに從ふといふことを原則とするのである。舊比丘說戒の後、客比丘後に來り、人數多く、或は同等ならば、舊比丘は新比丘に隨つて、再び說戒するのである、以下准じて知るべし。

べし。

大德僧聽け、此の一切の僧罪に於て疑あり、若し僧時到らば僧忍聽せよ、此の衆僧自ら罪を說く、白すること是くの如し。

是くの如きの白を作し、然る後に說戒することを得。

說戒法第四 [四七]

與欲及び淸淨の文

若し佛法僧事、病患及び看病あり、與欲淸淨する法。

大德一心に念ず、今日衆僧中布薩說戒す、我れ某甲、某緣事の爲めの故に、如法僧事に與欲淸淨す。

[四八] 五種の與欲あり、若しは汝に欲を與ふと言ひ、若しは我れ欲を說くと言ひ、若しは我がために欲を說くと言ひ、若しは身相を現じ、若しは廣く說く、盡く與欲を成ず、しかせざれば與欲を成ぜず、自恣の時の與欲も亦同じ。但我れ與欲自恣すと言ふを異と爲す。

受欲淸淨の文

能く [四九] 姓字の多少を憶するに隨つて受くることを得、僧中に至りて應さに是くの如く說くべし。

大德一心に念ず、衆多比丘某緣事の爲めに、我れに衆多比丘の受欲淸淨を與ふ、如法僧事に與欲淸淨す。

轉じて欲淸淨を與ふる文

彼れの欲淸淨を受け已り、[五〇] 後に自ら事ありて起るが故に、彼れ及び己れの欲淸淨を以て、更に轉じて餘人に與へて言はく、

【四七】說戒とは、夏安居中に戒法を說くことである。

【四八】五種の與欲の中、前の三は口に說くもの、次ぎに身に其の意を示す、次ぎが廣く說くは、なほ口である。

【四九】與欲を依賴せられしにより、其の依賴人の姓名を記憶して、其の依賴を受けるといふことである。姓字の多少を憶するに隨つて受くるといふのは、記憶の出來るだけの人の依賴を受ける意味である。

【五〇】與欲の依賴を受けし人が、また支障を生じ、更に他の人に與欲をする場合である。

作す。

我れ比丘某甲、大德を請じて懺悔す。

受懺者應さに僧に白し已り、然る後に受懺し、應さに是くの如きの白を作すべし。

大德僧聽け、彼の比丘某甲、某甲の罪を犯す、今僧に從つて懺悔す、若し僧時到らば僧忍聽せよ、我れ比丘某甲の懺を受く、白すること是くの如し。

是くの如きの白を作し已りて受懺せよ。其の悔法は上に同じ。

一切僧同犯す卽ち僧中に懺悔する文

住處に於て說戒の時に當り、一切僧同犯す、而も同犯の者は相向つて懺悔することを得ず、既に說戒の時に臨む、復外に於て淸淨比丘を求むべからず、說戒の事重きが故に。衆 單白 を以て懺することを聽す、說戒を爲すことを得、應さに是くの如きの白を作すべし。

大德僧聽け、此の一切の衆僧罪を犯す、若し僧時到らば僧忍聽せよ、此の一切僧懺悔することを、白すること是くの如し。

是くの如き白を作し已りて、然る後に說戒せよ。

疑罪發露の文

一淸淨比丘の所に至り、偏露右肩にして革屣を脫し、僧足を禮し已りて右膝地に着け、合掌して自ら所犯の戒名を稱し、口に是の語を作せ。

大德憶念す、我れ某罪に於て疑を生ず、今大德に向つて說く、後に疑なき時を須つて、當さに如法に懺悔すべし。

一切僧同犯の罪疑あり僧中に於て發露する文

亦是れ說戒すべきの時疑罪發露すること、上の懺悔の法と同じ、當さに是くの如きの白を作す

應さに一清淨比丘の所に至り、偏露右肩にして、若し上座ならば、足を禮し、右膝地に着け、合掌して罪名を說き、是くの如きの言を作すべし。

長老一心に念ず、我れ某甲比丘、某甲の罪を犯す、今長老に從つて懺悔す、敢て覆藏せず、懺悔すれば則ち安樂なり、懺悔せざれば安樂ならず、犯して發露することを憶念し、知りて覆藏せず、長老、我が淸淨の戒身具足し、淸淨の布薩を憶せよ。

第二、第三も亦是くの如く說く、彼の受懺者應さに語りて言ふべし。

自ら汝の心を責めて厭離を生ぜよ。

卽ち答へて爾りと言へ。

二比丘の前に懺悔する文

應さに二の淸淨比丘の所に至り、一比丘を請うて對懺悔せよ。受懺者應さに先づ彼れに問ふべし、第二の比丘是くの如きの言を作せ。

長老聽け、我が比丘某甲懺悔す。

彼れ答へて言はく爾り。其の懺法は上に同じ。

三比丘の前に懺悔する文

應さに三淸淨比丘の所に至り、亦一比丘を請うて對懺悔せよ、餘は上の二人の法と同じ。

僧中に懺悔する文

應さに僧中に往き、偏露右肩にして革屣を脫し、僧足を禮し已りて、右膝地に着け、合掌して是くの如きの奇を白す。

大德僧聽け、我れ比丘某甲、某甲の罪を犯す、今僧に從ひ懺悔を乞ふ。

是くの如く三說す。僧中別に一人を請うて對懺悔す。淸淨比丘の所に至り、是くの如きの言を

大德僧聽け、比丘某甲、故らに爾所の長衣を畜へ、十日を過ぎて捨墮を犯す、此の衣已に捨て、僧に與ふ、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今此の衣を持つて某甲に與ふ、某甲當さに比丘某甲に還すべきことを、白すること是くの如し。大德僧聽け、比丘某甲、故らに爾所の長衣を畜へ、十日を過ぎて捨墮を犯す、此の衣已に捨てゝ僧に與ふ、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今此の衣を持つて某甲に與ふ、某甲當さに比丘某甲に還すべし、誰か諸の長老、僧此の衣を持つて某甲に與へ、某甲當さに比丘某甲に還すべきことを忍ずる者は默然せよ、誰か忍ぜざる者は說け、僧已に忍す、僧此の衣を持つて某甲に與ふ、某甲當さに比丘某甲に衣を還すべきこと竟る、僧忍して默然たるが故に、是の事是くの如く持つ。

三人二人一人の前に捨墮する文

若し三人二人一人の前に捨つるの法上に同じ、唯僧と稱せざるを異となす、三人二人一人の中に懺する法は、受懺者應さに邊人に語りて、然る後に受懺すべし、一人に對する者は、直爾に捨て已りて懺悔せよ。

三人二人の中受懺者邊人に語る文

長老聽け、我れ比丘某甲の懺悔を受く。

彼れ答へて言はく爾り。懺法は上の如し。

餘罪懺悔法

餘罪といふは、上二篇と及び尼薩耆を除き、自餘の波逸提、[四四]下二篇、偸蘭遮、突吉羅等なり。此の餘罪の中の、波逸提と提舍尼は、皆是れ對首悔なり、第五篇の罪は、皆是れ[四五]心悔なり。[四六]偸蘭遮罪の中、重き者は衆中悔、微なる者は對首なり、故に悔を致すの法階降同じからず。

一比丘に向つて懺悔する文

【四四】下二篇は、提舍尼、詳には波羅提々舍尼(Prati deśaniya)と衆學(Saikṣakaraṇi)の二つである。波羅夷、僧殘、捨墮、波逸提に、此の二と、これに七滅諍を加へて八種の罪に分ける。

【四五】心悔は心に獨りで悔ひ、口に其の意を表すること、衆中悔は僧中に懺悔すること、對首悔は、或便宜の人に對して懺悔を表することである。

【四六】偸蘭遮(Sthūlatyaya)と突吉羅(Duṣkrita)の二は、上の八種の以外の分類に屬するものである。

て、是くの如きの白を作す。

我れ比丘某甲、大德を請じて懺悔す。

懺受者は、應さに僧に白し已りて、然る後に受懺すべし。

受懺者の僧中に白する文

大德僧聽け、比丘某甲、故らに爾許の長衣を畜へ、十日を過ぎて捨墮を犯す、此の衣已に捨てゝ僧に與ふ、某甲の罪あり、今衆僧に從つて懺悔す、若し僧時到らば、僧忍聽せよ、我れ比丘某甲の懺悔を受くることを。白すること是くの如し。

某の、一人に對して僧中に懺悔する文

大德一心に念ず、我れ比丘某甲、故らに爾所の長衣を畜へ、十日を過ぎて捨墮を犯す、此の衣已に捨てゝ僧に與ふ、今某甲の罪あり、今大德に從つて懺悔す、敢て覆藏せず、懺悔すれば則ち安樂なり、懺悔せざれば安樂ならず、犯して發露することを憶念し、知りて敢て覆藏せず、大德我が淸淨の戒身具足と淸淨の布薩とを憶したまへ。

第二、第三も亦是くの如く說く、說き已りて、受懺者應さに語りて言ふべし、

自ら汝の心を責め、厭離を生ぜよ。

彼れ卽ち應さに答へて爾りと言ふべし。

僧此の比丘に衣を還す羯磨文

捨墮[四二]還衣の法、若し畜染ある者は、應さに宿を經て、方さに羯磨して還すべし。若し緣あらば、亦卽日羯磨を作すことを聽す。但し須らく別稱の人に轉付すべし、直ちに還すことを得ざれ。若し畜染なき者は、皆卽日還せ。今此の[四三]畜長は捨墮を犯す、衣を還せ、是れ經宿還羯磨文なり。

【四二】衣を還すとは、捨墮衣は、一旦之を僧中に捨てゝ、貪欲執着の念なきことを表すれば、僧は再び之をもとの所有者に還附するのである。僧は僧伽で、四人以上の比丘のことである。

【四三】畜長は、無用の衣、制限外の衣を畜へ置くことである。

僧已に比丘某甲に、隨覆藏羯磨を與ふ、此の比丘某甲、覆藏を行じ竟る、僧に從つて六夜摩那埵羯磨を乞ふ、僧已に比丘某甲に、六夜摩那埵羯磨を與ふ、此の比丘某甲、六夜摩那埵を行じ竟る、僧に從つて、出罪羯磨を乞ふ、僧今比丘某甲に出罪羯磨を與ふ、誰か諸の長老、僧比丘某甲に、出罪羯磨を與ふることを忍する者は默然せよ、誰か忍ぜざる者は說け、是れ初羯磨なり。

第二、第三も亦是くの如く說く。

僧已に、比丘某甲に、出罪羯磨を與ふることを忍じ竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

捨墮懺悔の法

此の第三篇は、[四二]尼薩耆波逸提の過なり、兩篇を犯すが故に、加ふるに折伏法を以てす、要は須らく僧中に捨つべし、若し住處の僧なければ、また三人二人一人の前に捨つることを得、但し別衆に捨つることを得ず、捨を成ぜず。

捨墮衣を持つて僧中に於て捨つる文

大德僧聽け、我れ比丘某甲、故らに爾許の長衣を畜へ、十日を過ぎて捨墮を犯す、今捨てゝ僧に與ふ。

第二、第三も亦是くの如く說く、捨て已りて、卽ち應さに僧中に懺悔すべし。

僧に從つて懺悔を乞ふ文

大德僧聽け、我れ比丘某甲、故らに爾許の長衣を畜へ、十日を過ぎて捨墮を犯す、此の衣已に捨てゝ僧に與ふ、某甲の罪あり、今衆僧に從つて懺悔す、願はくは僧、我れ比丘某甲の懺悔を聽したまへ、慈愍の故に。

第二、第三も亦是くの如く說く。僧中別に一人を請じ、對して懺悔し、清淨比丘の所に至り

【四二】尼薩耆波逸提（Naiḥsargikapāyattika）を捨墮と譯す、波逸提の中で、特に財物に關係のあるものを分けて一類としたのである。此の財物に關する貪欲の念から起つた罪で、懺悔の意を表すると共に、此の財物を捨てるから捨墮といふのである。墮は波逸提（Pāyattika）で、之を墮と譯すわけは、墮は貧と同じ、まけることで、犯罪は一種のまけである、故に墮は罪の異名である。是れより以下は輕罪である。

革屣を脱し、右膝地に着け、合掌して、是くの如きの言を白すべし。

大德僧聽け、我れ比丘某甲、某甲僧殘罪を犯して覆藏す、我れ比丘某甲、僧殘罪を犯して、覆藏日に隨つて、已に僧に從ひ、覆藏羯磨を乞ふ、僧已に我れに隨覆藏日羯磨を與ふ、我れ比丘某甲、覆藏を行じ竟る、僧に從ひ六夜摩那埵を乞ふ、僧已に我れに六夜摩那埵を與ふ、我れ比丘某甲、已に若干日を行じ、未だ若干日を行ぜず、大德に白して、我れ摩那埵を行ずることを知らしむ。三說す。

出罪羯磨を乞ふ文

大德僧聽け、我れ比丘某甲、某甲僧殘罪を犯して覆藏す、我れ比丘某甲、僧殘罪を犯して、覆藏日に隨つて、已に僧に從ひ、覆藏羯磨を乞ふ、僧已に我れに隨覆藏日羯磨を與ふ、我れ比丘某甲、覆藏を行じ竟る、僧に從つて六夜摩那埵を乞ふ、僧已に我れに六夜摩那埵を與ふ、我れ比丘某甲、六夜摩那埵を行じ竟る、今僧に從つて出罪羯磨を乞ふ、願はくは僧我れに出罪羯磨を與へよ、慈愍の故に。

第二、第三も亦是くの如く說く。

出罪羯磨の文

大德僧聽け、比丘某甲、某甲僧殘罪を犯して覆藏す、此の比丘某甲、僧殘罪を犯して、覆藏日に隨つて、已に僧に從ひ、覆藏羯磨を乞ふ、僧已に比丘某甲に隨覆藏日羯磨を與ふ、此の比丘某甲、已に覆藏日羯磨を行じ竟る、僧に從ひ、六夜摩那埵を乞ふ、僧已に比丘某甲に、六夜摩那埵を與ふ、此の比丘某甲、六夜摩那埵を行じ竟る、今僧に從ひ、出罪羯磨を乞ふ、若し僧時到らば、僧忍聽せよ、僧今比丘某甲に、出罪羯磨を與ふ、白すること是くの如し。大德僧聽け、比丘某甲、僧殘罪を犯して覆藏す、此の比丘某甲、僧殘罪を犯して、覆藏日に隨つて、已に僧に從ひ、覆藏羯磨を乞ふ、

三の最下あり、一には最も[三八]大比丘の下行、二には最下の臥具、三には最下の房舍を與ふ。三事ありて本の次に隨ふ、僧施物を得る時、自恣の時、行鉢[三九]の時なり。

乞[四〇]摩那埵羯磨を乞ふ文

大德僧聽け、我れ比丘某甲、某甲僧殘罪を犯して覆藏す、我れ比丘某甲、僧殘罪を犯し、覆藏日に隨ひ、已に僧に從つて覆藏羯磨を乞ふ、僧已に我れに覆藏日羯磨を與ふ、我れ比丘某甲、覆藏を行じ竟る、今僧に從つて六夜摩那埵を乞ふ、願はくは僧我れに六夜摩那埵を與へよ、慈愍の故に。

是くの如く三說す。

摩那埵羯磨を與ふる文

大德僧聽け、比丘某甲、某甲の僧殘罪を犯して覆藏す、此の比丘某甲、僧殘罪を犯し、覆藏日に隨つて、已に僧に從ひ、覆藏羯磨を乞ふ、僧已に比丘某甲に、隨覆藏日羯磨を與ふ。此の比丘某甲、覆藏を行じ竟る。今僧に從つて、六夜摩那埵を乞ふ、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今比丘某甲に六夜摩那埵を乞ふ、白すること是くの如し。大德僧聽け、比丘羯磨に、羯磨僧殘罪を犯して覆藏す、此の比丘羯磨に僧殘罪を犯し、覆藏日に隨つて、已に僧に從ひ覆藏羯磨を乞ふ、僧已に比丘某甲に隨覆藏日羯磨を與ふ。此の比丘某甲、覆藏を行じ竟る。僧に從つて六夜摩那埵を乞ふ、僧今比丘某甲に六夜摩那埵を與ふ、誰か諸の長老、僧比丘某甲に、六夜摩那埵を與ふることを忍する者は默然せよ、誰か忍せざる者は說け、是れ初羯磨なり。

第二、第三も亦是くの如く說く。

僧已に比丘某甲に、六夜摩那埵を與へ竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

佛言はく、摩那埵を行ずるの比丘も、亦如上の事を行ずることを聽す、摩那埵を行ずる者は、應さに常に僧中に在りて宿し、日々に白すべし、應さに是くの如く白すべし。偏露右肩にして

【三八】大比丘の下行は、坐の順序が比丘中の前下列といふこと。

【三九】行鉢は食事のことである。

【四〇】摩那埵（Mānatva）は意氣と譯す、六夜摩那埵といひ、六日夜の服役である、內容は別住と別なるにはあらず。

ひ、已に僧に從つて覆藏羯磨を乞ふ。若し僧時到らば、僧忍聽せよ、僧今比丘某甲に、隨覆藏日羯磨を與ふることを、白すること是くの如し。大德僧聽け、比丘某甲、某甲僧殘罪を犯して覆藏す、此の比丘某甲僧殘罪を犯し、覆藏日に隨つて、已に僧に從ひ覆藏羯磨を乞ふ、僧今比丘某甲に、隨覆藏日羯磨を與ふ、誰か諸の長老、僧、比丘某甲に、隨覆藏日羯磨を與ふることを忍するものは、默然せよ、誰か忍せざる者は說け、是れ初羯磨なり。

第二、第三も亦是くの如く說く。

僧已に比丘某甲に隨覆藏日羯磨を與へ竟る。僧忍して默然たるが故に、是の事是くの如く持つ。

覆藏を行ふ者は、應さに四法羯磨を修すべし是れ其の敎法なり。剋く宜しく之に遵つて心に在くべし。(三七)三十五事を奪ふ。是れは折伏の法なり、違ふことあるを得しむる勿れ。下は最も衆苦の事を執り、淸淨比丘に敬事す、是れ調伏の法なり、當さに一々順つて之を行ずべし。白等の八事は、是れ發露悔法なり、宜しく愧省を加ふべし、深く自ら慨責し、憶念して法によりて白すべし、闕失を容すこと勿れ。若し闕失して宿すれば、一々の事皆突吉羅罪を得。何等か八なる。餘寺に往いて白せず、客比丘の來るありて白せず、餘事ありて、界外に出でゝ白せず、寺內餘行の者白せず、病んで信を遣はして白せず、二三人共室に宿す、比丘なき處に在りて住す、半月半月說戒の時に白せず、是れを八事失夜と爲す。佛半月半月に說戒の時に白すること聽す、應さに是くの如く白すべし。彼れ覆藏を行ふ者、應さに僧中に至りて偏露右肩、革屣を脫し、右膝地に着け、合掌して、是くの如きの言を白す。

大德僧聽け、我れ比丘某甲、僧殘罪を犯して、覆藏日に隨つて、今僧に從ひ覆藏羯磨を乞ふ、僧已に我れに隨覆藏日羯磨を與ふ、我れ比丘某甲、已に若干日を行じ、未だ若干日を行ぜず、大德に白して、我れ覆藏を行ずることを知らしむ。

【三七】 三十五事のことは『四分律』の呵責犍度の下に詳細である。種々の使役に任ずるのが重なる役目である。例へば食處の灑掃、食時の給仕、浴室掃除等なり。

長老一心に念ず、我れ某甲、此の[33]鉢多羅應量器、今受持す、常用の故に。是くの如く三說す。

依止を請ふ文

大德一心に念ず、我れ某甲、大德を請じて依止の[34]阿闍梨となす、願はくは大德、我が爲めに依止の阿闍梨と作りたまへ、我れ大德に依るが故に、如法に住することを得ん、慈愍の故に。是くの如く三說す、師應さに語りて言ふべし、放逸なること莫れ。若しは好しと言ひ、若しは去れと言はゞ、彼れ答へて爾りと言へ。

除罪法第三

僧殘罪を懺する法

此の[35]第二篇は、其の罪既に重し。故に須らく衆悔を經、調伏法を行じ、以て其の壞を對すべし。然るに調伏の法、要するに二あり、一には治過、二には治罪の故に。初めに[36]覆藏羯磨法なり、治過にして治罪にあらざるが故に。覆藏羯磨を乞ふ時は、先づ覆藏突吉羅罪を懺し、後に方さに覆藏羯磨治法と六夜出罪を與ふ。此の二は是れ治罪法なり、正しく僧殘を懺するが故に。故に覆藏ある者は三種の羯磨を備へ、覆藏なき者は、唯六夜出罪を與ふ。

覆藏羯磨を乞ふ文

大德僧聽け、我れ比丘某甲、某甲の僧殘罪を犯して覆藏す、我れ比丘某甲、僧殘罪を犯し、覆藏日に隨ひ、今僧に從つて覆藏羯磨を乞ふ、願はくは僧、我れに隨覆藏日羯磨を與へよ、慈愍の故に。是くの如く三說す。

覆藏羯磨を與ふる文

大德僧聽け、比丘某甲、某甲僧殘罪を犯して覆藏す、此の比丘某甲、僧殘罪を犯し、覆藏日に隨

【三三】鉢多羅はパートラ(pātra)で、鉢である、應量器は譯して言ふのである。

【三四】阿闍梨(Ācārya)は軌範師と譯す、今の師である。

【三五】第二篇といふのは、波羅夷を第一篇とし、次ぎが此の僧殘である。波羅夷に次ぐ重罪であるから、此の僧殘以上を、總じて重罪と言つて居るのである。

【三六】覆藏とは、此の僧殘を犯して、之をかくすことである。これは覆藏の日數に應じて、衆と別居して謹愼を命ぜられるので、之を別住といひ、覆藏せし日數だけ別住を命ぜられるのである。故に隨覆藏日といふのである。

答へて言はく能くす。
善男子、諦に聽け、如來無所著等正覺四依の法を說きたまふ。比丘是れに依りて出家す。[二八]糞掃衣に依る、是れ比丘出家人の法なり、是の中に盡形壽能く持つや不や。答へて言はく能くす。
若し長利を得れば、檀越施衣、[二九]割壞衣受くることを得、乞食に依る、是れ比丘出家人の法なり、是の中に盡形壽能く持つや不や。答へて言はく能くす。
若し長利を得れば、[三〇]僧差食、若しは檀越送食・月八日食・十五日食・月初日食・衆僧常食・檀越請食も受くることを得。樹下に依りて坐す、是れ比丘出家人の法なり、是の中に盡形壽能く持つや不や。答へて言はく能くす。
若し長利を得れば、別房尖頭屋、小房石室、兩房一戶受くることを得。腐爛藥に依る、是れ比丘出家人の法なり、是の中に盡形壽能く持つや不や。答へて言はく能くす。
若し長利を得れば、酥油、[三一]石蜜受くることを得。汝已に受戒し竟る。[三二]白四羯磨如法に成就し、好處所を得たり、和上如法なり、阿闍梨如法なり、衆僧具足す、當さに善く教法を受くべし、應さに勸化して福を作し、塔を治め、衆僧を供養し、和上阿闍梨一切如法の教、違逆することを得ざれ。應さに學問坐禪誦經して方便を勤求せば。佛法の中に於て、須陀洹果・斯陀含果・阿那含果・阿羅漢果を得べし。汝始めて發心出家す、功唐捐ならず、果報絕えず。餘の未だ知らざる所は、當さに和上、阿闍梨に問ふべし。
應さに受戒せしめば、前に在りて去らしむべし。

衣鉢を受くる文

長老一心に念ず、我れ某甲、此の僧伽梨若干條割截して成る、今受持して離宿せず。
是くの如く三說す、餘の衣も亦爾り。

【二八】糞掃は、人の捨てたもの丶種類、それを拾ひ聚め、洗濯して之を衣に縫ふのも糞掃といふのである。
【二九】割壞衣、或は割截衣は、今の袈裟の如く、細かに切つて縫ひし類のものである。
【三〇】僧差食は、僧から指定されて行つて、供養を受けるのである。
【三一】石蜜は、今の砂糖のこと。
【三二】白四羯磨といふのは、一白三羯磨とも言ひ、最初に白あり、後に羯磨文の讀み上げが三回である。

丈夫に是くの如き病あり、癩癰疽白癩疥瘡癲狂なり、汝是くの如き諸病なきや不や。

若し無しと言はゞ、應さに白四羯磨を作すべし。

善男子、諦に聽け、[二二]如來無所著等正覺は四波羅夷法を說きたまふ、若し比丘一々の法を犯さば、沙門に非ず、釋種子に非ず。[二三]汝一切婬を犯して不淨行を作すことを得ず、若し比丘不淨行を犯し、婬欲の法を受け、乃至畜生と共にするまで、沙門に非ず、釋種子に非ず、折石は破れて還た合すべからざるが如し。是の中に盡形壽犯すことを得ず、能く持つや不や。答へて言はく能くす。

一切[二四]盜することを得ず、乃し草葉に至る。若し比丘、人の五錢、若しは過五錢を盜み、若しは自ら取り、若しは人を教へて取らしめ、若しは自ら斫り、人を教へて斫らしめ、若しは自ら破り、人を教へて破らしめ、若しは自ら燒き、人を教へて燒かしめ、若しは埋め、若しは色を壞するは、沙門に非ず釋種子に非ず、猶ほ頭を截れば、復還た活きざるが如し。汝是の中に、盡形壽犯すことを得ず、能く持つや不や。答へて言はく能くす。

[二五]一切故らに衆生の命を斷ずることを得ず、乃し蟻子に至る。若し比丘故らに自手人命を斷じ、刀を持つて人に授與し、死を教へ、死を讃し、死を勸め、人に非藥を與へ、若しは墮胎し、若しは厭禱して殺し、自ら方便を作し、若しは人を教へて作さしむるは、沙門にあらず、釋種子に非ず、猶ほ多羅樹の心の斷じて、復生ぜざるが如し。汝是の中に、盡形壽犯すことを得ず、能く持つや不や。

答へて言はく能くす。

[二六]一切妄語することを得ず、乃し戯笑に至る。若し比丘、不眞實にして已れが有にあらざるに、[二七]自ら稱して聖人法を得たり、禪を得たり、定を得たり、四空定を得たり、須陀洹果・斯陀含果・阿那含果・阿羅漢果を得たりと言ひ、天來り、龍來り、鬼神來りて我れを供養すと言はゞ、沙門に非ず釋種子に非ず、針鼻の破れて、復用ひざるが如し。汝是の中に盡形壽犯すことを得ず、能く持つや不や。

【二二】如來無所著等正覺(Tatagata Arhat samyak sambodhi)は佛の十號の內である。無所著といふ譯は古い譯語であることを證する。

【二三】婬戒。

【二四】盜戒、五錢以上と定めたのは、當時印度の法律で、五錢已上が重罪であつたから之に準じたものだといふことである。

【二五】殺戒。

【二六】妄語戒。

【二七】修行の結果、或程度の價値を示し、其の德を誇張して世の供養を貪らんとするのである。

に是くの如く白すべし。
大德僧聽け、是の某甲、和上某甲に從つて具足戒を受けんことを求む、若し僧時到らば僧忍聽せよ、我が問ひ已る、將來を聽さんことを、白すること是くの如し。
教授師受戒人を喚んで言はく、汝來れと。來り已りて爲めに衣鉢を捉り、戒師のために敎へて僧足を禮せしめ、已りて戒師の前に在り、長跪合掌す。教授師應さに敎へて戒を乞ひ、是くの如く白すべし。
大德僧聽け、我れ某甲、和上某甲に從つて具足戒を受けんことを求む、我れ某甲今僧に從つて具足戒を受けんことを乞ふ、和上某甲、願はくは僧をして我れを濟度せしめたまへ、慈愍の故に。
第二、第三も亦是くの如し。說戒師應さに白を作すべし。
大德僧聽け、是の某甲、和上某甲に從つて具足戒を受けんことを求む、此の某甲、今衆僧に從つて具足戒を受けんことを乞ふ、和上某甲、若し僧時到らば、僧忍聽せよ、我れ諸難事を問ふことを、白すること是くの如し。
是の白を作し已りて、應さに問うて言ふべし。
善男子聽け、今は是れ眞誠の時、實語の時なり、我れ今汝に問はん、當さに實に隨つて答ふべし。汝邊罪を犯さゞるや不や。汝淨戒の尼を犯さゞるや不や、汝賊心受戒せざるや不や、汝內外道を破せざるや不や。汝黃門にあらざるや不や。汝父を殺さゞるや不や。汝母を殺さゞるや不や。汝阿羅漢を殺さゞるや不や。汝僧を破せざるや不や。汝惡心にて、佛身より血を出さゞるや不や。汝は非人にあらざるや不や。汝は畜生にあらざるや不や。汝は二根にあらざるや不や。汝の字は何等ぞ。和上の字は誰ぞ。年二十に滿つるや未だしや。三衣鉢具するや不や。父母汝に聽すや不や。汝負債せざるや不や。汝は奴にあらざるや不や。汝は官人にあらざるや不や。汝は是れ丈夫なるや不や。

隔が、手を伸ばして屆くほどにするのである。

若し能くする者あり、答へて我れ能くすと言はゞ、戒師即ち應さに白を作すべし。

敎授師を差す法

大德僧聽け、是の某甲、和上某甲に從つて具足戒を受けんことを求む、若し僧時到らば僧忍聽せよ、某甲を敎授師と作すことを、白すること是くの如し。

敎授師、應さに受戒人の所に往き、問うて言ふべし。此の[15]安陀會・欝多羅僧・僧伽梨、是の衣鉢は、汝の有なりや不や。

答へて言はく是なり。應さに語りて言ふべし。

善男子、諦かに聽け、今は是れ眞誠の時、實語の時なり、實ならば當さに實なりと言ふべし、不實ならば、當さに不實なりと言ふべし。汝[16]邊罪を犯さゞるや不や。汝比丘尼を犯さゞるや不や。汝[17]賊心受戒せざるや不や。汝[18]内外道を破せざるや不や。汝黄門にあらざるや不や。汝父を殺さゞるや不や。汝母を殺さざるや不や。汝阿羅漢を殺さゞるや不や。汝僧を破せざるや不や。汝惡心にて佛身より血を出さゞるや不や。汝非人にあらざるや不や。汝畜生にあらざるや不や。汝[19]二根にあらざるや不や。汝の字は何等ぞ。和上の字は誰ぞ。年二十に滿つるや未だしや。三衣鉢具するや不や。父母汝に聽すや不や。汝[20]負債せざるや不や。汝は奴にあらざるや不や。汝は官人にあらざるや不や。汝は是れ丈夫なるや不や。丈夫に是くの如きの病あり、癩癰疽白癩疔 痟癲狂 病なり、汝是くの如きの諸病なきや不や。

答へて言はく無し。應さに語つて言ふべし。

我れ今汝に問ふが如く、僧中亦當さに是くの如く汝に問ふべし。汝向者我れに答ふるが如く、僧中にても亦是くの如く答ふべし。

敎授師是くの如く問ひ已り、僧中に還りて、常の威儀の如く、[21]舒手及僧處に至りて立ち、應さ

【一五】 安陀會(Antarvāsa)は五條衣、欝多羅僧 (Uttarā-saṃgha)七條、僧伽梨(Saṃ-ghāṭi)は九條である。合して之を三衣といふ。

【一六】 邊罪は婬盜殺妄の四重罪のこと、一旦四重を犯せば、滅擯して出家の資格を失ひ、教團外に追放せらる、其の追放者の復歸ではないかといふのが、邊罪を犯さゞるやといふのである。之より以後十三難事と十遮を問ふのである。

【一七】 賊心受戒といふのは、外道が利養を貪る爲めに、僞りて佛教内に入りこむのである。

【一八】 内外道を破すとは、外道より佛教に轉じ、また外道となり、再び佛教に還り來るといふ、精神不足のものである。

【一九】 二根までが十三難である、自稱名字以下を十遮といふのである。

【二〇】 負債・官人・奴婢などを嫌ふのは、出家後、之がために煩ひを受け、貸主より捕へられたり、政府から責められたり、故主から訴へられたりして、大に佛教の面目を汚し、教團の煩ひを爲すのを厭ふのである。

【二一】 舒手及といふのは、並んでる僧侶達の前後左右の間

盡形壽盜することを得ず、是れ沙彌戒なり、能く持つや不や。答へて言はく能くす。

盡形壽婬することを得ず、是れ沙彌戒なり、能く持つや不や。答へて言はく能くす。

盡形壽〔九〕塗身することを得ず、是れ沙彌戒なり、能く持つや不や。答へて言はく能くす。

*盡形壽歌舞倡伎し、及び故らに往いて觀聽することを得ず、是れ沙彌戒なり、能く持つや不や。答へて言はく能くす。

〔一〇〕盡形壽高廣大牀の上に坐することを得ず、是れ沙彌戒なり、能く持つや不や。答へて言はく能くす。

盡形壽〔一一〕非時食することを得ず、是れ沙彌戒なり、能く持つや不や。答へて言はく能くす。

盡形壽生像金銀寶物を捉持することを得ず、是れ沙彌戒なり、能く持つや不や。答へて言はく能くす。

〔三〕此れは是れ沙彌の十戒なり、盡形壽犯すことを得ず、能く持つや不や。答へて言はく能くす。

汝已に受戒し竟る。當さに三寶、佛寶・法寶・僧寶を供養し、勸めて三業を修し、坐禪誦經して、勸めて衆事を作すべし。

大戒を受くるの法に和上を請ずる文

大德一心に念ず、我れ某甲大德を請じて和上と爲す、願はくは大德、我が爲め〔一三〕和上と作りたまへ。我れ大德に依るが故に、具足戒を受くることを得、慈愍の故に。

第二、第三も亦是くの如く說く。和上應さに好しと言ひ、若しは爾る可しと言ふべし。爾の時衆僧應さに具足を受けんと欲するものを、〔一四〕離聞處、著見處に安んじ已るべし。戒師應さに問うて言ふべし。

衆中誰か能く某甲の爲めに敎授師と作る。

【九】塗身は、香油等を身に塗ることである、之を香油塗身戒といふ。これが歌舞觀聽戒。

＊これが歌舞觀聽戒。

【一〇】高廣大牀戒。

【一一】非時食とは、日の天に中する、日中後、即ち午後の食は非時食といひ、出家人は、必ず午前に食事を取るのである。

【一二】捉金銀寶戒、生像といふのは貨幣のことである。

【一三】和上は和尙といふも同じ、梵語のウパーヂャー(upadhyā)である。親敎師を譯して居る。

【一四】離聞處は、敎授師以外の人には、聲の屆かないところ、著見處といふのは、誰からも見える所で、祕密の所へ隱匿してはならないのである。

ことを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。」

受戒法第二

沙彌を度する法

若し僧伽藍の中に在りて剃髮せんと欲せば、當さに一切の僧に白すべし。若し和合せざれば、房々に語りて、知己をして剃髮を與へしめよ。若し和合すれば、當さに白を作すべし、白已りて然る後に剃髮せよ、當さに是くの如く白すべし。

大德僧聽け、此の某甲、某甲の剃髮を求めんと欲す、若し僧時到らば僧忍聽せよ、某甲に剃髮を與ふることを、白すること是くの如し。

若し僧伽藍の中にて、度して出家せしめんと欲せば、當さに一切の僧に白すべし、白已りて然る後に出家を與ふることを聽せ、當さに是くの如く白すべし。

大德僧聽け、此の某甲、某甲に從つて出家を求む、若し僧時到らば僧忍聽せよ、某甲に出家を與ふることを、白すること是くの如し。

是くの如く白を作し已りて出家し、敎へて袈裟を著けしめ、偏露右肩にして革屣を脱し、右膝地に著けて合掌し、敎へて是くの如きの言を作さしむ。

我れ某甲、歸依佛・歸依法・歸依僧、佛に隨つて出家し、某甲を和上となす、如來至眞等正覺は、是れ我が世尊なり。是くの如く三說す。

我れ某甲、歸依佛竟・歸依法竟・歸依僧竟、佛に隨つて出家すること竟る。某甲を和上と爲す、如來至眞等正覺は、是れ我等の世尊なり。是くの如く三說す。

盡形壽殺生することを得ず、是れ沙彌戒なり、能く持つや不や。答へて言はく能くす。

養を結することを、白すること是くの如し。大德僧聽け、所說の界相の如き、今僧此處彼處に於て、同一說戒、同一利養を結す、誰か諸の長老、僧此處彼處に於て、同一說戒同一利養結界を忍する者は默然せよ、誰か忍せざる者は說け、僧已に此處彼處に於て、同一說戒同一利養結界を忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

同一說戒別利養を結する羯磨文

亦先づ彼此各本界を解き、然る後兩住處通じて標相を竪て、合して一界と爲し、僧盡く一處に集まり、羯磨を作して之を結す。

大德僧聽け、所說の界方相の如き、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今此の處に於て、同一說戒、別利養を結することを、白すること是くの如し。大德僧聽け、所說の界方相の如き、僧今此の處に於て、同一說戒、別利養を結す、誰か諸の長老、此の四方相內に於て、同一說戒、別利養を結することを忍する者は默然せよ、誰か忍せざる者は說け。僧已に此の四方相內に於て、同一說戒、別利養を結し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

若し二の住處、先きに共に同說戒同利養、或は同說戒別利養なるに、後に還々別にせんと欲せば、應さに先づ界を解き、後各自に界相を唱へ、舊に依りて別結すべし。

別說戒同一利養を結する羯磨文

大德僧聽け、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今彼此の住處に於て、別說戒、同一利養を結することを、住處を守護するが爲めの故に、白すること是くの如し。大德僧聽け、僧今彼の住處に於て、別說戒、同一利養を結す、住處を守護するが爲めの故に。誰か諸の長老、此彼の住處に於て、別說戒同一利養を結す、住處を守護するが爲めの故なることを忍せよ、僧忍する者は默然せよ、誰か忍せざる者は說け、僧已に此彼の住處に於て、別說戒同一利養を結す、住處を守護するが爲めなる

集まると言ふ。

小界を解く羯磨文

大德僧聽け、今爾許の比丘の集まるあり、若し僧時到らば僧忍聽せよ、此の處の小界を解くことを、白すること是くの如し。大德僧聽け、今爾許の比丘の集まるあり、此の處の小界を解く、誰か諸の長老、僧此の處の小界を解くことを忍するものは默然せよ、誰か忍せざるものは說け、僧已に此の處の小界を解くことを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

小界を結して自恣する法

非村阿蘭若道路を行いて自恣せんと欲す、同意にあらざれば和合自恣することを得ず、應さに同師の親友と、異處に小界を結して自恣すべし、此れ是の人の坐已に滿ず、界唱和することを須ひず。

大德僧聽け、諸の比丘坐處已に滿ず、是くの如き比丘の坐處を齊る、若し僧時到らば、僧忍聽せよ、僧此の處に於て、小界を結することを、白すること是くの如し。大德僧聽け、是くの如き比丘の坐處を齊り、僧此の處に於て小界を結す、誰か諸の長老、是くの如き比丘の坐處を齊り、僧中に於て小界を結することを忍するものは默然せよ、誰か忍せざる者は說け、僧已に是くの如き比丘の坐處を齊り、小界を結することを忍し竟る、僧忍して默然するが故に是の事是くの如く持つ。

同一說戒同一利養を結する羯磨文

若し二の住處彼此各別ならんに、今共に合して同一說戒同一利養を欲せば、先づ彼此各本界を解き、然る後兩住通じて標相を竪て、合して一界と爲し、僧盡く一處に集まり、羯磨結界せよ。

大德僧聽け、所說の界相の如き、若し僧時到らば僧忍聽せよ、此處彼處に於て、同一說戒同一利

【八】自恣といふのは、安居の後、安居中になせし行爲に就いて、或は違律非法のことがなかつたか否やを、他人に指摘してもらひ、若しそれが違律であつたことが明であれば、直ちに懺悔するのである。

同一住處に同一說戒し、不失衣界を結し、村と村の外界とを除くことを忍する者は默然せよ、誰か忍せざるものは說け、僧已に同一住處に同一說戒し、不失衣界を結し、村と村の外界とを除くことを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

不失衣界を解く羯磨文

大界と不失衣界は、既に是れ一處に結するが故に、前後[六]結を解くに、互易不同なり、若し解かんと欲すれば、應に先づ不失衣界を解き、却つて大界を解くべし。

大德僧聽け、此の住處の比丘、同一住處に同一說戒す、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今不失衣界を解く、白すること是くの如し。大德僧聽け、此の住處の比丘、同一住處に同一說戒す、僧今不失衣界を解く、誰か諸の長老、僧同一住處に同一說戒す、不失衣界を解くことを忍するものは默然せよ、誰か忍せざるものは說け、僧已に同一住處に同一說戒す、不失衣界を解くことを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

小界を結する羯磨文

若し布薩の日、諸の比丘村野[七]路中に行き、說戒せんと欲するも衆多集まり難し、和合することを得ず、同師の善友智識に隨ひ、道を下りて別に一處に集まり、小界を結して說戒し、唱和することを須ひず、數人結するが故に。

大德僧聽け、今爾許の比丘ありて集まる。若し僧到らば僧忍聽せよ、小界を結することを、白すること是くの如し。大德僧聽け、今爾許の比丘の集まるありて小界を結す、誰か諸の長老、爾許の比丘集まりて小界を結することを忍するものは默然せよ、誰か忍せざる者は說け。僧已に爾許の比丘の集まりて小界を結することを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

四人ならば四人と言ひ、五人ならば五人と言ふ等亦是くの如し、數を定めざるが故に爾許の比丘

【六】結界を解くには、不失衣界を先づ解き、それから大界を解くのである。

【七】道路を行く途中で、說戒の日に相當する時には、其の同行の人と共に、そこに臨時の小界を結して說戒するといふのである。

大德僧聽け、此の住處の比丘某甲、四方大界相を唱ふ、若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧今此の四方相內に於て大界を結し、同一住處に同一說戒することを、白すること是くの如し。大德僧聽け、此の住處の比丘某甲、四方大界相を唱ふ、僧今此の四方相內に於て大界を結し、同一住處に同一說戒す、誰か諸の長老、僧此の四方相內に於て大界を結し、同一住處に同一說戒することを忍するものは默然せよ、誰か忍せざるものは說け、僧已に、此の四方相內に於て大界を結し、同一住處に同一說戒することを忍す、大界を結し竟る、僧忍して默然するが故に、是の時是くの如く持つ。

大界戒場を解く羯磨文

此の一羯磨は、通じて二界を解くが故に、羯磨文の中に、但解界といひ、名に偏局なき、其の致さゞるあり、現作法に任ずる時の隨事の所稱の解戒場は、唯同住同說戒を除くを異と爲す。

大德僧聽け、今此の住處の比丘、同一住處に同一說戒す、若し僧時到らば、僧解界を忍聽せよ、白すること是くの如し。大德僧聽け、此の住處の比丘、同一住處に同一說戒す、今解界す、誰か諸の長老、僧同一住處に同一說戒す、解界するを忍する者は默然せよ、誰か忍せざる者は說け、僧已に、同一住處に同一說戒を解界するを忍し竟る、僧忍して默然するが故に、是の事是くの如く持つ。

不失衣界を結する羯磨文

不失衣界は、大界相に依りて結す、別の異相なきが故に。文言還た此の住處を稱ふるに、若し村あれば村を除き、村なければ、村を除いて村外の界と唱ふることを須ひず。

大德僧聽け、此の住處の同一住處に同一說戒す、若し僧到らば僧忍聽せよ、僧今不失衣界を結することを、村と村外の界とを除く、白すること是くの如し。大德僧聽け、此の住處の、同一住處に同一說戒す、僧今[五]不失衣界を結す、村と村の外界とを除く、誰か諸の長老、僧此の住處の、

過ぎると、それは失衣となり、取り上げられるわけになる。

【五】 不失衣界を結すれば、其の範圍內では、離衣しても失衣しない、但し結界內に俗人の住んでる村があれば、そこは不失衣界に入れることが許されないのである。出家人は、俗家に衣を置くことが出來ないのである。村內は勿論、村の境界をなす外側と外の外界と言つたのである。

羯磨　曇無德律に出づ

曹魏安息沙門曇諦譯

結界法第一

凡そ諸の羯磨の作法は、應さに先づ白すべし。未受具者は出で、不來の比丘は、欲及び淸淨を說く。僧今和合して何んが作爲する所ぞ、僧中一人の隨事答へて言はく、某甲羯磨す、結界を除いて受欲の法なきが故にと。又結法は、二界相接することを得ず、應さに中間を留むべし。亦駛流水を隔てゝ結することを得ず、常に橋梁あるを除く。若し大界內に戒場を安んぜば、先づ戒場の四方相を竪て竟れ。外に於ては下相去ること一肘に至り、大界の內相を竪てる、外は近遠に隨つて、亦四方相を竪てる。一舊住の比丘をして、其の方相を、衆中に唱へしめよ。羯磨に堪能なるものを差して結せよ。應さに先づ大界を結し、後に戒場を結すべし。如し大界相を唱へんと欲せば、先づ外相の東南角より起り、四方一周し、又內相を唱ふべし。亦一周して言ふべし、彼れを外相と爲し、是れを內相と爲す、是れ大界の內外相一周なりと、是くの如く三たび唱ふ。若し內に戒場なければ、直ちに外相を唱へ、大小界法を結し、僧應さに盡く集まるべし、受欲することを得ざれ、受欲する者は相を知らざるが故に、失衣して夏を破るが故に。

凡そ欲を說くに三種あり、一には說戒の時に與欲淸淨す、二には自恣の時に與欲自恣す、三には自餘の羯磨に、但與欲すと言ふ。

大界を結する羯磨文

【一】結界といふのは種々の作法儀式を行ふにつき、其の僧衆の集まる場所を中心として、四方に境界を定めるのである。之に大界と小界とあり、大界は、其の範圍內に住して居る僧侶を一つとし、此の結界內のものは、皆集まり來り、布薩を行ふ時などに、同一說戒のものであることを證するのである。但し此の結界內の僧侶が、何時も皆悉く集まつて來るわけではなく、小數の時のことも少くないから、そこで小さい結界をするといふことが起り、それが所謂大界と小界の別の起つた所以である。

【二】羯磨は律宗ではコンマと訓みつけて居るけれども、天台などの律では、之をカツマと訓んで居るのである。

【三】受欲といふのは、與欲を受けることである。與欲といふのは、事情があつて、其の羯磨の席へ出ることが出來ない、其の時には、人に托して其のことを告知するのである。

【四】失衣といふのは、比丘、比丘尼は、常に三衣を離すことの出來ないものである、然し一定の結界內では許されるので、許されないところで離衣して居れば、一定の時刻を

である。全體支那に律の始めて傳はつたのは、魏の曇柯迦羅(Dharmakala)に起るといふことになつて居るが、此の曇柯迦羅は元來『僧祇律』の戒本を出したのだとなつて居るが、曇諦は、略ぼ曇柯迦羅と同時の人である。曇柯迦羅が、後世になつて支那律宗の祖と稱せられて居る所以のものは、單に『僧祇』の戒本を傳へて、律といふものを支那に紹介したといふ爲めではなく、支那で始めて、『四分』の羯磨による受戒を行つたといふことにあるのである。何となれば、支那の戒律は、たとひ『十誦』、『僧祇』等、可なり一時行はれて居つたものであるとは言へ、事實受戒は全く曇柯迦羅以來『四分』で行はれ、後世には專ら『四分律』が研究としても專ら行はれたのであるから、支那の律と言へば、『四分律』だと一口に言はれる樣になつて居るのであるから、『四分』の羯磨による受戒の祖卽ち支那律宗の祖といふことになつたわけである。然し曇柯迦羅は、既に『僧祇』の戒本を傳へた人で、傳記の上には『四分』を傳へたことは見えないのであるから、恐らくは此の時に用ひた『四分羯磨』といふのは、此の曇諦譯の出來た時に出されて居るといふのであるから、曇柯迦羅は、或は此の曇諦の『羯磨』を用ひたのではなかつたかとも想像されて居るのである。

此の『四分』の羯磨か、傳によると、曇諦と同じ魏の時に支那に來たと言はるる、康僧鎧の『四分雜羯磨』といふのが一卷ある。然し是れは果して康僧鎧の譯か否やは甚だ疑はしいもので、之を此の曇諦本と比較をすると、殆んど內容に於て全く一致するもので、其の文章が此の曇諦本よりは流暢で解し易くなつて居ると言ふことゝ、幾分簡明になつて居るといふことの相違があるだけである。殊に卷末の比丘尼羯磨が終つてから、なほ其の後に、此の曇諦本には、參考的な附加部分があつて、これは全く後代になつて添附されしものと思はれるが、これは康僧鎧本にはない。蓋し康僧鎧本は、曇諦本の修治本かも知れない。曇諦本の末尾に附加部分があるといふことは、比丘、比丘尼の二部羯磨が終了して、「羯磨一卷」として終つたあとへ、また種々の戒律上の法類的名目やら、羯磨の種類の說明やら、甚しきは、『十誦』『僧祇』などの異說の比較などを出してあるところはどうして此の部分が曇諦に關係のあるものとは推察は出來ないものである。

昭和六年七月十日

譯者　境野黃洋　識

羯磨解題

律と一言に言へば、それは『十誦律』とか、『僧祇律』、『四分律』、『五分律』と言つた、大部のものであるが、此の大部の律、卽ち廣律と稱するものは、律の條目、其の律目の制定せられし事情卽ち因緣と稱するもの、それに條目の解釋、それから之を犯すことによる罪の種類、丼びに犯罪に伴ふ懺悔の方法、斯ういふ種類のことの全部を含んで居るものである。然るに律は理論の研究に資するものではなく、實際の適用に切なるものであるから、一々此の廣律により、條目を捜索するが如きは煩に堪へないところであるから、便宜上其の條目だけを拔き出して、一目瞭然たらしむるものが編せられた、それが卽ち戒本である。尤も律其のものの發達の順序から言へば、寧ろ戒本の樣な、所謂波羅提木叉（Pratimokṣa）と稱する條目が本で、之に因緣や解釋が、あとから增加せられて廣律が出來たものと見らるゝでもあらうから、單に戒本は、廣律から條目を拔き出したものと言ふのは、當らないかも知れない。然し此の戒本には、梵本より譯せられしものと、支那で編せられしものとの二種あり、其の支那で出來たものは、少くとも廣律の譯が出來てから、便宜上拔き出したものである。此の戒本と相對して、實際上の便宜のために、廣律から拔き出されしものに羯磨がある。羯磨は作業と譯せらるゝカルマ（Karma）の音譯であるが、これは律文の上で、實際に行はるゝ儀式用の受戒法とか懺悔法とか、安居、自恣と言つた樣な時に入用の部分や、或は讀み上げる文を集めたものである。故に律と大きく言へば、形の上では、廣律と戒本と羯磨の三種ありといふことになる。尤も此の戒本と羯磨とは、大體廣律の中に存するものではあるのである。

羯磨にも梵本から譯されたものと、支那で廣律により、編述したものとの二種あるが、こゝに譯した所のものは、世に曇諦譯と言ひ傳へられて居るもので、支那に於ける『四分律』の羯磨として出されし最初のものだといふことになつて居る。曇諦或は曇帝（Dharmasatya）とも書かれて居るが、安息卽ち今の波斯地方の人だといふことになつて居るが、其の傳記の如きも、全く不明である。僅に『高僧傳』に、「又有安息國沙門曇帝、亦善律學、以魏正元之中、來遊雒陽、出曇無德羯磨」とあるのが、曇諦に關する傳說の全體である。そうしてこゝに『曇無德羯磨』とあるのが、此の『羯磨』だといふの

自と他と二人と及び非二となり
(21)了義能く明了の德を顯はす
此人圓滿にして佛の所讃なり
(22)此等の義に於て心に決了し
此人、律に於て則ち明了なり

能く所作の沙門淨を解せよ。
謂はく五の五十尊師德なり
毘那耶師德相應たり。
文を讀誦するに由りて師に事行せんに
佛は「此人、他に依らず」と說きたまへり』。

律[一九四]二十二明了論一卷

【一九四】宋・元・宮本には律二十二の四字なく、明本には一卷の二字なし。

殘食法を作さんに十種あり　各各能く解して彼方を行ぜよ。
(11) 能く七種の失受因　及び三の觸動は未だ食を受けざるなりと解し
五種非成食　及び四摩の失に五種あるを了別せよ。
(12) 七日・有難・隨意行に　善く三種九品類あるを解し
五は能く夏住を成ずるの因なるを解し　及び夏住の八種難を解せよ。
(13) 白四等の五羯磨に於て　功德及び過失を了別し
遮の四種學處中に於て　善く爲に立戒したまへる佛意を解せよ。
(14) 善く鉢と衣との三種量と　傳傳と受持と及び依願と
鉢と衣との量を二處に決せんに　如時と如罪との間隔の方を解せよ。
(15) 是處方便及び物主と　財物とは能く尼薩耆を成ず
此の如く一切は次第の如くに　能く三十所學處を解せよ。
(16) 善く能く八尊法を了別し　正教の相、次第の方を解し
宿住等の四地の中に於て　方と及び五依羯磨とを解せよ。」
(17) 善く至得五種類を解し　過毗尼に五門あることを解し
入及び界に依りての所生の罪は　世間の決判する所の如しと解せよ。
(18) 八種の抜迦絺那と　及び迦絺那の五功德とを解し
善く二守と得戒せざる　二十人と及び十の依の謝とを解せよ。
(19) 善く二守の、惡觸を防ぐを解し　四羯磨及び依寂を了し
能く四布薩業を分別し　智人能く五自恣を了す。
(20) 沙門の生共と傳とを了別し　及び沙門の五種淨を解し

庶くは文を披かん者、其起盡を見るべきなり。

(1)『毘曇毘尼の文所顯の
諸佛の所讚にして三學を修して
(2)八戒護と九十六
二十一千を倍せる福河に
(3)戒の五相九毘尼を解し
七罪聚五布薩を解し
(4)能く善く罪の三角を揀擇し
自性と立制との所有戒は
(5)二部所作業を了別し
小・隨小・非小戒を解し
(6)善く從罪三上起と
立戒と緣起との滅・長等は
(7)罪及び非罪は佛の所說なり
善く一々に罪と非罪と
(8)善く棄捨の四種類を解し
律中の四種罪を分別し
(9)七依他に於て圓德を得
善く五種不實語を解し
(10)能く四種の受命緣を解し

戒及び護と相應せん人は
他面を看ざるなり、我當に說くべし。
分別差別の義と相應することを明す
善法の水を流して汚を洗除す。
罪の五部八緣起を解し
四種失及び四得を解せよ。
想・眞實にて學處を立つるを解し
理の如く分別して能く解說せよ。
破・非破類及び時を解し
入家正行の方を了別せよ。
及び三の、罪を顯示し說くの方を解せよ
文に依りて善く能く分別して廣し。
律・毗曇の所判の如くに
及び上起罪の五種方とを解せよ。
善く三衣六憐愍を解し
六戒に於て四親應を解せよ。
二圓德を擇びて相を了別す
法の自性と修習類とを知る。」
能く受の五種分を成就し

【一八八】三義。名句と字義と正行となり。
【一八九】本偈に云はく以下は、本論を傳持せる弟子の所記と見るべきなり。
【一九〇】阿那含法師。第三不還果(Anāgāmin)の證位を得たる法師の義なり。
【一九一】光大二年。西紀五六八年、前註(五)眞諦の下參照。
【一九二】法泰。續高僧傳卷一(大正藏第五十・431a)參照。慧愷等と共に梁代の宗匠たり、博く敎旨に通ぜるも特に行猷を重んじ、律儀の及ぶ所に至りては違越するなく、律二十二大義及び疏五卷を眞諦出すや、座右に勒して之を遵奉せりといふ。
【一九三】慧愷。智愷なり。續高僧傳卷一(大正藏第五十・431b)參照。光大二年八月春秋五十一にて廣州西陰寺にて寂す。

との亦五の五とにて、自他に約して是を合せて第五の五十とす。此の如く五の五十功德は能く明了人を顯はす。若し人能く此の如きの義を了別せんに、此人、佛の所說を學して律師功德を具足して相應たり。

(22)偈に曰はく、『此等の義に於て心に決了し、文を讀誦するに由りて師に事行せんに、此人律に於て則ち明了なり、佛は「此人、他に依らず」と說きたまへり』と。

釋して曰はく、前の所說の如くに此の如き等の處にて、若し人、文句を讀誦し已りて熟義を簡擇し已り、能行人に事ふるを成ずること已に竟らんに、此人、律に於て則ち明了なり、是故に佛は說きたまへり、「此人、無知と疑心とを生ぜざるに由るが故に、是故に[一八八]三義に於て自在にして他面を看ざるなり」と。

[一八九]本偈に云はく、「毗尼毗曇の文所顯の、戒及び護と相應せん人は、諸佛の所讚にして三學を修して、他面を看ざるなり、我當に說くべし」と。此の本偈は是れ法師の立誓して「我當に說くべし」と謂ひしなり。此の明了の人は此等の因緣に由りて明了の義を顯はさんとて、此誓已に成じて二十二明了論を說き已りぬ。此論は是れ佛陀多羅多[一九〇]阿那含法師の所造にして、廣文句を怖畏する人を憐愍せんが爲の故に、略して律儀を攝せり。

律二十二明了論一卷

陳、[一九一]光大二年歲次戊子正月二十日、都下定林寺律師なる[一九二]法泰、廣州南海郡內に於て三藏法師倶那羅陀を請じて此論を翻出し、都下阿育王寺[一九三]慧愷謹みて筆受と爲りて論本を翻して一卷を得、註記解釋して五卷を得たり。論には二十二偈あり、以て二十二明了義長行を攝す。或は義を逐ひ句を破して之を釋せるも、諸句復皆相屬著せざるなり。今謹みて二十二偈を別抄して卷末に置けり、

【一七九】自傷。自落淨なり。同、註(一四の四八)の本文參照。
【一八〇】鳥等所傷。僧祇の鸚鵡啄なり、同、註(一四の五一)の本文の次下參照。
【一八一】爪等所傷。爪甲淨又は手採修淨なり。同、註(一四の四七)參照。
【一八二】毗奈耶師。律師なり。
【一八三】優婆離問及び所依止人。和上及び阿闍梨なり。律部十、註(二八の一一二)和上十法具足の本文、及び註(二八の一一四)四種阿闍梨の本文參照。
【一八四】料理。宋・元・明・宮本には撩理となす。料ははかりをさめる、撩はをさめ整ふるなり。
【一八五】本文に戒の一字あるも誤入せるものか、然らずば「戒に約して」との意に解すべきなり。
【一八六】「三の中」とは、第二の五と第三の五と第四の五となり。
次の文に「三の五」とあるも同樣に解すべきなり。第七の五の次なる「三の中」は第八の五と第九の五と第十の五となり。而して其次の「三の五」も同樣に解すべきなり。
【一八七】「五の中」とは、第六の五と第七の五と……第十の五となり。「五の五」の文と同じ。

十夏と、是れ第六の五なり。戒と病と惡作と多聞と十夏と、是れ第七の五なり。戒と病と惡作と大智と十夏と、是れ第八の五なり。戒と病と諸見と多聞と十夏と、是れ第九の五なり。戒と病と諸見と大智と十夏と、是れ第十の五なり。此れ是を合せて第一の五十とす。戒と病と難方と多聞と十夏と是れ第一の五、戒と病と多聞と大智と十夏と是れ第二の五、圓滿戒と正行相應と正見相應と能く病人を料理すると十夏と是れ第三の五、戒と病と多聞と能く已生未生の惡作・憂悔を離れしむると十夏と是れ第四の五、戒と正行と正見と諸見と十夏と是れ第五の五、戒と正行と正見と難方と十夏と是れ第六の五、戒と正行と正見と多聞と十夏と是れ第七の五、戒と正行と正見と大智と十夏と是れ第八の五、戒と正行と正見と能く弟子を教ふるに依戒學に於てすると十夏と是れ第九の五、戒と正行と正見と能く弟子を教ふるに依心學に於てすると十夏と是れ第十の五なり。[一八五](戒は)此れ是を合せて第二の五十とす。能く弟子を教ふるに依慧學に於てするとの亦五、是れ第一の五、[一八六]三の中に於て能く自身をして勸學せしむると十夏と、此れ即ち三の五、能く弟子を教ふるに依正行學に於てすると十夏と是れ第五の五、能く弟子を教ふるに依梵行學に於てすると十夏と、是れ第六の五、能く弟子を教ふるに依波羅提木叉學に於てすると十夏と、是れ第七の五、三の中に於て能く自身をして勸學せしむると十夏と、此れ則ち三の五なり。此れ是を合せて第三の五十とす。戒と正行と正見と能く弟子を教ふるに依有學戒に於てすると十夏と、是れ第一の五、依有學定に於てするとの亦五、依有學慧に於てするとの亦五、依有學解脫に於てするとの亦五、依有學知見に於てするとの亦五、[一八七]五の中に於て能く自身をして勸學せしむると十夏との亦五の五とにて、自他に約して是を合せて第四の五十とす。戒と正行と正見と能く弟子を教ふるに依無學戒に於てすると十夏と、是れ第一の五、依無學定に於てするとの亦五、依無學慧に於てするとの亦五、依無學解脫に於てするとの亦五、依無學解脫知見に於てするとの亦五、五の中に於て能く自身をして勸學せしむると十夏なる

なり。

【一七〇】墮草眦尼。宋・元・明・宮本には墮草毗尼とするも、今改めず。草布地毗尼なり。

【一七一】四布薩業。四種の布薩式事なり、次の布薩羯磨も布薩式事と解すべきなり。

【一七二】本文には四部爲初布薩名僧布薩とあり。四部を初と爲すとは、四人を限となす意なるべし。四人以上を以て僧と名くる故なり。

【一七三】自恣羯磨。自恣式事なり、律部十、註(二七の一四六)自恣人の本文には自恣作法を詳說せり。

【一七四】五部を初と爲す自恣とは、僧即ち四人の比丘と選出せる受自恣人との五人を限とする意なり。

【一七五】僚。淨施の義なり。

【一七六】沙門五種淨。資持記第三十四卷(續藏六九套第五冊上)の行事鈔に明了疏として引用せる文に曰はく、「明了論疏此淨法不但約一物一以成如一聚桃李但火觸一餘皆成淨、隨以刀破爪傷隨一被淨餘皆名淨、此作淨體本以此爲法、非使物不生故名沙門淨」とあり。

【一七七】火觸。火淨なり、律部九、註(一四の三六)參照。

【一七八】刀等所傷。刀中析淨なり、同、註(一四の三七)參照。

偈に曰はく、「及び[一七六]沙門の五種淨を解しと釋し……」と。

釋して曰はく、沙門の淨に五種あり、一に[一七七]火觸、二に[一七八]刀等の所傷、三に[一七九]自傷、四に[一八〇]鳥等の所傷、五に[一八一]爪等の所傷なり。此中、前二は核と共に淨し、餘の三は但皮肉を噉ふを得て核を噉ふを得ざるなり。

偈に曰はく、「自と他と二人と及び非二となり、能く所作の沙門淨を解せよ」と。

釋して曰はく、四大聚集所成の生物に四種あり、一に種子生、二に根生、三に分段生、四に四大氣生なり。彼淨に四種あり、一に自の加行所作、二に他の加行所作、三に自と他との加行所作、四に自と他とに非ざる加行所作なり。此の四種淨は但、一物に約して成ずるにあらず、聚中に於て若し一にして淨せられんに、所餘は悉く淨せらるゝなり。若し人能く此等の義を解せんに、律に於て則ち明了なりとす。

(21) 偈に曰はく、「了義能く明了の德を顯はす、謂はく、五の五十尊師德なり、此人圓滿にして佛の所讚なり、[一八二]毘那耶師德相應たり」と。

釋して曰はく、[一八三]優波陀訶及び所依止人に五の五十功德あり、此中、一の五德を隨得せんに、此人優波陀訶及び依止師と作るに堪ふるなり。五種の五十とは、一に罪相を解し、二に罪緣起の相を解し、三に非罪の相を解し、四に罪より出離せ(しむ)るの方を解し、五に十夏たり、是れ第一の五なり。一に有戒、二に多聞、三に大智、四に能く病人を[一八四]料理し、五に十夏たり、是れ第二の五なり。一に有戒、二に多聞、三に大智、四に能く簡擇して諸見の體と用とを離れしめ、五に十夏たり、是れ第三の五なり。一に有戒、二に多聞、三に大智、四に能く有難の方を出離せしめ、五に十夏たり。是れ第四の五なり。一に有戒、二に能く病人を料理し、三に能く惡作・憂悔を離れしめ、四に能く簡擇して諸見の體と用とを離れしめ、五に十夏と、是れ第五の五なり。戒と病と惡作と諸見と

衆食に相當す。

【一五七】五黃門人。生・犍・妬・變・半唯生身なり。僧祇律に六種を列ぬ。律部八、註(一の一八四)參照。

【一五八】五無間人。律部十、註(二三の一三九)參照。

【一五九】壞比丘尼淨行なり、律部十、註(二三の四八)參照。

【一六〇】偷住人。賊盜住なり、同註(二三の四九)參照。

【一六一】優波陀訶。Upajjhāya(和上)の音譯なり。

【一六二】本文に乃至能滅除受諸法隨一未起未失受攝此物如前被受とあり。諸法の隨一起らずとは、變質せざる意なり。

【一六三】依諍羯磨。四諍中の相言諍なり。律部九、註(一二の四四)の本文參照。

【一六四】依善教羯磨。四諍中の誹謗諍なり。同註(一二の七二)の本文參照。

【一六五】依罪失羯磨。四諍中の罪諍なり。同註(一三の二〇)の本文參照。

【一六六】依所作事羯磨。四諍中の常所行事諍なり。同註(一三の六六)參照。

【一六七】七種[illegible]諍。七滅諍なり。解脫戒經(前註、四八)參照。

【一六八】隨誓言毘尼。自言治毘尼なり。

【一六九】最惡毘尼。覓罪相毘尼

六に隨多毗尼、七に[一七〇]隨草毗尼なり。四の依羯磨と七の寂靜依毗尼とは、廣說せること律の如し。七の依寂靜毗尼に由りて、云何が能く四の依羯磨を滅するや。若し諍に依りての羯磨起らんに、此れ罪に於て不同執なるを相と爲すを以て、二の依寂靜の所滅と爲す、謂はく、現前毗尼と隨多毗尼とに由る。若し善教に依りてハ羯磨起らんに、此れ問難を相と爲すを以て、四の寂靜依の所滅と爲す、謂はく、現前毗尼と最㬎毗尼と憶念毗尼と不癡毗尼とに由る。若し罪失に依りての羯磨起らんに、此れ事を牽出するの次第を以て相と爲せば、三の依寂靜の所滅と爲す、謂はく、現前毗尼と隨誓言毗尼と隨草毗尼とに由る。若し所作事に依りての羯磨起らんに、此れ一切の所作羯磨を以て相と爲せば、如應道理として七の依寂靜の所滅と爲す。廣說せること律の如し、應に知るべし。

偈に曰はく、「能く[一七一]四布薩業を分別し……」と。

釋して曰はく、布薩羯磨に四種あり、一に[一七二]四部を初と爲す布薩を僧布薩と名く、二に三人布薩を多布薩と名く、三に二人布薩を雙布薩と名く、四に一人布薩を單布薩と名く。

偈に曰はく、「智人能く[一七三]五自恣を了す」と。

釋して曰はく、自恣羯磨に五種あり、一に[一七四]五部を初と爲す自恣を僧自恣と名く、二に四人自恣を多自恣と名く、三に三人自恣を雙自恣と名く、四に二人自恣を、五に一人自恣を皆單自恣と名く。

(20)偈に曰はく、「沙門の生具と傳とを了別し……」と。

釋して曰はく、「沙門の生具とは、謂はく、鉢・三衣・酥等・杖・囊等なり。此中、鉢は若しは現前し或は非現前なりとも但他をして知らしめんに、[一七五]傳、成ずるを得るなり。若し衣服は(若し)現前には三傳し或は他をして知らしめんに傳、成ずるを得、若し非現前には但他をして知らしめんに傳、成ずるを得るなり。酥等・杖・囊等は但他をして知らしめんに傳、成ずるを得て別傳なきなり。

發露羯磨、四分の遮不至白衣家羯磨(Patisāraniya kamma)なり。律部十、註(二四の九九)參照。

【一四六】不共住羯磨。不見罪擧羯磨(Ukkhepaniya kamma)なり。律部八、註(七の五二)參照。

【一四七】算數に入るとは、已に屬する意を作し、此を初と爲して十日を計へて日を過ぎんに犯ずるとの意なり。

【一四八】入及び界。律部八、註(八の一二七・一二六)參照。

【一四九】拔迦絺那衣。(Kathin-nubbhāra)。拔は捨の義、五事の特權を放捨するに就ての八種を示す。迦絺那は律部八、註(八の四三)參照。こゝに八捨法を列するも僧祇は十捨法を示す、律部十、註(二八の二八)の本文對照せよ。

【一五〇】間邊。聞邊の寫誤なるべし。

【一五一】過住邊。宋・元・明・宮本には過位邊とす。

【一五二】雜亂衣。長衣を畜ふるなり。

【一五三】不離三衣。離衣宿なり。

【一五四】一著一被得入聚落。數々食に相當するか。

【一五五】不白比丘得入聚落。食前食後行至餘家不白餘比丘に相當す。

【一五六】不觀因緣共衆得食。別

釋して曰はく、佛の法律中、二十人ありて受戒すとも得戒せず。何者か二十なりや。[一五七]五黄門人、[一五八]五無間人、[一五九]比丘尼を汚せる人、「我れ比丘に非ず」と誓言せる人、[一六〇]偷住人、龍、夜叉、瘂人、聾人、瘂聾人、乞戒せざる人、遮人となり。

偈に曰はく、「及び十の依の謝とを解せよ」と。

釋して曰はく、律中、大人に依止せんに十種因緣に由るが故に謝滅すと說けり。一に捨戒に由り、二に命斷に由り、三に更轉して沙彌と作るに由り、四に佛法より外道に入り、後更に還りて佛法に入るに由り、五に誓言して「我れ比丘に非ず」と說くに由り、六に偷住に由り、七に依止を捨せんと欲して界外に出づるに由り、八に過住如法行に由り、九に被擯に由り、十に界內に在りつゝ[一六一]優波陀訶を遇見せざるに由るとなり。

(19)偈に曰はく、「善く二守の惡觸を防ぐを解し……」と。

釋して曰はく、守とは是れ何法なりや。謂はく、攝意と及び非棄捨とにして、受所生の惡觸を離動せんが爲なり。守に二種あり、一に意欲守、二に器盛守なり。意欲守とは、若し物、鉢及び食器等を離れて別處に在らんに、……乃至、意欲在りて未だ棄捨の意を作さゞらんに、此の如き時に於ては此物則ち受けらるゝなり。器盛守とは、若し物已に棄捨し及び未だ棄捨せざるも、鉢及び食器中に在らんに、……[一六二]乃至、能く受を滅除すとも、諸法の隨一未だ起らさらんには未だ受を失せず、此物を攝せんに前の如くに受けらるゝなり。

偈に曰はく、「四羯磨及び依寂を了し……」と。

釋して曰はく、律中、羯磨依を說くに四種あり、一に[一六三]諍に依る羯磨、二に[一六四]善教に依る羯磨、三に[一六五]罪失に依る羯磨、四に[一六六]所作事に依る羯磨なり。此四の依羯磨は[一六七]七種の依寂靜に由りて滅する所なり、一に現前毗尼、二に憶念毗尼、三に不癡毗尼、四に[一六八]隨誓言毗尼、五に[一六九]最惡毗尼、

の本文參照。

【一三五】結夏所離衣、急施衣戒なり、律部八、註(一一の五八)の本文參照。

【一三六】八尊法(Attha garudh-ammai)。比丘尼の八敬法なり。律部一〇、註(三〇の四七)參照。

【一三七】隨半月半月(anvaddh-amāsa)。半月半月每にとの意、律部九、註(二一の二七)參照。

【一三八】摩捺多法。律部八、註(五の二三)參照。比丘の摩捺多は六夜行法なるも、比丘尼は半月行法なり。

【一三九】問難。この問難は自恣(Pavāraṇā)のことなり。律部八、註(四の二四八)參照。

【一四〇】宿住等。犯罪比丘の別住を行ずる場合(地)に、作すべき方法。

【一四一】五依羯磨。宋・元・明・宮本には依五羯磨とあるも今改めず。五の所依事によりて五の能依羯磨ありとの義なり。

【一四二】怖畏羯磨。折伏羯磨(Tajjaniya-kamma)なり。律部八、註(七の四八)參照。

【一四三】練磨羯磨。宋・元・明・宮本には練羯磨とす。依止羯磨(Nissaya kamma)なり。

【一四四】驅出羯磨。擯出羯磨(Pabbājaniya kamma)なり。註(七の五二)參照。

【一四五】械除[illegible]謝羯磨。僧祇の

釋して曰はく、律學處を過ゆる罪に五門あり、一に明了ならず、二に煩惱最重にして起り、三に正念を忘失し、四に惡知識、五に信樂心なきとなり。

偈に曰はく、「[一四八]入及び界に依りての所生の罪は、世間の決判する所の如しと解せよ」と。

釋して曰はく、世間所立は法爾の道理として、入及び界に、自に屬するあり他に屬するあり、輕あり重あり。若し比丘、眼耳鼻舌身心の因緣に約して、六塵に於て不如行を起さんに、或は重罪を犯じ、或は輕罪を犯ず。若し人、毒を食ひ或は蛇の爲に螫まれんに此の如きの罪を犯ずるなり。若し人、地界・水界・火界・風界・空界等を偸まんに亦、波羅夷を犯ず、此れ悉く盜戒に從うて判ずるなり。若し人、善く入・界より生ずる所の罪を解せんに、則ち律に於て明了なりとす。

(18)偈に曰はく、「八種の[一四九]拔迦絺那と……」と。

釋して曰はく、律中、迦絺那衣を拔除する羯磨を說くに八種あり、一に竟邊、二に成就邊、三に出離邊、四に失邊、五に[一五〇]聞邊、六に[一五一]過住邊、七に斷望邊、八に共拔除と邊拔除となり。迦絺那には此の如きの八種あり。

偈に曰はく、「及び迦絺那の五功德とを解し……」と。

釋して曰はく、迦絺那衣を受くる人は五種功德あり、一に[一五二]雜亂衣、二に[一五三]不離三衣、三に[一五四]一著一被にて聚落に入るを得、四に[一五五]比丘に白せずして聚落に入るを得、五に[一五六]因緣を觀ぜずして衆と共に食するを得るとなり。

偈に曰はく、「善く二守と……」と。

釋して曰はく、若し人、已に迦絺那衣を受け、界外に出でゝ或は得衣せざらんに、二種の守あるに由りて迦絺那の功德流るゝなり、一は衣守に由り、二は住處守に由る。

偈に曰はく、「得戒せざる二十人と……」と。

【一二四】傳攝。淨施法なり。三傳とは第三人者に與ふる作法にして展轉淨施、知傳とは對人に與ふる作法にして眞實淨施の法なり　律部八、註(八の四〇)の施法の下參照。

【一二五】八種校具衣、明かならず。

【一二六】過十日衣。長衣戒なり。

【一二七】轉車衣。離衣宿戒なり。

【一二八】俱舍耶部學處。俱舍耶(Koseyya)は繭より作られたるもの卽ち絹糸なり。今、三十尼薩耆中、第十一尼薩耆蠶綿敷具戒を初めとする十戒中の、衣に關する七戒をいふ。

【一二九】過十日鉢。長鉢戒なり。

【一三〇】二種用。淨施法と交替受持法との用法なるべし。交替して受持すとは、新鉢と故鉢とを十日目毎に交々受持するに由りて捨墮罪を兎るゝなり。

【一三一】五補鉢。五綴鉢なり。律文の次第の如しとは、律文に示せる作法の如すとの意なり、律部八、註(一〇の一一〇)の本文參照。

【一三二】蘇等。長藥戒にして、蘇・油・蜜・石蜜等なり。

【一三三】夏月浴衣　雨浴衣戒なり。律部八、註(一一の一六)の本文參照。

【一三四】有難衣。阿練若離衣戒なり、律部八、註(一一の七六)

るなり。若し羯磨を受け竟りつゝ比丘尼を敎へざらんに、波羅逸尼柯及び獨柯多を犯ず。若し羯磨を受けず、或は此の如きの人なからんに、大比丘衆は應に比丘尼に向うて此言を說くべし、「比丘尼よ、人能く汝等に敎ふるなし、是故に汝等應に律の如く法の如くに好く行じて成就せしむべし」と。

偈に曰はく、「宿住等の四地の中に於て[一四〇]方と……」と。

釋して曰はく、地に四種あり、一に宿住地、二に已行宿住地、三に摩捺多地、四に已行摩捺多地なり。

偈に曰はく、「及び[一四一]五依羯磨とを解せよ」と。

釋して曰はく、所依の事に五あれば、能依の羯磨にも亦五あり。若し比丘、心高くして他の大衆を敬許せざらんに、此人の爲に[一四二]怖畏羯磨を作すなり。若し比丘未だ律中の罪・非罪、阿毘達磨中の滅・非滅に明了ならずして、或は依止を離れ、或は沙彌の依止を受け、及び大戒依學を作さんに、明了人の所に於て[一四三]練磨羯磨を作すなり。若し比丘、僧住處に於て惡汚行を起さんに、[一四四]驅出羯磨を作すなり。若し比丘、在家人邊に於て佛法僧を訶毀せんに、[一四五]械除辭謝羯磨を作すなり。若し比丘、自ら有罪を見ず、若しは見るも對治を行ずる法を肯んぜざらんに、或は邪見を捨てざらんに、[一四六]不共住羯磨を作すなり。若し人、此の二處方法を解せんに、則ち律に於て明了なりとす。

(17)偈に曰はく、「善く至得五種類を解し……」と。

釋して曰はく、物、眼所至得にして身所至得に非ずして算數に入るあり。物、身所至得にして眼所至得に非ずして算數に入るあり。物、眼・身の所至得にして算數に入るあり。物、二の所至得に非ずして算數に入るあり。物、眼・身所至得にして算數に入らず、若しは人、受を許さゞるあり。是を五種至得と名く。

偈に曰はく、「[一四七]過毘尼に五門あることを解し……」と。

あり。僧集まりて「比丘に城市に入るを likely許さず」との制を立て、此事の爲に一年・一月或は永斷の制を立つる如き、時に約して事に各相貌ある故なり。

【一一七】開。特別なる場合の聽許なり。

【一一八】遮所對治。實には對治せらるべきもの、それの遮なり、即ち開許なり。

【一一九】如法憐愍。不犯戒相應の聽許。

【一二〇】許遮。開許されたる遮なり。

【一二一】波羅(Pala)。懷素の開宗記卷六（續藏第六六套第五冊、409b上）に「鉢羅者四兩」とあり。十二半波羅米は五十兩の米、半波羅減二十米は減半二十波羅米即ち十九半波羅米にして七十八兩、二十五波羅米は百兩の米なり。鉢三品に就ては律部八、註(一〇の一〇〇—一〇四)參照。

【一二二】波胝提舍尼數量。明かならず。

【一二三】減如來衣九搩手長量。比丘の衣は長さ九搩手なる如來の衣量に等しきか、又は過ぎたるを不應量とする。故にそれ以内(減)にてなすべきなり。廣さも同様なり。律部九、註(二〇の二〇四・二〇五)參照。

れる後、瞋りて更に奪ひ取らんに、應に所瞋比丘に還與すべし。僧所應得の施を迴轉して已に入れんに、應に捨して大衆に還すべし。[一三三]夏月浴衣、[一三四]有難衣、及び[一三五]結夏所離衣に二種用あり。此の如くに尼薩耆を成就するの事及び對治を行ずるの方法、若し人、此義を解せんに、律に於て則ち明了なりとす。

(16)偈に曰はく、「善く能く[一三六]八尊法を了別し……」と。

釋して曰はく、尊法に八種あり。一に一期の(間)、比丘尼は必定して比丘僧より求得して具足を受くるなり。二に若し已に百夏を得たる比丘尼なりとも、若し比丘にして是日に具足戒を受け已らば、是比丘尼は、必らず應に禮拜恭敬等の事を作すべし。三に[一三七]隨半月半月に應に比丘僧處に往いて八尊法教を受くべし。四に若し比丘尼にして隨一尊法を犯さんに、二部僧に於て應に[一三八]摩捺多法を行ずべし。五に比丘尼は比丘を惡罵し毀謗するを得ず。六に比丘尼は比丘に問難し及び比丘に學を教ふるを得ず。七に若し此住處にして比丘なからんに、比丘尼は結夏安居するを得ず。八に若し比丘尼、安居し竟らんに、比丘僧に[一三九]問難を說かんこと請じ、如法に僧の正教を受けよ。此の如くに八尊法の別相・通相・衆名義等は、八尊法學處を制せる中に於て廣說せり、應に知るべし。

偈に曰はく、「正教の相、次第の方を解し……」と。

釋して曰はく、比丘尼を教ふる中、初に若し比丘、五德と戒の九德とに相應せんに、大衆和同して此比丘に比丘尼教羯磨を作さんことを請じ、若し比丘、請を受けんに、僧は聽許羯磨を作すなり。或は比丘尼衆、或は相代の比丘尼にして、正布薩時に大衆中に於て此の比丘を請ぜんに、是時、比丘僧も亦此の比丘を請ぜんに、此の比丘は二部僧の所請たり。此の比丘若し比丘尼の爲に教法を說きて布薩せんと欲せんには、界內にて大衆中に在りて應に更に此の比丘を請ずべきなり。此の比丘作さんには、律文所說の次第の如くし、若しは「妹よ、汝等は此教の如くに應に學すべし」と略說す

後安居共に十六日に入夏す。此日を過ぎては安居不成なり。

【一三三】東方已に赤くとは、白月の夜盡きて東方已に赤からんに即ち十六日と名く。若し未だ赤からざる時は猶ほ十五日に居す、故に赤きを以て之を簡ぶなり。但し十六日に及びて結法を成ずる故に十五日に界中に宿するを要せざるなり。

【一三三】安居心。自行と利益と三寶を營まんとて居舍を葺治せんとの三心を起して一脚を界內に入れんに即ち成ずるなり。

【一三四】有覆中五種過失。(1)求安居處にして聚落に遠く、求むるもの得難きなり。(2)太た喧しくして修道に妨あり、(3)蚊蝱多くして嚙傷せられ、(4)食藥等を施すの緣なき、(5)五德を具せる勝人なき場合となり。五德とは、(1)未だ聞かざるを聞かしめ、(2)聞き已るに清淨にして疑ならしめ、(3)(4)文と義とに達せざるを達せしめ、(5)正見にして邪見を除くとなり。

【一三五】中間羯磨。僧祇律の求聽羯磨の如し、律部八、註(六の一一九)求聽羯磨の下參照。

【一三六】所作相貌羯磨。本文に此事必定應レ作如レ此量時中決レ事及レ時名ニ所作相貌羯磨一と

蒸して飯と爲し、鉢中に置きて高く出づること龜背の如くなるは是れ第一鉢なり。半波羅減二十米を蒸して飯と爲し、鉢中に置きて高く出づること龜背の如くなるは是れ第二鉢なり。二十五波羅米を蒸して飯と爲し、鉢中に置いて高く出づること龜背の如くなるは是れ第三鉢なり。若し略して三鉢量を說かんに此の如し。三衣量とは、[一二二]波胝提舍尼數量に依るに、衣量の廣さ二十指、長さ三十指なるは是れ第一衣なり。此に倍するも未だ如來所立の極衣量に及ばざるは是れ第二衣なり。[一二三]減如來衣九搩手長量、減如來衣六搩手廣量なるは是れ第三衣なり。此の鉢及び衣の[一二四]傳攝に二種あり、一に三傳、二に他をして知傳せしむるなり。受持とは、唯、鉢及び三衣なり。依顯とは、[一二五]八種校具衣なり。此の二處に罪相應及び物相應あり、廣說せること前の如し。

(15)偈に曰はく、「是處方便及び物主と　財物とは能く尼薩耆を成ず、此の如く一切は次第の如くに能く三十所學處を解せよ」と。

釋して曰はく、三十中の初の三、一に[一二六]・過十日衣・二に[一二七]轉車衣・三に待一月衣に於て、是人、中に於て次第方法を作して自ら畜用するを得るなり。若し用ひざらんに、應に捨して僧に與ふべきなり。若し非親比丘尼より衣を受けんに、前の如くに方法を作して更に捨して比丘尼の浣・染・打せる所の衣は、應に捨して僧に與ふべし。非親より衣を得んことを乞ひ、所送の衣直にして、直主若しは一人若しは二人ならんに應に捨して彼に還すべし。若し直主在らず或は肯んじ取らざらんに、應に捨して僧に與ふべし。王衣及び王臣衣は應に捨して僧に與ふべし。一切の[一二八]俱舍耶部學處の所有衣等は、應に捨して僧に與ふべし。[一二九]過十日鉢に[一三〇]二種用あり、[一三一]五補鉢は律文の次第の如し、應に知るべし。織師學處の所得衣は、應に捨して僧に與ふべし。多衣を以て比丘に餉らんに、比丘若し得んと欲せんには、應に一著一被を受くべく、若し此を過ぎて受けんには、此衣は尼薩耆を成ずれば、應に捨して物主に還すべし。[一三二]蘇等は二種用あり。若し比丘に衣を與へ竟

その結界は不成就なりとす。三關の義は飾宗義記五末(141b)參照。

【一〇四】別住相接。兩結界共に一石を以て相と爲して兩邊に結せるは不成就なり。若し一山を相として結せんには成ず、これ相、大なるによる。

【一〇五】別住の半、別住を過ぐとは、兩界相涉入せるなり。

【一〇六】別住別住を圍遶す。戒場と大界との間に自然空地を留めずして結せるもの、この結界は不成就なり。

【一〇七】七日緣。七日緣有難緣と隨意緣とによりて出界する場合なり。七日緣とは安居中に親里師僧善友病み又は他の障碍因緣ある場合、或は法を習ふて未だ明かならずして疑惑ある場合、或は自他の罪を對治せん爲或は僧諍事を和合せんが爲なる時は七日作法を受けて出界するも破夏とならざるなり。

【一〇八】有難緣本安居處に水火等の難ある場合なり。

【一〇九】隨意緣安居せる處に善知識なき、或は喧動して定急を修するを妨げ、或は身病むも藥食なき場合等に出界するも破夏とならざるなり。

【一一〇】處所有覆。屋なきには住すべからざる故なり。

【一一一】夏初十六日。前安居・

磨と名け、若し白一分・羯磨一分なるを[二二五]中間羯磨と名け、若し一白說・一羯磨言を白二羯磨と名け、若し一白說・三羯磨言を白四羯磨と名く。「此事必定して應に作すべし」とて、此の如きの量と時との中、事及び時を決するを[二二六]所作相貌羯磨と名く。此中、白二・白四の二羯磨は四部等にては比丘衆必定して應に作すべく、餘人は作すを得ず。所餘の羯磨は僧及び三人等にて、若し作さんに亦成ずるを得るなり。此の五羯磨に五種過失あり、一に羯磨過失、二に衆過失、三に人過失、四に作者過失、五に別住過失なり。此五を翻じて五德を成ず。此義、羯磨相應戒を制する中に於て廣說せり、應に知るべし。

偈に曰はく、「遮の四種學處中に於て、善く爲に立戒したまへるを佛意を解せよ」と。

釋して曰はく、律中に遮を說くに四種あり。一に永遮、四波羅夷の如し、所餘の諸戒にして若し一向に[二二七]開なきには彼も亦是れ永遮なり。二に[二二八]遮所對治、律文に「比丘よ、我れ諸比丘に[二二九]如法の憐愍を受くるを聽す」と(ある)が如し。如法とは、不犯戒・淨命・正行・正見と、所餘の此類に同ずる[二三〇]許遮となり、應に知るべし。三に遮同分、律文に「房舍は何の相なりや、若し此處にて四威儀中の隨一を行ぜんに成ずるを得ん」と(ある)如く、餘處に於ても四威儀等を行ずるに由るが故に成ず。或は樹空・或は山巖・或は石蔭等にても、彼亦行房舍所攝の如し。四に相似遮、律中の偈に言ふが如し、「一切正行に於て、一切相似に於て、是の略說毘尼を、或は說いて正行と名く」と。此義廣說せること遮品中の如し、應に知るべし。此の四遮中に於て能く諸佛の、戒を制立したまへる意を解せんに、此人律に於て則ち明了なりとす。

(14)偈に曰はく、「善く鉢と衣との三種量と、傳傳と受持と及び依願と、鉢と衣との量を三處に決せんに如時と如罪との間隔の方を解せよ」と。

釋して曰はく、律中に鉢を說くに三品あり、謂はく下と中と上となり。此中、十二半[二三一]波羅米を

せんとする時、僧尋ね覓むるも知り難きにより、繩を以て結せんと欲する所を圍むなり。繩にて繞らすこと二標して郭外に引出すこと半由旬、僧盡集して解界結界の作法終らば、郭內郭外同時に界起る故に繩を除く。二繩相連に因りて二繩別住といふ。

【九八】優婆塞別住。僧爲に羯磨を作して結するなり。若し此結なきには、優婆塞來りて八戒を受け布薩せんと欲せんに、餘處にて優婆塞の欲をとるべきが故に結するなり。

【九九】籬牆別住。籬牆を以て齊限とせる結界。

【一〇〇】滿圓別住、形鏡面の如き結界。

【一〇一】顛狂別住。結界せる時、制し難き顛狂比丘ある場合の處置なり。僧伽結界羯磨を作すには彼れ衆に在らず又與欲せずして要らず界中に在くなり。若し界より出して羯磨を作せば僧は罪を得る故に、狂至處に接して結す。

【一〇二】國土を破す。城邑聚落を國土といふ。王が城邑を破するを許さゞる地に別住を結するも、其結界は不成就とするなり。

【一〇三】僧伽藍摩を破す。先に是れ淨住・一切淨・聞邊なる三園を破して別住を結せんに、

人能く此義を解せんに、此人、律に於て則ち明了なりとす。

(12)偈に曰はく、「[一〇七]七日・[一〇八]有難・[一〇九]隨意にて行かんに善く三種九品類あるを解し……」と。

釋して曰はく、若し人、夏月安居を受けつゝ、行いて界外に出でんに、此人に於て九種分別あり。九種とは。一には事ありて先に七日因緣を成じ、後更に七日因緣を成ず。二には事ありて先に七日因緣を成じ、後に有難因緣を成ず。三には事ありて先に七日因緣を成じ、後に隨意因緣を成ず。四には事ありて先に有難因緣を成じ、後更に有難因緣を成ず。五には事ありて先に有難因緣を成じ、後に七日因緣を成ず。六には事ありて先に有難因緣を成じ、後に隨意因緣を成ず。七には事ありて先に隨意因緣を成じ、後更に隨意因緣を成ず。八には事ありて先に隨意因緣を成じ、後に七日因緣を成ず。九には事ありて先に隨意因緣を成じ、後に有難因緣を成ずるなり。

偈に曰はく、「五は能く夏住を成ずるの因なるを解し……」と。

釋して曰はく、五種因緣ありて夏月安居を成ずるを得。五種因緣とは、一に若し[一一〇]處所有覆にして、二に若し[一一一]夏初十六日、三に若し[一一二]東方已に赤く、四に若し人、別住中に在りて[一一三]安居心を起し、五に若し此の有覆の中に[一一四]五種過失なからんに、夏月安居則ち成ずるなり。

偈に曰はく、「及び夏住の八種難を解せよ」と。

釋して曰はく、若し人已に夏月安居を受けて八難因緣あらんには、安居を棄捨せしむとも而も犯罪ならず。一に王難、二に賊難、三に人難、四に非人難、五に智行難、六に火難、七に水難、八に梵行難なり。此義、夏住を制せる戒中に廣說せり、應に知るべし。

(13)偈に曰はく、「白四等の五羯磨に於て、功德及び過失を了別し……」と。

釋して曰はく、律中、一切羯磨を說くに惟五種あり、一に單白羯磨、二に中間羯磨、三に白二羯磨、四に白四羯磨、五に所作相貌羯磨なり。此中にて若し但一白して羯磨の言を說かざるを單白羯

mā の音譯にして結界(別住)の義なり。今結界の過に五種あるを示す。

【八六】長圓別住。中間狹長にして兩頭の形圓く、相去ること一丈或は五尺の地に石を安じて標相とす。

【八七】四角別住。正方形なり。

【八八】水波別住。地形細曲せること水の細波の如きをいふ。

【八九】山別住。山を以て限と爲す。

【九〇】巖別住。一山巖を用ひて齊限とせる結界。

【九一】半月別住。形半月の如きなり。

【九二】自性別住。阿練若に山或は水あるを限とせるもの。

【九三】圓輪別住。先に三或は四の小界を結し、その外に一步二步の空地を開きて自然地と爲し、その外に別に大界を結して圍繞せるもの、鐵圍山の四天下を繞るが如きをいふ。

【九四】一門別住。一邊に門を開けること猶し門巷の如く、巷中の地は卽ち是れ自然なり。若し門穿過ぐれば便ち兩界を成ずるも、但過ぎざるに由るが故に一門と號す。

【九五】方土別住。方土廓邑に隨ふて併せて一界と爲す。

【九六】四廂別住。屋頭相接して四廂を周邊せるが如きもの。

【九七】二繩別住。郭中に結界

に變異して別物を成ぜしむるなり。度異性とは、男を轉じて女を成ずるなり。捨戒とは、此物、先に是れ比丘として受けしに、後に比丘戒を捨せるも猶ほ攝して己に屬せんに、此物、本受を失するをり。捨命とは、一切退失に約するが故に失受と說き、一切滅失に由るが故に受も亦失す。正法滅沒とは、是時中に若し一人の生じて剡浮洲の中に在りて人道の攝に入り、或は戒を具し、或は戒を具せざるも無量の壽命ある（者）なからんに、及び轉易有生（）聖人復一として在ることなからんに、此時、正法已に滅沒せるなり。此の七因緣に由りて一切の受攝は皆謝するなり。

偈に曰はく、「及び三の觸動は未だ食を受けざるなりと解し……」と。

釋して曰はく、若し堪食物にして未だ受けずとする觸動に三種あり、一に或は擧げ、二に或は下き、三に或は轉ずるなり。此の觸動は須らく觀ずべく、此人決意して用ひんには、方に可しく分別すべきなり。

偈に曰はく、「五種非成食……」と。

釋して曰はく、非成食に五種あり、一に因緣ありて四月請を受けたる食、二に家邊に請うて具足せざる食、三に敎化して得たる食、四に常食、五に憐愍食なり。此食は次第傳食を礙へざるなり。

偈に曰はく、「及び[85]四摩失に五種あるを了別せよ」と。

釋して曰はく、別住に十七種あり、一に[86]長圓別住、二に[87]四角別住、三に[88]水波別住、四に[89]山別住、五に[90]巖別住、六に[91]半月別住、七に[92]自性別住、八に[93]闌輪別住、九に[94]一門別住、十に[95]方土別住、十一に[96]四廂別住、十二に[97]二繩別住、十三に比丘尼別住、十四に[98]優婆塞別住、十五に[99]籬牆別住、十六に[100]滿圓別住、十七に[101]顚狂別住なり。此中に五種過失あり、一に[102]國土を破し、二に[103]僧伽藍摩を破し、三に[104]別住相接して一相と爲り、四に[105]別住の半、本別住を過ぎ、五に[106]別住を以て別住を圍遶するとなり。布薩相應滅を制せる中に廣說せり、應に知るべし。若し

與此心相應法是所餘相應法一分戒一分善根一分諸護一分加行一分身輕安一分無逼樂一分修得天眼天耳諸境界一分自在一分解脫一分出離一分身通一分一切智一分非一切智一分制入無想定滅心定涅槃至得修得諸法者伴類至得とあり。難解なり。身通を宋・元・明本によりて道通と改む。伴類至得とあるを宋・元・明・宮本によりて律類至得と改む。

【七七】界相。地上に圓形を描いて鉢想をなし、其中にて食を受けんとの想を作すものなるべし。律部九、註（一六の一八五）の下（２）參照。

【七八】廣道。廣說の義あり。

【七九】處所。宋・元・明・宮本に受所とせり、後の文を照合して今改めず。

【八〇】依時量。時・非時に依り時藥・非時藥の別あり。

【八一】依更量。非時藥の如き初夜を限度として持犯を判ず。初夜相應法ともいふ。

【八二】依七日量。七日藥の如き、七日を限度として持犯を判ず。

【八三】依一期量。盡形壽藥體の如し。

【八四】依大開量。水は授受の作法をせずして自由に飲むを得る故に大開量とす。

【八五】四摩失。四摩はこれ Sī-

從ふ、應に知るべし。

偈に曰はく、「能く受の五種分を成就し……」と。

釋して曰はく、五分ありて能く飲食を受攝することを成就す。一に能受、二に能令受、三に物、四に[七九]處所、五に邊に至るなり。此中、能受とは具戒比丘にして、自性に住して求得して此處に在るなり。能令受とは、比丘及び學を與にせる(者)を除ける餘人・非人・畜生中、隨一の被敎・不被敎にして、若し能く此義を解するある(者)なり、謂はく、「此物、我應に比丘に施すべし」と。物とは五種あり、一に[八〇]依時量、二に[八一]依更量、三に[八二]依七日量、四に[八三]依一期量、五に[八四]依大開量にして、此五は一切物を攝して皆盡くすなり。處所とは、地及び水なり。邊に至るとは三種あり、一に身邊に至り、二に物邊に至り、三に器邊に至るなり、受食戒を制せる中に廣く說けるが如し、應に知るべし。

偈に曰はく、「殘食法を作さんに十種あり、各各能く解して彼方を行ぜよ」と。

釋して曰はく、律中に殘食を說くに十種あり、一に病人殘、二に非病人殘、三に等分殘、四に非等分殘、五に加行所作、六に非加行所作、七に遮食人所作、八に非遮食人所作、九に自所作、十に使比丘所作なり、此義廣く說道せるが如し、應に知るべし。若し人能く此義を解せんに、此人、律に於て則ち明了なりとす。

(11)偈に曰はく、「能く七種の失受因……」と。

釋して曰はく、佛法中、物に二種あり、謂はく、淨と不淨となり、受攝を失する因緣に七種あり、一に決意棄捨、二に他逼奪、三に所變異、四に度異性、五に捨戒、六に捨命、七に正法滅沒なり。決意棄捨とは、若し人、「此物を用ひず」とて決意し棄捨して他に與ふるなり。他逼奪とは、若し自の同類に異れる人にして、已に屬せんが爲の故に逼奪するなり。變異とは、聖の通慧を用ひて別物

舅姨乃至兒孫、父親とは伯叔兄弟乃至兒孫なり。明了疏に「父父親は祖父、父小親は祖母なり」とあり、從うて母母親は祖母、母父親は祖父なり、しかし親祖應の語は祖父祖母のみをいふに非ざるべし。

【七〇】善來比丘。善來具足なり。律部十、註(二三の九)參照。

【七一】三歸。三語得なり。自誓受をも含む。

【七二】略羯磨。五人受具足なり。羯磨は單白のみ。

【七三】廣羯磨。十人受具足なり。

【七四】獨覺有量功德至得。先に多劫に於て已に戒行を修し、最後生身に五戒の性を成じ、後に見道に入りて苦忍の初心に出家戒を得、鬚髮自ら落ち衣鉢自然に、爾の時、木叉・定生及び無流戒を具有す。三戒を具すと雖も若し佛德に類せば猶ほ是れ有量なり。

【七五】諸佛世尊無量功德波羅蜜至得。萬行實に邊際を盡し、盡智無生智時に一切佛法一時に圓滿し、木叉・定生・無流戒等を滿足して邊量あること無きなり。

【七六】本文に修習類法者於色無色界定非所噉味或有無流法中心與心相應諸法於定道五通道名想相想世第一法有覺分心

く獨柯多罪を生ず。此五は應に律に依りて其自性を判ずべきなり。

偈に曰はく、「法の自性と修習類とを知る」と。

釋して曰はく、法に二種あり、一に自性法、二に修習類法なり。自性法とは、法ありて加行所生に非ず、自界より載出する能はず、故に此一切は定んで是れ欲界法なり。色・無色界法にして若し自界より載出する能はざるには亦是れ自性法なり。[七六]修習類法とは、色・無色界定に於て嗽味する所に非ず、或は無流法中に於て心と心相應の諸法と、定道に於て五通道、名想、相想、世第一法、有覺分心、此心と相應する法なり。是の所餘の相應法の一分、戒の一分、善根の一分、諸護の一分、加行の一分、身輕安の一分、無逼樂の一分、修得天眼天耳諸境界の一分、自在の一分、解脱の一分、出離の一分、道通の一分、一切智の一分、非一切智の一分、制入の無想定滅心定涅槃至得なり。諸法を修得せる者は、律類の至得なり。餘師の說くあり、「相離一分、無失一分、定聚一分、名相出離棄捨、涅槃至得、此の如き等を修習類法と名け、所餘は皆自性法と名く」と。若し人、自性法及び修習類法を解せんに、此人、律に於て則ち明了にして他面を看ざるなり。

(10)偈に曰はく、「能く四種の受命緣を解し……」と。

釋して曰はく、律中、飲食を受攝するを說くに四種あり。一に身受にして心受に非ず、律文に若し比丘鉢を申べつゝ、心に別事を緣じて他施飲食を受くるが如き、……廣く說けること本(律)の如し。二に心受にして身受に非ざるあり、律文に若し人飲食を送りて此比丘に施すに、比丘心に受けて攝して以て已に屬するが如き、……廣く說けること本の如し。三に身心に倶受するあり、若し比丘、身心平等に所施の飲食を得んと欲し、行施人、比丘邊に至りて比丘に度與せんに遮する所に非ざる。四に身心受に非ず、律文に若し比丘或は脚指を以て或は手指を以て地に書きて[七七]界相を作し、餘人飲食を送りて界中に置かんに、此即ち彼れ受けたりとするが如し。餘の一切の文句は[七八]廣道に

丘行路四十九弓所度處相對覆地直身中脣斜衣各捉一角若相及許不離衣とあり。明了論疏に、「兩人夜行して一人は衣を擔ぎて前或は後に在り、忽ち夜曉けたるを覺えて擔衣者を見るに遠く離れたれば失衣せりと疑ひ、即ち擔人をして住まれる處を記せしめ、自ら地を量りて四十九弓を滿して立ち、擔者は三衣中の最長のもの取をりて、衣を斜にし、自らは地に覆し身を直くし臂を伸ばして衣を捉へ、脚際をして弓に及び肥に及ばしめんに則ち衣を失せず」とあり。弓とは了論疏に一尋一搩を一弓と名くとあり。

【六六】住處時節所作。阿練若に安居し餘處に聽法せんとて七日作法を受けて出界する場合、第七夜には衣と共に宿すべきなり。時節とは迦絺那衣を受けざる場合或は羯磨を被らずして出界するが如きなり。

【六七】加行難。二人共宿して衣を一處に置くに、一人急事あり自衣を持たずして誤りて他衣を持ち行く場合、住者は衣を失せず、去る人は衣を失す。即ち他より難事を加へられたる場合の聽許なり。

【六八】憐愍。比丘を憐みて開許する義。

【六九】母親・父親。母親とは

釋して曰はく、律中、罪を說くに四種あり、一切罪は皆此中に入りて攝す。罪あり緣起同に由りて罪同に由らず、罪あり罪同に由りて緣起同に由らず、罪あり罪同に由り亦緣起同に由る、罪あり罪同に由らず亦緣起同に由らず。此義、罪と緣起との學處中に於て廣說せり、應に知るべし。

偈に曰はく、「六戒に於て四親應を解せよ」と。

釋して曰はく、三十學處の中に於て六學處あり二事を行じて方に淨なり、一に時間次第、二に罪間次第なり。謂はく、十日を過ぎて長衣を畜へ、十日を過ぎて長鉢を畜へ、蘇…等を擧げ、夏月浴衣、有難施衣、非親尼比丘尼の施衣を受くる、此六には二種相應あり、謂はく、物相應と罪相應となり。餘の二十四は但、罪相應にして物相應なく、中に於ては唯・罪を間へて物を間へず。先なるは物を捨して後方に滅罪を顯說するなり。親相應に四あり、一に母と[六九]母親に從ふ相應、二に母と父親に從ふ相應、三に父と母親に從ふ相應、四に父と父親に從ふ相應となり。若し人、此處中に於て明了ならんに、此人、律に於て則ち明了なりとす。

(9)偈に曰はく、「七依他に於て圓德を得、二圓德を擇びて相を了別す」と。

釋して曰はく、律中、依他圓德を說くに七種あり。比丘には四種圓德あり、一に[七〇]善來比丘に由りて方に得、二に[七一]三歸を受くるに由りて方に得、三に[七二]略羯磨に由りて方に得、四に[七三]廣羯磨に由りて方に得るなり。比丘尼には三種圓德あり、一に善來比丘尼に由りて方に得、二に遣使に由りて方に得、三に廣羯磨に由りて方に得るなり。[七四]獨覺有量功德至得と、[七五]諸佛世尊無量功德波羅蜜至得とにて、合して九種圓德あり。

偈に曰はく、「善く五種不實語を解し……」と。

釋して曰はく、境界と故意とに由りて不實語を差別するに五種あり、一に能く波羅夷罪を生じ、二に能く僧伽胝施沙罪を生じ、三に能く偸蘭遮耶罪を生じ、四に能く波羅逸尼柯罪を生じ、五に能

とあり。即ち Vaijayanta の音寫なり。剡浮樹は本文に剡浮提とせるも宋・元・明・宮本には剡浮樹とせり、明了疏にも樹とせる故に今改めたり。須彌山上の大樹なり、樹高一百由旬といはる。即ち三衣を帝釋の樓上・樓樹上に置き、身は下に在りて宿するに不失衣なりとす。雨滴の及ぶ處は是れ樓樹界とする故なり。

【六三】僧伽藍摩（Saṃghārāma）。垣墻周匝せる僧園にして羯磨結界せる處。寺・舍は自然界なり。

【六四】轉車方便。轉車界の一例によりて離衣宿戒を總稱せり。轉車界とは、衣、界內にあり比丘外に宿るに、若し垣墻に壍あり、壍廣くして淺きには廣さをはかりて量と爲し、若し狹くして深きには深さをはかりて量となし、此量にて壍外の地を量りて若し量內に宿りたらんには不失衣なりとす。若し壍なくして界側に樹或は籬墻提あり或は竹等あらんに、その高さを度り、この度物の一頭を取りて車に在き、一頭を外に出し、轉車して度物の外際をして墻に著かしめ、復更に轉串して外に撥きて人に著せんに則ち衣を失せずとするなり。

【六五】本文に約露地所作如比

熱已に息み、若しは出して觸樂已に生ぜんに、此人則ち僧伽胝施沙罪を犯ぜるなり。餘の略說相に於ても亦此の如し、應に知るべし。具相は波羅提木叉論に說くが如し。覆藏相とは、若し人、僧伽胝施沙罪中に於て僧伽胝施沙罪の見を起し、彼に從うて上起するを欲せず、發露心なきに由りて一夜を藏せんに、此人に於て此罪已に藏せられたるなり。若し人、知らず憶せず、或は疑惑して非罪の見を起すが故に此罪を藏せんに、[五七]藏羯磨聚を被らざるなり。羯磨相應の宿住等の地は律本の文に廣說せるが如し、應に知るべし。此中、繁文を離れんが爲に是故に略說せり。

(8)偈に曰はく、「善く棄捨の四種類を解し……」と。

釋して曰はく、「律中に佛は比丘に四種棄捨を聽許したまへり。一に未作に由りて未作を棄捨し、二に未作に由りて已作を棄捨し、三に已作に由りて未作を棄捨し、四に已作に由りて已作を棄捨するなり。

偈に曰はく、「善く三衣六憐愍を解し……」と。

釋して曰はく、「律中に佛は六種の[五八]不離三衣の利益を許したまへり。一に僧和合して同許せる羯磨所作、此に二種あり、一に迦絺那衣に約しての僧和合の所作、二に行路人及び有病人の爲の僧和合の所作なり。二に[五九]依地所作[六〇]布薩相應學處中に說くが如し。三に[六一]不離所作、[六二]皮闍延多樓及び剡浮樹等の所に於けるが如し。四に垣牆所作、謂はく[六三]僧伽藍摩及び寺舍中にして、[六四]轉車方便の所顯の如し。五に[六五]露地に約しての所作、比丘行路四十九弓所度の處に相對して地に覆し、身を直くし臂を申ばし衣を斜にして各一角を捉へて若し相及ばんに不離衣を許すが如し。六に[六六]住處時節所作、安居學處中に廣く說くが如し、應に知るべし。復次に小便等の所逼事の中、他の[六七]加行難に由る所作、是を三衣處に於ける[六八]憐愍と名く。此義、轉車に由る戒中に廣說せり、應に知るべし。

偈に曰はく、「律中の四種罪を分別し……」と。

【五七】 藏羯磨聚。覆藏羯磨なり。犯罪を覆藏せる日數に隨うて、その日數の間別住（Parivasa）を與ふる羯磨なり。

【五八】 不離三衣利益。明了疏に云はく、「佛、比丘を愍みて六因あるが故に離衣宿すとも而も罪を得ず、卽ち是れ利益なり」と。三衣を離れて宿すとも離衣宿戒を違犯せざる佛の聽許なり。利益とは開許の義なり。

【五九】 依地所作。:本文に衣地とせるも宋・元・明・宮本によりて依地に改む。明了疏に云はく、「結界に二あり、先に布薩界を結し後に衣界を結して之を鎭む。結界極大は三由旬、此界內に於ては衣、東邊に在り、身西邊に在りて宿すとも亦失衣せず」とあり。依地とは攝衣界結化の義なり。

【六〇】 布薩相應學處。布薩揵度なると共に、明了疏には「離衣宿戒中に結界法を明す故に」とあれば第二離衣宿戒をもいふ。

【六一】 不離所作。作法攝衣界にあらずして、自然攝衣界をいふ。

【六二】 皮闍延多樓及び剡浮樹。明了疏に云はく、「皮闍延多は翻じて勝德と爲す、是れ帝釋の樓にして高さ一千由旬なり」

非罪を了別すべきなり、阿毗達磨中に說くが如し。了別性に由り、界に由り、滅の次第に由る等の差別にして、文に言ふが如し。罪は善・惡・無記としては、或は惡、或は有覆無記、或は自性無記たり。欲界・色界・無色界の攝としては欲界の攝たり。有流・無流としては有流たり。心法・非心法としては非心法たり。心との相應・不相應としては不相應たり。隨心・不隨心としては隨・不隨ありて、若し觀心生なれば生は是れ隨心にして餘は隨心に非ず。心との俱起も亦爾り。有色・無色としては非色非無色なり。有敎・無敎としては、或は有敎或は無敎なり。有緣々・無緣々としては無緣々なり。業・非業としては業なり。業との相應・不相應としては不相應なり。隨業と業と俱起するも亦爾り。先業果報・非先業果報としては非先業果報たり。應修・不應修としては不應修、應知・不應知としては應知、可證・不可證としては可證、(可由智・不可由智にては)(可由智、可由身・不可由身にては)不可由身、可滅・不可滅にては可滅にして見及び修に由るなり。罪を判ずるが如くに、非罪を判ぜんにも亦爾り、了別性と界と滅次第に由るなり。

偈に曰はく、「及び上起罪の五種方とを解せよ」と。

釋して曰はく、五方とは、人、僧伽胝施沙罪を犯じて出離を得んことを求めんに、若し人、彼が爲に提舍那羯磨を作さんと欲せんに、此人必定して應に先に五種上起方法を憶持して後に羯磨を作すべきが如し。一に僧伽胝施沙罪相を觀じ、二に爲に人を簡擇して藏罪・不藏罪相を知り、三に業聚學處を觀じて爲に[55]四部等の衆を簡擇し、四に業相應學處を觀じて爲に白四等の羯磨を行じ、五に十三僧伽胝施沙の中、一日夜等の藏不藏を觀じ、爲に有藏・無藏等の[56]地に宿住・摩捺多等を立つることを顯はすなり。此中、僧伽胝施沙罪相とは、故意出不淨罪中に於ける根本相にして、若し人已に大比丘戒を受け、若し如來已に此戒を制したまひ、若し人癡法に至らざるに、若し人欲心ありて不淨を出さんことを求めて、若しは方便して已に男根邊を顯はし、若しは不淨已に出で、若しは惑

【五五】四部。後の文に照合するに、四人以上の僧を四部等衆とせるなり。而して先に四部等衆を擇びて藏罪不藏罪の相を知り置くなり。

【五六】地とは、法勵の四分律疏十七に地者處所之名、謂波利婆沙等四位、於二此四位中一、若有藏即行二宿住地一、要三須經レ宿行二別住法一故曰二宿住一、若無藏直行二摩捺多一、故言二有藏無藏等地立宿住摩捺多等一 即是有覆行三法、無覆行二法…とあり。文の中、四位とは一に覆、二に本日治、三に六夜、四に出罪をいふ。

信人邊に於て如實に顯示し、理の如くに對治護を受けんことを求むるなり。親信人云はく、「汝、罪を見知するや不や」。答ふ、「見知す」。「未來に於て更に犯ずること莫れ」。答へて言はく、「善い哉」。「汝必らず應に更に對治護を受持すべし」。答ふ、「善い哉」と。是を提舍那と名く。淺薄羯磨とは、或は自ら此罪を緣じて厭惡心を起し、及び對治護を受くる心を起し、或は此罪に於て時數を憶せずして、或は人に對し或は僧に對し前の如くに具說するを、是を淺薄羯磨と名く。一切罪を壞する方法とは、正思惟して無常因等の境界を簡擇し、此に由りて或は離欲を得或は、聖道の果を得るを、是を一切罪を壞する方法と名く。阿毗達磨藏中に廣說せるが如し、應に知るべし。

偈に曰はく、及び三の、罪を顯示し說くの方を解せよ」と。

釋して曰はく、「若し人能く理の如く三種の上起法を了別せんに、此人必定して能く三種の、罪を顯示し說く方を解せん。顯示するの方とは、自心に覆藏せず他に於て可解語を說きて此罪を顯示するなり。此に三處あり、一に大衆所に於て、二に可親信人邊に於て、三に自心に由りてとなり。正思分別するに、上起に三あるが如く顯示にも亦三あるなり。

偈に曰はく、「立戒と緣起との減・長等は、文に依りて善く能く分別して廣し」と。

釋して曰はく、律中、依緣起と及び制戒とに由りて三差別あり。制戒にして依止より長きあり、依止と等しきあり、依止より、減ぜるあり。依止にして制戒より長きあり、制戒に等しきあり、制戒より減ぜるあり。此義、律に廣說せるが如し、應に知るべし。

(7)偈に曰はく、「罪及び非罪は佛の[五四]所說なり、律・毗曇の所判の如くに、善く一々に罪と非罪と……」と。

釋して曰はく、律中、罪・非罪を判ずるに各二種あり。罪の二(種)とは、或は有記或は無記にして、非罪も亦爾り。有記と無記と此人、理の如くに能く此二を解せよ。復次に別義に由りて應に罪・

【五四】本文に所記とあるも、宋・元・明・宮本により所說と改む。

說に非ず如來の敎に非ずと說き、是れ如來の所作及び所習なるに彼は如來の所作及び所習に非ずと說き、如來の所作及び所習に非ざるに彼は是れ如來の所作及び所習なりと說くなり。此の如き等の十四は、能破の因緣なり。律中の十四・阿毗達磨中の十四は、廣說して律中及び阿毗達磨中に在り、應に知るべし。。此に異るを「破の因緣に非ず」と名く。時とは二種あり、一に問難の時、二に僧和合の時なり。

偈に曰はく、「小・隨小・非小戒を解し……」と。

釋して曰はく、佛世尊の立戒に三品あり、一に小戒、二に隨小戒、三に非小戒なり。小戒とは僧伽胝施沙等、隨小戒とは是れ、彼分を具せざる罪、非小戒とは四波羅夷なり。復次に小戒とは諸戒の中の自性罪、隨小戒とは諸戒の中の所有制罪、非小戒とは四波羅夷等なり。

偈に曰はく、「入家正行の方を了別せよ」と。

釋して曰はく、家とは世間所立に依りて人民聚まれるを家と名く。若し比丘、因緣ありて家に入らんと欲せんに、先に此事を簡擇して後方に入るを得るなり。謂はく、[四九]同戒に白し、正しく律中の威儀を行ぜりやを觀察し、腰縄を結び、[五〇]僧伽胝の紐を結び、佛所立の入聚落戒は皆應に觀察すべし。爲に死人處に行かんには過失を觀じ、和合僧を爲して爲に相破せず、爲に依止を受け、爲に言說を簡擇し、爲に食請あらんに、此の如き等の事必定して應に憶持すべし。此中、天廟・店肆・婬女處・出家女・外道等の處は、應に觀察して遠離すべし。

(6)偈に曰はく、「善く從罪三上起と……」と。

釋して曰はく、律中に說けり、「若し犯罪處に[五一]隨うて、三種の更に上起するの法あり、一に[五二]提舍那、二に[五三]淺薄羯磨、三に一切罪を壞する方法とにして、相續を遮すると及び對治護を生ずるに約して三種の上起を立つるなり。提舍那とは、罪因及び緣起の體相過失等を了別し已りて、可親

[四六] 二邊。一は犯時を忘れて年月を憶せざると、二は數邊を憶せざるとなり。

[四七] 最惡滅諍羯磨。これ七滅諍中の覓罪相羯磨にして、この羯磨を加して之を擯し、終身この加法を離るゝを得ざらしむるなり。律部九、註(一三の二七)の本文參照。

[四八] 此の如き等とは、三篇即ち波逸提以下を意味す。

[四九] 同戒に白すとは、食を同じくし戒を同じくする同界の比丘に告ぐる意。僧祇律波逸提第八十一條食前食後至餘家戒を犯さざらんが爲なり。律部八、註(二〇の八七)參照。

[五〇] 僧伽胝(Saṃghāṭi)。乞食時に著する大衣なり、入聚落衣ともいふ。律部八、註(八の一三・一四)參照。

[五一] 本文に墮の字となすも、宋・元・明・宮本によりて隨の字となす。これ從罪三上起に應ぜんが爲なり。

[五二] 提舍那(Deśanā)。犯罪を如實に示して敎誡を求むるなり。

[五三] 淺薄羯磨。宋・元・明・宮本には殘滯とせるも、後の文に殘滯とせざれば、今改めず。

て、此の倶有罪と與に相續して流るゝを、是を性罪と名く。此の三因の所犯に異り、或は戒を了別せざるに由り、或は失念に由り、或は不故意の過犯に由りて、此中に若しは惑及び惑の等流なく、又念々に増長するなきを、是を制罪と名く。若し二相を具せんに、是を制性二罪と名く。若し人能く理の如く此の學處の義を了別せんに、此人は律に於て則ち明了にして他面を看ざるなり。

(5)偈に曰はく、「二部所作業を了別し……」と。

釋して曰はく、律中、羯磨を說くに三種あり、一に唯比丘羯磨にして比丘尼に非ず、二に唯比丘尼羯磨にして比丘に非ず、三に二部共羯磨なり。一切處にて大戒を與ふる羯磨は唯是れ比丘羯磨なり。和合して大戒を受くるを許す羯磨は唯是れ比丘尼羯磨なり。[四一]宿住・[四二]摩捺(乃達反)多・[四三]阿悔也那等の羯磨の所有餘の白四等の羯磨は、自部他部に於て是れ比丘羯磨なり。此等羯磨にして若し比丘尼、自部に於て作さんに亦成ずるを得るなり。若し人能く理の如くに此の三羯磨の義を了別せんに、此人、必定して能く破僧因緣等の義を解せん。

偈に曰はく、「破・非破類及び時を解し……」と。

釋して曰はく、律中に佛は「十四ありて能く僧和合の因緣を破す」と說きたまへること、律所說の次第の如し。此中、非法とは[四四]五邪道分、法とは五正道分、非毗尼とは[四五]三邪道分、毗尼とは三正道分、罪とは如來所立の制に違し、非罪とは如來所立の制に隨順するなり。重とは二種あり、一には罪に由り、二には制に由る。輕も亦爾り、各々の學處に應に輕重を知るべきなり。有殘とは僧伽胝施沙等、無殘とは四波羅夷なり。不可治とは四波羅夷なり。十三中の隨一にして、若し已に犯じて、[四六]二邊知るべからざると、僧所立の[四七]最惡滅諍羯磨と[四八]此の如き等は、此を翻じて可治と名く。麁とは二種あり、犯意に由るあり、罪に由るあり。此を翻ずるを非麁と名く。如來の說に非ず如來の敎に非ざるを彼は是れ如來の說是れ如來の敎と說き、是れ如來の說是れ如來の敎なるに彼は如來の

三線が一點に相合ふ處、即ち犯罪せる場合、波羅夷なりや僧殘なりや波逸提罪なりやの判斷について不定罪は三樣に疑ひ得られるをいふ。

【三九】 本文に譬如第四定是不定諸罪因故名不定何以故一切罪部聚說緣起所生於中皆具足とあり。第四とは「自ら作せり」と言ふは波羅夷「臥せり」と言ふは僧殘、「坐せり」と言ふは波逸提、それらの處に趣向するは方便罪にして、今、第四とは此等の方使罪をいへるなり。

【四〇】 黃門。律部八、註(一の一八四)參照。

【四一】 宿住。別住即ち波利婆沙なり、律部八、註(五の二一九)參照。

【四二】 摩捺多。摩那埵とも音寫す、律部八、註(五の二一三)參照。

【四三】 阿悔也那。悔は悔の誤なるべし。Abbhāna の音寫にして出罪の義、律部八、註(五の二一五)參照。

【四四】 五邪道分。八正道中、正を翻じて邪と爲せるもの、邪見・邪思惟・邪精進・邪念・邪定なり。五正道は之に反せるもの。

【四五】 三邪道分。邪語・邪業・邪命なり。之に反するを三正道分といふ。

の三角三道と名くるが故なり。不定とは、此中の諸罪に於て不定にして、譬へば不定の聚は能く一切の罪中に通ずるが故に不定と說くが如し。[三九]譬へば第四は定んで是れ不定、諸罪の因なるが故に、故に不定と名くるが如し。何を以ての故に、一切罪部聚は緣起所生を說くに、中に於て皆具足すればなり。餘師說くあり、「此の二不定は律の本義に似たり、律の餘の文句は皆此を釋せんが爲なればなり」と。若し人二不定中に於て能く律義を攝應せんに、此二よりして生ずる所の罪、律中に於て能く顯はれん。是を「能く善く罪の三角を簡擇す」と名く。若し人能く理の如く罪の三角の義を了別せんに、此人必定して能く想・眞實の義を解せん。

偈に曰はく、「想・眞實にて學處を立つるを解し……」と。

釋して曰はく、律中、學處を說くに二種あり、一に想學處、二に眞實學處なり。復、想と眞實との學處あり。此中、若し人、一戒を犯ぜんに、彼意を觀察して後方に分別するなり、「此罪は想より生起せりや、此罪は眞實より生起せりや、此罪は二より生起せりや」と。此中、初波羅夷に於けるが如きは、想あり眞實あり。若し人、癡狂法に至りての故に覺觸せず、或は正思惟に由りて觸味を噉はず、非道に於て道想を起し、道に於て非道想を起して觸味を噉はんに、此中、想に約して罪を判す。女・男・黃門[四〇]・人・非人・畜生の下門・女根及び口中に於て轉倒想を起さんに、此中、眞實に約して罪を判ず。此道理に由りて二に於て罪を判ずること亦爾り。我が所立の波羅提木叉論中に於て、一切學處に從うて想罪及び眞實罪は悉く此義の中に顯在す。繁文を離れんが爲に、是故に略說す。

偈に曰はく、「自性と立制との所有戒は理の如く分別して能く解說せよ」と。

釋して曰はく、是れ前に說く所の想罪眞、實罪にして、此の罪門に由りて佛所立の學處に三種あり、一に性罪、二に制罪、三に二罪なり。此中、性罪とは、若しは是れ身口意の惡業の所攝、或は隨惑及び惑等流に由りての故に犯なり。復此の過犯の中に於て故意の所攝には染汙業の增長するあり

ず。

【二九】學對。梵に息佉柯羅尼(Sikkhā karaṇiya)といひ、翻じて學對といふ。對は對人懺の義なり。

【三〇】獨柯多部(Dukkhaṭa)。突吉羅にして、惡作の義なり。

【三一】非大戒。未だ大戒を受けざる沙彌等なり。

【三二】偷蘭遮耶聚(Thullaccaya)。律部八、註(一の一二二)參照。明了疏には偷蘭は麁と翻じ、遮耶は過と翻ずとせり。

【三三】二聚不具分。本文に三聚とあるも宋・元・明・宮本によりて二聚と改む。偷蘭遮耶罪は波羅夷と僧殘との二聚の不具分なる方便罪なり。不具分とは不具支分即ち不具緣の義なり。

【三四】波羅提木叉布沙他を解誦すとは、波羅提木叉を解し、布沙他時に誦するを得るとの意。波羅提木叉とは戒本なり、律部八、註(一の二三)參照。布沙他(Uposatha)は同註(二の五四)中間布薩の下參照。

【三五】波羅提木叉緣起。戒經の尊重すべき由緣、即ち戒經序(Nidāna)なり。

【三六】五根。信勤念定慧なり。

【三七】三根。無貪無瞋無癡の三善根なり。

【三八】三角。角とは聚なり、

必定して能く七罪聚等の義を解せん。

偈に曰はく、「七罪聚・五布薩を解し……」と。

釋して曰はく、律中、罪聚を説くに七あり、一に波羅夷聚、謂はく四波羅夷、二に僧伽胝施沙聚、謂はく十三僧伽胝施沙、三に[三二]偷蘭遮耶聚、謂はく一切の[三三]一聚不具分所生の偷蘭遮耶、四に尼薩耆波羅逸尼柯聚、謂はく三十尼薩耆波羅逸尼柯、五に波羅逸尼柯聚、謂はく九十波羅逸尼柯、六に波胝提舍尼聚、謂はく四波胝提舍尼、七に六聚所攝の罪及び六聚不具分所生の罪及び學對にして此の如きの一切は過失聚、擇に入るなり。若し人能く理の如くに七罪聚義を了別せんに、此人必定して能く[三四]波羅提木叉布沙他を解通せん。布沙他時に波羅提木叉を説くに五種あり、一に[三五]波羅提木叉の緣起を誦し、二に誦して四波羅夷に至り、三に誦して十三僧伽胝施沙に至り、四に誦して二不定法に至り、五に廣く誦して乃し戒盡に至るなり。若し人理の如くに能く五布沙他義を了別せんに、此人必定して能く四失四得を解せん。

偈に曰はく、「四種失及び四得を解せよ」と。

釋して曰はく、佛正法中に於て四種失あり、一に戒失、二に行失、三に見失、四に命失なり。此の四失の勝相云何。是の戒處を破れる破戒人は、佛正法中に於て僞に見諦行を修せんに、是人は拔濟すべからず、譬へば樹葉已に萎黄せんに氣住するを得ざるが如し、是を戒失と名く。行・見・命の失相も、應に知るべし、亦爾り。四得とは、謂はく戒・行・見・命・極清淨にして、彼清淨は[三六]五根を以て一體と爲して能く[三七]三根を感じ、是と彼と極清淨なること前に說く所の如し。此の如き等の處、若し人能く理の如くに了別せんに、此人、律に於て則ち明了にして他面を看ざるなり。

(4)偈に曰はく、「能く善く罪の三角を簡擇し……」と。

釋して曰はく、此二は、或は[三八]三角と名け、或は三道と名く。此二とは是れ二不定にして、諸罪

【三二】本文に惑毘尼者三界五部惑と永滅等とあり、宋・元・明・宮本により、或の字を惑に改む。五部の惑とは四諦の理に迷ふ四部の見惑と、世上の事相に迷ふ一部の修惑にして、三界九地に於て各この五部を有す。九永斷智とは能證の智、滅とは所證の滅なり。阿毘曇八犍度論卷五參照。

【三三】一遮毘尼。隨方毘尼なり、資持記一には「明了論有時處毘尼遣地受五得、謂浴洗、中國不聽、此名處也」とあり。

【三四】一切處毘尼。婬盜等の性戒は時處を論ぜざれば一切時一切處に開聽なき故なり。

【三五】波羅夷部十六罪。四夷一々に各四部あり、遠方便、次方便、近方便の三因と果罪との三因一果なり、由りて十六罪を成ず。

【三六】僧伽胝施沙部五十二罪。十三僧殘の一々に三因一果あれば五十二罪を成ず。

【三七】波羅逸尼柯部三百六十罪。三十尼薩耆波逸提と九十波逸提とを合はせて百二十波逸提とす。この罪輕き故に遠方便近方便と果罪との二因一果とする。由りて三百六十罪(120×3=360)を成ず。

【三八】波胝提舍尼部十二罪。波逸提と同じく二因一果とする故に十二罪(4×3=12)を成ず。

偈に曰はく、「二十一千を倍せる福河に善法の水を流して汙を洗除す」と。

釋して曰はく、二十一千福河を倍して四萬二千福河を成ず。律の中、如來所立の戒に四百二十あり、[一六]婆藪斗律に於て二百戒あり、[一七]優波提舍律に於て一百二十一戒あり、比丘尼律に於て九十九戒あり。此の四百二十戒の中、一々戒に隨うて各能く[一八]攝僧等の十種の功德を生じ、一々功德は能く十種の正法を生ず。謂はく信等の五根、無貪等の三善根及び身口の二護にして、合して四萬二千の福河を成ず。此の福河に由りて恒に能く破戒の垢汙を洗浣す、餘の義は波羅提木叉論中に在り、應に知るべし。

(3)偈に曰はく、「戒の五相・九毘尼を解し」と。

釋して曰はく、諸佛所立の戒の如く、一々戒中に於て應に五相を了別すべきなり。一に緣起、二に緣起を起せる人、三に立戒、四に所立の戒を分別し、五に是非を決判す。此中、初波羅夷の「緣起」とは、[一九]鞞舍離國に於て飢饉難事に由れるを緣起と爲す。緣起を起せる人とは、是れ[二〇]須陳那比丘なり。「立戒」とは、「若し比丘、餘比丘と共に[二一]學處に於て同命を至得しつゝ、未だ捨戒せず、自身羸弱を顯はさずして更に婬欲法を行じ、……乃至、畜生に於てせんに波羅夷を犯ず、共住することなかれ」となり。「所立の戒を分別す」とは、此中、何者が比丘の性たりや、謂はく、圓得・至得に依りて……乃至、此罪を犯ずるに由りて共住するを得ざるなり。「是非を決判す」とは、此中、比丘は三處に於て波羅夷を犯じ、……乃し說戒究竟するに至るなり。一々の戒に於て、應に知るべし、皆五相あるを。若し人能く理の如く此五相の義を了別せんに、此人必定して能く九毘尼義を解せん。何者か九と爲す。一に比丘毘尼、二に比丘尼毘尼、三に二部毘尼、四に罪毘尼、五に惑毘尼、六に有願毘尼、七に無願毘尼、八に一處毘尼、九に一切處毘尼なり。比丘毘尼とは、故意に不淨を出すが如き、此の如き等の相罪は但、比丘毘尼に屬す。比丘尼毘尼とは、獨行の如き、此の如き等の

護(137)、此を合して486不護なり。從つて能對治の護にも486護ある故に972の數を得るなり。

【一二】一千六百五十八。色界眼根不護(86)、色界耳根不護(86)、色界意根不護(86)、色界身根不護(14)、無色界心地不護(71)、此等を合して344の不護を成ず。從つて能對治の護にも343の護あれば、不護と護と合して686の數を得、此に欲界の不護と護なる972を合すれば、1658の三界の護不護の數を得るなり。

【一三】明相應。宋・元・明・宮本に明の字なし。

【一四】二功德相應。三學を修すると、自在にして他に繫屬せざるとなり。

【一五】本文に此三學生起位在忍名相世第一見地修地中……とあり。顯識論(眞諦譯)に「薰習有四種方便、一忍、二名、三相、四世第一法。忍有二、一廣、二略……」とあるに由りて解すべきなり。特に異部宗輪論の犢子部宗義を述べる下に卽忍名相世第一法……とあり。これ煗頂忍世第一法に相應すべきものにして、此語が此處に出づるは正に犢子部より正量部が分出せるの證といふべきである。

【一六】婆藪斗律。餝宗義記(續

釋して曰はく、若し人此の如き等の護と相應せんに、此人能く如來を歡喜す、〔一二〕二功德相應に由りての故に、是故に諸佛は此人を讃歎したまふなり、三學を修すとは、諸佛の正法に於て正しく學するに三あり、謂はく依戒學・依心學・依慧學なり。〔一三〕此の三學生起の位は忍と名と相と世第一と見地・修地の中に在り、或は三業道に依りて三學を立て、或は道分に依りて三學を立て、或は三藏に依りて三學を立て、或は三法身に依りて三學を立つ。此義に由りて是人、名句字義及び正行に於て心明了にして疑なし、是故に自在にして他に繫屬せず、故に「他面を看ず」と說けり。略して釋することは此の如し。前の所說の護に因りて、正業・正語・正命に約して更に此人の功德を釋せん。

(2)偈に曰はく、「八戒護と九十六分別差別の義と相應することを明す」と。

釋して曰はく、云何が八明了戒なりや。道に約して三分し、分別して九十六と爲す。戒本二種あり、謂はく身業と口業となり。云何が此を分別して八と爲す。此中、身業に四種あり、一に殺生を離れ、二に偸盜を離れ、三に邪婬を離れ、四に非攝を離るなり。口業に四種あり、一に妄語を離れ、二に破語を離れ、三に惡語を離れ、四に非應語を離るなり。此の八種の業は身に由り口に由り心に由る。若し自ら受くるに二十四あり、若し他をして受けしめんにも亦二十四あり、若し他の受行するを見て隨喜心を生ぜんに亦二十四あり、若し自ら先の所受を行ぜんにも亦二十四ありて、此四の二十四にて合して九十六を成ず。復次に身の四種邪業も、若し無瞋・無癡の善根の所離に由りて八を成ずるを、說いて正業と名く。口の四種邪業も、若し無瞋・無癡の所離に由りて八を成ずるを、說いて正語と名く。身口の八邪業にして、若し無貪の所離に由りて八を成ずるを說いて正命と名く。若し自ら受け、他をして受けしめ、他の受行するを見て隨喜を生じ、自ら先の所受を行ずる各二十四は、聖道に約して此の八明了戒を分判し、合して九十六とす。是人、此の如き等の戒と相應するなり。

の惡業なり。眞諦の疏に「上心惑者、惑有二種、一者隨眠、二者上心隨眠」とあり、眞諦の意にては上心とは起心の義・無心相續に簡び、恒續に非ずと雖能く非護と非戒とを生ず。即ち正念正智捨心を失して邪念邪智憂喜を起し（非護、唯意地にして未だ身口に動ぜざるなり）、遂に身口に動じて非戒を起すなり。

【八】二百九十四。眞諦の釋に云はく、正量部の說としては欲界の大惑（貪瞋癡等の根本煩惱）と小惑（忿恨惱等の餘の隨煩惱）とにて一百三十七、色界の大小惑に八十六、無色界の大小惑に七十一あり、合して二百九十四ありとす。

【九】諸護。善及び無覆無記は念と慧と捨とを體とし、以て、六根を防護す。即ち眼に色を見ては貪憂を遠離して恒に正捨に住し、乃至、意に法を知り已るにも亦爾り。

【一〇】第四心及び初至心。成實論第九無作品に依るに、三性心と無心とを四心とす。第四心とは無心位をいふべし。初至心とは無心位より三性中の一に意動せる所をいふか。

【一一】二品の護。非護と對治護との二護なり。眼根不護(137)、耳根不護(137)、鼻舌身根不護(25×3=75)、意根不

律二十二明了論一卷[一]

[二]正量部　[三]佛陀多羅多法師の造

陳、[四]天竺三藏　[五]眞諦の譯

本二十二明了論の如きは、能く律所立の名を分別解釋せり、我今當に說くべし。

(1)偈に曰はく、「毗尼毗曇の文所顯の、[六]戒及び護と相應せん人は……」と。

譯して曰はく、對治の[七]上心惑に由りて應に諸護の數量を說くべきなり。三界の上心惑に[八]二百九十四あり、是の彼が所起の非護に亦二百九十四あり、彼を對治せんが爲に善及び無覆無記の諸[九]護あり、合して五百八十八あり。是人、此の對治護と相應す。復、別釋あり、欲界の上心惑に一百三十七あり、此の隨一の上心惑に從うて能く眼根地を染汚し、[一〇]第四心及び初至心に於て、此の眼根の不護に一百三十七あり。眼根の如くに耳根と亦爾り。鼻・舌・身根の不護に各二十五あり。眼耳根の如くに、意根の不護も亦爾り、一百三十七あり。彼を對治せんが爲なるとにて、應に知るべし[一一]二品の護合して九百七十二あるを、色界の上心惑に八十六あり、此の隨一の上心惑に從うて能く眼根地を染汚し、所生の不護に八十六あり。彼を對治せんが爲なるとにて、二品の護に各八十六あり。耳根・意根の不護と二護とも亦爾り。色界の身根の不護に十四あり、能對治とにて、彼の二品の護に各十四あり。無色界の上心、惑に七十一あり、此の隨一の上心惑に從うて能く心地を染汚し、所生の不護に七十一あり。對治の爲なるとにて、此の二品の護に各七十一あり。三界の護合して[一二]一千六百五十八あり、是人、此の對治護と[一三]明相應す。

偈に曰はく、「諸佛の所讚にして三學を修して、他面を看ざるなり、我當に說くべし」と。

【一】宋・宮本には二十二明了論と爲す。明本に一卷の二字なし。普通に直に明了論と云ふ。正量部より出せる波羅提木叉論なり。

【二】正量部(Sammitiya)。佛滅三百年中、上座部系分派の一たる犢子部よりの四派分出の一なりとせらる。

【三】佛陀多羅多(Buddhatrāta)。譯して覺護法師となす。本文に弗の字となすも宋・元・明・宮本によりて佛の字に改む。出世年代等不明なり。

【四】宋・元・明・宮本には天竺三藏を三藏法師と爲す。

【五】眞諦、波羅末陀(Paramārtha)を譯して眞諦とす。又、拘羅那他(Kulanātha)の名ありて親依と譯す。Guṇarata とせるは誤なるべし。西印度優禪尼國の人、陳光大二年(西紀五六八)入寂の前年に廣州に於て此論を譯す。

【六】戒及び護。戒は身語律儀、護は根律儀なり。又、律中は但戒を明して護を明さゞるも、毗曇は具さに戒と護とを明して律藏の義理をして周足せしむ。

【七】上心惑。所對治に三あり。一に上心惑、これ惡業を發すの遠因の心なり。二に非護、即ち惡業を發すの近因の心なり。三に非戒、即ち所發

第十七偈　至得五種類、過毗尼五門、入及び界所生の罪。

第十八偈　八種捨迦絺那衣法、迦絺那五功德、二守、不得戒二十人、捨依止十因緣。

第十九偈　意欲守と器盛守、四羯磨（四種諍事なり）と依寂（七毗尼なり）。布薩式事四種、五種自恣式事。

第二十偈　生具（受持物）と傳（淨施）、果菜五種淨法、四大聚集所成生物の四種淨。

第二十一偈　五の五十窮師德。

第二十二偈　律明了人（結勸偈）

以　上

昭和六年七月

譯者　西本龍山識

如く、元照も之を見ざりし所である。然るに幸にも定賓律師の四分律疏飾宗義記には此註疏を引用せること極めて多く、二三を除くの外は難解なる明了論文をも悉く銷釋するを得、且つは註疏の面目を髣髴せしむるを得るものでありて、後學として實に無上の喜びとする所である。

（一）飾宗義記は法勵律師の四分律疏を釋せるもの、法勵の疏は唐高祖武德九年（西紀六二六）に出でたり。法勵の寂は貞觀九年（西紀六三五）なり。定賓は滿意の弟子にして滿意は法勵の弟子なるも、飾宗義記中には法勵を先師と呼べり。

四、明了論に分別せる律名目

此論は二十二偈とその長行とを以て、律所立の名目を分別解釋せるものである。法泰傳には眞諦二十二大義及び疏五卷を出す……」と記しておるが、此は誤解を招き易い言葉でありて、實は二十二偈の中に特律上心得べき名目を約六十五種程編み込みて、律明了人の爲の用意に備へたるものである。而も其一々に順序があるでもなく、律廣解と犍度分とに分ちて其要目を列ねたといふでもない。又、此論によりて正量部律の特徵及び其戒條の數が明かになるといふわけでもない。されば本論の後記にも「論に二十二偈あり、以て二十二明了義長行を攝す。或は義を逐ひ句を破して之を釋せるも、諸句復皆相屬著せざるなり」と述べておるのである。しかし佛陀多羅多法師が正量部派の廣律の要領を的確に選出して二十二偈の中に説示せる其巧妙なる表現には、學律者をして尠からず驚歎せしむるものあると共に、正量の名に相應せる妙律論といふべきである。今、偈並に長行を追うて其所明の名目を列し、以て其分別の一般を窺ひ見るであらう。

第一偈　上心惑と對治護、三學生起。

第二偈　八明了戒と九十六分別、四百二十戒と四萬二千福河。

第三偈　戒の五相、九毗尼、罪の五部（五篇なり）、罪の八緣起、七罪聚（七聚なり）、五布薩法、四種失と四種得。

第四偈　罪の三角（二不定なり）、想學處と眞實學處、性罪と制罪。

第五偈　羯磨式事二部分別、破僧十四法、小戒・隨小戒・非小戒、入家正行法。

第六偈　罪の三上起、罪を説示する三種方、立戒と緣起との減長。

第七偈　罪非罪了別、上起罪の五種方。

第八偈　四種棄捨、三衣六憐愍（離衣宿聽許なり）、緣起と罪との四種分別、四親應。

第九偈　七依他圓得（受戒なり）と二圓德、不實語五種、法の自性と修習類。

第十偈　受食法四種、受食成就五種、作殘食法十種。

第十一偈　受食を失する七種因、觸動三種、五種非成食、四摩失五種（結界の種類及び不成就の五種なり）。

第十二偈　七日・有難・隨意、安居成就の五種、安居の八種難。

第十三偈　五種羯磨と得失、遮の四種。

第十四偈　衣鉢三種量、傳傳（淨施法なり）と受持と依願、罪相應と物相應。

第十五偈　三十學處捨財法。

第十六偈　比丘尼八敬法、比丘尼教羯磨、四種宿住地、五依羯磨（治罰羯磨なり）。

二年(西紀五四八)に南海(廣東府)を經て京邑に入る、時に齢五十であつた。武帝は面りて頂禮を申べ、寶雲殿に於て誠を竭して供養したのである。爾來十年、十七地論・金光明・仁王般若經・彌勒下生經・無上依經等を譯せるも內亂續起して居所定まらず、遂に「雖レ傳ニ經論一道缺情離本意不レ申」と慨して楞伽修國に往かんとするに至り、道俗の虔請によりて已むなく南越に停まつた。更に幾度か西歸を企てつゝも學徒追逐して其意を果さず、常に海隅に止まりて旅裝を解かずして數年を過ぎた。其間に梁代の舊齒と共に重ねて前譯を檢し文旨を整へ、且つは立世阿毘曇論・金剛般若經・倶舍論本頌・倶舍釋論・廣義法門經・唯識論・攝大乘論・攝大乘論釋等を譯したのである。中に於て攝大乘論及び同論釋の譯出は眞諦が東夏に來りたるの本懐にして、實に陳、文帝天嘉四年(西紀五六三)であつた。爾來兩三年、經論を開傳して遠來の弟子雲集せしに、光大二年一月律二十二明了論一卷並に疏五卷を出し、六月に至るや世の浮雜を厭ひて南海北山に入りて身命を損せんとした。弟子智愷等馳往し道俗奔赴して之を防遏し、三藏を迎へ還りて王園寺に止め、弟子僧宗・慧愷等相謀りて延いて建業に還らしめんとせしに、揚都の碩僧は時榮を奪はれんことを恐れて讒奏するに至り、三藏は還るを得ず、又、南海の新文は陳世に藏るゝに至つたのである。かくて遂に疾を得て大建元年(西紀五六九)正月十一日午時に遷化した、時に年七十有一であつた。實に三藏はその悲慘なる長き漂浪の間にも、十七地論を初とし明了論譯出及び註疏五卷を最後として六十四部二百七十八卷(續高僧傳に依る)といふ偉大なる業蹟を世に遺して去つたのである。續高僧傳に三藏の風格を述べて「景行澄明器宇淸肅、風神爽拔悠然自遠。群藏廣部罔レ不レ措レ懷……」と記せるは强ち誇張の言ではない。

三、明了論註疏

本論の後記に「註記解釋して五卷を得たり」と云ひ、大唐內典錄(五)には「律二十二明了論亦云明了論並疏五卷」とあり、續高僧傳卷一の法泰傳には、「律二十二大義及び疏五卷を眞諦出すや、座右に勒して之を遵奉せり」とあるに由りて、明了論に五卷の註疏ありしを知る事が出來る。而して本論の文は甚だ簡略にして難解なる爲に大に此註疏の解釋を要とするも、現存律藏の註解として唯一なる四分律の諸師の註釋にも之を引用せるもの甚だ少く、道宣律師の行事鈔等にも數文を引用せるのみなるを遺憾とする。資持記卷二に於て元照律師は「眞諦は卽ち陳朝翻經の三藏にして、疏五卷を出して了論を解釋せるも、其文未だ東南に流れず」と記しておる

律二十二明了論解題

一、明了論の作者

律二十二明了論（Vinaya dvāviṃśati prasannārtha śāstra）は略して明了論とも言ひ、正量部より出でたる波羅提木叉論即ち戒論である。正量部（Sammitiya）は三彌底・三眉底與・三摩提等と音譯され、正量・正量弟子・一切所貴等と譯し、佛滅三百年中、上座部系分派の一たる犢子部より法上・賢冑・正量・密林山の四部分出せる中の隨一でありて、異部宗輪論述記には正量部とせる所以を「正量部とは權衡刊定するを之を名けて量と爲す。量に邪謬なき故に正と言ふなり。此部所立の甚深の法義は刊定して邪なければ名けて正量と稱す。所立の法に從へて以て部名を彰はす」と述べておる。義淨三藏の南海寄歸傳には「西國相承には大綱唯四あるのみ」として、大衆部に七部、上座部に三部、聖根本說一切有部に四部、聖正量部に四部を出し、次で「則ち少しく三部を兼ぬるも乃し正量尤も多し」等と述べて當時甚だ隆盛なりしを記しておる。本論の作者、佛陀多羅多法師について其出世年時を明かにする資料に缺けておるが、正量部佛陀多羅多法師造とある故にこの正量部派に屬する法師なりしことは明かである。且つ本論の終記「本偈に云はく……」以下の文に於て「佛陀多羅多阿那含法師」と推稱せる辭によりて其風格を想察し得ると共に、法師が造論の意趣の上に更にその高風を想察することが出來る。即ち「廣文句を怖畏する人を憐愍せんが爲の故に略して律儀を攝す」との文は、正しく正量部廣律の律儀に明了ならしめんが爲の慈愍の念よりして、簡潔なる二十二偈に要約して造論せられたるものなることを推し得るのである。

二、明了論の譯者

本論は陳、光大二年歲次戊子正月二十日（西紀五六八）、眞諦三藏（Paramārtha）によりて廣州南海郡內に於て譯出されたのである、時に齡七十であつて入寂の前年である。本論の後記には三藏法師倶那羅陀とあり、これ本名にして波羅末陀（眞諦）は字である。續高僧傳（一）にも「拘那羅陀、陳言二親依一」とあるも、開元錄（七）には「沙門拘羅那他、陳曰二親依一、或云二波羅末陀一、此云二眞諦一、並梵文之名字也」とあり。親依なる譯語より推して拘羅那他（Kulanātha）とすべく、倶那羅陀（Gunarata）とせるは傳寫の誤りである。本、西印度優禪尼國の人、梁の武帝太清

我今戒經を說きぬ　誰能く聞いて受行せんに
請へ四衆眷屬は　安隱に度して善濟せんと。
世尊は天中の天　一切與に等しきものなし
十指の爪掌を合して　敬心に頭面に禮せよ
解脫戒經を說きぬ　衆僧布薩し竟んぬ
若し衆の爲に請はんには　疾く辯じて爲に宣說せん。」

解脫戒經　〔二六一〕迦葉毘部律より出でたり

が故に諸戒本には次下に七佛偈を出して、廣教略教共に隨順行すべきを示すなり。されどこの解脫戒經には七佛偈を戒本の初に置けり、これらの戒本の特徴にして注意すべき點なり。

【二五八】何故に東北方世界とせるか、其意明かならず。

【二五九】犛牛。註(九の二一七)參照。

【二六〇】憺怕。恐れて動搖する義なるも、今は澹泊（心のあっさりとして無欲なる貌）の同音寫と見るべきならん。

【二六一】明本・聖本に此語なし。

(七)應に[二五五]草覆地を與ふべきには、當に草覆地を與ふべし。

諸大德、我已に七滅諍法を說けり、今問ふ諸大德、是中淸淨なりや不や。是の如く三說す。諸大德、是中淸淨なり。默然するが故に。是事是の如くに持つ。

諸大德、我已に解脫戒經序を說き、已に四波羅夷法を說き、已に十三僧殘法を說き、已に二不定法を說き、已に三十捨墮法を說き、已に[二五六]九十墮法を說き、已に四悔過法を說き、已に衆學法を說き、已に七滅諍法を說きぬ。此は是れ釋迦牟尼如來阿羅呵三藐三佛陀の所說の戒經にして、半月半月解脫戒經を說く中に來れり。若し更に[二五七]餘の佛法あらんに皆共に隨順和合し、歡喜して諍ふことなからんと、應に當に學すべし。

[二五八]東北方世界の　最勝兩足尊は
見ること難く値遇し難きに　此の解脫戒を說きたまへり。
財富は久伴に非ざるも　愚者の喜樂する所
智慧は能く苦を滅し　命終して常に安樂なり。
是の七佛世尊は　解脫戒經を說きたまへり
心能く敬重せんには　則ち無上法を獲ん。
戒經を說く所以　何の故の淨布薩なりや
隨順して戒を學せんが爲なり　[二五九]犛牛の尾を愛するが如くなり。
此戒經を說き已れり　所有の諸功德は
願はくは三界の群生　一切皆安隱ならん。
豐樂にして常に[二六〇]憺怕に　隨時に甘雨を降し
修行して佛を供養せんに　正法をして久住ならしめん。」

【二五一】不癡毘尼（Amūḷhavinaya）。註（一三の一一）の本文參照。
【二五二】自言治（Paṭiññāyavinaya）。註（一三の二三）の本文參照。明了論には隨誓言毘尼とせり。
【二五三】伏本語（Tassapāpiyyasikāvinaya）。五分律には本言治、有部律には求罪自性といひ、其他の律には覓罪相と名く。註（一三の二七）の本文參照。明了論には最惡毘尼とせり。
【二五四】多人宗（Yebhuyyasikāvinaya）。諸律には多人語・多覓罪相といふ。註（一三の三八）の本文參照。
【二五五】草覆地（Tiṇavatthārakavinaya）。諸律には草布地・草掩・布草といふ。註（一三の五三）の本文參照。明了論には隨草毘尼とせり。
【二五六】宋・元・明・宮本には九十一墮法とせり。今改めず。
【二五七】餘の佛法。これ餘の隨道戒法の義にして、これ道共戒を意味す。卽ち上來、波羅提木叉の廣敎を明し竟れると共に、廣敎の依りて出づる略敎誡は世尊が成道の初に攝心の機に對して說きたまへるものなれば、戒律の根本精神たる略教の重んずべく、且又過去六佛所說の敎法重んずべき

(八八)[二四一]著帽人の爲に法を說くを得ざらんと、病を除き應に當に學すべし。
(八九)著華鬘人の爲に法を說くを得ざらんと、病を除き應に當に學すべし。
(九〇)著寶冠人の爲に法を說くを得ざらんと、病を除き應に當に學すべし。
(九一)[二四二]裹頭人の爲に法を說くを得ざらんと、病を除き應に當に學すべし。
(九二)[二四三]覆頭人の爲に法を說くを得ざらんと、病を除き應に當に學すべし。
(九三)[二四四]立ちて大小便するを得ざらんと、病を除き應に當に學すべし。
(九四)[二四五]水中に大小便・涕唾するを得ざらんと、病を除き應に當に學すべし。
(九五)[二四六]生草上に大小便・涕唾・歐吐・盥(奴東の反)血するを得ざらんと、應に當に學すべし。
(九六)[二四七]過人樹に上るを得ざらんと、怖畏因緣を除き應に當に學すべし。

諸大德、我已に衆學法を說けり、今問ふ諸大德、是中淸淨なりや不や。是の如くに三說す。諸大德、是中淸淨なり、默然するが故に。是事是の如く持つ。

諸大德、此の[二四八]七滅諍法は半月半月戒經を說く中に來れり。若し比丘、諍事ありて起らんに應に除滅すべきなり。

(一)應に[二四九]現前毘尼を與ふべきには、當に現前毘尼を與ふべし。
(二)應に[二五〇]憶念毘尼を與ふべきには、當に憶念毘尼を與ふべし。
(三)應に[二五一]不癡毘尼を與ふべきには、當に不癡毘尼を與ふべし。
(四)應に[二五二]自言治を與ふべきには、當に自言治を與ふべし。
(五)應に[二五三]伏本語を與ふべきには、當に伏本語を與ふべし。
(六)應に[二五四]多人宗を與ふべきには、當に多人宗を與ふべし。

---

d. d. a. k.
【二三九】Na satthapāṇissa a. d. d. a. k.
【二四〇】Na chattapāṇissa a. d. d. a. k.
【二四一】以下の三條は有部の本第九十・九十四・九十一條に存するのみ、他律に存せず、有部は更に第九十二條に作佛頂髻を加へたり。
【二四二】Na veṭhitasissa a. d. d. a. k. 此戒は五分律に存せず。
【二四三】Na oguṇṭhitasissa a. d. d. a. k.
【二四四】Na ṭhito agilāno uccāraṃ vā passāvaṃ vā karissāmīti s. k.
【二四五】Na udake agilāno uccāraṃ vā passāvaṃ vā kheḷaṃ vā karissāmīti s. k.
【二四六】Na harite…… s. k.
盥血は腫血、癰なり。
【二四七】此戒は巴利律・優波離問佛經・僧祇律に存せざるは注意すべし。過人樹とは人の高さより過ぎたる高き樹なり。
【二四八】七滅諍法(Satta adhikaraṇasamathā dhammā)。註(七の一七)參照。
【二四九】現前毗尼(Sammukhāvinaya)。註(一二の四八)の本文參照。
【二五〇】憶念毗尼(Sativinaya)。註(一二の七五)の本文參照。

(六八)[二二一] 汚手にて水器を捉らざらんと、應に當に學すべし。
(六九)[二二二] 汚水を以て白衣舍に棄てざらんと、主人に問ふを除き應に當に學すべし。
(七〇)[二二三] 鉢を以て地に置かざらんと、應に當に學すべし。
(七一)[二二四] 立ちて鉢を洗はざらんと、應に當に學すべし。
(七二)[二二五] 鉢を墮處・嶮處に置かざらんと、應に當に學すべし。
(七三)[二二六] 危處に在りて鉢を洗はざらんと、應に當に學すべし。
(七四)[二二七] 人、坐し已れ立ちて爲に法を說くべからず、病を除く、應に當に學すべし。
(七五)[二二八] 人、臥し已れ立ちて爲に法を說くべからず、病を除く、應に當に學すべし。
(七六)[二二九] 人、臥し已れ坐して爲に法を說くべからず、病を除く、應に當に學すべし。
(七七)[二三〇] 人、坐に在り已れ非坐に在りて爲に法を說くを得ざらんと、病を除き應に當に學すべし。
(七八)[二三一] 人、前に在り已れ後に在りて爲に法を說くを得ざらんと、應に當に學すべし。
(七九)[二三二] 人、前行し已れ後に在りて爲に法を說くを得ざらんと、應に當に學すべし。
(八〇)[二三三] 人、道に在り已れ非道に在りて爲に法を說くを得ざらんと、應に當に學すべし。
(八一)[二三四] 騎乘人の爲に法を說くを得ざらんと、病を除き應に當に學すべし。
(八二)[二三五] 乘輿人の爲に法を說くを得ざらんと、病を除き應に當に學すべし。
(八三)[二三六] 著屐人の爲に法を說くを得ざらんと、病を除き應に當に學すべし。
(八四)[二三七] 著履人の爲に法を說くを得ざらんと、病を除きて應に當に學すべし。
(八五)[二三八] 持杖人の爲に法を說くを得ざらんと、病を除き應に當に學すべし。
(八六)[二三九] 持刀人の爲に法を說くを得ざらんと、病を除き應に當に學すべし。
(八七)[二四〇] 持蓋人の爲に法を說くを得ざらんと、病を除き應に當に學すべし。

不洗鉢に相當す、他律になし。
【二二五】有部戒文第七十二條於危險岸處置鉢に相當す。他律になし。
【二二六】西藏戒本第七十七條 Wash on a precipice(英譯)に相當す、有部等の諸律にもなきは最も注意すべきなり。
【二二七】Ṭhito nisinnassa dhammaṃ desessāmiti s. k.
【二二八】此戒文、諸律になし。
【二二九】Ṭhito nisinnassa dhammaṃ desessāmiti s. k.
【二三〇】Na chamāya nisiditvā āsane nisinnassa agilānassa d. d. s. k.
【二三一】此戒文、諸律になし。
【二三二】Na pacchato gacchanto purato gacchantassa d. d. s. k.
【二三三】Na uppathena gacchanto pathena gacchantassa a. d. d. s. k.
【二三四】梵本戒本第八十九條には açvārūḍhasya とし、十誦戒本第八十九條に乘馬とす。有部律は乘象乘馬の二戒とす。
【二三五】Na yānagatassa agilānassa d. d. s. k. 有部律は乘轝乘車の二戒とす。
【二三六】Na pādukārūḷhassa a. d. d. s. k.
【二三七】Na upāhanārūḷhassa a. d.d.s. k.
【二三八】Na daṇḍapāṇissa a.

(四八)[二〇二]食を嚼むに聲を作して食せざらんと、應に當に學すべし。

(四九)[二〇三]口に飯食を吹かざらんと、應に當に學すべし。

(五〇)[二〇四]食を嗅いで食せざらんと、應に當に學すべし。

(五一)[二〇五]食上にて唾せざらんと、應に當に學すべし。

(五二)[二〇六]食を吒せざらんと、應に當に學すべし。

(五三)[二〇七]舌を出して食せざらんと、應に當に學すべし。

(五四)[二〇八]半を嚙みて食せざらんと、應に當に學すべし。

(五五)[二〇九]揑ねて葉を作りて食せざらんと、應に當に學すべし。

(五六)[二一〇]手を舐めて食せざらんと、應に當に學すべし。

(五七)[二一一]鉢を舐めて食せざらんと、應に當に學すべし。

(五八)[二一二]手にて稱りて食せざらんと、應に當に學すべし。

(五九)鉢を稱りて食せざらんと、應に當に學すべし。

(六〇)餅を[二一三]拉して食せざらんと、應に當に學すべし。

(六一)[二一四]塔形を作して食せざらんと、應に當に學すべし。

(六二)[二一五]大團食せざらんと、應に當に學すべし。

(六三)[二一六]小團食せざらんと、應に當に學すべし。

(六四)[二一七]食を含みて語らざらんと、應に當に學すべし。

(六五)[二一八]口を張りて飯を待ちて食せざらんと、應に當に學すべし。

(六六)[二一九]比坐の鉢を視て慊心を起さゞらんと、應に當に學すべし。

(六七)[二二〇]比坐を擯汚せざらんと、應に當に學すべし。

し。

【二一三】拉。くじくなり。宋・元・明本には擸とし、宮・聖本には擸の字と爲す。拉と擸とは同音寫にして留聲なり。

【二一四】Na thūpato omaddiṭvā piṇḍapātaṃ bhuñjissāmiti s. k. 巴利第三十五條、有部第六十條に存して他律に無し。

【二一五】Nātimahantaṃ kabaḷaṃ karissāmiti s. k.

【二一六】巴利戒文には圓盤(parimaṇḍalam ālopam)とせり。有部戒第四十五條にのみ極小摶とあり。

【二一七】Na sakabaḷena mukhena byāharissāmiti s. k.

【二一八】Na anāhaṭe kabaḷe mukhadvāraṃ vivarissāmiti s. k.

【二一九】Na ujjhānasaññī paresaṃ pattaṃ olokessāmiti s. k.

【二二〇】此戒文、諸律に存せず。

【二二一】Na sāmisena hatthena pāniyathālakaṃ paṭiggahessāmiti s. k.

【二二二】Na sasitthakaṃ pattadhovanaṃ antaraghare chaḍḍessāmiti s. k.

【二二三】有部戒文第七十條地上無替安鉢に相當す、他律になし。

【二二四】有部戒文第七十一條立

(二八)[一八四]手を携へて白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし。

(二九)[一八五]倚足して白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし。

(三〇)[一八六]倚身して白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし。

(三一)[一八七]肩相倚りて白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし。

(三二)[一八八]請はるゝを待ちて入らんと、應に當に學すべし。

(三三)[一八九]偃臥せざらんと、應に當に學すべし。

(三四)[一九〇]牀を觀じて坐せんと、應に當に學すべし

(三五)[一九一]身重を縱にして坐せざらんと、應に當に學すべし。

(三六)[一九二]荷脞して坐せざらんと、應に當に學すべし。

(三七)懸脚して坐せざらんと、應に當に學すべし。

(三八)寬脚して坐せざらんと、應に當に學すべし。

(三九)[一九三]跽脚して坐せざらんと、應に當に學すべし。

(四〇)[一九四]意を正して食を受けんと、應に當に學すべし。

(四一)[一九五]溢鉢して食せざらんと、應に當に學すべし。

(四二)[一九六]食未だ至らざるに手を舒べて索めざらんと、應に當に學すべし。

(四三)[一九七]飯を以て羹を覆ひて更に得んと望まざらんと、應に當に學すべし。

(四四)[一九八]羹を以て飯を覆はざらんと、應に當に學すべし。

(四五)[一九九]病なきに已の爲に食を索むるを得ざらんと、應に當に學すべし。

(四六)[二〇〇]意を正して羹を受けんと、應に當に學すべし。

(四七)[二〇一]鉢を正して羹を受けんと、應に當に學すべし。

平鉢受羹に相當すべきも他律になし、

【二〇二】Na capuccapukārakaṃ bhuñjissāmiti s. k.

【二〇三】有部律第五十四條吹氣食に相當す。

【二〇四】彌沙塞五分戒本第五十七條、十誦戒本第七十七條、梵本第七十五條(Ujjighraṃtaḥ)に存するのみ。

【二〇五】此戒文、諸律に存せず。

【二〇六】吒。舌うちして食するなり。有部戒本第五十一條彈舌食に相當するあるのみ。

【二〇七】jivhānicchārakaṃ bhuñjissāmiti s. k.

【二〇八】na kabaḷāvacchedakaṃ bhuñjissāmiti s. k. 食の半分を食して半分を鉢中に返すなり。

【二〇九】本文に不揑作葉食應當學とあり。此戒文、諸律に存せず。葉とは Kusi にして袈裟の條と條とを隔て、長と短とを隔つるもの、今飯をのばして長方形にして食する意なるべし。葉は註(二十八の六八)參照。

【二一〇】Hatthaniddhunakaṃ bhuñjissāmiti s. k. 此戒文は四分・五分に存せず。

【二一一】Pattanillehakaṃ bhuñjissāmiti s. k. 此戒、四分戒本に存せず。

【二一二】以下の三條は諸律に無

(八)下く三衣を著せざらんと、應に當に學すべし。
(九)[165]齊整に三衣を著せんと、應に當に學すべし。
(一〇)[166]左右に衣を觀ぜざらんと、齊整の爲なるを除きて應に當に學すべし。
(一一)[167]正直に白衣舍に入らんと、應に當に學すべし。
(一二)[168]好く身を覆うて白衣舍に入らんと、應に當に學すべし。
(一三)[169]靜嘿して白衣舍に入らんと、應に當に學すべし。
(一四)[170]左右に顧視せずして白衣舍に入らんと、應に當に學すべし。
(一五)[171]左右に顧視せずして白衣舍に入りて坐せんと、應に當に學すべし。
(一六)[172]自ら撿りて白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし。
(一七)[173]叉腰して白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし。
(一八)[174]通肩に衣を披て白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし。
(一九)[175]衣を反抄して白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし。
(二〇)[176]戲笑して白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし。
(二一)[177]頭面を覆うて白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし。
(二二)[178]蹲して白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし。
(二三)[179]叉脇して白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし。
(二四)[180]身を跳ねて白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし。
(二五)[181]臂を掉りて白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし。
(二六)[182]頭を搖りて白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし。
(二七)[183]身を搖りて白衣舍に入らざらんと、應に當に學すべし。

に相應するものなし。但、有部律第三十三條より三十八條までの累足・重內踝・重外踝・急歛足・長舒足・露身の五戒中のものと相應するものあるべきも明かに配對しがたし。

【一九三】 䩛脚。宋・元・明の三本には蹻脚とし、聖本には䩛脚とせり。蹻は高く舉ぐる義なれば懸脚と同じかるべきが故に今は䩛の同音寫と見るべきのみ。䩛にはくさしの訓あるも今適當ならず。

【一九四】 Sakkaccaṃ piṇḍapātaṃ paṭiggahessāmiti s. k.

【一九五】 Samatitthikaṃ piṇḍapātaṃ paṭiggahessāmiti s. k.

【一九六】 彌沙塞五分戒本の第七十一條舒脊取食、有部律第四十二條行食未至預申鉢に相當し、他律に存せず。

【一九七】 Na sūpaṃ odanena paṭicchādessāmi bhiyyokamyataṃ upādāyā 'ti s. k.

【一九八】 此戒文、諸律に存せず。

【一九九】 Na sūpaṃ vā odanaṃ vā attano atthāya viññāpetvā bhuñjissāmiti. s. k.

【二〇〇】 羹 (sūpakaṃ) を受くるに正意なれとは巴利戒文になきも十誦律と梵本第六十三條にのみ存す、(Saṁkṛtya sūpikaṃ)。

【二〇一】 四分戒本第二十七條の

て諸比丘の食し竟るを待て」と。若し一比丘も彼比丘尼に語げて是の如くに言ふ(者)なくんば、諸比丘は應に悔過して言ふべきなり、「大德、我れ可悔法を犯ぜり、爲すべからざる所、我今大德に向うて悔過す」と、是を悔過法と名く。

(3)若し諸學家あり、僧、[一五八]學家羯磨を作さんに、若し比丘、是れ學家なるを知りつゝ、先に請を受けざるに病なきに自ら手づから食を受けて食せんに、是比丘は應に悔過して言ふべし、「大德、我れ可悔法を犯ぜり、我今大德に向うて悔過す」と、是を悔過法と名く。

(4)若し比丘、阿蘭若にして疑怖畏ある處に在りつゝ、僧伽藍外に在りて受食せずして、僧伽藍內に在りて病なきに自ら手づから食を受けて食せんに、是比丘は應に悔過して言ふべし、「大德、我れ可悔法を犯ぜり、爲すべからざる所、我今大德に向うて悔過す」と、是を悔過法と名く。

諸大德、我已に四悔過法を說けり。今問ふ諸大德、是中清淨なりや不や。(是くの如く三說す。)諸大德、是中清淨なり、嘿然するが故に。是事是の如くに持つ。

諸大德、此[一五九]衆學法は半月半月、解脫戒經を說く中に來れり。」

(一)高く[一六〇]內衣を著せざらんと、應に當に學すべし。

(二)下く內衣を著せざらんと、應に當に學すべし。

(三)[一六一]齊整に內衣を著せんと、應に當に學すべし。

(四)[一六二]象鼻の(如くに)內衣を著せざらんと、應に當に學すべし。

(五)[一六三]多羅葉の(如くに)內衣を著せざらんと、應に當に學すべし。」

(六)[一六四]麨團の(如くに)內衣を著せざらんと、應に當に學すべし。」

(七)高く三衣を著せざらんと、應に當に學すべし。」

るものなし。

【一八〇】此戒文、巴利・五分・優波離問佛經・僧祇になし、梵本に存す(Vikṣiptikākṛtā)。

【一八一】Bāhuppacālakaṃ a. g. s. k.

【一八二】Sīsappacālakaṃ a. g. s. k.

【一八三】Kāyappacālakaṃ a. g. s.k.

【一八四】此戒文、四分・巴利・僧祇になきも、五分等及び梵本に存す(hastasaṃlagnikāyā)。

【一八五】倚足。倚はかたよるなり。跛足の義なり。宋・元・明本には攱の字となす、傾く義なり。廣律に合せざる五分戒本第五十一條の蹺行入白衣舍、有部第二十三條の𨂝足行、十誦戒本及び梵本戒本第五十七條(Vidaṃgikāyā)に相當す。

【一八六】此戒文、諸律に相應するものなし。

其他の諸律に存せず。

【一八七】有部律第二十八條の肩相排入白衣舍に相當するか。

【一八八】有部律第三十條の未請坐に相當すべし、他律になし。

【一八九】偃臥。腹ばひに臥するなり。此戒文は諸律に存せず。

【一九〇】有部律第三十一條の善觀察坐に相當すべし。

【一九一】有部律第三十二條の放身坐に相當すべし。

【一九二】裿𩨨以下の四戒は諸律

を除く、若し過ぎて成ぜんには波逸提なり。

(86)若し比丘、[152]兜羅綿を持して繩牀・木牀に貯へんに、若しは自ら作し若しは人をして作成せしめんには波逸提なり。

(87)若し比丘、坐具を作らんに、當に應量作すべし。是中、量とは、長さ[153]佛の二手、廣さ一手半にして、廣と長と各半手を益すなり、若し過ぎて成ぜんには波逸提なり。

(88)若し比丘、覆瘡衣を作らんに、當に應量作すべし。是中、量とは、[154]長さ佛の四手、廣さ二手にして、若し過ぎて成ぜんには波逸提なり。

(89)若し比丘、雨衣を作らんに、當に應量作すべし。是中、量とは、[155]長さ佛の六手、廣さ二手半にして、若し過ぎて成ぜんには波逸提なり。

(90)若し比丘、如來と等量に衣を作り、若しは過量に衣を作りて成ぜんには波逸提なり。是中、佛の衣量とは、[156]長さ佛の九手量、廣さ六手量なり、是を佛の衣量と名く。

諸大德、我已に九十波逸提法を說けり。今問ふ諸大德、是中清淨なりや不や。是の如くに三說す。諸大德、是中清淨なり、嘿然するが故に。是事是の如くに持つ。

諸大德、此の[157]四悔過法は半月半月、解脫戒經を說く中に來れり。

(1)若し比丘、村に入りて乞食せんに、病なきに非親里比丘尼より自ら手づから食を受けて食せんに、是比丘出で丶僧中に至り應に悔過して言ふべし、「大德、我れ可悔法を犯ぜり、爲すべからさる所、我今大德に向うて悔過す」と。是を悔過法と名く。

(2)若し比丘、白衣家に在りて食せんに、是中に比丘尼ありて「某甲に羹を與へよ、某甲に飯を與へよ」と指示し、與へ已りて復諸比丘に與へんに、應に彼比丘尼に語げて言ふべし、「姉妹、且らく住まり

【一六五】Parimaṇḍalaṃ pārupissāmīti s.k.
【一六六】此戒文、諸律に相應するものなし。
【一六七】正直。手足を動ぜず、庠序として白衣舍に入る意。Susaṃvuto antaraghare gamissāmīti s. k.
【一六八】Supaṭicchanno antaraghare gamissāmīti s. k.
【一六九】Appasaddo a. g. s. k.
【一七〇】Okkhittacakkhu a. g. s. k.
【一七一】Okkhittacakkhu…nisīdissāmīti s. k.
【一七二】自傲。有部及び彌沙塞五分戒本の高視入白衣舍、十誦の自大入白衣舍、鼻奈耶戒因緣經・優波離問佛經の呵叱人行入室或は呵責入家內に相當すべし。
【一七三】Khambhakato a. g. s. k.
【一七四】此戒文、諸律に相應するものなし。
【一七五】na ukkhittakāya a. g. s. k.
【一七六】na ujjhaggikāya a. g. s. k.
【一七七】na ogunṭhito a. g. s. k.
【一七八】na ukkuṭikāya a. g. s.k. 蹲して入るとは膝行するなり。
【一七九】此戒文、諸律に相應す

(74)若し比丘、自ら地を掘り、若しは人をして地を掘らしめんに波逸提なり。

(75)若し比丘、比丘に語げて言はく、「汝當に此戒を學すべし」と。是比丘(語げて)、「我は汝癡愚人・不正語人に從うて戒を學せず、乃し修多羅を持ち・律を持ち・[一四二]摩帝隷迦を持てる(比丘)に至りて我當に從ひ問ふべし」と言はんに波逸提なり。解を求めんが爲なるには、應に當に經を持ち・律を持ち・摩帝隷迦を(持てる)比丘に問ふべきなり、此は是れ如法なり。

(76)若し比丘、他の共に鬪諍せるを知りて、嘿然して此語を聽きて彼に向うて說かんに波逸提なり。

(77)若し比丘、僧の說戒の時、[一四三]與欲せずして嘿然して去らんに波逸提なり。

(78)若し比丘、[一四四]恭敬せざらんに波逸提なり。

(79)若し比丘、飲酒せんには波逸提なり。

(80)若し比丘、非時に聚落に入るに、比丘に囑せざらんには波逸提なり。

(81)若し比丘、先に請を受けつゝ、若しは[一四五]前食・若しは後食に、餘比丘に囑せずして行いて餘家に詣らんに波逸提なり。

(82)若し比丘、[一四六]灌頂王[一四七]夜未だ曉ならず、王未だ出さゞるに宮門に入らんには、因緣あるを除きて波逸提なり。

(83)若し比丘、解脫戒を說く時是言を作さく、「大德、我今始めて是法[一四八]半月半月、戒經中に說くを知れり」と。若し比丘、此の比丘先に已に二たび三たび說戒處に坐し、何に況んや多時なるを知らんには、彼比丘の所犯の罪に隨うて應に如法治し、更に[一四九]厭離法を增すべし。「長老、汝利なく不善を得ん、汝說戒時に於て一心に聽かず、敬重せず、作意せず、憶念せず」と、此を厭離と名け、波逸提なり。

(84)若し比丘、骨牙角にて針筒を作りて成ぜんには波逸提なり。

(85)若し比丘、繩牀若しは木牀を作らんに、足應に高きこと[一五〇]如來の八指なるべきなり、[一五一]梐に入れる

【一五二】兜羅綿。註(二〇の一四八)參照。
【一五三】長佛二手・廣一手半等。註(二〇の一六三)及び註(二〇の一六九)參照。
【一五四】長佛四手・廣二手。註(二〇の一七七)參照。
【一五五】長佛六手・廣二手半。註(二〇の一八五)參照。
【一五六】長佛九手量・廣六手量。註(二〇の二〇五)參照。
【一五七】四悔過法(Uttāro pātidesaniyā dhammā)。四波羅提提舍尼法、略して四提舍尼法ともいふ。註(五の二〇)參照。
【一五八】學家羯磨。註(二一の七四)參照。
【一五九】衆學法(Sekhiyā dhammā)。註(二一の八八)參照。以下九十六條を列ぬ。
【一六〇】內衣。註(二一の九〇)參照、以下內衣に關して六條を列ぬ。
【一六一】parimaṇḍalaṃ nivāsessāmiti sikkhā karaṇiyā.
【一六二】象鼻の如くとは、前面に一角を垂るゝ形。
【一六三】多羅葉の如くとは、腰邊に細襵すること多羅葉の如くするなり。多羅(tala)は註(九の一二七)參照、
【一六四】麨團の如くとは、前面の折り曲げたる上部を團子の如く大きくするなり。

(60)若し比丘、女人と與に同路行して、乃し至ること一村間ならんに波逸提なり。
(61)若し比丘、故に畜生命を斷ぜんに波逸提なり。
(62)若し比丘、比丘を[一三一]疑惱して、乃至、少時も樂まざら(しめ)んに波逸提なり。
(63)若し比丘、比丘を[一三二]擊攊せんに波逸提なり。
(64)若し比丘、水中にて戯れんに波逸提なり。
(65)若し比丘、女人と與に同室宿せんに波逸提なり。
(66)若し比丘、他比丘を恐れ(しめ)んに、乃至、戯笑にも波逸提なり。
(67)若し比丘、他比丘の衣鉢資具を藏し、若しは人をして藏せしめんに、乃至、戯笑にも餘時を除いて波逸提なり。
(68)若し比丘、新衣を得て[一三三]壞色……青・黑・木蘭なり……を作さゞらんに波逸提なり。
(69)若し比丘、若しは寶若しは[一三四]似寶を、若しは自ら取り若しは人をして取らしめんに波逸提なり、[一三五]僧伽藍及び寄宿處を除く。若し寶莊飾具を取らんに、「當に還すべし」と是の如きの念を作して取らんには[一三六]此は是れ時なり。
(70)若し比丘、[一三七]半月(內)に浴せんに、餘時を除いて波逸提なり。餘時とは、熱時・病時・作時・風時・雨時・行時なり、此は是れ時なり。
(71)若し比丘、是れ賊伴なりと知りつゝ共に同道して行き、乃し至ること一村間ならんに波逸提なり。
(72)若し比丘、年未だ二十に滿たざるを知りつゝ、與に具足戒を受けんに波逸提にして、此人得戒せず、衆僧は有犯なり、此法是の如し。
(73)若し比丘、[一三八]四月請を受けんに無病の比丘は應に受くべく、若し過ぎて受けんに、[一三九]常請・[一四〇]更請・[一四一]分請・繼形請を除きて波逸提なり。

供養期間を過ぎたる後更めて請食するなり。
【一四一】分請。別房食か、明かならず。
【一四二】摩帝棘迦(mātikā)。註(一三の五二)及び註(二〇の二二)寂根多聞持法深解の下參照。
【一四三】この場合の與欲は、單に自する意に解すべきなり。
【一四四】恭敬せず(anādariya)とは、他を輕んずるなり。
【一四五】前食・後食。註(二〇の八九)參照。
【一四六】灌頂王。註(二の一二五)初受位の下、註(二〇の一一五)刹利灌頂王の下參照。
【一四七】夜未だ曉ならず等は諸律と多少違あり、註(二〇の一一六)參照。
【一四八】半月々々。註(二一の二七)參照。
【一四九】厭離法。巴利戒文に uttarim c'assa moho āropetabbo(更に彼が愚昧を咎むべきなり)とあるに相當す。罪を如法治すると共に、重ねて其愚昧無智を呵すべきなりとの意。
【一五〇】如來の八指。註(二〇の一四〇)修伽陀八指の下參照。
【一五一】褋。牀脚の見えざる部分(heṭṭhimaya aṭaniyā)をいふ。

(54)若し比丘、未受具戒人と與に同室宿して三宿に至らんに波逸提なり。

(55)若し比丘、是の如くに說かん、「我れ佛法義を知れり、婬欲を行ずとも道を障へじ」と。諸比丘應に此比丘を諫めて言ふべし、「長老、是語を作すこと莫れ、世尊を謗ずること莫れ、世尊を謗らんには不善なり、世尊は是說を作したまはず。世尊は無數に方便して、婬欲を行ずるは是れ[一二九]障道の法なりと說きたまへり。是の如くに世尊は、欲は道を障ふと說きたまひたれば、長老、此惡見を捨せよ」と。是比丘、是の如くに諫めん時捨てんには善し、若し捨てざらんには彼比丘は應に三諫すべし、是事を捨て(しめ)んが故に。乃至、三諫して捨てんには善し、若し捨てざらんには波逸提なり。

(56)若し比丘、是の如きの人未だ惡見を捨てざるを知りつゝ、共宿・共食し同じく羯磨を一にせんに波逸提なり。

(57)若し比丘、沙彌も是の如きの說を作せるを知らん、「我れ是の如くに佛法義を知れり、婬欲を行ずとも障道の法に非じ」と。諸比丘應に此沙彌を諫めて言ふべきなり、「是語を作すこと莫れ、世尊を謗ずること莫れ、世尊を謗らんには不善なり、世尊は是語を作したまはず。世尊は無數に方便して婬欲を行ずるは是れ障道の法なりと說きたまへり。沙彌よ、此惡見を捨せよ」と。是の如くに諫めん時捨てんには善し、若し捨てざらんには是比丘は應に此沙彌に語げて言ふべきなり、「汝、自今已後、世尊は是れ我が大師なりと言ふこと莫れ。汝は梵行に順ずるに非ざれば、餘比丘に隨ふを得ざれ。餘の沙彌の如きは大比丘と與に二三宿するを得るも、癡人、汝には今是事なけん、出で去れ、滅し去れ、須らく此中に住すべからず」と。若し比丘、是の如きの擯沙彌(ひんしゃみ)なるを知りつゝ、若し畜へて同一止宿せんには波逸提なり。

(58)若し比丘、[一三〇]無根僧伽婆尸沙法(こんぞうぎゃばししゃほふ)を以て謗らんには波逸提なり。

(59)若し比丘、沙彌に衣鉢を淨施しつゝ、問はずして輒ち用ひんに波逸提なり。

【一二九】障道の法。註(一七の一六六)參照。

【一三〇】無根僧伽婆尸沙法。註(二一の八)參照。

【一三一】疑惱(kukkucca)。憂悔の心を生ぜしむるなり。

【一三二】擊攊(aṅguli-patodaka)。つきこそぐるなり、攊は櫟なり。

【一三三】壞色。註(九の六一・一八の三二・三三)參照。

【一三四】似寶。僧祇律の名寶なり、註(一八の六七)名寶の下參照。

【一三五】僧伽藍及び寄宿處(ajjhārāmā vā ajjhāvasathā vā)。

【一三六】此は是れ時なりとは、巴利戒文の ayam tattha sāmīci の相當譯にして、これがそこに讚稱あり、或は此は是れ相應のことなりとの意なり。卽ち是事法爾、是事應爾なる漢譯に相當す。

【一三七】本文に半月の二字のみなるも、半月內又は減半月、卽ち半月を經ざる內にとの意なり、註(一八の八六)參照。

【一三八】四月請(Cātumāsa paccaya pavāraṇā)。安居四月別請なり。

【一三九】常請(niccapavāraṇā)。日を限らざる長請にして、日々僧中の一人を請ずるなり。

【一四〇】更請(punapavāraṇā)。

(39)若し比丘、食を受けずして擧げて口中に入れんに、[一三二]水・[一三三]楊枝を除いて波逸提なり。

(40)若し比丘、[一三四]好美飲食……酥・油・蜜・石蜜・乳・酪・生酥・若しは魚・若しは肉……を得んとて、無病なるに已の爲に索めて食せんには波逸提なり。

(41)若し比丘、水に蟲あるを知りつゝ飲用せんには波逸提なり。

(42)若し比丘、他の[一三五]食家なるを知りつゝ直に入らんに波逸提なり。

(43)若し比丘、食家に強坐せんに波逸提なり。

(44)若し比丘、外道に自ら手づから食を與へんに波逸提なり。

(45)若し比丘、往いて軍陣を觀ぜんに、因緣あるを除きて波逸提なり。

(46)若し比丘、因緣ありて軍中に入らんに、若し二宿を過ぎて三宿に至らんに波逸提なり。

(47)若し比丘、軍中に住し若しは二宿若しは三宿して、軍の發行・勢力・幢麾を觀じ、種々に觀視して心に樂順を生ぜんには波逸提なり。

(48)若し比丘、瞋恚心にて比丘を打たんに波逸提なり。

(49)若し比丘、瞋恚心にて[一三六]手を以て比丘に擬*せんに波逸提なり。

(50)若し比丘、他比丘に[一三七]麤惡罪あるを知りつゝ覆藏せんには波逸提なり。

(51)若し比丘、[一三八]與欲し已れるに後に還悔いんには波逸提なり。

(52)若し比丘、比丘に語げて言はく、「長老、共に某村に入らん、當に汝に多美食を與ふべし」と。是比丘、村に至り竟るに此比丘に食を與へしめずして語げて言はく、「長老、汝去れ、我れ汝と共に若しは坐し若しは語るを樂はず、我れ獨坐し獨語するを樂ふなり」とて、餘の因緣に非ずして遣去せんには波逸提なり。

(53)若し比丘、病因緣なきに露地にて火を然し、若しは人をして然さしめんに波逸提なり。

【一三二】水。註(一六の七・一三六)参照。

【一三三】楊枝。註(一六の六)参照。

【一三四】好美飲食。八種美食と稱せらるゝもの。註(一七の六一・六二)参照。

【一三五】食家。僧祇律の食家姪處なり。註(一八の一二六)参照。

【一三六】手。掌刀(talasattika)なり。

*擬するとは掌をあげて拘つに擬するなり。

【一三七】麤惡罪(duṭṭhullāpatti)。四波羅夷・十三僧殘法なり。

【一三八】與欲。羯磨欲なり。如法僧事を作さんとて僧集する時、要務の爲に出席し得ざる場合、その僧伽の作法に同意するとの意志を傳達するなり。註(一七の一四四)羯磨欲の下参照。

(25)若し比丘、非親里比丘尼に衣を與へんに波逸提なり。

(26)若し比丘、非親里比丘尼の與に衣を作らん波逸提なり。

(27)若し比丘、比丘尼と與に[二〇]計校し同道して行かんに、餘時を除いて波逸提なり。餘時とは、若しは作行多きと(若しは)疑恐怖あるとたり、此は是れ餘時なり。

(28)若し比丘、比丘尼と與に計校し、一船に乘じて若しは上水若しは下水せんに、[二一]直渡するを除いて波逸提なり。

(29)若し比丘、獨、女人と與に屛處に坐せんに波逸提なり。

(30)若し比丘、[二二]比丘尼讃歎食なるを知りつゝ(食せんに)、施主の先より意あるを除いて波逸提なり。

(31)若し比丘、[二三]展轉食せんに、餘時を除いて波逸提なり。餘時とは、病時・[二四]作衣時・施衣時にして、此は是れ時なり。

(32)若し比丘、[二五]施一食處にて無病比丘は應に一食すべきなり、若し過ぎて受けんには波逸提なり。

(33)若し衆多比丘、檀越家に於て乞食して、信法の長者、多く[二六]餅・麨を與へんに、比丘須ゐんには應に二三鉢を取るべきなり、若し過ぎて取らんには波逸提なり。(二三鉢を取り已り、)持して住處に至りて和合共食せんに、此法應爾なり。

(34)若し比丘、[二七]足食し竟りて更に食せんには波逸提なり。

(35)若し比丘、他比丘の足食し竟れるを知りつゝ、[二八]請じて食を與へんに波逸提なり。

(36)若し比丘、[二九]別衆食せんに、餘時を除いて波逸提なり。餘時とは、病時・作衣時・施衣時・道行時・船行時・大會時・沙門施食時なり、此は是れ時なり。

(37)若し比丘、[三〇]非時に可食物を食せんに波逸提なり。

(38)若し比丘、[三一]殘宿食を食せんに波逸提なり。

【二〇】計校。日を期して(saṃvidhāya)道行せんことを約束するなり。

【二一】直渡。註(一五の一二八)參照。

【二二】比丘尼讃歎食。註(一五の一四九)參照。

【二三】展轉食、僧祇律の處々食に相當す、註(一六の三三)參照。

【二四】作衣時・施衣時。註(一六の三九)參照。

【二五】施一食處(Āvasathāgāra)。註(一六の三)福舍の下參照。

【二六】餅・麨。僧祇律の送女食(Pūva)と行粮(mantha)とに相當す、註(一七の四五・四七)參照。

【二七】足食。註(一六の八八)食足の下參照。

【二八】請ずとは、戒に觸犯せしめんと欲して請ずるなれば、惡意ありての請なり、註(一六の一二六・一二七)參照。

【二九】別衆食(Gaṇabhojana)。食を共にし住を共にする攝食界・攝僧界內にありつゝ、四人以上の比丘が一團となりて食を別にする時、或は別請を受くる時、これを別衆食といふ。

【三〇】非時。註(三の二〇〇・一七の五)參照。

【三一】殘宿食。註(一七の一六)停食食の下參照。

(9)[一〇〇]若し比丘、他の、僧に施さんとせる物なるを知りつゝ、知識に廻與せんに波逸提なり。
(10)若し比丘、半月（半月）說戒の時、是の說を作さん、「此の[一〇一]雜碎戒を用ひて何かせん」と。是戒を說く時、人をして[一〇二]悔惱懷疑せしめんに、戒を輕毀するが故に波逸提なり。
(11)若し比丘、[一〇三]種子鬼神村を壞せんに波逸提なり。
(12)若し比丘、[一〇四]譏罵せんには波逸提なり。
(13)若し比丘、[一〇五]諫を受けざらんに波逸提なり。
(14)若し比丘、露地に僧臥具を置き、自ら收擧せず人をして擧げしめずして捨て行かんに波逸提なり。
(15)若し比丘、僧房中に[一〇六]草を鋪き薬を鋪き、自ら擧げず人をして擧げしめずして捨て行かんに波逸提なり。
(16)若し比丘、他比丘の先に住せる處なるを知りつゝ後より來り、强ひて臥具を鋪き宿し、「若し迮るを嫌はんには自ら當に去るべし」と言はんに、是因緣を以て波逸提なり。
(17)若し比丘、先に瞋恚して、惱亂せんが爲の故に他を牽いて房より出さんに波逸提なり。
(18)若し比丘、房重閣上にて脫脚牀に、支持せずして若しは坐し若しは臥せんに波逸提なり。
(19)若し比丘、水に蟲あるを知りつゝ、自ら草土に澆ぎ若しは人をして澆がしめんに波逸提なり。
(20)若し比丘、大房を作らんと欲せんに、自ら觀視して二覆三覆して窓牖に至れ、若し過ぎんに波逸提なり。外國は本頭屋にして上に窓を開き横に二三板を覆ひて則ち牖に至る。
(21)若し比丘、僧[一〇七]差せざるに比丘尼を教授せんには波逸提なり。
(22)若し比丘、僧の差する（所）と爲りて比丘尼を教授せんに、乃し日沒に至らんには波逸提なり。
(23)[一〇八]若し比丘、比丘尼寺に入り無病比丘尼の爲に說法教授せんに波逸提なり。
(24)若し比丘、比丘に語げて「諸比丘は[一〇九]資生の爲の故に比丘尼を教授す」と言はんに波逸提なり。

【一〇〇】此戒文は巴利第八十二條、五分第九十一條、僧祇第九十一條、優波離問佛經第十條に存して他律に存せず。
【一〇一】雜碎戒。註（一四の二三）參照。
【一〇二】悔惱懷疑。註（一四の二四）疑悔の下、巴利戒文參照。
【一〇三】種子鬼神村。註（一四の二九）參照。
【一〇四】譏罵。僧の知事人を譏罵するなり、第三波逸提毀呰語とは相違す。註（一四の九八）の本文と註（一二の一一）とを對照すべし。
【一〇五】諫を受けずとは、有部戒文の違惱言教の意なるべく、僧祇の異語惱他（註一四の七九）に相當すべし。
【一〇六】草葉を鋪くとは諸律戒文と相違せり。諸律は前戒の如く僧臥具とし、巴利戒文には seyyā（床褥）とせり。
【一〇七】差。註（一五の五七）參照。
【一〇八】此戒は五分・巴利、僧祇・優波離問佛經と此戒經の五律に存するのみ。
【一〇九】資生の爲とは、好飲食の爲に（Āmisahetu）との意なり、註（一五の九六）參照。

て用ひんには尼薩耆波逸提なり。

(28)若し比丘、阿蘭若の疑怖畏ある處に在らんに、比丘三衣中若し一々衣を留めて[九四]舍内に置き、及び因緣ありて界を出で衣と離れて乃し六夜に至らんに、若し過ぎんには尼薩耆波逸提なり。

(29)若し比丘、他の僧に與へんとする物なるを知りつゝ、自ら迴らして己に入れんに尼薩耆波逸提なり。

(30)若し比丘、病あらんに[九五]酥・油・生酥・蜜・石蜜を畜へ、七日を齊りて服するを得ることを聽さんも、若し七日を過ぎて服せんには尼薩耆波逸提なり。

諸大德、我已に三十尼薩耆波逸提法を說けり。今問ふ諸大德、是中清淨なりや不や。是の如くに三說す。諸大德、是中清淨なり、嘿然するが故に。是事是の如くに持つ。

諸大德、是の[九六]九十波逸提法は半月半月、解脫戒經を說く中に來れり。

(1)若し比丘、故妄語せんに波逸提なり。

(2)若し比丘、兩舌語せんに波逸提なり。

(3)若し比丘、毀呰語せんに波逸提なり。

(4)若し比丘、僧如法に斷事せるに、後に發起せんには波逸提なり。

(5)若し比丘、女人の與に說法して[九七]五六語を過ぎんに、[九八]有智男子あるを除きて波逸提なり。

(6)若し比丘、未受具戒人と與に同誦せんに波逸提なり。

(7)若し比丘、未受具戒人に向ひ、自ら過人法を得たりと說いて實ならんには波逸提なり。

(8)若し比丘、他比丘に[九九]麁惡罪あるを知りて、未受大戒人に向うて說かんに、僧の羯磨せるを除きて波逸提なり。

【九四】舍内。界内の白衣家なり。

【九五】酥・油・生酥・蜜・石蜜。註(三の七九)參照。

【九六】九十波逸提法(Navuti pācittiyā dhammā)。波逸提は單提又は單墮といはる、註(一二の一)單提の下參照。

【九七】五六語。註(一三の七二)及び其本文參照。

【九八】有知男子。註(一三の六九)參照。

【九九】麁惡罪。十三僧殘罪なり、註(一四の五)參照。

(16)若し比丘、行路中にて羊毛を得んに、須ゐんには應に取るべし。若し人の持つなきには、自ら持ち行くこと[八三]三由旬なるを得んも、若し過ぎんには尼薩耆波逸提なり。

(17)若し比丘、非親里比丘尼をして羊毛を[八四]浣染擗せしめんに尼薩耆波逸提なり。

(18)若し比丘、種々に販賣せんに尼薩耆波逸提なり。

(19)若し比丘、種々に寶物を貿易せんに尼薩耆波逸提なり。

(20)若し比丘、自ら手づから寶を取らんに尼薩耆波逸提なり。

(21)若し比丘、[八五]長鉢を畜へ、[八六]淨施せずして十日を過ぎんに尼薩耆波逸提なり。

(22)若し比丘、鉢[八七]減五綴にして漏らざるに、更に新鉢を求めん、好の爲の故に。若し得んには尼薩耆波逸提なり。彼比丘は應に僧中に捨すべく、若し鉢なからん比丘は應に受くべく、應に好持して乃し破るゝに至るべきなり、是法應爾なり。

(23)若し比丘、自ら縷を乞うて、非親里の織師をして織りて衣を作らしめんに尼薩耆波逸提なり。

(24)若し比丘、非親里居士にして織師をして比丘の爲に織りて衣を作らしめんに、是比丘先に自恣請を受けざるに、憶念して織師の所に往いて織師に語げて言はく、「汝今當に知るべし、此衣は我が爲に織るなり、極好に織りて織好ならしめよ、我當に多少を汝が衣價に與ふべし」と。若し比丘、價……乃至、一食を與へて衣を得んには尼薩耆波逸提なり。

(25)若し比丘、先に比丘に衣を與へ、後に瞋恚して若しは自ら奪ひ、若しは人をして奪ひ取らしめんに尼薩耆波逸提なり。

(26)若し比丘、[八八]十日未だ夏三月を滿たざるに若し[八九]急施衣あらば、須ゐんと欲せんには便ち受けよ。受け已りて[九〇]衣時に應に畜ふべく、若し過ぎて畜へんには尼薩耆波逸提なり。

(27)若し比丘、[九一]春末一月在りて應に[九二]雨浴衣を求むべく、[九三]半月後に應に用ふべきなり。若し過ぎ

【八三】三由旬(Tiyojanapara-ma)。由旬は註(二の一四六)參照。

【八四】浣染擗。註(九の二二二)參照。

【八五】長鉢(Atirekapatta)。受持外の餘分の鉢。

【八六】淨施(Vikappana)。註(八の四〇)參照。

【八七】減五綴。註(一〇の一〇八・一六の一三一)參照。

【八八】十日未だ夏三月を滿たず。註(一一の五九)參照。

【八九】急施衣(Accekacivara)。註(一一の五八)參照。

【九〇】衣時。註(一一の六〇)參照。

【九一】春末一月。三月十六日より四月十五日までなり、註(一一の二〇)春殘一月の下參照。

【九二】雨浴衣。註(一一の一六)參照。

【九三】半月後。四月一日より四月十五日までなり、註(一一の二一)半月の下參照。

受くべからず、若し我れ衣を須ゐん時、淨衣を得んには便ち受けん」。使、比丘に語げて言はく、「大德、[七二]執事人ありや不や」。須衣の比丘言はく、「有り。若しは[七三]守園人・若しは優婆塞、此は是れ比丘の執事人なり」。彼使、執事人の所に詣りて白言すらく、「執事よ、此は是れ某甲の衣價なり、某甲比丘の爲に衣を作り已りて、某時に當に某甲比丘に與ふべし」と。彼使、衣價を與へ已りて比丘所に至り比丘に語げて言はく、「大德が示せる所の某甲執事人に我已に衣價を與へぬ。大德よ、衣を須ゐん時往いて取れ、當に衣を得べけん」。須衣の比丘、執事人の所に往きて二反三反語言すらく、「我れ衣を須う」と。若し[七四]二反三反して爲に憶念を作さ(しめ)て衣を得んには善し、若し衣を得ざらんに[七五]四反五反六反、前に在りて嘿然住して彼をして憶念せしめよ。若し四反五反六反、前に在りて嘿然住して衣を得んには善し、若し衣を得ざらんに是を過ぎて求めて衣を得んに尼薩耆波逸提なり。若し衣を得ざらんには、[七六]衣價所來處に隨うて若しは自ら往き、若しは好使をして往いて施主に語げて言はしめよ、「汝が先に使を遣して衣價を送らしめて某甲比丘に與へしも、是比丘未だ曾て衣を得ざれば、施主よ、還し取りて失せしむること莫れ」と。是を如法なりと名く。

(11)若し比丘、[七七]憍奢耶を[七八]雜へて臥具を作り、若しは他をして作成せしめんには尼薩耆波逸提なり。

(12)若し比丘、純黑の[七九]羺羊毛にて臥具を作り、若しは人をして作らしめんに尼薩耆波逸提なり。

(13)若し比丘、臥具を作らんに、應に[八〇]二分は黑羊毛、第三分は白、第四分は尨を用ふべし。(若し是を過ぎて作り)、若しは人をして作らしめんに尼薩耆波逸提なり。

(14)若し比丘、[八一]新臥具を作らんには、當に[八二]故者の方一手を取りて新者の上に楪すべし。若し著けざらんには尼薩耆波逸提なり。

(15)若し比丘、臥具を作らんに應に六年持つべきなり。若し減六年にして更に臥具を作らんには尼薩耆波逸提なり。

【七二】執事人。註(九の九九)參照。
【七三】守園人。註(六の二〇三)參照。
【七四】二反三反。註(九の九七)三反往索の下參照。
【七五】四反五反六反。註(九、の九八)六反默然住の下參照。
【七六】衣價所來處。施主なり。
【七七】憍奢耶(Koseyya)。絹糸なり。
【七八】雜の字を宋・元・明・宮本には新の字とし、聖本には親の字となすも今改めず。
【七九】羺羊毛。註(九の一四七)參照。
【八〇】二分・第三分・第四分。註(九の一五五―一五七)參照。尨は雜毛なり。
【八一】新臥具。尼師壇を意味す。
【八二】故者方一手。註(九の一九六・一九七)參照。

るも、若し過ぎて畜へんには尼薩耆波逸提なり。

(4)若し比丘、非親里比丘尼と共に[69]博衣貿易せんに尼薩耆波逸提なり。

(5)若し比丘、非親里比丘尼をして故衣を浣ひ・染め・打たしめんに尼薩耆波逸提なり。

(6)若し比丘、非親里居士・居士婦より衣を乞はんに、餘時を除きて尼薩耆波逸提なり。餘時とは、奪衣・失衣・燒衣・漂衣なり、(是を)餘時と名く。

(7)若し比丘、奪衣・失衣・燒衣・漂衣時に、非親里なる有信居士・居士婦の多く衣を與へんに、是比丘は當に知足して衣を受くべし。若し過ぎて受けんに尼薩耆波逸提なり。

(8)若し比丘、非親里居士・居士婦にして比丘の爲に衣價を具へ、此衣價を持して某甲比丘に與へんとせんに、是比丘[70]先に自恣請を受けざるに居士家に至りて是の如きの說を作さく、「居士よ、實に我が爲の故に衣價を辦へしや不や」。居士言はく、「實に爾り」。比丘言はく、「善い哉居士よ、當に我が爲に是の如きの好色衣を辦へよ、[71]好の爲の故に」と。(是の如くして)若し衣を得んには尼薩耆波逸提なり。

(9)若し比丘、二居士して各々、比丘の爲に衣價を辦へ、此物にて衣を作り已りて某甲比丘に與へんとせんに、是比丘先に自恣請を受けざるに、憶念して彼の居士家に往至して是の如きの說を作さく、「居士よ、汝二人して實に我が爲に衣を作らんと欲せりや不や」。答へて言はく、「實に爾り」。比丘言はく、「善い哉居士よ、是の如きの好衣價を辦へんには、我が爲に共に一衣を作れ、好の爲の故に」と。(是の如くして)若し衣を得んには尼薩耆波逸提なり。

(10)若し比丘、若しは王・若しは大臣・若しは婆羅門・若しは長者・若しは居士・若しは商主・若しは長者婦にして比丘の爲に衣價を送らんとて、此の衣價を持して某甲比丘に與へ(しめ)んに、彼使、比丘所に至りて是說を作さく、「大德、此の衣價を受けよ、慈愍の故に」。比丘言はく、「我れ此の衣價を

【六九】博衣貿易。衣をかへて交換する義。他律の戒文と相違せり。他律には非親尼より衣を取るを制して交換するを開許せり。

【七〇】先に自恣請を受けざるに。註(九の七七)參照。

【七一】好の爲の故に。註(九の七九)參照。

諸大德、此の[五八]二不定法は半月半月、解脫戒經を說く中に來れり。

(1)若し比丘、一女人と共に獨、[五九]覆障處無人見處に在りて坐して欲事を說き、[六〇]信優婆夷ありて三法中の一々法、若しは波羅夷・若しは僧伽婆尸沙・若しは波逸提なりと說かんに、是坐處の比丘自ら「我れ是罪を犯ぜり」と言はゞ、三法中に於て應に一々に治すべきなり、若しは波羅夷・若しは僧伽婆尸沙・若しは波逸提なり。(又は)有信優婆夷の所說の如くに、應に是比丘を如法治すべきなり。是を不定法と名く。

(2)若し比丘、一女人と共に[六一]不覆處に坐し、信優婆夷ありて二法中の一々法、若しは僧伽婆尸沙・若しは波逸提なりと說かんに、是の坐比丘自ら「我れ是罪を犯ぜり」と言はゞ、二法中應に一々に治すべきなり、若しは僧伽婆尸沙・若しは波逸提なり。(又は)有信優婆夷の所說の如くに、應に是比丘を如法治すべきなり。是を不定法と名く。

諸大德、我已に二不定法を說けり。今問ふ諸大德、是中清淨なりや不や。是の如くに三說す。諸大德、是中清淨なり、嘿然するが故に。是事是の如くに持つ。

諸大德、此の[六二]三十尼薩耆波逸提法は半月半月、解脫戒經を說く中に來れり。

(1)若し比丘、[六三]衣已に竟り[六四]迦絺那衣を出せるに、[六五]長衣を畜ふること十日を經て持つを得んも、若し過ぎて畜へんには尼薩耆波逸提なり。

(2)若し比丘、衣已に竟り迦絺那衣を出せるに、三衣中に於て一々衣を離れて[六六]異處に一宿を經んに、[六七]僧の羯磨せるを除いて尼薩耆波逸提なり。

(3)若し比丘、衣已に竟り迦絺那衣を出せるに、[六八]非時衣を得んに須ゐんと欲せんには便ち受けよ。受け已りて疾く衣を成ぜんに、若し足らんには善し、若し足らざらんには畜ふること一月に至るを得

【五八】二不定法(Dve aniyatā dhammā)。註(七の一四五)參照。
【五九】覆障處無人見處。僧祇律の屛覆處可婬處に相當す、註(七の一五八)參照。
【六〇】信優婆夷。註(七の一五九)可信優婆夷の下參照。
【六一】不覆處。僧祇律の露現處不可婬處に相當す、註(七の一六〇)參照。
【六二】三十尼薩耆波逸提法(Tiṃsa nissaggiyā pācittiyā dhammā)。註(八の一)參照。
【六三】衣已に竟り。註(八の四二)參照。
【六四】迦絺那衣を出せるに。註(八の四三)參照。
【六五】長衣。受持三衣の外の餘衣なり、註(八の三二)餘長の下參照。
【六六】異處。攝衣界外なり、註(八の一〇四)參照。
【六七】僧の羯磨せるを除く。註(八の一一四)參照。
【六八】非時衣。註(八の二〇四)參照。

し惡行を行じ、汝、種姓を汙せるを(皆)亦見・亦聞き・亦知り、惡行を行ぜるを(皆)亦見・亦聞き・亦知れり。汝、此の「愛あり・恚あり・癡あり・怖あり」との語を捨てよ』と。是比丘、是の如くに諫むる時捨てんには善し、若し捨てざらんには諸比丘は應に三諫すべし、是事を捨て(しめ)んが故に。乃し三諫に至りて捨てんには善し、若し捨てざらんには僧伽婆尸沙なり。

(13) 若し比丘[五二]惡口にして、[五三]戒律中、學如來法中に於て法の如く毘尼の如く諫むるに、自身諫を受けずして諸比丘に語げて言はく、「長老、我に向うて若しは善不善を說くこと莫れ、我亦諸長老に向うて若しは善不善を說かじ。長老、止めよ、我を諫むること莫れ」と。諸比丘は此比丘を諫めて言はく、「大德、佛戒法中の學に於て法の如く律の如く(諫めん)に、自身當に諫を受くべし、諫を受けざること莫れ。大德、法の如く律の如くに諸比丘を諫めよ、諸比丘も亦法の如く律の如くに大德を諫めん。何を以ての故に、是の如く具足せんに如來應供等正覺の弟子衆は增長するを得ん、(便ち)種々に相諫め、展轉して相敎へ、各々悔過し、各々共語するなり」と。彼比丘にして是の如く諫むる時捨てんには善し、若し捨てざらんには諸比丘は應に三諫すべし、是事を捨て(しめ)んが故に。乃し三諫に至りて捨てんには善し、若し捨てざらんには僧伽婆尸沙なり。

諸大德、我已に十三僧伽婆尸沙法を說けり。九は初犯、四は乃し三諫に至りてなり。若し比丘、一々法を犯じ、知りつゝ、[五四]覆藏せるに隨うて、應に[五五]別宿を行ずべし。別宿を行じ竟りて、僧中にて六夜、[五六]摩那埵を行じて卑下し、淨意を行じ竟らんに應に[五七]除罪順法行を與へて二十僧中にて滅罪すべし。若し一人を少き二十に滿たずして是比丘の罪を滅せんに、是比丘の罪は除くを得ず。諸比丘も亦此法を犯ずるあらんに是の如くするなり。今問ふ諸大德、是中清淨なりや不や。是の如くに三說す。

諸大德、是中清淨なり、嘿然するが故に。是事是の如くに持つ。

【五二】 惡口。惡口性(Dubbacajātika)の義なり。

【五三】 本文に於戒律中學如來法中如法如毗尼自身不受諫語諸比丘言…とあり。巴利文には uddesapariyāpannesu sikkhāpadesu(敎誡中に含めらるゝ學處に就いて)とあれば、於戒律中は敎誡卽ち波羅提木叉戒本中の意、學如來法中は一々の學戒についてとの意なり。

【五四】 覆藏(Paticchanna)。犯罪直後に發露せずして覆ひ藏すなり。

【五五】 別宿(Parivāsa)。註(五の二九)波利婆沙の下參照。

【五六】 摩那埵(Mānatta)。註(五の二三)參照。

【五七】 除罪順法行。罪を除かん爲の相應の行法卽ち出罪法(Abbhāna)なり。註(五の二五)參照。

(11)若し比丘に餘の同伴の群黨比丘にして隨順語を說くありて、若しは二若しは三乃至衆多して諸比丘に語げて言はく、「長老、此比丘を諫むること莫れ、此比丘は惡心に非ず、何を以ての故に、此比丘の所說は法の如く律の如くなり、此比丘は知りて說き、知らずして說けるには非じ、[四七]此比丘の所說は我等が心に欲し喜樂忍可する所、此比丘の欲し喜樂忍可する所は我も亦是の如くに喜樂忍可するなり」と。諸比丘言はく、『大德、是の語言を作すこと莫れ、「此比丘の所說は法の如く律の如くなり、此比丘は知りて說いて知らずして說けるには非じ、此比丘の喜樂忍可せんには我も亦是の如くに喜樂・忍可するなり」と。何を以ての故に、此比丘の所說は法に非ず律に非ず、此比丘は知りて說けるには非じ。大德、汝、和合僧を破らんと欲すること莫れ、大德當に和合を樂ふべし、僧と共に和合せよ、僧今和合せんに歡喜して諍はず、同じく[四八]住を一にし、同じく師・學を一にせること水乳の合するが如くにして、佛法中に於て增益して安樂住せん。大德、是の破僧諍事を捨てよ』と。諸比丘是の如くに諫むる時捨てんには善し、若し捨てざらんには諸比丘は應に三諫すべし、是事を捨て(しめ)んが故に。乃し三諫に至りて捨てんには善し、若し捨てざらんには僧伽婆尸沙なり。

(12)若し諸比丘にして聚落城邑に依りて住して[四九]種姓を汚し惡行を行じ、種姓を汚せるを皆亦見・亦聞き・亦知り、惡行を行ぜるを皆亦見・亦聞き・亦知りて、諸比丘は此比丘に語げて言はく、「長老、汝は種姓を汚し惡行を行じ、汝、種姓を汚せるを皆亦見・亦聞き・亦知り、惡行を行ぜるを(皆)亦見・亦聞き・亦知れり。長老、汝は種姓を汚し惡行を行ぜり、汝等出で去れ、應に此中に住すべからず」と。彼比丘、諸比丘に語げて言はく、「諸比丘は[五〇]愛あり・恚あり・癡あり・怖あり、餘の同じく行ぜる比丘あるに驅者あり不驅者あり」と。諸比丘は應に此比丘に語げて言ふべし、『長老、是語言を作すこと莫れ、「僧に愛あり・恚あり・癡あり・怖あり、餘の同じく行ぜる比丘あるに驅者あり不驅者あり」と。何を以ての故に、諸比丘は愛ならず・恚ならず・癡ならず・怖ならざればなり。[五一]長老、汝は種姓を汚

【四七】本文に此比丘所說我等心所欲喜樂忍可とあり。此比丘の所說は我等が心に喜樂忍可せんと欲する所なりと讀むべきも、巴利戒文には chandaṃ ca ruccaṃ ca として二語に分てる故に、今、欲と喜樂忍可とを別てり。

【四八】住を一にすとは、同一結界內に住する意なり。

【四九】種姓を汚し惡行を行ず (Kuladūsakapāpasamācāra)。在家居士の信を退滅せしむる如き行をなすを種姓をけがすと云ひ、身口の惡行非威儀をなすを惡行を行ずといふ。

【五〇】愛あり等。註(七の一二一)隨愛等の下參照。

【五一】本文に長老汝汙種姓行惡行汝汙種姓亦見亦聞亦知行惡行亦見亦聞亦知汙種姓行惡行汝捨此有愛有恚有癡有怖語是比丘如是諫時捨者善……とあり。傍線せる六字を今削除せり。

量とは、長さ[四〇]佛の十二手、内廣は七手なり。應に餘比丘を將ゐて往いて處所を視せ(しむ)べく、諸比丘は應に處所の[四一]無難處・無妨處なりやを觀るべきなり。若し比丘、難處・妨處に自ら求めて房を作り、無主にして自ら己の爲ならんに、餘比丘を將ゐて往いて處所を觀せ(しめ)ず、若しは過量作せんに僧伽婆尸沙なり。

(7)若し比丘、[四二]大房を作らんと欲し、有主にして己の爲に作らんに、應に餘比丘を將ゐて往いて住處を視せ(しむ)べく、諸比丘は應に住處の無難・無妨なりやを觀るべきなり。比丘初に地を治して大房を作り、有主にして己の爲に作りて、餘比丘を將ゐて往いて住處を視せ(しめ)ざらんに僧伽婆尸沙なり。

(8)若し比丘、瞋恚の故に清淨無犯の比丘に於て、[四三]無根波羅夷法を以て謗りて彼比丘の淨行を破らんと欲し、彼れ異時に於て若しは檢問し・若しは呵責し・或は檢問せざるに便ち「此事は無根の說なり、我れ瞋恚の故に是語を作せり」と言はんに僧伽婆尸沙なり。

(9)若し比丘、瞋恚の故に清淨無犯の比丘に於て、[四四]相似法もて無根波羅夷法を以て謗り、爲に彼が梵行を破らんとし、彼れ異時に於て若しは檢問し・若しは檢問せざるに、是れ異分相似と知りつゝ、比丘自ら「我れ瞋の故に妄語說せり」と說かんに僧伽婆尸沙なり。

(10)若し比丘、和合僧を破らんと欲して、[四五]破僧方便法を受けて堅執して捨てざらんに、諸比丘は應に此比丘を諫めて言ふべきなり、「大德、和合僧を破ること莫れ、破僧法を受けて堅執して捨てざる莫れ。大德、僧と共に和合せよ。僧、和合せんに歡喜して諍はず、同じく[四六]師・學を一にせること水乳の合するが如くにして、增益して安樂住せん。大德、此の破僧法を捨てよ」と。諸比丘、是の如くに諫むる時捨てんには善し、若し捨てざらんには諸比丘應に三諫すべし、是事を捨て(しめ)んが故に。乃し三諫に至りて捨てんには善し、若し捨てざらんには僧伽婆尸沙なり。

【四〇】佛の十二手。手は搩手にして手ばかりなり。註(六の一〇九及び一一〇)參照。

【四一】無難處・無妨處。註(六の一一一―一一二)參照。

【四二】大房(Vihāra)。

【四三】無根波羅夷法。註(六の一九六)參照。

【四四】相似法。僧祇律に異分中小々事とあるに相當す。註(七の六)參照。

【四五】破僧方便法。破僧事なり、註(七の一三)參照。

【四六】師學を一にすとは、師を一にし戒を一にする義なり。

に因りて死なんに、是比丘、波羅夷を得ん、應に共住すべからず。

(4)若し比丘、上人法[30]を知らず見ず、聖智見勝法[31]なきに自ら稱して言はく、「我れ知れり、我れ見たり」と。彼れ異時に於て若しは檢問し若しは檢問せざるに、清淨を求めんと欲して是の如きの說を作さく、「我れ實に知らず見ざるに、知れりと言ひ見たりと言へり」とて虛誑妄語せんに、增上慢[32]を除いて是比丘、波羅夷を得ん、應に共住すべからず。

諸大德、我已に四波羅夷法を說けり。[33]若し比丘、一々の法を犯ぜんに、比丘と與に共住するを得ず、前の如くに(後も亦)波羅夷にして應に共住すべからず。今問ふ諸大德、是中清淨なりや不や。是の如くに三說す。諸大德、是中清淨なり、嘿然するが故に。是事是の如くに持つ。

諸大德、此の[34]十三僧伽婆尸沙法は半月半月解脫戒經を說く中に來れり。

(1)若し比丘、憶念して故に[35]出精せんに、夢中を除いて僧伽婆尸沙なり。

(2)若し比丘、[36]染汙心にて女人と共に身相觸れ、若しは手を捉へ・若しは臂を捉へ・若しは髮を捉へ・若しは一々身分に觸れて觸を覺えんに僧伽婆尸沙なり。

(3)若し比丘、染汙心にて[37]麁惡婬欲語を說くこと、[38]男子女人の如くに迭互に說かんに僧伽婆尸沙なり。

(4)若し比丘、女人前に於て自ら身を讃じて、「姉妹、我等は戒を持ちて善く梵行を修せり、應に婬欲を以て我に供養すべし、此法は供養の最第一なり」と言はんに僧伽婆尸沙なり。

(5)若し比丘、媒法を行じ、男意を持して女に語げ、女意を持して男に語げ、若しは婦事を爲し若しは私通を爲し、乃至須臾ならんにも僧伽婆尸沙なり。

(6)若し比丘、自ら求めて[39]房を作らんに、無主にして自ら己の爲なるには當に應量作すべし。是中、

【三〇】上人法(Uttarimanussadhamma)。

【三一】聖智見勝法(Alamariyañāṇadassana)。

【三二】增上慢(Adhimāna)。註(四の一六五)參照。

【三三】本文に若比丘犯一々法不得與比丘共住如前(後亦)波羅夷不應共住とあり。括弧內文字を補ふて解すべきなり。四重禁中の前の一戒が波羅夷不應共住なるが如くに後も亦波羅夷不應共住なりとの意なり。後亦の二字は五分戒文に準じて補へり。

【三四】十三僧伽婆尸沙法(terasa saṃghādisesā dhammā)。註(五の一)僧殘の下參照。

【三五】出精(Sukkavisaṭṭhi)。

【三六】染汙心。僧祇律文の婬欲變心の語に相當す。註(五の七八)參照。

【三七】麁惡婬欲語。僧祇律文の醜惡語に相當す、註(五の一三三)參照。

【三八】男子女人の如くにとは、年少の男女が好みて互に婬欲語を說くが如くにと解すべきなり。

【三九】房(Kuti)。

大德僧聽きたまへ、僧今[二一]十五日布薩なり、解脱戒を說かんとす。若し僧時到らば僧忍聽せよ、僧は布薩を作し解脱戒を說かんとするを、[二二]白是の如し。

諸大德、今解脱戒を說かんとす、衆集嘿然聽して善く之を思念せよ、若し犯者あらば當に發露すべし、犯者なくんば嘿然せよ、嘿然するが故に衆清淨なるを知るなり。一々の比丘に問ふが如く、是の如くに比丘乃し三問せん。若し比丘是の如きの衆中にて乃し三問に至りて有犯を憶念せんに當に發露すべし、發露せざらんに[二三]故妄語罪を得ん。諸大德、故妄語罪は佛は障道の法なりと說きたまへり。彼比丘自ら有犯を憶知して清淨を求めんと欲せんには當に發露すべし、發露すれば則ち安隱なり、發露せざらんに罪益深し。諸大德、我已に解脱戒經の[二四]序を說けり、今問ふ諸大德、是中清淨なりや不や。是の如くに三說す。諸大德、是中清淨なり、嘿然するが故に。是事是の如くに持つ。

諸大德、此の[二五]四波羅夷法は半月半月解脱戒經を說く中に來れり。

(1)若し比丘、比丘と共に同じく戒法に入りつゝ、[二六]戒羸く捨戒せずして不淨行を作して婬欲法を習ひ、乃至、畜生と共にせんに是比丘、波羅夷を得ん、應に共住すべからず。

(2)若し比丘、若しは聚落若しは[二七]空靜地に在りて、他物にして與へざるに盜心を以て取り、若しは王若しは大臣の、若しは捉へ・若しは害し・若しは縛り・若しは[二八]罰財に・若しは國より驅出し・若しは種々の苦を與へて、「咄、汝は是れ賊なり、汝は知る所なし、汝は癡なり、汝は與へざるを取れり」と(言はんに)、是比丘、波羅夷を得ん、應に共住すべからず。

(3)若し比丘、若しは人若しは[二九]似人を故に自ら手づから其命を斷じ、若しは自ら刀を持し或は持刀(者)を求めて、死を歎へ死を讃じて是の如くに說くらく、「咄、男子、此の不善惡活を用ひて爲ん、死は生に勝る」と、彼の欲する所・憶念する所に隨うて無量種々に死を歎へ死を讃じ、彼人是事

【二一】十五日布薩。十四日布薩に對する語。註(二の五五)二十四布薩の下參照。

【二二】白(ñatti)。註(六の一二五)參照。

【二三】故妄語罪。故意の妄語(Sampajāna musāvāda)にして、九十波逸提第一なり。

【二四】序(nidāna)。

【二五】四波羅夷法(Cattāro pārājikā dhammā)。婬盜殺妄の四重禁なり。註(一の六)參照。

【二六】戒羸く捨戒せずしてとは、註(一の一二四及び一一七)參照。

【二七】空靜地(Araññā)。聚落及び聚落界以外をいふ。

【二八】罰財。罰金刑なり、諸律に是語なし。

【二九】似人。胎中兒の形未だ具らざるものにして、墮胎殺を禁ずる意なり。

拘留村陀佛は[一九]　知見廣くして畏れなく
四十千衆中にて　此の解脫戒を說きたまへり、
「譬へば蜂の、花を採るに　但、其の香味を取り
持して所住の處に至るが如く　比丘の、聚に入るにも然なり
他意を破壞せず　作と不作とを觀ぜず
但自ら身行の　若しは正若しは不正を觀ぜよ」と。
迦那迦牟尼は　三十千沙門
羅漢大衆の中にて　此の解脫戒を說きたまへり、
「正觀して放逸なる莫れ　當に牟尼の法を學すべし
是の如くして憂愁なく　心寂にして涅槃に入らん」と。
迦葉波如來は　大智大名稱あり
三十千衆の中にて　此の解脫戒を說きたまへり、
「一切の惡は作すこと莫れ　當に衆善を具足すべし
自ら其心を調伏せよ　此は是れ諸佛の敎なり」と。
世尊にして大智慧なる　釋法王牟尼は
尼羅浮衆[二〇]の爲に　此の解脫戒を說きたまへり、
「善く口業を護り　自ら其心意を淨め
身に衆惡を作すこと莫れ　此の三業清淨ならんに
僧衆甚だ廣大に　說法亦無量にして
名は聞えて大供養あらん」と　此の解脫戒を說きたまへり。

於て七佛偈を列することは他の戒本と相違せり。

【一八】六十八百千。六百八十萬なり。

【一九】四十千衆。四萬衆なり。

【二〇】尼羅浮衆。Nirabbuda (a vast number)の音略にして、普通、泥羅浮陀は地獄の名とするも今は無量衆の義なり。梵漢對譯佛敎辭典(二五〇の一〇)Nyarbudam(垓)に相當す。

攝受して正修行せんこと　斯事倍復難し
有佛興世の樂と　興世説法の樂と
衆僧和合の樂と　和合持戒の樂となり。

諸大德、[一四]時分一月過ぎて三月の在るあり、老死至らんと欲し、佛法漸く滅せんとす、當に一心に精進すべし、放逸を行ずること莫れ。所以は何ん、如來は勤精進したまへるが故に阿耨多羅三藐三菩提及び餘の善法・菩提分法を得たまへり。衆僧和合して坐せり、[一五]未受具戒者は出でよ。衆僧和合せり、先に何事をかなさんとする。不來の諸比丘(あらば)[一六]欲淸淨を説け、比丘尼は誰を遣して來りて敎を受けしめんとせるや。

[一七]毘婆尸如來は　[一八]六十八百千の
阿羅漢衆の中にて　此の解脱戒を説きたまへり、
「忍辱は第一義なり　佛は涅槃最なりと説きたまへり
出家して他人を惱まさんに　名けて沙門とは爲さじ」と。
尸棄牟尼尊は　金山(の如く)にして與に等しきものなく
三十六萬の衆に　此の解脱戒を説きたまへり、
「譬へば明眼人の　足ありて能く嶮を避くるが如く
世に聰明の人ありて　能く衆患を遠離す」と。
毘舍浮如來は　永く諸の煩惱を離れ
百千大衆の中にて　此の解脱戒を説きたまへり、
「屏にて人惡を説かされ　他人を惱亂せざれ
常に戒を奉行して　衣食に止足を知れ」と。

する官名、尙書令は内閣の首班なり。

【一一】本文に或の字となすも三本・宮本によりて惑の字と改む。

【一二】元・明本には解脱戒本經とし、宮・聖本には解脱戒本經一卷とす。

【一三】聖本には此の名を出さず。瞿曇般若流支(Gautama prajñāruci)は魏に智希と譯す、中印度波羅㮈城の人、孝明帝凞平元年(西紀五一六)洛陽に入り、孝靖帝元象元年より武定元年(西紀五三八―五四三)に至る間、鄴城内なる金華昌定の二寺に於て得無垢女經、正法念處經等十八部九十二卷を譯す。

【一四】時分。戒本讀誦する布薩の時節、即ち春分、夏分、冬分の中、其時と日とに從うて相違す。

【一五】未受具戒者を出すとは、布薩の際は沙彌等の未だ具足戒を受けざるものを驅出する故なり。これ九十波逸提第六未具同誦戒の適用なり。註(一三の七九)參照。

【一六】欲淸淨。戒淸潔なりとの意志を傳達するなり、註(八の一三一)參照。

【一七】以下七佛及びその通戒偈を列す、註(二七の七二―七八)の本文參照。戒本の初に

解脱戒經[一]

僧[三]昉述

譯經緣起[二]

戒律は定慧を建つるの妙幢、闇惑を殄つの明燈、危嶮を[四]度るの蹊徑、[五]憺怕を開くの梁津なり。寶殿の功も初より起さゞるは罔く、重閣を踰越するにも梯に非ずんば昇る靡し。正法の住滅は之を常典に驗せよ。大聖、暉を泯して邁ぐること千紀に餘り、法澤遐に流るゝも猶未だ周備せず。文學の徒をして異論競ひ興りて、薄俗の士をして訕音世に滿たしむ。余、斯談を聽くや、輒ち慈範を闚はんとて、玄言を味攬して乃ち大集に矚す。聖の嗟嘆したまふ所、[六]迦葉毘と言ふ。我人を妙觀して善く惱結を摧き、邪を閑ぎ正を辯つ極聖の[七]沖典なり。毎に斯文を尋ねて[八]五數の闕けたるを慨し、敢て以て追訪して斯の戒本を獲たり。未だ廣く具せずと雖、敬ふて以て心を洗ひ世の浮辭を翦らん。

大魏[九]武定癸亥の年、鄴京都に在りて[一〇]侍中尚書令高澄請ふて爲に出す。

羯磨の中、外國に「若し僧到るの時」を、漢地にては文を廻して「時到らば」と言ひ、「僧忍聽せよ」とは、「僧よ我れ作法するの時に至りて我が所作を遮すること莫れ」と言ふが故に「聽け」と言ふなり。外國の「耳に聽く」を、遮と聽と言音字別にして漢には一字を用ふ、所以に二惑を致すなり。

解脱戒[一一]經　迦葉毘部より出づ

[一二]元魏婆羅門瞿曇般若流支の譯

是の解脱戒經は　億劫にも聞くを得ること難く

【一】宋・元・明・宮本には解脱戒本經とし、更に宋・宮本には一卷の二字を加へ、元・明本には序の一字を加ふ。聖本には解脱戒本一卷並序とせり。
【二】宮・聖本には此四字なし。
【三】明本には魏沙門の三字を加ふ。僧昉は曇林等と共に譯場に在りて筆受し並に序を製せしなり。
【四】三本・宮・聖本には杜(フサグ)字となす、今改めず。
【五】憺怕。宋・元・明・宮本には濟泊となす、今改めず。おそれて動搖するなり。
【六】迦葉毘(Kāśyapiya)。迦葉維、迦葉遺とも音寫し、譯して飲光といふ。飲光を姓とする上古仙人を祖とし且つその上古仙の如くに此部主に金光ありて餘光を飲沒する故に飲光と嗟嘆したまへりといふ。
【七】沖典。沖は虛無の義、甚深なる經典の意なり。
【八】五數。十誦律・四分律・僧祇律・五分律の四は傳譯されたるも迦葉維律は未だ傳譯されざる故に五數闕くといひしなり、出三藏記(結 1.17a)。
【九】武定癸亥。武定元年、西紀五四三年なり。
【一〇】侍中尚書令。侍中は天子の左右に侍して衆事を贊導

五十一條食上唾、第五十五條不揑作葉食、第五十八條手稱食、第五十九條稱鉢食、第六十條拉餅食、第六十七條讃汚比丘等である。此等衆學法の戒條の異同に於て四分律百條・巴利律七十五條・五分律百條・十誦律百十三條・梵本百十三條・鼻奈耶戒因緣經百十三條・僧祇律六十六條・有部九十九條・解脫戒經九十六條を算し得る中にて、諸律共通の條項は約五十條に過ぎぬ。されば此等五十條位が第一結集時に於ける戒本原型とも見るべく、現存各部派戒本の如きは此を核心として增加せるものなるべしと考へられる。尙、諸部戒本の七佛偈がいづれも最後に置かれあるに反して、此戒本にては最初に出してあるのは注意すべきである。これ戒律なるものが單に隨犯隨制のものたるに非ずして、七佛相承の戒法なる意義を顯はさんが爲の部主の用意を標出せるものであらう。

昭和六年七月

西本龍山　識

著しき相違を來せるものでありて、諸犍度分も同樣の經過を經たるものと解してよからうと思はれる。されば諸部戒本の比較對照によりて、其出沒せる條項を除き、諸部に共通せる戒條のみを選出するならば、第一結集時に基礎とせる戒本並に佛時代說戒會上に讀誦し來れる戒本なるものゝいかなるものなりしかとの大略の想像は爲し得ることであらう。

三、解脫戒經と諸戒本

諸部の比丘戒本條數に於て、四分律は二百五十巴利律は二百二十七、五分律は二百五十一、十誦律並に梵本は二百六十三、僧祇律は二百十八、有部律は二百四十九條を算し得るが、解脫戒本は二百四十六條にして有部律に最も接近しておるのは注意すべき點である。此等戒條の相違は波逸提法に於て二三の相違あり、又その配列の順位に於て約三樣の形式を見るのであるが、多くは衆學法の條數によりて差別せらるゝのである。その衆學法中に於て諸部戒本にありて有部律に缺けたるものゝ多くは此戒本にも缺き、諸部戒本になくして有部律に存するものゝ多くは此戒本にも存することを見出し得るのは特に留意すべきである。卽ち四分・十誦・五分・僧祇等に反抄衣入白衣舍坐應當學に相當する戒文を有部と此戒本とに缺き、覆頭入白衣舍坐、跳行入白衣舍坐、叉腰入白衣舍坐、搖身行入白衣舍坐、掉臂行入白衣舍坐、好覆身入白衣舍坐、靜默入白衣舍坐、羹飯等食、以次食（鉢中處々食）、挑鉢中而食（刳中央食）、不得遺落飯食、人持劍爲說法の諸戒も有部と此戒本とに缺いておる。次に五分戒本七十一條の「臂を舒べて食を取る」戒文の如きは、有部戒本四十二條には行食未至預申鉢とし、本戒本四十二條には食未至舒手索とありて諸律に缺いておる。更に本戒本第三十一條不肩排、第三十二條待請而入、第三十四條觀牀而坐、第三十五條縱身重坐の如きは、有部戒本第二十八條肩相排入白衣舍、第三十條未請坐、第三十一條善觀察坐、第三十二條放身坐に次第の如くに符合して諸律に存せず。本戒本第五十二條吒食は有部第五十一條彈舌食に、本戒本第四十九條口吹飯食は有部第五十三條呵氣食に、本戒本第七十條以鉢置地は有部第七十條地上無替安鉢に、本戒本第七十一條立不洗鉢は有部第七十一條立不洗鉢に、本戒本第七十二條置鉢墮處險處は有部第七十二條於危險岸處置鉢に相當して餘律に存せざるものである。此等の諸點より考察して本戒本は有部律に最も類似せるものなると共に、十誦律とは相當の距離あるものなる事を推知し得るのである。而して本戒本にのみ存して餘律に存せざる戒條としては、第三十條倚身入白衣舍、第三十三條不偃臥、第

戒本とすべきであらう。

二、戒本の組織と由來

戒本は半月半月の說戒會に於て、僧衆の反省に備へん爲に讀誦され來つたものであるが、今日の完き形は何時代より出來たのであるかは決し難い。比丘戒本は戒序・四波羅夷・十三僧殘・二不定・三十尼薩耆波逸提・九十波逸提・四波羅提々舍尼・衆學法・七滅諍及び七佛偈と隨順法とより組織されて、罪の重輕の次第によりて秩序よく配列されたるものである。こんな秩序ある戒本が佛時代の說戒會上に於て讀誦されたとは考へ得られない。若し佛時代に完成されありしとせば、第一結集に於て雜碎戒棄捨問答の如きは起る餘地もなき筈である。又、戒條の中には釋尊の晩年近くに制せられたるものと想像し得るものもあるから、夫以前の說戒會に於ては波羅夷等の五篇目の次第位はあつたであらうが、一々の條數の如きは相當簡略なるものであつたに相違ない。それが第一結集に於て「佛の制したまはざる所は妄に制すべからず、若し已に制したまへるには違あるべからず、佛の所敎の如く應に謹んで之を學すべし」として、こゝに基礎的の戒本を得、併せて其因緣・廣解の一分、並に受戒・說戒・皮革・藥法等の諸犍度中の各種の持犯中重要なるものを集めて今日の律藏の原形を成ぜるものであらう。而して部派分出の時代に至りて戒條の增加が行はれ、諸犍度の上にも增補せられ、その增補程度のいかんによりて今日の各部の戒本並に律藏が成立せるものであると考へられる。從來、戒本なるものは廣律より戒條のみを抄出しそれに戒序及び七佛偈を添加して集成せるものと考へられており、法顯集出の十誦比丘尼波羅提木叉戒本（西紀四〇四、十誦廣律より集出）、懷素集出の四分比丘尼戒本（西紀六四五以後、即ち懷素出家年時以後四分律より集出）の如きも、廣律より戒條を抄出して戒序及び七佛偈を添加して比丘尼の說戒に擬せる程であるから、之より推するに、比丘戒本も廣律より抄出せるに過ぎずと考へられ易い所である。然し僧祇律の組織を見るに、その戒條廣解は全く戒本を基礎としての自由大膽なる註釋なることは明かである（律部九、註二二の一四七參照）。夫故に四分・五分等の廣律も戒本を基礎としての廣解と推し得らるゝから、第一結集時に於ては佛時代より傳承せられたる無秩序のまゝの根本戒本を基礎として、その因緣廣解の大體が集大成せられしものと考ふべきであらう。而して部派興立時代に至りては、部主の見解に從うて戒條の增加が企てられ、法藏部の四分律衆學法の如きは塔に關する戒として二十六條も添加し、善見律には是が註解を施せる等の

解脫戒經解題

一、迦葉毘部比丘戒本

此の解脫戒經（Pratimoksha sūtra）が迦葉毘部にて傳持せる戒本なることは僧昉の序及び卷首卷末の經題の下に「出迦葉毘部」の語あるによりて明かである。迦葉毘部は（Kāśyapiya）の音譯で、飲光部と譯し、佛滅三百年末に薩婆多有部より分出せる部派とせられておるが、舍利弗問經、大比丘三千威儀經・佛本行集經等には律藏分れて五部と爲すと記し、佛滅百年後に優婆掘多に至りて曇摩掘多・彌沙塞・迦葉維・薩婆多・摩訶僧祇の五部に分るとしておる。よりて僧祐の出三藏記（三）には、薩婆多部十誦律・曇無德部四分律・婆麁富羅部（僧祇律）・彌沙塞部（五分律）の四大廣律の傳來及び譯律の緣起を述べ、迦葉維律に就ては「此一部律不レ來二梁地一……故知此律於二梁土一衆僧未レ有二其緣一也」と記しておるのである。僧祐の寂は西紀五一八年で、この戒本の譯者瞿曇般若流支の入洛は西紀五一六年、戒本の譯は五四三年であるから、其間に誰人かによりて將來されたるものであらう。加之、僧昉の本經の序には「每悼二斯文一慨二五數闕一、敢以追訪獲二斯戒本一」とあるから、上述の五部の具足せざるを慨して常に心に懸けて追訪しておつたのが、瞿曇般若流支によりて譯出さるゝに至れるを喜べるものである。僧昉の傳は知り得ない、開元錄（六）に「沙門僧昉曇林居士李希義等筆受……」とあるにより、般若流支の譯場に列せる人であるが、自ら渡天して此戒本を追訪せるものではなく、又般若流支が將來せるものなりや否やも明かでない。兎も角、誰人かの將來せる梵本を僧昉が見出して、般若流支に請うて譯出せるものと推せらるる。本より廣律もあつたのであらうが傳來せざりし爲に譯出に至らざりしものであらう、從つて迦葉毘部律主の思想及び四大廣律との相違を知ることが出來ぬのは遺憾の至りであるが、戒本は廣律の依りて起る根本であるから、仔細にその戒條戒文の比較をなす時、自ら各部派戒本との異同を伺ふことが出來るのは幸の至りである。而して題號に解脫戒經とあるは恰も迦葉毘部戒本の固有名詞の如くに考へらるゝのであるが、波羅提木叉卽ち（Pātimokkha）なる語に別々解脫の義あれば、何れの戒本も解脫戒經といはるべきでありて、特に此部の戒本に限るべきではないと考へられる。故に他の戒經と區別せんが爲には、正しく迦葉毘部比丘

中天竺に昔時に暫く惡王、世に御するあり、諸の沙門は之を避けて四奔しければ[96]三藏比丘は星離せり。惡王既に死して更に善王あり、還諸の沙門を請じければ還國せるに供養せりき。時に[97]巴連弗邑に五百僧ありしも、斷事せんと欲して律師なく、又律文なくして承案する所なかりければ、即ち人を遣して祇洹精舍に到りて律本を寫得せしめて今に傳賞せり。法顯、摩竭提國巴連弗邑なる[98]阿育王塔南天王精舍に於て[99]梵本を寫得して[100]楊州に還り、晉の義熙十二年を以て歲丙辰に在り、[101]十一月[102]鬪場寺に於て之を出し、十四年二月の末に至りて都べて訖り、[103]禪師と共に[104]梵本を譯して秦と爲せり、故に之を記す。佛、泥洹したまひて後、大迦葉は律藏を集め、大師宗と爲りて具に八萬の法藏を持せり。大迦葉の滅後、次いで尊者阿難は亦具に八萬の法藏を持し、次いで尊者[105]末田地は亦具に八萬の法藏を持し、次いで尊者[106]舍那婆斯は亦具に八萬の法藏を持し、次いで尊者[107]優波崛多は世尊は無相佛と記したまへること[108]降魔因緣の中に說けるが如くなるも、[109]而も具に八萬の法藏を持すること能はず、是に於て遂に五部の名ありて生ぜり。初め[110]曇摩崛多は別に一部を爲し、次いで[111]彌沙塞は別に一部を爲し、次いで[112]迦葉維は復一部と爲し、次いで[113]薩婆多なり。薩婆多とは晉に說一切有と言ふ。一切有と名くる所以は、自ら上の諸部の義宗各異るも、薩婆多は過去と未來と現在と中陰とに各自ら性ありと言へり、故に一切有と名けしなり。是に於て五部並び立ちて紛然競ひ起り、各自義を以て是と爲せり。時に阿育王言はく、「我今何ぞ以て其是非を測らんや」。是に於て僧に問ふらく、「佛法の斷事は云何」。皆言はく、「法として應に多きに從ふべきなり」。王言はく、「若し爾らんには當に籌を行じて何の衆多きかを知るべし」。是に於て籌を行ぜしに、[114]本衆の籌を取れる者甚だ多かりき。衆多かりしを以ての故に、故に[115]摩訶僧祇と名く。摩訶僧祇とは大衆の名なり。[116]

摩訶僧祇律（終）

【一一〇】曇摩崛多(梵 Dharmagupta)。法藏又は法護と譯し、曇無德とも音譯す、四分律は此部に屬す。

【一一一】彌沙塞(梵 Mahīśāsaka)。化地と譯す、五分律は此部に屬す。

【一一二】迦葉維(梵 Kāśyapiya)。飲光と譯す、解脫戒經は此部に屬す。

【一一三】薩婆多(梵 Sarvāstivāda)。說一切有と譯す、十誦律は此部に屬す。原漢文に次薩婆多薩婆多者晉言說一切有所以名一切有者自上諸部義宗各異薩婆多者言過去未來現在中陰各自有性故名一切有とあり。薩婆多者晉言說一切有の十字は宋・元・明・宮本には夾註となせり。中陰とは中有ともいひ現生と當生との中間の果報なり。

【一一四】本衆の籌とは、優波崛多部の籌なり。

【一一五】摩訶僧祇(Mahāsaṃghika)。大衆と譯し、僧祇律は此部に傳持せる律なり。

【一一六】本律の卷末に佛說犯戒罪報輕重經を添へたるも此經四百六十四字は元・明本には本律に編入せざるを以てこゝに省略せり。且つ安世高譯の犯戒罪報輕重經一紙（寒十、二七右）と終りの偈文に少しく欠くる所あるのみにして譯文全同するを以て恐らく僧祇律に混入せしものなるべく、法顯の譯出に非ずと考へらるゝ故に彼にゆづりて今譯せず。尚此經の次に聖語藏本には光明皇后の願文を記せり。

を作すことあることなく、[八一]一坐に足して自恣食するなり。

[八二]佛、舍衞城阿耆羅河の彼岸に住したまひき。(時に)二部僧に食を請ぜしに、比丘・比丘尼に倶に渡らんと欲せしも比丘は、「世尊の制戒、船を共にして載るを得ず」と言ひて、比丘二人三人して輕船にして渡り、渡り盡すに比丘尼渡れり。渡り已りて歳數を問ふに、日時已に過ぎぬ。時に大愛道は食を失し飢羸して世尊の所に到り、頭面に作禮して却いて一面に住せり。佛知りて故に問ひたまはく、「何の故に飢色せる」。即ち是事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、上座八人は當に次第して如法に、餘は到るに隨うて坐すべし」と。若し五年大會にて多人集まらんに、比丘尼上座八人は當に次第に坐し、餘は意に隨うて坐すべし。若し八人、次第に隨うて坐せざらんには越毘尼罪なり。是故に世尊は説きたまへり。

二衆の淨は不同なると　三の非比丘僧と
三の非比丘尼と　無殘と八上座となり。

第五跋渠竟る。

[八三]比丘の雜跋渠中の[八四]別住と[八五]蒜と[八六]傘蓋と[八七]乘と[八八]刀治と[八九]革屣と[九〇]同牀臥と(同牀)坐と[九一]伎樂との九事は應に出して説かざるべきなり。餘の十三跋渠の殘は比丘尼は別なり。五の雜跋渠威儀中の阿練若と浴室と厠屋と縫衣簟とは應に出して説かざるべきなり、餘は盡く比丘尼にも同ずるなり。[九二]二部修多羅及び[九三]學五百戒は世尊分別して説きたまへり。戒序と八波羅夷と十九僧伽婆戸沙と三十尼薩耆波夜提と百四十一波夜提と八波羅提提舍尼と六十四衆學と七止諍法と法隨順法となり、[九四]偈は後に在り。比丘尼毘尼竟る。

[九五]摩訶僧祇律私記

【一〇一】十一月。宋・元・明・宮本には十月とす。
【一〇二】鬪場寺。道場寺なり、江蘇省江寧府に在りし寺、佛陀跋陀羅長安より來るに及びて譯經の中心寺となれり。東晉司空謝石の建立する所なれば謝司空寺ともいふ。法顯は大般泥洹經をも此寺に於て譯せり。
【一〇三】禪師。佛陀跋陀羅(Buddhabhadara)即ち覺賢三藏なり。
【一〇四】共禪師譯梵本爲秦焉故記之とあり。三本・宮本には本の字なし。宋・宮・聖本には梵を胡と爲す。
【一〇五】末田地(梵Madhyāntika)。阿育王經(七)に阿難の弟子となす。
【一〇六】舍那婆斯(梵Sāṇakavāsa, Sāṇavāsa)。商那和修、商諾迦縛婆とも音譯す。付法藏傳に阿難の弟子とし、阿育王經(七)には末田地の弟子とせり。
【一〇七】優波毱多(梵Upagupta)。付法藏の第五師にして阿育王經(八)に世尊所記無相佛我入涅槃百年後能作佛事とあり。
【一〇八】降魔因緣。阿育王經(八)付法藏傳(三)の所記なり。
【一〇九】原漢文に而亦能具持八萬法藏於是遂有五部名生とあり。宋・元・明・宮本によりて亦の字を不の字に改めたり。

去りぬ。中夜に復來るに、亦復是の如くせり。後夜に復來りしに、中に鈍根にして時に入定せず、及び睡眠せる者あり、即ちに去るを得ずして爲に侵掠せられぬ。大愛道は是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、比丘尼は阿練若處に在りて住するを聽さず」と。若し四衆集まりて竟夜に說法せんには住するを得んも、爾時屏處に在るを得ず。若し比丘尼、阿練若處に住せんには越毘尼罪なり。是を「阿練若處」と名く。

比丘「迦絺那衣を受けんに比丘尼には非ず、比丘尼、迦絺那衣を受けんに比丘には非ず、比丘、捨せんに比丘尼には非ず、比丘尼、捨せんに比丘には非ず、比丘の[75]阿提呵魯阿那提訶魯は比丘尼には非ず、比丘尼の阿提訶魯阿那提訶魯は比丘には非ざるなり。

覆鉢と寶鉢と　開厠と浴室に入ると
阿練若處住と　比丘、迦絺(那)を受くるも
是れ比丘尼に非ず　比丘、迦絺(那)を捨するも
是れ比丘尼に非ざるとなり

第四跋渠竟る。

食、比丘に於て不淨なるも比丘尼に淨、比丘尼に不淨なるも比丘に淨なり。比丘は比丘尼をして食を授けしむるを得、比丘尼は比丘より食を受くるを得、金銀及び錢・[76]五生種火淨を除く。比丘尼は比丘より食を受くるを得、金銀及び錢・五生種を火淨するを除く。三因緣ありて比丘に非ず。何等をか三とする。心決定して捨戒せると、實事ありて僧驅出せると、[77]形轉じて女と爲るとなり、是を「三非比丘」と名く。(形、轉じて女と爲らんに)應に遣して比丘尼精舍に詣らしむべきも、比丘尼と共に覆障を同じくするを得ず、應に別なるべし。若し後に還男根を得んには、當に比丘僧中に還すべく、故ほ具足と名け、亦[78]本歲に復するなり。三因緣ありて比丘尼に非ず。何等をか三とする。心決定して威儀を壞せると、[79]實事ありて僧驅出せると、轉形して男と爲るとなり、比丘中に說くが如し。比丘尼には[80]殘食法

て五百戒とせらる。今の學は百戒とは恐らくは比丘尼戒のみの總稱にあらずして比丘・比丘尼兩戒經の學法即ち戒條を並稱せるものなるべし。即ち僧祇律の比丘戒218條と比丘尼戒277條(戒本は280條なるも次下の標擧によりて277條とせり)と合せて495條となる故にこれを五百戒といへるものと考へらる。

【九四】偈。戒本の終にある七佛通戒偈なり。註(二七の七二)以下の本文參照。

【九五】法顯三藏の自記なり。

【九六】三藏比丘。經・律・論の三藏に通達せる比丘。

【九七】巴連弗邑(Pāṭaliputta)。波吒釐子ともいひ、華氏城と譯す。摩揭陀國の一都市、今のパトナ(Patna)にして阿輸迦(Asoka)王は王舍城に在りし首府を此地に遷せり。

【九八】阿育王塔南天王精舍。阿育王塔の南なる天王精舍と讀むべきか。法顯傳には摩訶衍僧伽藍にて得たりとあり。善見律(一)の阿育僧伽藍(Asokārāma)即ち鷄園寺(Kukkuṭārāma)のことならんか。

【九九】梵本。宋・宮・聖本には胡本となす。次下亦然り。今改めず。

【一〇〇】楊州。楊都なり、江寧府をいふ。

死せんには即ち持つて相施さん」と。時に比丘尼は即ち鉢を與ふるに、雜寶を盛りて覆ひ已りて去りぬ。時に守門人之を見て問うて言はく、「鉢中、何物なりや」と。而も之を示さゞりければ、又復叱喚せしに畏れて之を示せり。比丘尼聞き已りて往いて白すに、……乃至、答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、鉢の寶物を覆ふを聽さず」と。若し官事を犯ずるありて未だ收錄せられず、又其財を籍さゞらんに、爾時寄ねんには取るを得ん。若し王收錄し、又其財を籍さんには應に語げて言ふべし、「世尊の制戒、是を受くるを得ず」と。若し「我れ塔に與へ僧に與へ汝に施さん」と言はんには取るを得、得已るに上を覆うて去るを得ず、當に露持して去るべし。若し問ふ者あらば、當に言ふべし、「塔物・僧物と我物となり」と。若し去るを聽さんには善し、若し聽さゞらんには當に還すべし」。是を「覆鉢法」と名く。

七二 佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘尼は厠を作り物を以て上を覆ひしに、諸女人は死胎を持して中に放てぬ。後に賤人旃陀羅ありて厠を抒み、見已りて言はく、「是の沙門尼は自ら墮胎して中に擲げたるなり」と。諸比丘尼は是因緣を以て往いて白すに、……乃至、佛言はく、「今日より後、厠を覆ふを聽さず、當に口を開いて作るべし。若し口を閉ぢて作らんには越毘尼罪なり。是を「厠法」と名く。

七三 佛、舍衛城に住したまひき。爾時、釋種女・摩羅女は浴室中に於て浴せしに、時に年少あり中に入りて其梵行を壞しぬ。諸比丘尼は大愛道に語げ、……乃至、「今日より後、浴室に入るを聽さず」と。若し病まんには房內にて火を然し油にて塗りて揩るを得ん。若し比丘尼、浴室に入りて浴せんには越毘尼罪なり。是を「浴室法」と名く。

七四 佛、舍衛城に住したまひき。爾時、未だ比丘尼に阿練若處を制成したまはず、聚落中に未だ住處あらざりき。時に五百の比丘尼は大愛道を上首と爲して王園中に於て住せしに、諸釋種女・摩羅女は年少端正なりければ、諸の年少ありて初夜に伺便して比丘尼を捉へんと欲し、見已りて空に乘じて

文意なり。

【八四】 別住は比丘雜跋渠三（註二五の七八以下）、比丘尼波羅夷第八又は比丘尼僧殘法第十八ならんも相應せざるが如し。

【八五】 蒜は比丘雜跋渠八（註三一の一三四）、比丘尼波夜提第八十。

【八六】 傘蓋は比丘雜跋渠九（註三二の四八）、比丘尼波夜提第百十二。

【八七】 乘は比丘雜跋渠八（註三一の一五八）、比丘尼波夜提第百十一。

【八八】 刀治は比丘雜跋渠十（註三二の五九）、比丘尼波夜提第百三十三。

【八九】 革屣は比丘雜跋渠七（註三一の八五）、比丘尼波夜提第百十二。

【九〇】 同牀臥坐は比丘雜跋渠八（註三一の一六二・一六五）、比丘尼波夜提第百十四。

【九一】 伎樂は比丘雜跋渠十一（註三三の二四）、比丘尼波夜提第百二十四。

【九二】 二部修多羅。比丘と比丘尼との兩部戒經なり。

【九三】 學五百戒。比丘尼戒は四分律 348 戒、巴利律 311 戒、五分律 373 戒（廣律は 370 戒）、十誦律 354 戒、羅什譯（推定）十誦比丘尼戒本 358 戒、有部律 358 戒等の差あるも總稱し

非ず。若し方便自護の故に威儀を壞せんには、越毘尼罪にして故ほ比丘尼と名く。若し比丘尼、決定して威儀を壞せんには偸蘭遮、若し方便自護には無罪なり。

羯磨と憍舍耶と　　僧祇支と客巖と
花を種うると須曼那と　　結髪並に紡縷と
壞威儀は最後なり。　　第三跋渠竟る。

佛、舍衛城に住したまひき。爾時、偸蘭難陀比丘尼は食を乞うて一大家に詣りしに、時に婦人の墮胎せるありて語げて言はく、「我が爲に之を棄てよ」と。答へて言はく、「能はず」。又請ふらく、「我當に爾許の物を顧ゆべし」。即ち取りて鉢を以て之を盛りて去りぬ。時に大迦葉は乞食するに恒に此念を作さく、「最初に得たる食は當に若しは比丘(若しは)比丘尼に施與すべし」と。(即ち)此の比丘尼を見已りて語げて言はく、「鉢を取り來れ」。即ち覆うて示さゞりければ又復更に呼ぶに亦復示さざりき。大迦葉は性として威風あり、厲聲して喚ぶに、即ち戰き怖れて示せり。見已りて言はく、「咄、汝何の故に此惡法を作せる」。時に大迦葉は諸比丘尼に語げ、諸比丘尼は是因縁を以て往いて世尊に白すに、……乃至、答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、法に非ず、汝云何が鉢を覆へる、今日より後、鉢を覆ふを聽さず、復、(鉢を)露捉するを聽さず」と。食を得已らんに當に覆ふべく、若し比丘を見んに時に當に覆を擧げて、之を示すべし。若し鉢を露持せんに越毘尼罪、比丘を見て示さゞらんにも亦越毘尼罪なり。是を「鉢事」と名く。

佛、舍衛城に住したまひき。爾時、大臣ありて王法を犯せしに、其家の財物は盡く應に官に沒すべければ、王は即ち人を遣して守護せしめぬ。時に偸蘭難陀比丘尼は食を乞うて次に其家に到るに婦人語げて言はく、「阿梨耶、我家は事ありて王罪を犯じたれば應に死に至り、財物は官に入るべきも、我少しく寶物嚴飾の具を寄ねんと欲す。若し我脫るゝを得んに當に直を相顧ゆべく、我若し

【七九】實事。犯罪事なり。
【八〇】殘食法(Atiritta)。比丘波夜提第三十三不作殘食法食戒(註一六の八五)參照。比丘尼には此戒を缺く故に殘食作法なきなり。
【八一】一坐に足すとは、食滿ち足りて坐を離れたる上は比丘尼は再び餘食法をなして食するを得ざれば一坐に自恣足食するなりとの意。
【八二】八上座次第坐法。
【八三】原漢文に比丘雜跋渠中別住森傘蓋乘刀治革屣同牀臥坐伎樂九事應出不說餘十三跋渠殘比丘尼別丘雜跋渠威儀中阿練若浴室廁屋縫衣鐔應出不說盡同比丘尼とあり。九事は宋・元・明本に第九とせり。九事餘十三跋渠殘を宋・元・明・宮本に餘殘十三跋渠とせるも今改めず。而も比丘の雜跋渠は十四跋渠なれば今十三とせるは誤りにあらざるか。而して此等の九事は比丘尼僧殘及び波夜提中に制戒として出して、十四跋渠中、其他の殘りは比丘尼に通ぜずとの意なり。五雜跋渠威儀とは比丘尼の五跋渠にしてその中、阿練若(前註七四)と浴室(前註七三)と廁屋(前註七二)と縫衣鐔(前註三二)との四は比丘の雜跋渠中に說かず、其他の比丘尼雜跋渠は比丘にも共通すとの

と作し、賣りて活命せんには越毘尼罪なり。若し佛生時大會・菩提大會・轉法輪大會・阿難大會・羅睺羅大會・五年大會に、檀越にして「阿梨耶、我を佐けて鬘を結びたまへ」と言はんに、爾時、種々鬘を結ぶを得て無罪なり。是を「結鬘法」と名く。

〔六六〕佛、舍衛城に住したまひき。爾時、釋種女・摩羅女・梨車女出家し、縷を紡ぎて賣りて世人の爲に譏らるらく、「此れ出家人には非じ、此は是れ賣縷人ならくのみ」と。諸比丘尼は是因緣を以て往いて白すに、……乃至、佛言はく、「今より已後、縷を紡ぐを聽さず」と。「縷を紡ぐ」とは、〔六七〕劫貝縷・芻摩縷・憍舍耶縷・舍那麻縷にして、縷を紡ぎて賣りて活命せんには越毘尼罪なり。若し漉水囊・腰帶を作らんと欲して紡がんには無罪なり。是を「紡縷法」と名く。

〔六八〕佛、舍衛城に住したまひき。爾時、須提那死して婦出家せしに、其叔常に道を罷めしめんと欲せり。時に比丘尼、聚落に入りて食を乞ふに、叔、遇之を見て即ち提取せんと欲しければ、便ち走りて一大家內に入り婦人に語げて言はく、「異事なりき、幾ど當に我が梵行を壞すべかりしに」と。問ふ、「何の故ぞ」。答へて言はく、「叔は我が道を罷め(しめ)んと欲せり」。婦人言はく、「恐るゝ莫れ、我當に相護するべし」。比丘尼言はく、「我れ和上邊に向うて去らんと欲す」。婦人言はく、「汝去らんと欲せんには、當に俗服を著して異の幖相を假るべし、乃し脫るゝを得べけん」。即ち臂釧・耳鐶・俗人服飾を著し、又、四五人の侍從を將ゐて去れり。其叔、外に於て之を見て念言すらく、「此は比丘尼に非ず、是れ俗人ならくのみ」と。住處に到り已るに諸比丘尼は呵して言はく、「汝何の故に此を著せる」。答へて言はく、「我叔、我を取へんと欲したれば、方便自護の故に此を假著せるのみ」。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は即ち是事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「比丘尼を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝云何が威儀を壞せる、今より已後、威儀を壞するを聽さず」と。〔六九〕若し決定して威儀を壞せんには比丘尼に

【六六】紡縷法。
【六七】劫具・芻摩・憍舍耶・舍那、註(八の四五—四八)參照。
【六八】壞威儀法。
【六九】原漢文に若決定壞威儀者非比丘尼若方便自護故壞威儀越毗尼罪故名比丘尼、若比丘尼決定壞威儀者偷蘭遮若方便自護無罪とあり。若比丘尼は若比丘とすべきなり。
【七〇】鉢事法。
【七一】覆鉢法。
【七二】浩厠法。
【七三】浴室法。
【七四】阿練若處法。
【七五】阿提呵魯阿那提訶魯。Adhikaraṇa+anadhikaraṇa との合成語 Adhikārānadhikāra の音譯ならんか。adhikāra は管掌し處理する意なれば、持犯判斷上の處置と非處置とを意味するもの、或は諍事の調伏と非調伏とをいへるものと考へらる。
【七六】五生種火淨。註(一四の三〇—三六)參照。
【七七】形轉ずとは、轉男成女するなり。
【七八】本歲に復すとは、比丘より比丘尼に轉ぜし時の臭臘數なり。例せば七夏にして比丘尼に轉じ、比丘尼精舍に二歲を經とも、更に比丘となりて比丘精舍に還る時は七歲比丘として復歸するとの意なり。

尼高處にて一重僧祇支を著して經行するを聽さず。若し屏處にて一重僧祇支を著せんに無罪なり。是を「僧祇支」と名く。

〔六二〕佛、舍衛城に住したまひき。爾時、釋種女・摩羅女・梨車女の貴勝家女出家せじに、善く莊嚴するを知りければ、嫁女・娶婦あるには莊嚴に借倩して好飲食を得、世人の爲に譏らるらく、「此れ出家人には非じ、是れ客莊嚴人ならくのみ」と。諸比丘尼は是因緣を以て往いて白すに、……乃至、佛言はく、「今より已後、女人を莊嚴するを聽さず」と。「莊嚴」とは、頭を梳り、眼を莊り、面に粉し、唇を朱くし、嚴飾服を著して以て自ら活命せんには越毘尼罪なり。若し頭痛・眼痛には藥を摩り著くるを得て無罪なり。是を「莊嚴法」と名く。

〔六三〕佛、舍衛城に住したまひき。爾時、釋種女・摩羅女の大姓家女出家して、優鉢羅華を種ゑ、取りて之を賣りしに世人の爲に譏らるらく、「此れ出家人には非じ、此は是れ賣華女ならくのみ」と。諸比丘尼は是因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今より已後、華を種ゑて賣りて以て自ら活命するを聽さず」と。若し比丘尼、優鉢羅華を種ゑて、以て自ら活命せんには越毘尼罪なり。塔の爲、佛に供養せんが爲の故なるには無罪なり。是を「優鉢羅華」と名く。

佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘尼は須曼那華を種ゑ……乃至、塔の爲、佛に供養せんが(爲)の故なるには無罪なり。

〔六四〕佛、舍衛城に住したまひき。爾時、世尊は「華樹を種うるを聽さず」と制戒したまへり。爾時、釋種女・摩羅女出家し、華鬘を結びて賣りて以て自ら活命せしに、世人の爲に譏らるらく、「此れ出家人には非じ、此は是れ華鬘を賣る女ならくのみ」。諸比丘尼は是因緣を以て往いて白すに、……乃至、佛言はく、「今日より後、華鬘を結ぶを聽さず」と。「鬘」とは、優鉢羅華・〔六五〕摩梨華・須曼那華にて結びて鬘

【六二】莊嚴法。

【六三】賣華活命法。

【六四】結鬘法。

【六五】摩梨華。翻梵語(一〇)に末利花譯曰重也とあり、枳橘易土集に摩利迦花、古云二次第華一とあり。又、末利香、慧苑音義上云、末利者花名也、其花黃金色…とあり。Mallika(茉莉＝モウリンクワ)なるか。

拍陰と胡膠形と　節を齊ると月期衣と
女人洗處にて浣ふと　男處にて浣ふも亦然り
客の浣衣處にて洗ふと　懸注及び急流と
種々根にて出精するとなり。　第二跋渠竟る。

五七 佛、舍衛城に住したまひき。爾時、諸比丘集まりしも擧羯磨を作すを知らざりければ、比丘尼をして作さしめ已るに、比丘尼は心に疑悔を生じて大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに佛言はく、「此は上尊衆なり、汝云何が與に擧羯磨を作せる、今より已後、比丘の與に擧羯磨を作すを聽さず」と。若し比丘中都べて能くする者なきには授けて誦せしむるを聽す。羯磨を作す時若し得ざらんには、遙授するを得て無罪なり。若し比丘尼、比丘の與に羯磨を作さんには越毘尼罪、比丘は比丘尼の與に羯磨を作すを得て無罪なり。是を「羯磨」と名く。

佛、毘舍離に住したまひき。爾時、跋陀羅比丘尼は五八憍奢耶衣を著して親里家に到るに、道路にて暴雨に値ひ、水精を視るが如くに身體を五九擧見し、衆人圍遶して看んと欲したれば是に於て地に蹲まり、依止弟子は邊に在りて障へぬ。諸比丘尼は是因緣を以て往いて白すに、……乃至、答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「今より已後、比丘尼は憍舍耶衣を著するを聽さず」と。「憍奢耶」とは二種あり、一には生、二には作なり。「生」とは細絲、「作」とは紡絲なり。細絲の憍奢耶を著せんに越毘尼罪、紡絲を著せんに越毘尼心悔なり。比丘著せんには無罪なり。

六〇 佛、舍衛城に住したまひき。爾時、偸蘭難陀比丘尼は大乳なりければ、一僧祇支を著して閣上に於て經行せしに、俗人遙に見て自ら相謂いて言はく、「是を看よ、恰ら水上の浮瓠の如きを」と。諸比丘尼は是因緣を以て往いて白すに、……乃至、佛言はく、「今日より後、當に覆肩衣を作すべし」と。「覆肩衣」とは、六一襞疊して拖いて肩上を覆ふなり。若し作さず著せざらんに越毘尼罪なり。比丘

【五七】與比丘作羯磨法。

【五八】憍奢耶衣法(Koseyya)。絹衣なり。

【五九】擧見。擧現なり、身體全體が雨にぬれたる絹衣を通じて現はるゝなり。

【六〇】覆肩衣法。凝然師の贊宗記(一二)に覆肩衣者應云僧脚崎此云掩腋衣卽僧祇支翻爲覆肩衣是也…乃至、祇支外別立覆肩衣非也とあり。これ定賓律師の飾宗義記の説を承けたるもの、凝然師の誤りなり。兩者は制緣自ら別なり。

【六一】原漢文に覆肩衣者襞疊拖覆肩上とあり。宋・元・明・宮本には拖覆を俺覆とせり。今改めず。拖は曳なり。

れば、時に比丘尼は客の浣衣處に到りて浣ひ、……乃至、「客浣衣處にて月期衣を浣ふを聽さず」と。當に瓮(若しは)餘の瓦器中に取りて屏處に於て浣ふべし。浣ふ時、水を持つて地に灑ぐを得ず、當に水瀆中に著るべし。人の見るなき處にて、衣は當に曬して乾さしむべく、後に須ゐん時に當に用ふべし。若し比丘尼、客の浣衣處に於て月期衣を浣はんには越毘尼罪なり。是を「客浣衣處」と名く。

五四 佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘尼欲心起りて小便道を以て懸注水を承け、卽ち不淨を失して心に疑悔を生ぜり。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より、後小便道を以て懸注(水)を承くるを聽さず」と。「懸注」とは、水懸かに下に注ぐなり。若し比丘尼、懸注水中に於て浴せん時、當に衣物を持つて遮すべし。若し小便道を以て懸注水・屋簷漏水を承け以て欲心を歇さんには偸蘭遮なり。若し懸注水・屋簷漏に於て浴せんには、身を以て水に向ふを得ざれ、當に背上を洗はしむべし。若し身を以て水に向ひて、以て欲心を歇さんには偸蘭遮なり。是を「懸注水」と名く。

五五 佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘尼は急流水中に於て浴し、欲心生じて水に逆うて行いて不淨を失せり。諸比丘尼は是因縁を以て往いて白すに、……乃至、「今日より後、急流水中、水に逆うて小便道に觸るゝを聽さず」と。「流水」とは、若しは山水、若しは急流水なり。若し流に向ひ水に逆ひて以て欲心を歇さんには偸蘭遮なり。若し急流水に於て洗はん時は、流に向ふを得ず、當に背にすべし。若し流に向はんには越毘尼罪なり。是を「流水」と名く。

五六 佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘尼、種々にて身に觸れて出精せり、或は蕪菁根・葱根・種々諸根にして、小便道中に內れて出精せり。比丘尼は是因縁を以て往いて白すに、……乃至、「今より已後、聽さず」と。若し比丘尼、蕪菁・葱根を用つて小便道中に內れて出精し・以て欲心を歇さんには偸蘭遮なり。是を「根」と名く。

【五四】懸注水法。

【五五】急流水法。

【五六】種々根法。

しは臘蜜の是の如き比にて身生を作り、以て欲心を歇さんには偸蘭遮なり。是を「胡膠形」と名く。

[50]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、大愛道は往いて佛の所に至り、頭面に禮足して却いて一面に住せり。時に大愛道は佛に白して言さく、「世尊、女人の形は臭し、洗ふことを聽すを得るや不や」。佛言はく、「洗ふを得ん」。時に比丘尼は外を洗ふに內猶ほ故ほ臭かりければ、是因緣を以て往いて白し、……乃至、言さく、「內を洗ふを得るや不や」。佛言はく、「洗ふを得ん」。洗法とは、[51]一指節を齊るを得て過さしむるを得ず。若し過ぎて洗ひ、以て欲心を歇さんには偸蘭遮なり。是を「洗法」と名く。

[52]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘尼月期ありて牀褥を汚せり。大愛道往いて佛所に詣り佛に白して言さく、「世尊、月期不淨衣を作すことを得るや不や」。佛言はく、「得ん」。當に故布を持つて作るべし。堅物を持つて作るを得ず。又深く內れて婬欲想を作すを得ず、當に軟物を用ひて小便道を障ふべし。若し堅物を用ひて深く內れ、以て欲心を歇さんには偸蘭遮なり。是を「月期衣法」と名く。

[53]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘尼は女人洗浴處に往いて月期衣を浣ふに女人嫌うて言はく、「是沙門尼は此水を汚して赤きこと乃し是の如し」と。諸比丘尼は是因緣を以て往いて白すに、……乃至、佛言はく、「今日より後、女人洗浴處にて月期衣を浣ふを聽さず」と。若し浣はんには越毘尼罪なり。是を「女人月期衣を浣ふ法」と名く。

佛、舍衛城に住したまひき。爾時、世尊は「女人洗處にて月期衣を浣ふを聽さず」と制戒したまひたれば、便ち男子洗處に往いて浣ひ、……乃至、若し比丘尼、男子洗處に往いて浣はんには越毘尼罪なり。是を「男子法」と名く。

佛、舍衛城に住したまひき。爾時、世尊は「男子洗處にて月期衣を浣ふを聽さず」と制戒したまひた

【五〇】水淨形法(Udakasuddhika)。諸律皆比丘尼波夜提法中に攝入せり。

【五一】一指節。巴利戒文には dvaṅgulapabbaparamaṃ(最上兩指一節)とせり。

【五二】月期衣法(āvasathacīvara)。

【五三】洗月期衣法。

するを聽さず、當に[45]浴衣を用ふべし」と。裸形にて河若しは池水中に入りて浴するを聽さず、當に[46]雨衣を著すべし。若し裸浴せんに越毘尼罪、若し避隱處・無人處にて裸浴せんに無罪なり。是を「浴衣法」と名く。

坐法並に竹席と　腰に纏ふと襆衣を覆ふと
俗嚴飾具を著くると　嚴飾具を合せて度すると
使人と園民女と　僧祇支と浴衣となり。

雜跋渠の初め竟る。

[47]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘尼住處は俗人と壁を隔てぬ。比丘尼欲心起り白手にて陰を拍ちしに、時に丈夫、聲を聞いて卽ち婦人に語げて言はく、「此は是れ何の聲なりや」。答へて言はく、「知らず、何の故に此聲を作せるかを」。其丈夫言はく、「此れ出家人、梵行を修せるも、欲心起り自ら制する能はずして陰を拍つの聲ならくのみ」。諸比丘尼聞き已りて是因緣を以て往いて白すに、……乃至佛言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今より已後、陰を拍つを聽さず」と。「拍つ」とは、手にて拍ち、若しは拘鉢にて拍ち、若しは鍵鎡にて拍ちて、以て欲心を歇さんには越毘尼罪なり。是を「手拍」と名く。

[48]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘尼欲心起り、胡膠にて身生を作りて床脚に縛著せしに、後に火を失して、牀褥を燒くを恐るゝが故に之を出せり。時に俗人、火起れるを看て(言はく)、「何處か燒かれ、何處か燒かれざる」と。見已りて嫌呵すらく、「云何が出家人にして此惡事を作せる」と。諸比丘尼は是因緣を以て往いて白すに、……乃至、答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、[49]胡膠形を作すを聽さず」と。「胡膠形」とは、若しは胡膠にて作り、若しは銅・鉛・錫・白鑞若

【四五】浴衣法(Udakasāṭikā)。水浴衣なり、諸律皆比丘尼波夜提法中に攝せり。

【四六】雨衣(Vassikasāṭikā)。宋・元・明・宮本には雨浴衣となせり。毗舍佉鹿母の八種常恒布施(註一一の一七)には雨浴衣と水浴衣とを區別せり。されば雨時に浴する時は雨浴衣を、河中に浴する時は水浴衣を用ひたるものなるべきも今の文にてはこの二者を互用せるが如し。

【四七】手拍法(Talaghātaka)。諸律皆比丘尼波夜提法中に攝入せり。

【四八】胡膠身生法(Jatumaṭṭhaka)。諸律皆比丘尼波夜提法中に攝入せり。

【四九】胡膠形。胡膠身生なり。

は、若し女人來りて出家せんと欲せんには、應に俗人嚴身具を捨せしむべきなり。若しは是念を作すなり、「某の時、或は穀貴くして乞食すとも得難く、或は老病にて當に湯藥を須うべきには、女人能く物を得ること少ければ當に人家に置くべし」と。若し女人、俗の嚴飾服を持し來るに、合せて度して出家せ(しめ)んには越毘尼罪なり。是を「嚴飾服を合せて出家す」と名く。

[四〇]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、釋種女・摩羅女・梨車女なる貴人女は使人を將ゐて出家し、使人端正なりければ外人と與に交通せしめて以て自ら活命せしに、世人の爲に譏らるらく、「此は出家人には非じ、是れ婬女ならくのみ」と。諸比丘尼は是因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝云何が婬女を畜へて以て自ら活命せる、今日より後、婬女を畜へて活命するを聽さず」と。若し畜へんには越毘尼罪なり。是を「婬女」と名く。

[四一]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、世尊は「婬女を畜ふるを聽さず」と制戒したまへり。爾時、比丘尼は便ち私に園民女を畜へ、外に於て婬蕩せ(しめ)て以て自ら活命して世人の爲に譏らるらく、「此れ出家の法には非じ、是れ婬女ならくのみ」と。比丘尼は是因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、私に園民女・使人女・作婬女を畜へて以て自ら活命するを聽さず」と。若し畜へんには越毘尼罪なり。是を「園民女」と名く。

佛、舍衛城に住したまひき。爾時、年少比丘尼あり端正なりしが、乳出づるに人見て皆笑へり。諸比丘尼は是因緣を以て往いて佛に白すに、……乃至、答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、當に[四二]僧祇支を作るべし」と。作法は上に說けるが如し。應に先に[四三]覆乳衣を著し、然して後に餘衣を著すべし。若し僧祇支を畜へざらんに越毘尼罪、有りて著けさらんにも亦越毘尼罪なり。是を「僧祇支法」と名く。

佛、毘舍離に住したまひき。……[四四]跋陀羅比丘尼緣中に廣く說けるが如し。佛言はく、「裸身にて浴

【四〇】畜婬女法。

【四一】畜園民女法。

【四二】僧祇支法。註(三八の一一)參照。

【四三】覆乳衣。僧祇支なり。

【四四】跋陀羅比丘尼緣。註(三八の一二)の本文參照。

……乃至、答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、今より已後、比丘尼、腰に纒ふを聽さず」と。若し女人纒腰物を用ひて腰に纒はんに越毘尼罪、若し癰瘡ありて腰に纒はんに無罪なり。

佛、舍衛城に住したまひき。爾時、偷蘭難陀比丘尼は衆多女人と共に阿耆羅河の邊に到り、衣を脫ぎて一處に放てゝ水に入りて洗浴せしに、先に岸上に出で女人の[三六]襻衣を著して諸女人に語げて言はく「我を看よ。[三七]宜著せりや不や」。女人言はく、「我は是れ俗人、此を著し已りて夫主をして愛念せしめんと欲するなり、汝是を著するを用ひて爲せん」。諸比丘尼は是因縁を以て往いて世尊に白すに、……乃至、答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、襻衣を著するを聽さず」と。「襻衣」とは、珂貝・琉璃・眞珠・玉・金・銀・摩尼の是の如き比にて莊嚴せる陰衣にして、著するを聽さず。下、結縷に至らんにも陰衣の想を作さんには越毘尼罪、若し陰上に癰瘡ありて裹まんには無罪なり、是を「襻衣」と名く。佛、舍衛城に住したまひき。……乃至、洗浴せしに、先に出でゝ女人莊嚴服を著せり。諸比丘尼は是因縁を以て往いて世尊に白すに、……乃至、答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、[三八]女人嚴飾服を著するを聽さず」と。「女人服」とは、頭上の光鍱・額耳の鐶鈴・瓔珞・指鐶・臂釧・脚釧にして、是の如き比の一切の女人嚴飾服は著するを聽さず。若し著せんには越毘尼罪、若し身に癰瘡ありて藥を以て塗りて纒はんに無罪なり。是を「女人嚴飾服」と名く。

佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘尼は釋種女・摩羅女・梨車女なる大富家女を度せるに、[三九]嚴飾服を合せて度して出家せ(しめ)ぬ。時に諸の貧家に女ありて門を出で、及び節會日に行來せんとて、皆、從うて借賃しければ世人の爲に譏らるらく、「此れ賃衣人なり出家の法には非じ」と。諸比丘尼は是因縁を以往いて世尊に白すに、……乃至、答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、女人嚴飾服を合せて度して出家せ(しむ)るを聽さず、當に捨せしめ已りて度すべし」と。「捨す」と

【三六】襻衣法。宋・元・明・宮・聖本には膀衣とす。これ膀衣にして四分・巴利・五分の比丘尼波夜提に袴襟衣(Saṃghāṇi)とあるもの、腰に纒ひて腰を細くし身をして臃大ならしむるものなり。

【三七】宜著。よく似合ふなり。

【三八】女人嚴飾服法。

【三九】合嚴飾服度人法。

二七 七滅諍法とは、現前毘尼・憶念毘尼・不癡毘尼・自言毘尼・覓罪相毘尼・多覓毘尼・布草毘尼なり。（七滅諍法）

二八 法隨順法とは、上の比丘中に廣說せるが如し。比丘尼波羅提木叉の分別竟る。（法隨順法）

二九 雜跋渠を明すの初

三〇「坐法」とは。佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘尼、初夜・後夜に跏趺して坐せしに、時に蛇あり來りて三一瘡門中に入れり。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「應に其中に藥を與ふべし」。蛇は死して還出でざりければ、卽ち藥を與へて出しぬ。佛言はく、「汝、云何が跏趺して坐せる」「今より已後聽さず」と。坐法とは、當に一脚を屈して一脚跟を以て瘡門を掩ふべし。若し比丘尼、跏趺して坐せんに越毘尼罪なり。

三二「簟蓆法」とは。佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘尼は簟蓆を敷いて衣を縫ひしに、三三竹篾にて小便道を傷けて血出でぬ。諸比丘尼は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、比丘尼、竹蓆に坐するを聽さず」と。若し衣を縫はん時は、若し講堂・溫室に在らんに。亘摩にて地に塗り已りて衣を縫ひ、若し無きには當に牀上に敷著し若しは膝上にて縫ふべし。若し竹簟蓆上に於て坐せんに越毘尼罪なり。是を「簟蓆法」と名く。

佛、舍衞城に住したまひき。爾時、偷蘭難陀は衆多女人と與に、阿耆羅河に到りて衣を脫して洗浴せしに、比丘尼先に出でゝ女人の三四莊嚴腰物を取り、腰に纏ひ已りて女人に語げて言はく、「我を看よ、好なりや不や」。三五諸女人言はく、「我は貪欲人、腰に纏ひ細からしめて夫主をして愛念せしめんと欲するなり、阿梨耶は是を用ひて何か爲ん」。比丘尼聞き已りて是事を以て具に大愛道に白し、

【二七】七滅諍法。註（二二の一四一）參照。

【二八】法隨順法。註（二二の一四七）參照。

【二九】雜跋渠。比丘尼雜誦跋渠の略、以下五跋渠を記せり。これ比丘の雜誦跋渠形式に準ぜるなり。

【三〇】比丘尼坐法。

【三一】瘡門。女根なるべし、梵行を傷くる門なる故に瘡門といへるならんか。

【三二】簟蓆法。たかむしろ。

【三三】竹篾。わりだけ、又は竹の皮。

【三四】莊嚴腰物法。

【三五】原漢文には我食欲人とあるも、宋・元・明の三本により我貪欲人とせり。後の文に照合するにいづれも我是俗人の誤寫ならんか。

乳を乞ふを得ん。若し乞食時に放牛家にて乳を聲るを見んに應に言ふべし、「長壽、無病なりや」。(問うて)言はく、「阿梨耶、何物を得んと欲するや」。言はく、「我れ食を乞ふなり」。答へて「我に食なし、正しく乳あり」と言はんに、須ゐんには取るを得ん。若し酪漿を索めんに、「酪漿あることなし、正しく乳あり」と言はんに取るを得ん。若し病みて醫は「當に酪を須うべし」と言はんに、酪を乞ふを得ん。若し乞食時に量酪人を見んに語げて言へ、「長壽、無病なりや」。問うて言はく、「阿梨耶、何物を得んと欲するや」。答へて言はく、「我れ食を乞ふなり」。若し「我に食なし、正しく酪あり」と言はんに、取るを得て亦勸めて伴に與ふるを得ん。若し酪下の漓汁を乞うて酪を與へんには取るを得ん。若し比丘尼、吐下藥を服せんに、醫は「當に魚汁を須うべし」と言はんに乞ふを得ん。若し乞食時に酪漿を乞うて魚を得んには取るを得ん。若し頭を刺して血を出さんに、醫は「肉を須ゐよ」と言はんに乞ふを得ると、屠兒家に至りて乞ふを得ず、當に有信家に詣りて乞ふべし。[二五]若し乞食時に……得ん。菜汁を索めんに、若し「菜汁なし、正しく肉汁あり」と言はんに、須ゐんには取るを得ん。若し自ら「我れ某時に常に病發るに、爾時、藥必らず得難からん」と知らんに、豫ねて乞ふを得て無罪なり。若し不病時に乞うて病時に食せんに越毘尼罪、病時に乞うて不病時に食せんに無罪、病時に乞うて病時に食せんに無罪、不病時に乞うて不病時に食せんに波羅提提舍尼なり。不隨病煮を隨病に食せんに無罪、隨病煮を不隨病に食せんに越毘尼罪、隨病煮を隨病に食せんに無罪、不隨病熟を不隨病に食せんに、出家人は他を仰ぎて活命すれば無罪なり。是故に世尊は說きたまへり。酥・油・蜜・石蜜・乳・酪・肉・魚を、是を八と名く。比丘尼波羅提提舍尼法竟る。

(衆學法)

但、[二六]衆學法とは、廣說せること比丘中の如し。唯、六群の比丘尼、生草上と水中とに大小便するを除きて餘は盡く同ずるなり。

【二五】原漢文に若乞食時得索菜汁若言無菜汁正有肉汁須者得取とあり。乞食時と得の字との間に文を略せるなり。

【二六】衆學法。比丘衆學法(註二一の八八)に同ずるも比丘尼衆學法は生草上大小便と水中大小便との二戒を減ずる故に六十四條なり。但し僧祇比丘尼戒本には比丘の第一條を十條に細分し、比丘の第二條を五條に細分せる故に(64+13=77)七十七條を成ぜり。

耶、我れ[二三]可訶法に墮せり。此法、悔過せん」と。是れ波羅提提舍尼法なりと』。

是の如くに二に油、三に蜜、四に石蜜、五に乳、六に酪、七に魚、八に肉なり。「身の爲に」とは、自ら爲に身に向はすなり。「病」には、世尊は「無罪なり」と說きたまへり。云何が病なる。老羸病、吐下藥を服し、頭を刺して血を出すの是の如き比の病なり。「家」とは、四種姓家なり。「酥」とは、牛酥・水牛酥・羊酥なり。「乞ふ」とは、若しは自ら乞ひ若しは人をして乞はしむるなり。若しは噉ひ若しは食せんには、是比丘尼は應に餘の比丘尼に向うて悔過して言ふべし、「阿梨耶、我れ可訶法に墮せり、此法悔過せん」と。前人應に問ふべし「汝、此罪を見るや不や」。答へて言はく「見る」、「汝、更に作すこと莫れ」。「我れ頂戴して持たん」と。「波羅提提舍尼」とは、此罪應に發露すべきなり、是を悔過と名く。若し比丘尼熱病にて酥を須ゐんには乞ふを得るも、不信家に到りて乞ふを得ず、當に有信家に至るべし。若し乞食時に量酥人を見て言はく、「長壽、無病なりや」。答へて言はく、「阿梨耶、何物を得んと欲するや」。答へて言はく、「食を乞ふなり」。主人、「我に食なし、正しく酥あれば須ゐんには與へん」と言はんに、滿鉢を取るを得て亦勸めて餘人に與ふるを得ん。量油も亦得んに是の如し。若し風病起らんに亦油を乞ふを得るも、壓油家より索むるを得ず、應に有信家より求むべし。若し乞食時に量油人を見んに、當に「無病なりや、長壽」と言ふべし。問うて言はく、「阿梨耶、何物を須めんと欲するや」。答へて言はく、「食を乞ふなり」。「我に食なし、正しく油あれば須ゐんには當に與ふべし」と（言はんに）、滿鉢を取るを得て無罪、時に當りて亦勸めて伴に與ふるを得ん。是の如くに蜜も、若し水病時に蜜を乞ふを得るも、採蜜家に至りて索むるを得ず、當に有信家に到りて乞ふべし。……乃至、勸めて伴に與ふるを得ん。是の如くに石蜜も、若し病みて醫は「應に石蜜を服すべし」と言はんに、石蜜を乞ふを得るも石蜜家に到りて乞ふを得ず、當に有信家に到るべし。若し乞食時に[二四]稱石蜜人を見んに、……乃至、勸めて伴に與ふるを得ん。若し病みて醫は「當に乳を服すべし」と言はんに、

【二三】可訶法。註（二一の五）參照。

【二四】稱石蜜人。稱は量なり、石蜜をはかり賣りする人。

ふを知りつゝ已に廻向せんに尼薩耆波夜提、若し餘人に廻向せんに波夜提、(此)衆の(物)を餘衆に廻向せんに波夜提、(此)眷屬の(物)を(餘)の眷屬に廻向せんにも亦波夜提、一人物を(餘)の一人に廻向せんに越毘尼罪なり。比丘、衆物を廻らして餘衆に與へんに越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

敎誡と隱處の離と　離れて宿すると遊行せざると
安居して後に嫌責すると　安居し已るに後に來ると
墻を隔てゝ不淨を捨つると　草と水と僧に向へるを廻らすとなり。
十四跋渠竟る。

比丘と同戒なるは七十、同戒ならざるは七十一なり。二〇 百四十一波夜提修多羅說き竟る。

二一 八提舍尼法を明すの初

佛、舍衞城に住したまひき。爾時、佛、大愛道に告げたまはく、『如來一時舍衞城に在りしに、時に六群の比丘尼、酥市に酥を乞ひ、油市に油を乞ひ、蜜市に蜜を乞ひ、石蜜市に石蜜を乞ひ、肉市に肉を乞ひ、魚市に魚を乞ひ、乳市に乳を乞ひ、酪市に酪を乞うて食して世人の爲に譏らるらく、「云何が沙門なる、瞿曇は少欲を稱歎して多欲を毀呰せるに……」、……二二 比丘の(戒)緣中に廣く說けるが如し、……瞿曇彌、比丘尼は亦應に是の如く學すべし。瞿曇彌、我れ一時迦維羅衞釋氏精舍に住せしに、病比丘尼に好食を索むるを聽せり』と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衞城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、病まざるに身の爲に白衣家に酥を乞ひ若しは人をして乞はしめて、若しは噉ひ若しは食せんに、是の比丘尼は應に餘の比丘尼に向ひ悔過して是の如くに言ふべきなり、「阿梨

【二〇】 百四十一波夜提修多羅。修多羅とは修多羅分別(Sutta-vibhaṅga)なり。百四十一波夜提の戒經分別解釋を說き竟れりとの意なり。

【二一】 八提舍尼法(Attha pāṭidesaniyā dhammā)。四分・巴利・五分・僧祇の四律は皆同一なり、十誦律は八提舍尼なるも內容を異にせり、而して有部律・西藏律は十一條を列ねたるは注意すべきなり。

【二二】 比丘波夜提第三十九索美食戒(註一七の六二)の本文參照。

に問ひたまはく、「何の故に色力・足せざるや、好食を得て飽(滿)せしや不や」。答へて言さく、「世尊、油を食せんに力を得、酥を食せんに色あらんも、麻籸茶を食して色なく力なきなり」。(又)六群の比丘に問ひたまはく、「好食を得しや不や」。答へて言さく、「世尊、我れ白米飯・好羹・酥・酪の種種好食を得たり、皆是れ姉妹が信心恩力なり」。佛言はく、「上座は是れ誰なりしや」。答へて言さく、「尊者舍利弗なり」。佛、舍利弗に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此れ非法の食なり、汝、云何が是の、比丘僧を擾亂せるを看つゝ而も捨心に入れる」。舍利弗言さく、『若し世尊が「是れ非法の食なり」と言はんには、若しは一劫若しは過一劫にも消すを得べからじ』と、是に於て卽ち鳥翮を取りて擿りて之を吐きぬ。佛言はく、「六群の比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が衆利を知りつゝ一衆に迴與せる、今より已後は聽さず」と。……『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、衆利を知りつゝ一衆に迴與せんに波夜提なり」と。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「知る」とは、若しは自ら知り、若しは他より聞くなり。「衆」とは、比丘衆・比丘尼衆なり。「利」とは、八種にして時藥・夜分藥・七日藥・終身藥・隨身物・重物・不淨物・淨不淨物なり。「迴らす」とは、物の向ふ處已に定まれるを選して餘衆に迴與せんに波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し人來り問はん、「我れ布施せんと欲す、當に何處に施すべき」。應に言ふべし、「汝が心の所樂處に隨うて施せ」。若し言はん、「何の處か功德大なる」。當に言ふべし、「僧に施せ」。若し問はん、「何處に好持戒の僧ありや」。當に言ふべし、「都べて犯戒の僧なし」。若し言はん、「何處に比丘・比丘尼の、自ら少事を守りて坐禪・誦經し、大遊行せずして恒に我をして此物を見るを得せしむるや」。語げて言ふを得ん、「某甲に與へよ」と。[一九] 若し比丘尼、物、僧に向

【一九】原漢文に若比丘尼知物向僧廻向已尼薩耆波夜提、若廻向餘人波夜提、衆廻向餘衆波夜提　眷屬廻向眷屬亦波夜提、一人物廻向一人越毗尼罪、比丘廻衆物與餘衆越毗尼罪とあり。文少しく補うて取意せり。

若し水中に大小便洟唾せんに波夜提なり。若し雨時に水漫溢せんには、當に高處に於て大小便すべし。若し是なきには當に瓦・石、乾草木上・牛馬屎上に於て(行ず)べし。若し復無きには、當に草木枝を以て承け、先に木枝に墮して後に水中に墮さしむべし。若し掘厠の下に水ありて出でんには、先に中に於て大小便するを得ざれ、當に先に淨人をして行ぜしめ、然して後比丘尼行ずべし。若し厠下に流水あらんには、當に板木を安じて先に板上に墮して後に水中に墮さしむべし。若し船上行時に厠處あらんには、當に板木を安じて承け、板上に墮して後に水中に墮さしむべし。若し板なきには當に木枝を以て承け、先に木枝上に墮して後に水中に墮さしむべし。是故に世尊は說きたまへり。

[一四]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、六群の比丘尼は遊行勸化して女人に語げて言はく、「我に物を與へよ、諸比丘の爲に食を作さんと欲す」。女人卽ち與に是言を作さく、「作食の日に至りて我に語げよ、我當に食を行ずべし」。時に尊者舍利弗・大目連・離波多・劫賓那・尊者羅睺羅を請じ、復、六群の比丘を請じて二座を敷けり、一は長老比丘の與にし、一は六群比丘の與なりき。爾時、長老比丘は時到りて衣を著け鉢を持し舍に到りて次第にして坐するに、尊者舍利弗には白米飯・蒙豆羹[一五]・酥・乳・酪を與へ、是の如くして轉た麁食を與へて、尊者目連には麁米飯・摩沙羹[一六]・油・乳を與へ、餘比丘には赤米飯・摩沙羹を與へ、或は飯を得て羹を得ざるあり、羹を得て飯を得ざるあり、乃至、尊者羅云[一七]には赤米飯・麻粇菜羹[一八]を與へぬ。時に諸女人復種々の好食を持し來りて問うて言はく、「誰にか與へん」。比丘尼便ち身を以て長老比丘を障へて六群の比丘を示すに、白米飯・好羹・酥・乳・酪を與へて自恣與せり。諸比丘は食し已りて去るに、佛知りて故に問ひたまはく、「舍利弗、好食を得て滿足せしや不や」。答へて言さく、「已に食しぬ」。世尊は是の如く三たび問ひたまふに、答ふること亦是くの如くなりき。是の如く一々に諸長老比丘に問ひたまふに、答ふること皆是の如くにして、乃至、羅云

【一四】波夜提第百四十一知衆利廻與一衆戒。この戒は本律のみに存す。

【一五】蒙豆羹。蒙具とも音譯す、臘元豆(Mugga)の一種なるべし。

【一六】摩沙羹。波荳(Māsa)なり。

【一七】尊者羅云。羅睺羅なり。

【一八】麻粇菜羹。胡麻の粉の滓と菜との羹なるべし。

に彈指して乃し擲つべし。若し視ず・彈指せずして擲たんには波夜提なり。若し比丘、視ずして擲たんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

〔二〇〕佛、舍衛城に住したまひき。爾時、波斯匿王は東園池に比丘・比丘尼の入るを禁めざりき。爾時、六群の比丘尼は彼園中に往いて世俗の語話を作し、生草上に大小便涕唾し、復、藕葉を以て不淨を裹みて池水中に放てり、明旦、波斯匿王は後宮・夫人と與に共に園池に詣りて遊觀せしに、時に後宮の人深宮に閑在して出で來らざること久しく、始めて一出を得て遊戲し熙怡し喜勇し、競ひて各生草を占顧して「此は是れ我許なり」とて、往いて之を捉るに其手を汚泥し、水に詣りて洗はんと欲して復水上を見るに〔二一〕裹あり、便ち是念を作さく、「諸の年少等は、我等の出づるを聞いて、必らず衆香を裹みて以て我等を待せるなり」とて、卽ち往いて捉取して其手を汚せり。卽ち往いて王に白さく、「此は是れ何物ぞ不淨是の如くなるは」。王卽ち守園人を呼びて問ふらく、「誰ぞ此園を汚せるは」。白して言さく、「更に餘人なし、昨日六群の比丘尼、中に在りて洗浴を作し言戲して去れり」。諸比丘尼は是因緣を以て往いて白すに、……乃至、佛言はく、「此は是れ惡事なり、……」。……『乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、生草上に大小便せんに波夜提なり」と。

「若し比丘尼、水中に大小便せんに波夜提なり」と。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「草」とは、一切草にして、大小便・洟唾せんに波夜提なり。若し雨時に生草、地に覆はんには、當に無草處に在りて行ずべし。若し空處なきには、當に瓦(上)塼上・乾草木(上)・牛馬屎上・人行處に在りて(行ず)べく、若し無きには下、一木枝に至り、先に木枝に墮して後草上に墮すべし。若し經行處に草あらば、當に經行頭に於て唾壺を安ずべし。是故に世尊は說きたまへり。〔二二〕「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「水」とは、〔二三〕十種あり、上に說けるが如し。

〔二〇〕波夜提第百三十九生草上大小便戒、第百四十水中大小便戒。比丘衆學法の制緣と同じ。

〔二一〕裹。葉の裹、又はつゝめる物。

〔二二〕水中大小便戒文解釋なり。

〔二三〕十種水。註(三の一四三)の本文參照。

ければ先住者の言はく、「阿梨耶、此は不用の物、須らく安くべからず」。即ちに言はく、「賢善、汝、此房を買得せしや」。答へて言はく、「我れ次に當りて此僧房を得たり」。「若し是れ僧房ならんには、我れ何ぞ以て安かさらんや」。是に於て身口を以て擾亂せり。諸比丘尼は是因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が他の、先に安居し已れるを知りつゝ後に來りて擾亂せる、今より已後聽さず」と。……『……已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、比丘尼の先に安居し已れるを知りつゝ、後に來りて若しは自ら擾亂し、若しは人をして擾亂せしめんに波夜提なり」と』。

「先に安居せるを知りつゝ」とは、前安居・後安居なり。「擾亂」とは、若しは自ら身口にて、若しは他をして身口にて擾亂せしめんに波夜提なり。若し比丘尼を擾亂せんに波夜提、式叉摩尼・沙彌尼を(擾亂せんに)越毘尼罪、下、俗人に至らんに越毘尼心悔なり。是故に世尊は說きたまへり。

[九]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘尼あり、先に牆外を看ずして大小便を擲棄せり。時に婆羅門あり、新洗浴し新淨衣を著して巷中に行きしに、正しく頭上に墮ちければ婆羅門瞋罵して言はく、「衆多人子なる沙門尼、我を汙すこと是の如し」。諸比丘尼は往いて佛に白し、……答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が審諦して觀ぜずして不淨を棄てたる、今より已後は聽さず」と。……『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし。

「若し比丘尼、墻を隔てゝ、觀ぜずして不淨を擲棄せんに波夜提なり」と』。

「墻を隔つ」とは、籬・墻を隔つるなり。「不淨を擲つ」とは、大小便・洟唾・糞掃・及び手足を洗へる水・髮・指甲なり。「觀ぜず」とは、先に看ずして擲つなり。若し物を擲棄せんと欲する時は、當に先に諦視すべし。若し多人行かんには、當に斷ゆるを待ちて乃し擲つべし。若し行人希なるには、當

【九】波夜提第百三十八隔墻不善觀擲不淨戒。

今より已後、聽さず」と。……『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、「若し比丘尼、安居竟に遊行せざらんには、波夜提なり」と』。

「安居竟」とは、三月竟りしなり。「遊行せず」[五]とは、下、至ること、聚落を出で行かざらんに波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。安居し竟りて下至ること、界を離れて一宿行ぜざらんに波夜提なり。若し羸老病にて行くこと能はざらんには無罪なり。是故に世尊は說きたまへり。[六]

[七]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、偷蘭難陀は樹提に語げて言はく、「此間に安居せよ」と。即ちに檀越家に往いて歎譽すらく、「樹提比丘尼は賢善にして持戒なり、汝當に供養すべし」。是に於て樹提の威儀庠序にして擧動視瞻、儀法を失せざりければ、見已りて歡喜心を生ぜり。……乃至、後に嫌呵し惱觸せり。諸比丘尼は是因緣を以て往いて世尊に白すに……乃至、答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、……」……「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、「若し比丘尼、比丘尼に語げて是語を作さく、「阿梨耶、此處に安居せよ」と、後に嫌呵し惱觸せんに波夜提なり」」と。

若し比丘尼、「是中に安居せよ」と語げつゝ、安居中に惱觸せんに波夜提なり。「惱觸」とは、若しは自ら身口にて、若しは人をして身口にて惱觸せしむるなり。若し前人、持戒せずして非法を作すを畏れんには、驅遣すと雖無罪なり。若し式叉摩尼・沙彌尼には越毘尼罪、下、俗人に至らんに越毘尼心悔なり。是故に世尊は說きたまへり。

[八]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、迦梨比丘尼到りて安居せんと欲する時餘行し去り、安居を受け已るに還りて、房舍已に分ち竟りしに方に來りて索めて言はく、「是は我が房舍なり、我に還せ」と。住せる者言はく、「我已に受けたれば得べからず」。是に於て鬪諍しければ善比丘尼ありて呼んで言はく、「阿梨耶、可しく此房に就いて住すべし」と。入り已るに巨磨・柴草を持して房中に積聚し

【五】原漢文に不遊行者乃至不出聚落行波夜提とあり。宋・元・明・宮本に乃至を下至とせり、今改む。不出聚落行とはその界地を離れずしての意なり。

【六】原漢文に安居竟乃至不離界一宿行波夜提とあり。三本・宮本により乃至を下至と改めたり。又、三本・宮本には界の字なきも、今削らず。一宿行とは一宿なりとも安居自恣後は界地を離れて遊行すべしとの意。自恣の後に其界内に居殘ることは檀越の三月供養の施意に反すればなり。

【七】波夜提第百三十六聽安居住後嫌呵驅出戒。

【八】波夜提第百三十七惱亂先安居住戒。

卷の第四十

一百四十一波夜提法を明すの餘

[一]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、迦梨比丘尼は安居中に、僧の牀褥を受け已りて捨てゝ遊行せり。諸比丘尼は是因縁を以て大愛道瞿曇彌に語げ、……乃至、答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が安居中に遊行せる、今より已後聽さず」と。……「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、安居中に遊行せんには波夜提なり」と』。

「[二]安居」とは、前安居・後安居なり。「行く」とは、下、聚落に宿するに至らんに波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、安居中に界を離れて一宿せんに波夜提なり。若しは王難、若しは餘方の賊來り、若しは奪命を恐れ、若しは梵行を失するを畏れんには去るに無罪なり。[三]比丘尼、安居中には塔・僧事の爲にして遊行することの求聽羯磨の法あることなし。是故に世尊は說きたまへり。

[四]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘尼は舍衛城にて安居し竟りて毘舍離に來り詣り、往いて跋陀羅比丘尼の親里家に到りしに、其家人問ふらく、「何の處にて安居せしや」。答へて言はく、「舍衛城にて」。問ふ、「舍衛城は何似、好なりや不や」。比丘尼言はく、「祇洹の樹林華果茂盛にして池水清涼に、精舍は是の如く、世尊の住したまふ處は是の如く、尊者舍利弗・大目連は是の如く、須達居士は是の如し」と。檀越言はく、「此は是れ眞出家なり、今我が跋陀羅は此處に生まれ、此處に長じて無手足人の如くなれば、初より出づるを肯んぜざりしに」と。諸比丘尼は是因縁を以て往いて世尊に白すに……乃至、答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が安居竟に遊行せざりしや、

【一】波夜提第百三十四安居中遊行戒。

【二】前安居・後安居。註(八の一四七・一四八)參照。

【三】原漢文には比丘尼安居中無有求聽羯磨法爲塔僧事而遊行とあり、比丘尼には塔僧事即ち佛事僧事の爲にも僧伽の聽許を求めて遊行しうるの方法あることなきなりとの意。

【四】波夜提第百三十五安居竟不遊行戒。

若し隱處に癰あらんには、當に可信人、若しは依止弟子、若しは同和上・(同)阿闍梨(尼)をして、錐若しは指甲を以て之を破り藥を以て塗らしむべし。若し男子をして癰を破らしめんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。[一〇二]若し肩以上・膝已下に癰瘡あり、若しは頭を刺して血を出さんと欲し、若しは臂に刺さんと欲せんに、當に婦女人をして急按せしめて男子をして破ら(しむ)べきには無罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

摩訶僧祇律卷第三十九

【一〇二】原漢文に若肩已上膝已下有癰瘡若欲刺頭出血若欲刺臂當使婦女人急按男子破無罪とあり。肩以上膝以下、即ち隱處ならざる所は男子をして破らしむるを得んも、それも他の婦女をして痛き程に按へて前に男子あるを覺えざらしむる程なるには無罪なりとするなり。これ比丘尼をして男子に著せしめざらんが爲の方便なり。

如きの言を作すべし、「比丘尼僧和合して頭面に比丘僧足を禮して[九五]布薩を問ひ教誡を請ひまつる」と、是の如くに[九六]三說するなり。比丘僧中、尼を教誡する者あらんに應に語ぐべし、[九七]「姊妹、當に往くべし」と。[九八]若し比丘十二法を成就せる者あらんには、應に羯磨して教誡すべし。若し無きには當に語げて言ふべし、「比丘尼を教誡する人なし、放逸なる莫れ」と。是故に世尊は說きたまへり。

[九九]佛、王舍城に住したまひき。爾時、樹提比丘尼は隱處に癰を生ぜしに、諸比丘尼聚落に入りて乞食せる後に治癰師ありて來りければ、比丘尼言はく、「長壽、我が與に癰を破れ」と。答へて言はく、「爾る可し」。即ちに與に癰を破り、塗藥を著け已りて去りぬ。諸比丘尼、乞食より還り、地の膿血を見て問うて言はく、「此は是れ何等の膿血なりや」。答へて言はく、「我れ癰瘡を破りしなり」。諸比丘尼嫌うて言はく、「汝云何が隱處に癰あるに、善比丘尼に白せずして破れる」。諸比丘尼は大愛道に語げ、……乃至、答へて言さく、「實に爾り、世尊」。[一〇〇]佛言はく、「汝云何が膝以上・肩以下に癰瘡あるに、先に白せず聽さゞるに、癰を破ら(しめ)たる。今より已後聽さず」と。……『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、膝以上・肩以下の隱處に癰瘡あらんに、先に白せずして男子に破洗するを聽さんには波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「膝已上」とは、髀已上なり。「肩已下」とは、乳房已下なり。「先に白せず」とは、善比丘尼に白せざるなり。「聽す」とは、僧中にて求聽羯磨を作さゞるなり。隱處に癰ありて破ら(しめ)んと欲せんには、應に先に僧中にて求聽羯磨を作すべきなり。羯磨者は應に是說を作すべし、「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲比丘は隱處に癰あり、若し僧時到らば僧よ、某甲比丘尼は僧に從うて[一〇一]破癰羯磨を乞はんと欲せり。阿梨耶僧聽すや(不や)、某甲比丘尼、僧に從うて破癰羯磨を乞はんと欲するを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

【九五】布薩を問ひ教誡を乞ふ(Upoathapucchakā ovadūpasamkamanañ ca)。布薩を問ふとは、比丘僧伽に從うて「比丘尼僧淨住なりや」と問はるゝ儀式なり。教誡を乞ふとは比丘尼教誡人を乞ふなり。この二法は半月半月に比丘尼僧によりて行はるべき行事なり。

【九六】三說。宋・元・宮本に二說とせり。今、三說を正しとす。

【九七】原漢文には姊妹當住とあるも、宋・元・明・宮本によりて住の字を往の字に改めたり。

【九八】原文に若有比丘成就十二法者應羯磨教誡とあり。宋・元・明・宮本には十二法を十二部法とせり、今改めず。十二法とは註(一五の六六)及びその本文參照。

【九九】波夜提第百三十三不白衆輙使男子破戒。

【一〇〇】原漢文に佛言汝云何膝以上肩以下有癰瘡先不白聽而破癰從今已後不聽とあり。先不白(不)聽而破癰として、不の一字を補ふべきなり。これ後に聽すとは僧中にて求聽羯磨してゆるすとあるが故なり。

【一〇一】破癰羯磨。癰を破らしむるにつきての僧伽の聽許なり。

に界外に出で展轉相拜し、已にして晨朝に衣を著して往いて比丘尼住處に到り、比丘尼に語げて言はく、「姉妹盡く集まれ、我當に教誡すべし」。時に六群の比丘尼は卽ち便ち速に集まりしに、善比丘尼は來らずして是言を作さく、「我れ[九二]非毗尼の人邊より教誡を受くる能はず」と。時に六群比丘は六群比丘尼と共に[九三]世俗の語を作し、已にして須臾の間にして去りぬ。爾時、長老難陀は衣を著し鉢を持し、來りて精舍に到りて言はく、「姉妹、集僧せよ、我れ教誡せんと欲す」と。是に於て善比丘尼は盡く集りしに、六群の比丘尼來らざりければ長老問うて言はく、「比丘尼僧集まりしや未だしや」。答へて言はく、「集まらず」。「誰か集まらざる」。答へて言はく、「六群の比丘尼なり」。卽ち信を遣して喚ぶらく、「姉妹來れ、我れ教誡せんと欲す」と。答へて言はく、「我れ去かじ、已に六群阿闍梨邊にて教誡を受け竟りぬ」。時に長老言はく、「尼僧は和合せざれば」とて、卽ちに起ちて去りぬ。佛知りて故に問ひたまはく、「汝、教誡するに何ぞ以て速かなる」。答へて言さく、「世尊、我れ時至りて衣を著し往いて教誡せんと欲せしに、善比丘尼皆集まりしも唯六群の比丘尼來らず、比丘尼僧和合せざりし故に教誡するを得ざりしなり」と。佛言はく、「六群の比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。……『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、半月(半月)僧教誡せんに、而も恭敬せずして來らざらんに波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「半月」とは、十四日・十五日なり。「僧教誡」とは、比丘尼を教誡するなり。恭敬せずして來らざらんに是れ波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し老羸病にて藥を服し、頭を刺して血を出して酥を服せんに、應に與欲して是言を作すべきなり、「我は某甲なり、[九四]教誡欲を與へん」と、是の如くに三說するなり。若し病まざるに去かず、病むも與欲せざらんに波夜提なり。若し布薩日に至らんに、應に比丘尼を差して欲を持して僧に詣りて是の

【九二】非毗尼(Avinaya)。非律行なり。
【九三】世俗語(Tiracchānakathā)。註(二〇の六三)參照。
【九四】教誡欲。僧伽作法の一なる比丘尼教誡の席に列し得ざる意欲(Chanda)なり。

「若し比丘尼、病まざるに俗人婦女をして揩摩せしめんには波夜提なり」と』。

「俗人婦女」とは、四種姓家の女人なり。「揩摩」とは、比丘尼中に說けるが如し。

[八五]佛、王舍城に住したまひき。爾時、比丘尼僧集まりて[八六]布薩羯磨を作さんと欲せり。時に樹提比丘尼來らざりければ、僧は信を遣して喚びて言はく、『阿梨耶、比丘尼僧集まりて布薩を作さんと欲すれば、可しく來るべし』と。樹提言はく、『世尊は「[八七]世間清淨ならんには布薩を得ん」と制戒したまへり。我卽ち清淨なれば去くこと能はじ』と。大愛道は是因緣を以て具に世尊に白すに、……乃至、答へて言さく、『實に爾り』。佛言はく、『此は是れ惡事なり。……乃至、汝にして布薩を恭敬せざらんに誰か當に恭敬すべき』。……『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、半月(半月)清淨布薩に恭敬せざらんには波夜提なり」と』。

「清淨布薩」とは、十四日・十五日なり。病まざるに比丘尼來りて布薩を恭敬せざらんには波夜提なり。「病」とは、老羸病にて藥を服し、頭を刺して血を出して酥を服するなり、應に[八八]清淨欲を與ふべきなり。若し病まざるに來らず、設ひ病むとも清淨欲を與へざらんに波夜提なり。若し比丘尼、來りて布薩せず、病むも清淨欲を與へざらんには波夜提なり。若し比丘、來りて布薩せず、病むも[八九]與欲せざらんに越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたへり。

　伸手內と燈なきと　　伎樂と主滅せざると
　香油比丘尼と　　沙彌尼と學戒と
　女婦と布薩せざるとなり。　　十三跋渠竟る。

[九〇]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、長老比丘は比丘尼を敎誡せり。爾時、六群比丘は敎誡するを得ざりければ、次いで便ち是言を作さく、「我等敎誡し去らん」と。又言はく、『世尊は「[九一]差せざるに而も敎誡するを聽さず」と制戒したまひたれば、我等當に界外に出でゝ展轉相拜して去かん」と。卽ち

【八五】波夜提第百三十一不恭敬布薩戒。
【八六】布薩羯磨。羯磨秉法によりて布薩を行ふが故に布薩羯磨といふ、布薩式のことなり。
【八七】世間清淨。衆生世間・器世間・卽ち自と他との萬境に對して犯罪なく清淨持戒なるをいへるならん。
【八八】清淨欲(Pārisuddhi)註(八の一三一)參照。
【八九】與欲、清淨欲を僧伽に傳達するなり。
【九〇】波夜提第百三十二不恭敬敎誡戒。
【九一】差。註(一〇の一二一・一五の五七)參照。

種香油を以て揩摩し洗浴するなり。若し老病ならんには無罪なり。若し病まざるに揩摩洗浴せ(しめ)んには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し身體に[七九]瘡疥あらんに、藥を持して揩摩洗浴するを得ん。若し熱病には[八〇]摩耶披屑を塗るを得、若し風病には小麥屑を以て塗るを得、若し雜病には雜藥を以て塗らんに無罪なり。塗り已るに衆人中に在りて住するを得ず、當に邊房に在るべく、病差ゆるに洗ひ已りて當に入るべし。若し比丘、病まざるに俗人をして揩摩せしめんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[八一]佛、毘舍離に住したまひき。爾時、世尊は「俗人婦女をして揩摩し洗浴せ(しむ)るを聽さず」と制戒したまへり。時に跋陀羅比丘尼は比丘尼をして揩摩せしめぬ。諸比丘尼は是因緣を以て往いて世尊に白すに、……『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、病まざるに比丘尼をして揩摩し浴せしめんには波夜提なり」と』。

若し揩りて摩せざらんに越毘尼罪、摩して揩らざるにも亦、越毘尼罪、二俱ならんには波夜提なり。若し比丘、病まざるに比丘をして揩摩せしめんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[八二]沙彌尼も亦是の如し。……『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、病まざるに沙彌尼をして揩摩せしめんには波夜提なり」と』。

「沙彌尼」とは、佛に隨うて出家して十戒を受けたるなり。「揩摩せしむ」とは、比丘尼中に說けるが如し。[八三]式叉摩尼も亦是の如し。……『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、病まざるに式叉摩尼をして揩摩せしめんには波夜提なり」と』。

「式叉摩尼」とは、隨順して十八事を行じて二年學戒するなり。「揩摩せしむ」とは、上の比丘尼中に說けるが如し。

[八四]俗人婦女も亦是の如し。……『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

【七九】瘡疥。疥癬(ひぜん)なり。
【八〇】摩耶披屑。明かならず。
【八一】波夜提第百二十七使比丘尼揩摩戒。
【八二】波夜提第百二十八使沙彌尼揩摩戒。
【八三】波夜提第百二十九使式叉摩尼揩摩戒。
【八四】波夜提第百三十使俗人婦女揩摩戒。

「若し比丘尼、鬪諍して和合せざらんに、衆主、料理斷滅せざらんには波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「諍」とは、口諍なり。「鬪」とは、展轉して勝を取らんとて和合せざるなり。「是れ法・非法、是れ毗尼・非毗尼、是れ罪・非罪、是れ輕・是れ重、是れ可治・是れ不可治、有殘・無殘、如法羯磨・非法羯磨、和合羯磨・不和合羯磨、應羯磨・不應羯磨、是處羯磨・非處羯磨なり」と。[七七]「衆主」とは、衆の標望にして自ら意を從にするを得るなり。「料理し斷滅せず」とは、自ら滅せず、人をして滅せしめざらんに波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、鬪諍して和合せざらんに、視て置くを得ず、當に料理し斷滅して展轉して悔過せしむべし。若し復止めざらんに、事須らく羯磨すべきには當に集僧して料理すべし。若し自ら能はざらんには、當に餘衆より有德の比丘尼、若しは比丘、若しは優婆塞・優婆夷を請じて滅せしむべし。若し諍事、斷じ難からんには當に是念を作すべし、「衆生の業行は時を待ち熟するを待ちて自ら當に滅すべし」と。是の如くせんには無罪なり。若し比丘、鬪諍せんに、衆主、斷理して滅せざらんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[七八]佛、毘舍離に住したまひき。爾時、跋陀羅比丘尼あり、親里家に到り觀看し洗浴せしに、諸婦人の言はく、「我れ阿梨耶の與に身體を揩りて我をして功德を得せしめよ」と。此比丘尼端正なりければ、諸女人は其身體を看んと欲せしが故なり。便ち聽して揩らしめしに、卽ち種々に香油を用ひて身に塗りぬ。諸比丘尼嫌うて言はく、「出家の人、猶ほ故ほ多欲ならんとは」と。諸比丘尼は大愛道に語げ、……乃至、答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「汝云何が俗人家婦女をして身體を揩摩せしめたる、今日より已後聽さず」と。……『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、俗人婦女をして香油を塗りて揩摩し洗浴せしめんに、病時を除いて波夜提なり」と。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「俗人婦女」とは、四種(姓)家の女なり。「揩摩洗浴」とは、種

【七七】原漢文に衆主者衆之標望得自從意とあり。標の字、宮本には樹と爲す。從意の從の字は宋・元・明・宮本になし。從の字は縱の字の同音寫なるべし。

【七八】波夜提第百二十六塗身香油戒。

止まるに還復拍手して大笑しければ、是に於て衆人は伎兒を捨てゝ比丘尼を觀ぜり。時に伎兒は[七二]雇直を得ざりければ瞋恚して嫌責すらく、「是の沙門尼に坐りて我をして雇直を失はしめぬ」と。諸比丘尼は大愛道に語ぐるに、……乃至、答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が伎樂を觀ぜる、今より已後、伎樂を觀ずるを聽さず」と。……『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

[七三]「若し比丘尼、伎樂を觀んとて行かんに波夜提なり」と。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「伎樂」とは、舞伎・歌伎・[七四]鐃盤・打鼓の是の如きの一切、下、四人して共に戲るゝに至るもの、觀看せんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。伎樂を觀ずるを得ざるも、若し比丘尼、乞食して王・王夫人、若しは[七五]天像出でゝ伎樂あるに值はんには、遇見んに無罪なり。若し下處より高きに就いて、作意して顒望し逐ひ看んに波夜提なり。若し檀越、佛に供養せんと欲して衆伎樂・研香・結鬘を作さんとて比丘尼に語げて言はく、「阿梨耶、我を佐けて供養具を安施したまへ」と。爾時、助作するを得ん。若し彼間に於て樂を聞いて欲著心あらんには當に捨て去るべし。若し比丘、伎樂を觀ぜんには越毗尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[七六]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘尼は諍鬪して和合住せざりき。時に大愛道瞿曇彌衆主、僧に諍事已に起れるには滅する能はず、未だ起らざるには起らざらしむること能はざりき。諸比丘尼は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「大愛道瞿曇彌を呼び來れ」と。來り已るに佛、瞿曇彌に語げたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝云何が諍事起れるに而も斷滅せず、未だ起らざるには方便して起らざらしむること能はざりしや。今日より後、諍事起らんに當に斷滅すべし」と。佛、大愛道に告げて舍衞城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし、

【七二】雇直。宋・元・明三本には顧直とせり。雇は顧の同音寫にして報酬なり。

【七三】巴利戒文には naccaṃ (舞伎) Vā gitaṃ (歌伎) Vā Vāditaṃ (鐃鼓等の樂器) Vā dassanāya gaccheyya…とあり。

【七四】鐃盤。鐃は奏樂に用ふる鐃鈸(ねうばち)、兩手に一面づゝ持ち相觸れしめて鳴らす樂器、形鉢皿の如き故に盤の字を附せるなるべし。

【七五】天像。像は象の同音寫にあらざるか 若し爾らば王象のことなるべし。

【七六】波夜提第百二十五不斷鬪諍事戒。

『若し比丘尼、男子と與に伸手內に住して若しは耳語せんに波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「伸手內」とは、共に伸手內に住するなり。「耳語」とは、耳邊に共に語るなり、波夜提なり。比丘尼、男子と與に伸手內に住して共語し若しは耳語するを得ず。若し共語せんと欲せんには、當に伸手外に在るべきなり。若し密事を論ぜんと欲せんには、當に籬を隔て、壁を隔て、樹を隔て、縵を隔つべし。比丘尼は波夜提にして、比丘は女人と與に伸手內に住して共(語し)耳語せんに越毗尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

七〇 佛、毗舍離に住したまひき。爾時、跋陀羅比丘尼は親里家に到り、兄弟姉妹の兒は闇處に在りて燈なかりしに、先に語げずして卒爾にして入りければ、時に親里は羞慚せり。諸比丘尼は大愛道に語ぐるに、……乃至、答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝云何が男子、闇中に在りて燈なきを知りつゝ而も入りしや、今より已後聽さず」と。……『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、「若し比丘尼、闇中に男子ありて坐して燈なきを知りつゝ、而も入らんには波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「男子坐す」とは、常に眠臥する處なり。「闇處」とは、相見えざる處なり。「燈なし」とは、油燈及び餘の種々燈なきなり。(燈なきに)入らんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。闇地にして男子の坐せる處に入るを得ず。若し因緣事ありて入るを須ゐんには、若し內人、高聲大聲せんには當に入るべく、若し語を聞かざらんには應に先に人を遣して語げしめ、若しは彈指し、若しは燈明を作して相を現ずべく、人ありて呼び入れんには當に入るべし。若し語げず、彈指せず、燈明を作さずして入らんには波夜提なり。若し比丘、語げずして入らんには越毗尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

七一 佛、王舍城に住したまひき。爾時、六群の比丘尼先に伎樂を作す處に到りて坐處を占顧し、伎兒戯る時高聲に大笑して衆人效ひ笑ひ、人笑ふ時便ち默然して如ら坐禪するが似ぐにし、人笑ふこと適

【七〇】 波夜提第百二十三闇中無燈入室戒。四分律は六群比丘尼、十誦は助調達比丘尼とせるに巴利律のみは跋陀羅比丘尼の弟子(Bhaddāyu Kāpilāniyā antevāsibhikkhunī)とせるは注意すべし。五分律には名を出さず、有部律・西藏律にはこの戒を欠けり。

【七一】 波夜提第百二十四觀伎樂戒。

て聞に非ず、或は聞にして見に非ず、或は亦見亦聞、或は見に非ず聞に非さるなり。「見にして聞に非ず」とは、遙に比丘比丘尼の坐せるを見て、語聲を聞かざるなり。「聞にして見に非ず」とは、語聲を聞いて而も見えざるなり。……是の如くに廣く說くべし。見て聞えざるには越毘尼罪、聞えて見えざるにも亦越毘尼罪、見、聞えんには無罪、見えず聞えざるには波夜提なり。是罪は亦は衆落、亦は阿練若、亦は晝、亦は是れ夜、亦は時、亦は非時、是れ覆處にして露處に非ず、是れ一人にして衆多に非ず是れ近處にして遠處に非るなり。是故に世尊は說きたまへり。

六五 佛、毘舍離に住したまひき。爾時、跋陀羅比丘尼は親里家に到り、兄弟姉妹の兒と共に屛處に於て坐せるに比丘尼嫌うて言はく、「云何が出家人なる、俗人と與に隱處に坐せること猶し俗人の如くなるは」と。是因緣を以て大愛道に語げ、……乃至、佛言はく、「今より已後、男子と共に屛處に坐するを聽さず」と。……『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、丈夫と與に六六屛處に坐せんに波夜提なり」と』。

「波夜提」とは、……上の六七比丘中に廣說せるが如し。是故に世尊は說きたまへり。

傘を持すると佉㗭牀と　敷・牀を同ぐせると捨せざると
白せざると婬處宿と　無伴と故墟を看ると
比丘と靜處に坐すると　男子とも亦復然りとなり。

十二跋渠竟る。

六八 佛、毘舍離に住したまひき。爾時、跋陀羅比丘尼は親里家に到り、兄弟姉妹の兒と與に伸手內に住して共に六九耳語せしに、奴婢嫌うて言はく、「此出家人、耳語せるは、正に當に我等の過を說けるなるべし」と。諸比丘尼聞き已りて大愛道瞿曇彌に語げ、……『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

【六五】波夜提第百二十一共男子屛處坐戒。

【六六】屛處(Paticchanna ā-kāsa)壁・戶・筵・樹根等によりて遮蔽せられたる處。

【六七】比丘波夜提第七十與女屛處坐戒なり、註(一九の一二七)參照。

【六八】波夜提第百二十二與男子耳語戒。

【六九】耳語(nikaṇṇika Jappana)。

丘墟・園林に往いて觀看して樂の爲ならんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

〔六〇〕佛、毘舍離に住したまひき。爾時、〔六一〕須闍提比丘尼は是れ優陀夷の本二にして、優陀夷に語げて言はく、「尊者、我れ明日當に房を守るべければ可しく來り看らるべし」と。時に比丘尼盡く聚落に入りて食を乞ひしに、時に優陀夷は衣を著し鉢をして比丘尼精舍に入り、二人共に房後に在りて〔六二〕各身生を出して蹲踞し、相向ひて欲心もて相視せり。時に老病の比丘尼あり出でゝ便利せんと欲し、見已りて慚愧し却行して去りぬ。是因緣を以て大愛道に語げ、……乃至、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに佛言はく、「此は是れ惡事なり、……」。……『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、一比丘と共に空靜處に坐せんに波夜提なり」と』。

「一」とは、一比丘と共にして更に人なきなり。設ひ人あらんに、眠・醉・狂・癡・心亂・苦痛し、嬰兒・非人・畜生なるには、故ほ名けて「一」と爲す。「空靜」とは、〔六三〕僻猥無人の處なり。「坐す」とは、共に坐するなり、波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、比丘と共に竟日坐せんに一波夜提、若し中間に起ちて還坐せんに、坐するに隨うて一々に波夜提なり。若し比丘尼獨り房中に在りて坐せんに、卒に比丘あり來り入りて坐せんには、比丘尼は當に速に起つべし。起たんと欲する時當に先に語ぐべく、比丘をして怪しましむること勿れ。若し「何の故にか起つ」と言はんに、當に語ぐべし、「世尊の制戒、比丘と共に獨り坐するを得ざれば」と。若し滅七歲の男ならんにも亦犯す。〔六四〕幾時を齊りて「坐」と名くるや。食を取りて乞食出家人に(與ふる)頃の如きなり。若しは淨人ありて作事して行來出入不斷なるには無罪、若しは房戶道に向ひ行人ありて斷えざるには無罪なり。若し行人斷えんには波夜提なり。若し淨人眠らんに、時に當に彈指して覺めしむべし。若しは閣上に在りて下人見、若しは閣下に在りて上人見、三人展轉して相見んには無罪なり。或は見にし

〔六〇〕波夜提第百二十共比丘空靜處坐戒、

〔六一〕須闍提。宋・元・明・宮本には須闍帝と爲す。註(九の二二一・二五の一〇三)の善生比丘尼(Sujātā)の音譯なり。

〔六二〕原漢文には各出身生蹲踞相向欲心相視とあり。身生は宋・元・明・宮本には身坐とせり。今改む。身生は aṅgajāta なり。

〔六三〕僻猥。原漢文には避隈とせるも、宋・元・明本には僻猥とし、宮本には避愛とす。今、三本によりて改む。

〔六四〕原漢文には齊幾時名坐如取食乞出家人頃とあり。如取食與乞食出家人頃の如くに補うて譯せずんば其意取り難し。

國に向ひて行ける、今より已後聽さず」と。佛、大愛道に告げて舍衞城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、商人の伴なくして[五六]異國に向うて行かんに波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「伴なし」とは、商人の伴なきなり。「餘國」とは、異王の境界にして、去らんには波夜提なり。若し比丘尼行かんと欲せんに、時に當に商人の伴を求むべし。若し前人「阿梨耶、但來れ、我當に料理して去くことを得せしむべし」と言はんに、當に其人を相望すべし。若し「大に善し」と語ぐるも、視瞻して不好なるには應に隨ひ去くべからず、更に善人にして女婦を將ゐたる者を求めて共に去れ。若し去く時、卒に善察するを得ざれ。迴處に至りて方に覺らんには、便ち捨て去るを得ず、當に聚落に近づくを待ち已りて方便して捨て去るべし。若し問うて「那ぞ去らんと欲するや」と言はんに、當に語げて言ふべし、「我れ食を乞はんのみ」と。若し比丘尼、商人の伴なくして行かんには越毘尼罪を得、所在に至らんに波夜提なり。若し比丘、空迥に於て商人の伴なくして行かんには越毘尼罪を得ん。是故に世尊は說きたまへり。

[五七]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘尼は女人と共に園地處に至りて看しに、諸女人は水邊に在りて飲食しければ、比丘尼は[五八]故村舍中に往いて看ぬ。時に諸の年少ありて、林中より出でゝ比丘尼を擾亂せり。比丘尼は大愛道に語げ、……『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、[五九]自境界內にて園林・故墟を觀ぜんに波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「境界內」とは、自王の境內なり。「園」とは、菴婆羅園……乃至、阿提目多園なり。「林」とは、種々林樹なり。「故墟」とは、空屋宅中なり。觀看せんとて去かんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、園林墟宅中に往いて看んに、去る時越毘尼罪、彼に到るに波夜提なり。若し檀越婦女の請じて共に去かんには無罪なり。若し比丘、

【五六】異國(Tiroraṭṭha)。

【五七】波夜提第百十九國內觀園林古墟戒、此戒は四分九十八・一百・巴利三十七・四十一、五分九十五・九十九、十誦九十七・九十九の二戒を合して一戒とせるものなるべし。

【五八】故村舍。空屋宅なり。

【五九】自境界(Antoraṭṭha)。自國內なり。

り來りて相侵觸して梵行を傷へり。諸比丘尼は是因緣を以て大愛道に語げ、……乃至、佛言はく、「今日より後、餘時を除く」と。……』……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、知りつゝ食家婬處に宿せんに、餘時を除いて波夜提なり。餘時とは、風時・雨時・奪命時・傷梵行時なり、是を餘時と名く」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「知りて」とは、若しは自ら知り、若しは他より聞くなり。「食」とは、女人は是れ丈夫の食、丈夫は是れ女人の食なり。「家」とは、四種姓家なり。「婬處」とは、夫婦の宿處なり。餘時を除いて波夜提なり。餘時には世尊は「無罪なり」と說きたまへり。風時・雨時・失命時・男子ありて梵行を傷はんかを疑ふの時を、是を「餘時」と名く。知りつゝ食家婬處に宿するを得ず。若し是聚落中に放蕩男子あらんかを疑ふて宿るを畏れんには無罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[五五] 佛、舍衛城に住したまひき。爾時、毘舍離の比丘尼は安居し竟りて舍衛城に向うて世尊を禮拜せんと欲し、比丘精舍中に到りて(言はく)、「和南しまつる、我れ聞く、尊者は舍衛城に詣りて世尊を禮拜せんと欲すと、審に爾りや不や」。答へて言はく、「何の故に問ふや」。「我れ隨ひ去かんと欲す」。比丘言はく、「世尊の制戒、比丘尼と與に共に道行するを得ず」と。又問ふ、「何の時當に發たるべきや」。答へて言はく、「某日に」。即ち其日を記識して、預じめ衣鉢を持して路側に於て待ちぬ。比丘、其日に至り食し已りて去くに、比丘尼を見て並に相謂ひて言はく、「此比丘尼は我等に隨うて去かんと欲するなり、當に急脚して行くべし」と。諸の年少比丘尼は奔走して逐ひしも、諸の老病(及び)樂人は及ぶを得る能はずして、後に於て賊の爲に剝がれぬ。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は是因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝云何が商人の伴なくして空迥處に於て餘

【五五】 波夜提第百十八無伴向異國戒。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「比丘僧伽藍」とは、下、一比丘の住處に至るなり。「先に白せず」とは、先に語げず、呼び入れざるなり。「入る」とは、竭住母比丘尼の如くにして、波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、比丘住處に入らんと欲せんには、[四九]當に門屋に到りて應に先に白すべし、「和南しまつる、比丘尼白入せん、願はくは聽したまへんことを」と。比丘當に籌量すべし。若し比丘尼賢善にして、[五〇]自らは事なくして衣服を著せんには入るを聽し、若し事ありて或は泥作し或は裸露ならんには當に語言すべし、「姉妹小らく住まれ」。應に唱言すべし、「諸長老、比丘尼入らんと欲す、各自ら著衣せよ」と。若し比丘尼不善にして威儀なきには、應に語ぐべし、「入ること莫れ、事あれば」と。[五一]若し先に語げずして最初に入りしは波夜提にして、後に來れるは無罪なり。白せずして入らんには、一足を擧ぐるに越毘尼罪、兩足には波夜提にして、若し還り去らんには越毘尼罪なり。若し比丘、先に語げずして比丘尼住處に入らんには越毘尼罪なり。應に門屋の下に住まりて淨人女を遣して語げしむべきなり。是故に世尊は說きたまへり。

[五二]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘尼、道行に在り、暮るゝに村中に至りて宿處を求めんと欲し、一家に至りて婦人に語げて言はく、「我れ宿處を借せ」と。婦人言はく、「我夫行き去れり、暮るるに或は能く還らん」。[五三]比丘尼復重ねて借言すらく、「故ほ當に來らざれば可しく一宿を寄すべし」と。卽ち宿處を與へしに、夫主暮に還り結の爲に使せられて婦と與に共に欲事を行ぜり。比丘尼未だ欲を離れざれば聲を聞いて悅しまず、還り已りて諸比丘尼に語ぐるに、比丘尼は大愛道に語げ、……乃至、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝云何が知りつゝ[五四]食家婬處に宿せる、今より已後聽さず」と。
復次に佛、舍衛城に住したまひき。爾時、諸比丘尼は道路行して、暮に至り聚落中に於て遍く丈夫なき家を求めて得ること能はず、便ち巷陌の邊に在りて宿せしに、夜に於て暴風雨起り、諸の年少あ

【四九】原漢文に若比丘尼欲入比丘住處者當到門屋應先白和南比丘尼白入願聽比丘當籌量……とあり宋・元・明・宮本には應先白の三字を白言の二字とす。

【五〇】自らは事なしとは、自ら作務あることなき意なり。

【五一】原漢文に若先不語最初入者波夜提後來者無罪とあり。宋・元・明・宮本には最の字を輒と爲すも今改めず。

【五二】波夜提第百十七知入食家婬處戒。

【五三】原漢文に比丘尼復重借言故當不來可寄一宿卽與宿處夫主暮還爲結所使與婦共行欲事比丘尼未離欲聞聲不悅…とあり。爲結所使は欲愛の煩惱に使役せられての意なり。

【五四】食家婬處(Sabhojana-kula)。註(一八の一二六)參照。Sabhojana(有食)とは夫婦共住の家にして共に欲樂(avitarāgā)に從事する義なり。

尼上座來りければ、次第に房を與へんとして戸の閉ぢたるを見、即ち嫌うて言はく、「此は僧房舍なるに、何ぞ以て戸を閉ぢて去れる」。諸比丘尼は大愛道に語げ、……乃至、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、……乃至、汝云何が僧房舍に捨せずして戸を閉ぢて行ける、今より已後は聽さず」と。佛、大愛道に告げて舍衞城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、僧房の牀褥捨せずして去らんに波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「僧牀褥」とは、坐牀・臥牀・枕・褥・拘執なり。「捨せず」とは、還さず、白せざるなり。（還さず白せずして）餘處に去らんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、行き去らんと欲せんに、當に牀褥を捨して[四六]知牀褥人に與へ已りて去るべし。若し捨せずして去らんには波夜提なり。若し房空しからず、尋で人の住するあらんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[四七]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、竭住母比丘尼は先に語げずして卒爾にして竭住父比丘の房に入りて其背を摩せるに、即ち反顧して之を視、見已りて言はく、「咄咄、我を遠ざかれ」と。比丘尼言はく、「我先に常に與に洗浴せり、今、摩觸するに何ぞ苦へん」。語げて言はく、「本是れ俗人たり、今日出家しては先の如くなるを得ざれ」。諸比丘尼は大愛道に告げ、大愛道は即ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、……乃至、汝云何ぞ先に白せずして比丘精舍に入れる。今より已後は聽さず」と。……『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、先に白せずして[四八]比丘僧伽藍に入らんには波夜提なり」と』。

【四六】知牀褥人。註（十四の一二六）參照。

【四七】波夜提第百十六不先白入比丘僧伽藍戒。

【四八】比丘僧伽藍(Sabhikkhuka ārāma)。比丘の僧伽藍にあらず、比丘ある僧伽藍即ち一比丘なりとも伽藍内樹下に坐せるものある時はとの意なり。

「若し比丘尼、過量の佉喝羅牀褥上に、若しは坐し若しは臥せんに波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「過量」とは、八指を過ぐるなり。「佉喝羅牀褥」とは、[四〇]佉喝羅には十四種あり、……乃至、[四一]崩求羅にして、佉喝崩求羅牀に若しは坐し若しは臥せんに波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し竟日、坐せんに一波夜提、若し起ち已りて更に坐せんに、坐するに隨うて波夜提を得ん。若し過量の牀ならんに、埋脚して坐するを得ん。若し比丘、過量の佉喝羅牀上に坐せんに越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[四二]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、六群の比丘尼は一牀・一敷を共にして眠り、枕・褥破裂して牀復折壞せり。諸比丘尼は是因緣を以て大愛道に語げ、大愛道は……乃至、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに佛言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、……乃至、佛、大愛道に告げて舍衞城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

・「若し比丘尼、敷・牀褥を同じくして臥せんに波夜提なり」と』。

「敷」とは、同じく敷を一にし、覆を一にし、牀を一にせるなり、「牀」とは、十四種あり、……乃至、[四三]脂蘭牀にして、波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。牀を同じくして臥するを得ず、一牀に一人臥し、三坐牀には二人臥するを得るも、脚を展ばさんに膝を過ぐるを得ず。若し方褥ならば三褥に二人臥するを得るも、脚を展ばさんには膝を過ぐるを得ず。[四四]若し地に敷かんには多く取るを得ず。地にては當に相去ること一(肘)なるべし、舒手ならず。自ら坐具を敷いて臥せんに、若し寒時には上に通覆するを得て、下に於て人各自ら別覆せんに無罪なり。若し比丘、牀を共にして臥せんに越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[四五]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、伽梨比丘尼は僧房を受け已りて戸を閉ぢて去りぬ。後に客比丘

【四〇】 佉喝羅十四種。註(一四の一一八)十四種床の本文參照。

【四一】 崩求羅。明かならず。

【四二】 波夜提第百十四同敷牀褥臥戒。

【四三】 脂蘭牀。明かならず。

【四四】 原漢文に若地敷者不得多取地當相去一不舒手とあり。宋・元・明本には不の字なし。今、本律第三十一卷末の文(註一六一)により相去一肘不舒手とすべきなり。三本に何故に重要なる不の字を削除せるか、怪しむべし。

【四五】 波夜提第百十五不捨僧房遊行戒。五分律九十八、十誦律百三十九、羅什譯(推定)十誦比丘尼戒本百四十條に存するのみ。

れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今より已後、傘蓋を持し革屣を著くるを聽さず」と。復次に佛、舍衞城に住したまひき。釋種女・摩羅女の先に是れ樂人なりしが出家して道路行せしに、時に天、極熱にて甚だ大疲苦せり。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は即ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、病時を聽す」と。佛、大愛道に告げて舍衞城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、病まざるに[三二]傘蓋を持し革屣を著けんには波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「病」とは、老羸病・尫弱にして、世尊は「無罪なり」と說きたまへり。「傘蓋」とは、樹皮蓋・[三三]多利蓋・竹蓋・[三四]摩樓蓋・[三五]樹葉蓋・[三六]氎傘蓋・(若しは)是の如き比の餘の蓋等なり。「革屣」とは、一重・兩重なり。「持する」とは、受用せんに波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。蓋を持して革屣を持せざらんに越毘尼罪、革屣を持して傘蓋を持せざらんに亦越毘尼罪、二俱に持せんには波夜提、二俱に持せざらんには無罪なり。若し比丘、莊嚴せる傘蓋・兩重の革屣を持せんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[三七]佛、毘舍離に住したまひき。爾時、跋陀羅伽毘梨比丘尼は往いて親里家に至るに、[三八]高脚の[三九]佉啁羅牀褥を敷いて兩三重の隥にて上りて世人・外道の爲に嫌はるらく、「云何が沙門尼出家なる、猶し俗人の如くに多欲なること是の如きは」と。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は即ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が過量の佉啁羅牀上に坐せる、今より已後聽さず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて毘舍離に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

【三二】 agilānā Chattupāhanaṃ dhāreyya.
【三三】 多梨蓋。明かならず。
【三四】 摩樓蓋。翻梵語(九)に摩樓樹、譯曰竪也とあり、或は同(一〇)に摩樓迦子譯曰抒也とあり。若し摩樓迦とせば枳橘易土集に藤類、蔓生纏繞樹とあれば、藤蔓を編みたる傘蓋なるべし。
【三五】 樹葉蓋(Paṇṇachatta)。
【三六】 氎傘蓋(Kilañjachatta)。華・麻等の纖維にて編み合はせたる傘蓋。
【三七】 波夜提第百十三過量佉啁羅牀褥戒。僧祇律のみに存して他律に存せず。
【三八】 原漢文に敷高脚佉啁羅牀褥兩三重登上爲世人外道所嫌…とあり。登の字、宋・宮本には橙とし、元・明本には隥とせり。皆同音寫にして誤りにはあらざるも、今、元・明本によりて隥の字に改む。梯階なり。
【三九】 佉啁羅牀褥(Khaṭopikā)。枳橘易土集に玄應音義十五云佉啁羅床此譯云小長牀二啁竹交反とあり、後の文にも佉啁羅には十四種ありとある故に小長牀の意に解すべきなり。

佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、今より已後聽さず」と。復次に爾時、釋種女なる比丘尼道路行せしに、羸老病にて伴に及ばずして後に賊はれぬ。……乃至、佛、大愛道に告げて舍衞城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、病まざるに乘に載らんには波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「病」とは、若しは老羸病、若しは[二六]樂人にして行くこと能はざらんに、世尊は「無罪なり」と說きたまへり。「乘」とは、[二七]八種なり、……乃至、船乘なり、是を八種と名け、載らんには波夜提なり。不病の比丘尼には乘に載ることを聽さず、病者には[二八]特牛乘に載るを得ざるも[二九]牸牛車及び雌馬・(雌)駱駝に載るを得るなり。若し病にて雌雄を覺えざらんには無罪。若し船に乘らんに直度せんには無罪。[三〇]若しは水を上り、若しは水を下らんに、因緣を作して受持せんには去くを得ん。若し比丘、不病にして乘に載らんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

滿ぜざると羯磨せざると　和上教誡せざると
弟子隨逐せざると　年々に弟子を畜ふると
宿を停めて具足を受くると　事ある遣送せざると
嫌責と具足を許せると　乘に載るは最も後に在り。

十一跋渠竟る。

[三一]佛、毘舍離に住したまひき。爾時、跋陀羅伽毘梨比丘尼は傘蓋を持し革屣を著けて親里家に往きしに、世人の爲に譏らるらく、「云何が沙門尼なる、如ら俗人の如くに是の如くに多欲なるは」と。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を呼び來

【二六】樂人。貴勝家の女にして苦事に堪へざるをいふ。
【二七】八種乘。象・馬・牛・驢・船・車・輿・輦なり、註(二二の一二二)の戒文解釋參照。
【二八】特牛乘。牡牛の乘物なり。
【二九】牸牛車。牝牛のひける車なるも、今は車は乘の義に解すべきもの、卽ち牝牛に乘ることなり。
【三〇】原漢文に若乘船直度無罪若上水若下水作因緣受持得去とあり。直度は直に向岸に渡るなり。作因緣受持とは法事僧事の因緣又は他の欲(羯磨欲・淨潔欲)を受持せんには上水下水するを得んとの意なり。
【三一】波夜提第百十二持傘蓋著革屣戒。

ぜり、我が與に具足を受けよ」。是語を聞き已るに、自ら與に受けず、人をして受けしめず、又發遣せざりき。諸比丘尼言はく、「汝先に與に具足を受くることを許しつゝ何ぞ以て與へざる」。此語を聞くも猶ほ故ほ與へざりき。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は即ち是事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を喚び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が他に具足を受けんことを許しつゝ而も與に受けざる。今より已後聽さず」と。佛、大愛道に告げて舍衛城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

『若し比丘尼、式叉摩尼に語げて言はく、「學戒滿ぜんに當に汝の與に具足を受くべし」と。後に與に受けず、人をして受けしめず、又遣去せざらんには波夜提なり』と。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「式叉摩尼」とは、隨順して十八事を行じて二歲學するなり。「是語を作す」とは、偷蘭難陀比丘尼の如くにして、與に具足を受くるを許しつゝ後に與に受けず、人をして受けしめざらんに波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、式叉摩尼に「當に汝が與に具足を受くべし」と語げつゝ、若し後に力なからんには當に人をして受けしむべし。若し自ら受けず、人をして受けしめざらんには、應に語げて更に餘處に去いて具足を受けしむべきなり。若し比丘尼、式叉摩尼に具足を受けんことを許しつゝ、後に與に受けざらんには波夜提なり。若し比丘、沙彌に具足を受けんことを許しつゝ、後に與に受けざらんには越毘尼罪を得ん。[二四]是故に世尊は說きたまへり。

佛、毘舍離に住したまひき。爾時、[二五]跋陀羅伽毘梨比丘尼は好上の乘に載りて親里家に到りしに世人の爲に嫌はるらく、「云何が沙門尼出家なる、故し俗人の如くに好上の乘に載りて多欲なること是の如くなるは」と。諸比丘尼聞き已りて大愛道に語げ、大愛道即ち是事を以て具に世尊に白すに、

【二四】波夜提第百十一不病載乘戒。
【二五】跋陀羅伽毗梨比丘尼(Bhaddākapilānī)。註(三七の五九)跋陀羅沙門尼參照。

應に送りて遊行すべし。若し身、老病にして去く能はざらんには應に人に囑すべく、當に教誡すべし、「汝可しく遊方すべし、多く功德あらん、諸の塔寺を禮し、好き徒衆に見えて見聞する所多からん、我若し老いざらんには亦復去かんと欲するなり」と。若し比丘、共住弟子に事あらんに、自ら送らず人をして送らしめざるには越毘尼罪なり。是故に說きたまへり。

〔二〕佛、舍衞城に住したまひき。爾時、偸蘭難陀比丘尼は十法滿たざるに弟子を度して教誡せざりしかば、天牛・天羊の如くにして、……乃至、比丘尼語げて言はく、「阿梨耶、汝十法具足せざるに弟子を度せり、何ぞ教誡して如法ならしめざる」と。偸蘭難陀言はく、「汝は我が弟子を度せるを妬みて我を〔三〕責數す」と。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、……乃至、汝云何が十法具せざるに弟子を度し教誡せずして他を嫌責せる。今より已後、他を嫌ふを聽さず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衞城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

『若し比丘尼、比丘尼に語げて是語を作さく、「阿梨耶、十法具足せずして弟子を度せり、應に教誡すべし」と、而も反つて嫌責せんには波夜提なり』と。

「比丘尼」とは、若しは僧、若しは衆多人、若しは一人なり。「是比丘尼」とは、偸蘭難陀比丘尼の如し。「十法具せず」とは、十法成就せざるなり。「弟子を度す」とは、具足を受くるなり。是諫を作す時、而も嫌責せんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。比丘是の如きには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

〔三〕佛、舍衞城に住したまひき。爾時、學戒尼あり偸蘭難陀に語げて言はく、「阿梨耶、我れ學戒滿ぜり、我が與に具足を受けよ」。答へて言はく、「爾る可し」。後に學戒尼言はく、「阿梨耶、我れ學戒滿

【二】波夜提第百〇九拒諫嫌責戒。

【三】責數。數の字も責むる義なり。

【三】波夜提第百十先許方便不受具足戒。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「一衆にて清淨す」とは、比丘尼衆中にて具足を受くるなり。「宿を停む」とは、明日に至るなり。（明日に至りて）比丘衆中にて具足を受けんに波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。一衆にて清淨して宿を停めて具足を受くるを聽さず、復、衆を輕んずるを聽さず。復、惡比丘衆を請じて與に具足を受くるを得ず、[一八]應に當に先に善比丘を求むべきなり。若し得べからざらんに、當に半若しは過半許を求めて羯磨を作すべし。若し王（難）・賊難にて得ざるには宿を停むるも無罪なり。比丘も亦衆を輕んずるを得ず、應に半若しは過半を得て羯磨を作すべし。衆を輕んぜんには越毘尼罪を得ん。是故に世尊は說きたまへり。

[一九]佛、毘舍離に住したまひき。爾時、迦梨比丘尼は梨車の第三生女を度して出家せ（しめ）しに、俗人・外道と與に習近住せり。諸比丘尼は迦梨比丘尼に語ぐらく、「汝は是弟子の、俗人・外道と與に習近住せるを知りつゝ、汝、何故に別離して異方に送らざる」と。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が弟子の、俗人・外道と共に習近住せるを知りつゝ而も離別せざりしや。今より已後は聽さず」と。佛、大愛道に告げて毘舍離に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に聞くべし、

[二〇]「若し比丘尼、弟子を度して事あらんに、自ら送らず、人をして送らしめざるには、下、五六由旬に至らんに波夜提なり」と。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「人を度す」とは、和上尼なり。「弟子」とは、共行弟子なり。「事あり」とは、弟子の、道を罷めんと欲し、若しは父母親里の、道を罷め（しめ）んと欲し、若しは聟、若しは叔の、道を罷め（しめ）んと欲するなり。「送る」とは、若しは自ら送らず人をして送らしめざるなり。「下、五六由旬に至る」とは、極まること六（由旬）を齊るなり。若し弟子、習近住せんには、

【一八】原漢文に應當先求善比丘若不可得當求半若過半許而作羯磨とあり。半若過半許とは、十人衆の內、五人若しは五人以上の善比丘を求め其他は惡比丘なりとも十人衆に滿じて受戒するの意なり。

【一九】波夜提第百〇八犯罪不離本處戒。

【二〇】原戒文に若比丘尼度弟子有事不自送不使人送下至五六由旬波夜提とあり。原文のまゝに譯出せるも、「自ら送り人をして送らしむること下五六由旬に至らざらんには波夜提なり」との意なり。五六由旬の語あるは巴利律と五分律と十誦律と羅什譯（推定）比丘尼戒本と僧祇律とにして四分律・有部律になきは注意すべし。

り」。佛言はく、「今日より後、年々に人を度して具足を受くるを聽さず、當に間を作すべし」と。佛、大愛道に告げて舍衞城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、年々に弟子を畜へんに波夜提なり」と』。

「年々」とは、[一五]雨雨時なり。「弟子を畜ふ」とは、具足を受くるなり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。年々に弟子を畜ふるを聽さず、應に一雨時の間を作すべきなり。若し比丘尼福德ありて、一年に學戒を弟子に與へ、二年に受具足を與へんには、年々なりと雖無罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[一六]佛、王舍城に住したまひき。爾時、樹提比丘尼は弟子の與に具足を受けんと欲して偷蘭難陀比丘尼に語げて言はく、「阿梨耶、我が爲に僧を請じて弟子の與に具足を受けよ」と。後に比丘尼僧與に具足を受けしに、偷蘭難陀比丘尼は六群の比丘を請得せり。樹提問うて言はく、「我が爲に僧を請得せしや未だしや」。答へて言はく、「已に得たり」。「誰を得しや」。答へて言はく、「六群の比丘を得たり」。語げて言はく、「我れ用ひず、明日に至りて更に善比丘を請じて具足を受けん」と。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を喚び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言はく、「實に爾り」。佛、樹提に言はく、「此は是れ惡事なり、汝、云何が[一七]一衆にて清淨し已るに宿を停めて具足を受け、而も復、衆を輕んじたる。今日より後、一衆にて清淨して宿を停めて具足を受くるを聽さず、亦衆を輕んずるを聽さず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて王舍城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、一衆にて清淨して宿を停めて具足を受けんに波夜提なり」と』。

【一五】 雨雨時。(Anuvassan) 釋尊の敎團に於ては七月十五日雨安居自恣日を以て一歲の終りとする故に、普通に年々といふも其實は雨雨の義となすなり。されば巴利戒文註釋にもAnuvassan ti anusamvaccharam(雨雨時とは歲々のことなり)とあり。

【一六】 波夜提第百〇七停宿受具足戒。

【一七】 一衆清淨。比丘尼衆に於て受戒して、清淨比丘尼となり已りてとの意

廣・略にして、威儀は應に教ふべく、非威儀は應に遮すべし。若し教誡せざらんには波夜提なり。若し弟子にして教へ(う)べからず學するを欲せざらんには應に驅出すべし。若し比丘、共住弟子に教勅せざらんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

一三 佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘尼は弟子を度し、弟子は具足を受け已るに餘處に棄てゝ去りぬ。時に和上尼嫌うて言はく、「世尊は應に弟子を教誡すべしと制戒したまひしに、弟子、我を捨てゝ去りぬ、我當に誰をか教誡すべき」と。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」と。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が具足を受け已りて餘處に去れる、應に二年、和上尼に事ふべし」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衞城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、具足を受け已るに、應に二年和上尼に供給し隨逐すべし。若し供給し隨逐せざらんに波夜提なり」と」。

「具足を受く」とは、共住弟子なり。「二年」とは、二雨時なり。「供給」とは、和上尼に供給するなり。「應に隨逐すべし」とは、遠離せざるなり。供給し隨逐せざらんには波夜提なり。若し和上尼、善く戒を持たず學するを欲せざらんに、弟子是念を作さく、「我が和上尼は但、非威儀處に行けり、我若し隨逐せんには或は我が梵行を傷はん」と。梵行を全うせんと欲するが故に捨て去らんには無罪なり。若し比丘、和上に供給し隨侍せざらんに越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

一四 佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘尼は年々に弟子を度して具足を受けしに、心に疑惑を生ずらく、「得とや爲ん、得ずとや爲ん」と。卽ち大愛道に問ひ、大愛道は往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を喚び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾

【一三】波夜提第百〇五。二年不供給隨逐戒。

【一四】波夜提第百〇六年々畜衆戒。

具足を受くるを聽さず」と制戒したまへり。爾時、比丘尼は他に適げる婦に二年學戒を與へ、滿じて與に具足を受けしに、諸比丘尼嫌うて言はく、「汝、學戒の滿ぜると滿ぜざるとを誰か能く知る者ぞ」と。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は是事を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衞城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、已に他に適げる婦の學戒滿ぜんに、羯磨せずして與に具足を受けんには波夜提なり」と』。

上の【二】童女不羯磨の中に廣說せるが如し。

【三】佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘尼は多く弟子を畜へて教誡せざりければ、天牛・天羊の如くにして淨、具足せず、威儀具足せず、和上・阿闍梨に承事することを知らず、長老比丘尼に承事するを知らず、入聚落法・阿練若法を知らず、衣を著し鉢を持するの法を知らざりき。比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が人を度して而も教誡せざる。今より已後應に二年教誡すべし」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衞城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、弟子の與に具足を受け已らんに、應に二年教誡すべし。若し教へざらんには波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「弟子」とは、共住弟子なり。「二年」とは、二雨時なり。「教誡」とは、若しは阿毘曇、若しは毘尼なり。阿毘曇とは、九部修多羅なり。毘尼とは、波羅提木叉の

【二】童女不羯磨。註（三八の九五）の本文以下を指示せるなり。
【三】波夜提第百〇四二年教誡。

「若し比丘尼、他に適げる婦の滿十二なるに、學戒を與へずして具足を受けんには波夜提なり」と』。

上の【六】童女不學戒の中に說けるが如し。

面罵と滿ぜざるに度すると　十法具足せざると
羯磨せずして衆を畜ふると　犯戒と減二十と
不學と不滿學と　學を滿ずるも羯磨せざると
減十二雨と不學となり。　第十跋渠竟る。

【七】佛、舍衛城に住したまひき。爾時、迦梨比丘尼は王臣須提那の婦を度して出家せ(しめ)與に學戒を受けしに、本、家に在りて娠あり轉轉腹大なりき。諸比丘尼嫌うて言はく、「已に學戒を受けしに而も娠體あり、應に驅出すべし」。答へて言はく、「我れ出家して已來是法を知らざるなり」。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「此れ出家して已來是法を知らず、此れ在家時の事なり。若し是の如きの比あらんには、應に與に具足を受くべからず、娩身し已るを待ちて、若し女を生まんには【八】草褥を出で已るに與に具足を受け、若し男を生まんには兒能く乳を離るゝを待ちて然して後に與に具足を受けよ。若し親里姉妹にして『是小兒を取り來れ、我自ら養活せん』と言はんに、是の如きには應に與に具足を受くべし」。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衛城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、「若し比丘尼、已に他に適げる婦にして學戒を受けんに、學を滿ぜざるに與に具足を受けんには波夜提なり」』と。

上の【九】童女學戒不滿の中に廣說せるが如し。

【一〇】佛、舍衛城に住したまひき。爾時、世尊は「滿十二雨の他に適げる婦に、二年學戒滿ぜざるに與に

【六】童女不學戒。註（三八の八九）の本文以下を指示せるなり。

【七】波夜提第百〇二學戒不滿已嫁女受具足戒。

【八】草褥。產褥なり。產褥を出で已るに具足戒を授け得るとは、女兒なる時は受戒後と雖比丘尼は懷くを得るが故なり。若し男兒なる時は受戒後は懷くを得ざる故に乳を離るゝまで受戒せしめざるなり。

【九】童女學戒不滿。註（三八の九二）の本文以下を指示せるなり。

【一〇】波夜提第百〇三學戒滿已嫁女衆僧不聽受具足戒。

巻の第三十九

一百四十一波夜提法を明すの三

一 佛、舍衛城に住したまひき。爾時、二釋種女・拘梨女・摩羅女・梨車女の先に已に嫁したるが出家せしに、苦事に任へしが故に而も黠慧ありければ、大愛道瞿曇彌は佛に問ふらく、「世尊、三已嫁女は減二十雨なるも與に具足を受くるを得るや不や」と。佛言はく、「得ん」。爾時、比丘尼は曾て嫁せる八歳九歳女の與に具足を受けしに、太だ小さく軟弱にして苦事に堪へざりき。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、……『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、他に適げる婦にして減十二雨なるに與に具足を受けんには波夜提なり」と』。

「減十二雨」とは、減二十雨中に廣說せるが如し。「他に適げる婦」とは、梵行を壞せるもの、與に具足を受けんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し他に適げる婦にして如來法・律中に於て具足を受けんには、應に先に問ひ、……四乃至、手足骨節を看るべきなり。是故に說きたまへり。

五 佛、舍衛城に住したまひき。爾時、世尊は「減十二雨なる他に適げる婦に具足を受くるを聽さず」と制戒したまへり。爾時、比丘尼、他家に適げる婦の滿十二雨なるに與に具足を受けしに、諸比丘尼は嫌うて言はく、「汝、滿十二雨なる他に適げる婦なりとも、滿と不滿とを唯か知る者ぞ」。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今より已後、滿十二雨なる他に適げる婦に、應に二年學戒を學ぶべし」と。佛、大愛道に告げて舍衛城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

【一】波夜提第百減十二雨已嫁婦受具足戒。
【二】釋種女は迦毗羅衛城の釋迦種族（Kāpilavatthavā-Sakyā）の女、拘梨女は藍摩邑の拘利種族（Rāmagāmakā-Koliyā）の女、摩羅女は拘尸城の末羅種族（Kosinārakā-Mallā）の女、梨車女は吠舍離城の梨車毗種族（Vesālikā Licchavī）の女なり。
【三】已嫁女（Gihigatā）。巴利戒文註釋には Purisantaragatā 卽ち男子と交通せる女とせり。本律には梵行（清淨行）を壞せる女と解せり。
【四】註（三八の八六）の本文の前後を乃至せるなり。
【五】波夜提第百〇一滿十二已嫁女不與學戒受具足戒。

に學滿受具足羯磨を與へんとす、白すること是の如し」。

「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲は滿二十雨童女なり、學戒滿じて如來法・律中に於て具足を受けて比丘尼と作らんと欲し、已に僧に從うて學滿受具足(羯磨)を乞へり。僧は今某甲に學滿受具足(羯磨)を與へんとす。阿梨耶僧忍するや(不や)、某甲に學滿受具足(羯磨)を與ふることを。(忍せん)には(僧よ)默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

是れ第一羯磨にして、第二第三も亦是の如くにして、「僧は已に某甲に學滿(受具足)羯磨を與へ竟りぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衞城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、學戒滿ずるも羯磨せずして與に具足を受けんには波夜提なり」と。

「學戒滿ず」とは、二雨中、隨順して十八事を行ずるなり。「羯磨せず」とは、「羯磨」を作さざるなり。(羯磨を作さずして)與に具足を受けんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。是故に世尊は說きたまへり。

摩訶僧祇律卷第三十八

日に應に更に學法を受くべし、(13)若し十九僧伽婆尸沙已下は一切、突吉羅悔を作すなり、(14)—(18)若し五戒を破らんに、何等をか五とする、非時食と停食食と金銀及び錢を受くると飲酒と香華を著くるとなり、其犯せる日に隨うて始めより學戒して滿ずるなり。(若し)減ぜんには減二雨學にして、是を「學を滿さず」と名く。學を滿さゞるに受具足を與へんには波夜提なり。是故に世尊は說きたまへり。[九四]

[九五]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、世尊は「學を滿ぜざるに與に具足を受くるを聽さず」と制戒したまへり。爾時、比丘尼は十八雨童女學戒して滿二十雨なるに與に具足を受けしに、諸比丘尼嫌うて言はく、「汝、學戒の滿と不滿とを誰か知るを得る者ぞ」と。諸比丘尼は是因緣を以て大愛道に語ぐるに、……乃至、佛言はく、「今より已後、學戒して滿二十雨なる童女にして如來法・律中に於て具足を受けて比丘尼と作らんと欲せんには、先に求聽羯磨を作し、然して後に僧に從うて學戒滿受具足羯磨を乞ふべし」と。羯磨者は應に是說を作すべきなり、[九六]「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲は二十歲童女なり、學戒滿じて如來法・律中に於て具足を受けんと欲す。若し僧時到らば僧よ、某甲は僧に從うて學滿受具足(羯磨)を乞はんと欲す。阿梨耶僧聽すや(不や)、某甲は二十歲童女なり、學戒滿じて僧に從うて學滿受具足(羯磨)を乞はんと欲するを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。[九七]應に僧に從うて乞ふに胡跪合掌して是言を作すべきなり、「阿梨耶僧聽きたまへ、我は某甲二十歲童女なり、學戒滿じて如來法・律中に於て具足を受けんと欲して、今僧に從うて學滿受具足(羯磨)を乞ふ。唯願はくは僧、哀愍の故に我に學戒滿受具足(羯磨)を與へたまはんことを」と。是の如くに三たび乞ふに、羯磨者は應に是說を作すべきなり、

[九八]「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲は滿二十雨童女なり、學戒滿じて如來法・律中に於て具足を受けて比丘尼と作らんと欲し、已に僧に從うて學滿受具足(羯磨)を乞へり。若し僧時到らば僧は某甲

【九四】宋・元・明・宮本には此處に於て僧祇律第三十八卷の終となせり。

【九五】波夜提第九十九衆僧不聽受具足戒。

【九六】求聽乞學滿受具足羯磨文。學戒滿じたれば具足をさづくとも可なりとの僧伽の決議(羯磨)を乞ふについての聽許を求むる文なり。

【九七】乞學滿受具足羯磨作法。學戒滿じたれば具足をさづけんことの僧伽の聽許を乞ふ作法。

【九八】學滿受具足羯磨文。學戒滿じたれば具足をさづくるも可なりとの羯磨文なり。

て舍衛城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、滿二十歲童女に學戒を與へずして具足を與へんには波夜提なり」と』。

「滿二十歲」とは、滿二十雨なり。滿二十雨にして減二十年なるをも、亦「滿二十雨」と名け、……乃至、後安居の時に生まれ、後安居竟の自恣を受け(已るに)數滿二十ならんには、是を「滿」と名く。「學戒を與へず」とは、與に羯磨して學戒を與へざるなり、是を「與へず」と名く。十法具足せざらんに、亦「學戒を與へず」と名く。羯磨せりと雖、衆成就せず、白成就せず、羯磨成就せず、若し一々に成就せずして受具足を與へんには波夜提なり。是故に世尊は說きたまへり。

[九二]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘尼は與に學戒を受けつゝ、學を滿ぜざるに與に具足の受けぬ。……『乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、學戒を受けつゝ、學を滿ぜざるに與に具足を受けんには波夜提なり」と』。

「學戒を受く」とは、與に學戒を受けんに十法滿じ、衆成就し、白成就し、羯磨成就して、若し一々に成就するを、是を「與に學戒を受く」と名く。「學戒を滿ぜず」とは、與に學戒を受け已るに二歲應に隨順して[九三]十八事を學すべきなり。何等をか十八とする、(1)一切比丘尼の下、一切沙彌尼の上にて飲食し、(2)其に於て不淨なるも比丘尼には淨なり、(3)比丘尼に於て不淨なるは其に於ても亦不淨なり、(4)比丘尼と與に同室三宿を得、(5)沙彌尼と與に亦三宿を齊る、(6)比丘尼の與に食を授くるを得、(7)五生種を火淨するを除き已りて沙彌尼より食を受くるなり、(8)向うて波羅提木叉の波羅夷より乃至、越毘尼罪を說くを得ず、(9)婬するを得ざれ・盜むを得ざれ・人を殺すを得ざれと語言するを得て是の如きの比は敎ふるを得、(10)布薩・(11)自恣を聽くを得ず、布薩・自恣日に至るに上座前に至りて頭面に僧足を禮して是言を作すなり、「我は某甲なり、淸淨なれば憶念して持ちたまはんことを」と、是の如くに三說し已りて却行して去るなり、(12)後の四波羅夷にして若し一々に犯ぜんには卽

【九二】波夜提第九十八不滿學受具足戒。

【九三】式叉摩那十八事。註(三〇の五四)以下の本文參照。

へり。時に諸比丘尼は滿二十雨童女に受具足を與へしに、諸比丘尼嫌うて言はく、「汝、滿二十雨と不滿二十雨と誰か知るを得る者ぞ」と。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今日より已後、[90]十八童女にして如來法中に於て具足を受けんと欲せんには、應に僧より[91]二年學戒を乞ふべし」と。先に求聽羯磨を作し已り、然して後、羯磨を乞ふを得ん。羯磨人は應に是說を作すべきなり、「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲は十八歲童女なり、如來法・律中に於て具足を受けんと欲す。若し僧時到らば僧よ、某甲は僧に從うて二年學戒を乞はんと欲す。阿梨耶僧聽すや(不や)、某甲は十八歲童女なり、僧に從うて二年學戒を乞はんと欲するを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。此女人應に僧に從うて乞ふに是言を作すべきなり、「阿梨耶僧聽きたまへ、我は某甲十八歲童女なり、如來法・律中に於て具足を受けんと欲して、今僧に從うて二年學戒を乞ふ。唯願はくは僧、哀愍の故に我に二年學戒を與へたまはんことを」と。是の如く三たびに至るに、羯磨人は應に是說を作すべきなり、

「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲は十八歲童女なり、如來法・律中に於て具足を受けんと欲して、已に僧に從うて二年學戒を乞へり。若し僧時到らば僧は某甲に二年學戒羯磨を與へんとす、白すること是の如し」。

「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲は十八歲童女なり、如來法・律中に於て具足を受けんと欲して、已に僧に從うて二年學戒を乞ひぬ。僧は今某甲に二年學戒を與へんとす。阿梨耶僧忍するや(不や)、僧は某甲に二年學戒を與ふることを。忍せんには僧よ默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。

是れ第一羯磨にして、第二第三も亦是の如くにして、「僧は已に某甲に二年學戒を與へ竟んぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。佛、大愛道瞿曇彌に告げ

【九〇】十八童女(Aṭṭhārasa-vassā kumāribhūtā)。十八歲の童女なり。

【九一】二年學戒(Dve vassāni chasu dhammesu sikkhita-sikkha)、二年の間六法を學するもの、卽ち式叉摩那(Sik-khamānā)なり。

雨童女」と名く。春時に生まれたるも亦爾り。前安居の時に生まれ前安居二十を數ふるとも未だ自恣を經ず、後安居の時に生まれ後安居二十を數ふるとも未だ自恣を經ざらんに、是亦「減二十雨童女」と名く。若し減二十雨童女にして、一切(僧)減二十想を作しつゝ受具足を與へんに、一切(僧)波夜提罪にして、此人を「受具足せり」とは名けず。若し減二十雨なるに、半は減想し、半は滿想して受具足を與へんに、減想せる者は波夜提、滿想せる者は無罪にして、此人を「受具足せり」と名く。減二十雨童女なるも一切(僧)滿想して受具足を與へんには一切無罪にして、是人を「受具足せり」と名く。滿二十雨にして減二十年なるも、是を「滿二十雨童女」と名く。滿二十雨にして滿二十年、滿二十雨にして過二十年なるをも、是を「滿二十雨童女」と名く。冬時に生まれんに、安居竟の自恣を經已りて滿二十ならんには受具足を與ふるなり。春時も亦是の如し。前安居に生まれ前安居竟の自恣を經已り、後安居に生まれ後安居竟の自恣を經已れる滿二十雨の童女に、半は減想し半は滿想して(受具足を與へんに)、減想せる者は越毘尼罪、滿想せる者は無罪にして、此人を「受具足せり」と名く。滿二十雨童女に一切(僧)不滿想を謂ひて受具足を與へんに、一切越毘尼罪にして此人を「受具足せり」とは名けず。一切(僧)滿想せんに一切無罪にして、此人を「善く具足を受けたり」と名く。[八五]「童女」とは、未だ梵行を壞せざるなり。(未滿二十童女に)受具足を與へんには波夜提なり。若し童女にして如來法中に於て具足を受けんと欲せんには、應に問ふべし、「汝、何の時に生まれしや」と。若し知らざらんには、應に[八六]生年板を看るべし。若し無きには當に父母親里に問ふべく、若し復知らざらんには當に何王の時、大豐の時、大儉の時を問ふべし。[八七]若し復知らざらんに形を相すべからず、若し是れ[八八]樂人家の女ならんには年小にして而も形大なるあれば、當に其の手足骨節を相すべし。是故に世尊は說きたまへり。

[八九]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、世尊は「減二十雨の童女に具足を受くるを聽さず」と制戒したま

【八五】童女(Kumāribhūtā)。巴利律比丘尼波夜提第七十二條の註釋には沙彌尼(Sāmaṇerī)なりとせり。
【八六】生年板。註(一九の一四三)參照。
【八七】原漢文に若復不知者不可相形とあり。形とは女根なり。
【八八】樂人家。貴勝家なり。
【八九】波夜提第九十七不與學戒受具足戒。

具足を受けんには波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「犯戒」とは、戒具足せず、戒を越せるなり。「戸鉤を捉りて房を開く」とは、他の房戸を開くなり。「男子」とは、俗人若しは外道出家人なり。「共住」とは、習近住なり。與に具足を受けんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し俗人・外道と共に習近住せんには、與に具足を受くるを聽さず。若し能く此人の梵行をして全からしめんには、當に先に離別して然して後に與に具足を受くべし。[八三] 若し比丘、沙彌犯戒して女人と與に習近住せるを知りつゝ、更めて出家を與へずして與に具足を受けんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[八四] 佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘尼は十歳・十二歳の童女を度して出家せ(しめ)て與に具足を受けしに、時に女人軟弱にして苦事に堪へず、淨、具足せず、威儀、具足せず、和上尼・阿闍梨尼に奉事することを知らず、聚落に入る(法)を知らず、阿練若(法)を知らず、衆に入る(法)を知らず、衣を著し鉢を持するの(法)を知らざりき。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は……乃至、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、不滿二十の童女に受具足を與ふるを聽さず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衛城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、減二十雨童女に受具足を與へんには波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「減二十雨」とは、減二十年なり、是を「減二十雨童女」と名く。減二十雨にして滿二十年なるをも、亦「減二十雨童女」と名く。減二十雨にして出二十年なるをも、亦「減二十雨」と名く。冬時に生まれ、通じて冬二十を數ふるも未だ自恣を經ざらんに、是を「減二十

[八三] 原漢文に若比丘知沙彌犯戒與女人習近住不更與出家而與受具足者越毗尼罪とあり。更與出家とは更めて出家を受けなほすなり。

[八四] 波夜提第九十六減二十雨童女授具足戒。

さらんには便ち說きたまへ」と。

是れ初羯磨にして、第二第三も亦是の如くにして、「僧は已に某甲比丘尼に畜弟子羯磨を與へ竟んぬ。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と說くなり。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衛城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、十法具足すとも、[八〇]羯磨せずして弟子を畜へんには波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「十法具足」とは、亦上に說けるが如し。「羯磨せず」とは、僧中にて羯磨を作さゞるを、「羯磨せず」と名く。十法具足せざるには、亦「羯磨せず」と名く。羯磨を作すと雖、若し白成就せず、衆成就せず、羯磨成就せざらんに、亦「羯磨せず」と名く。「畜弟子」とは、具足を受くるなり。羯磨せずして與に具足を受けんには波夜提なり。是故に世尊は說きたまへり。

[八一]佛、毘舍離に住したまひき。爾時、迦梨比丘尼は梨車の第三生女を度して與に學法を受け已るに、戶鉤を捉りて他の房戶を開いて俗人・外道と共に住せり。[八二]比丘尼嫌呵して言はく、「此人、戒を犯して戶鉤を取り他の房戶を開いて男子と共に住せるに、云何が與に具足を受けたる」と。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「迦梨を喚び來れ」。來り已るに問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が犯戒して戶鉤を捉りて他の房戶を開いて外道と與に共住せるを知りつゝ、而も與に具足を受けたる。今より已後、犯戒せるに而も與に具足を受くるを聽さず」と。佛、大愛道に告げて毘舍離に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、他の犯戒して戶鉤を捉りて他の房戶を開いて男子と共に住せるを知りつゝ、與に

[八〇] 羯磨せずしてとは、僧伽の推擧を經ざるをいふ。

[八一] 波夜提第九十五與犯戒女受具足戒。

[八二] 原漢文には比丘尼嫌呵言此人犯戒捉戶鉤開他房戶共男子住云何與受具足とあり。前に受學法とあるに、こゝに受具足とあり。これ式叉摩那學法中に犯戒せるを受具足せしによりて非難せられしなり。

十法具足せずして人を度せんに越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

〔七六〕佛、舍衛城に住したまひき。爾時、世尊は「滿十二雨にして十法具足せんに弟子を畜ふるを得ん」と制戒したまへり。爾時、比丘尼、滿十二雨・十法具足して弟子を畜へしに、諸比丘尼は嫌うて言はく、「汝、滿十二雨にして十法具足せんも、誰か能く汝を知らんや」と。諸比丘尼聞き已りて大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、……乃至、答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「今日より後、弟子を畜へんには應に求聽羯磨を作し、然して後に畜弟子羯磨を乞ふを得べし」と。羯磨者は應に是說を作すべきなり、

〔七七〕「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲比丘尼は十法を成就せり、若し僧時到らば僧よ、某甲比丘尼は僧に從うて畜弟子羯磨を乞はんと欲す。阿梨耶僧聽すや(不や)、某甲比丘尼十法成就して僧に從うて畜弟子羯磨を乞はんと欲するを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。

〔七八〕此の比丘尼は應に僧に從うて乞ふに胡跪合掌して是言を作すべきなり、「阿梨耶僧聽きたまへ、我は某甲なり、滿十二雨にして十法成就せり。今、僧に從うて畜弟子羯磨を乞ふ、唯願はくは僧、我に畜弟子羯磨を與へたまはんことを」と。是の如くに三たび乞ふに、羯磨者は應に是說を作すべきなり、

〔七九〕「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲比丘尼は滿十二雨にして十法成就せり。已に僧に從うて畜弟子羯磨を乞へり。若し僧時到らば僧よ、某甲比丘尼は十法成就したれば畜弟子羯磨を與へんとす、白すること是の如し」。「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲比丘尼は滿十二雨にして十法成就し、已に僧に從うて畜弟子羯磨を乞へり。僧は今某甲比丘尼に畜弟子羯磨を與へんとす。阿梨耶僧忍するや(不や)、某甲比丘尼に畜弟子羯磨を與へんことを。忍せんには僧よ默然したまへ、若し忍せ

【七六】波夜提第九十四衆僧不聽畜衆戒。

【七七】求聽乞畜弟子羯磨文。畜弟子羯磨を乞ふことの僧伽の聽許を求むる文。

【七八】乞畜弟子羯磨作法。畜弟子羯磨を乞ふ作法。

【七九】畜弟子羯磨文。弟子を畜ふることの僧伽の聽許を與ふる羯磨文。

雨」と名く。比丘尼、冬時に具足を受けんに、安居竟の自恣を受くるを經んに、是を「滿十二雨」と名く。若し春時に具足を受けんに、安居竟の自恣を受くるを經、是の如くに初安居に具足を受け已りて初安居竟の自恣を受くるを經、後安居に具足を受けて後安居の自恣を受くるを經んに、是を「滿十二雨」と名く。比丘尼、(減十二雨なるに)畜へて具足を受けんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、減十二雨にして人を度せんには越毘尼罪、具足を受けんには波夜提なり。若し比丘、[七二]減十二雨にして人を度し具足を受けんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[七三]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、世尊は「減十二雨にして弟子を畜ふるを得ず」と制戒したまひしに、時に六群の比丘尼及び餘の比丘尼は、滿十二雨なりしも十法滿たずして弟子を畜へて教誡せざりしかば、猶し天牛天羊の如くにして、……乃至、衣を著し鉢を持するの(法)を知らざりき。諸比丘尼は是因緣を以て大愛道に語げ……乃至、答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「今より已後、十法具足せずして弟子を畜ふるを聽さず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衞城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、[七四]滿十二雨なるも十法具足せずして弟子を畜へんには波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「滿十二雨」とは、上に說けるが如し。「十法具足せず」とは、十法成就せざるなり。[七五]何等をか十とする。一に持戒、二に多聞阿毘曇、三に(多聞)毘尼、四に戒を學し、五に定を學し、六に慧を學し、七に能く自ら罪より出で、能く人をして罪より出でしめ、八に弟子親里にして道を罷めんと欲せんに、能く自ら送り若しは人をして送りて他方に至らしめ、九に能く弟子の病を看、若しは人をして看せしめ、十に滿十二雨若しは過(十二雨)なるを、是を「十法」と名く。若し十法滿たずして弟子を度せんに越毘尼罪、具足を受けんに波夜提なり。若し比丘、

【七二】減十二雨は減十雨の誤りなり、比丘は減十雨なるべきなり。諸本皆これに留意せず。

【七三】波夜提第九十三十法不具足畜衆戒。

【七四】滿十二雨(Paripuṇṇa-dvādasavassā)。

【七五】畜衆資格十法。

妷なる婦女、……乃至言はく……摩訶梨[六七]、汝不善なり、恩義を知らず」と。宜しく軟語して敎ふるを得べきこと上に說けるが如し。若し比丘、比丘尼を對面呵罵せんに越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[六八] 佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘尼一歲二歲三歲にして便ち弟子を畜へて[六九]敎誡することを知らざりければ、天羊天牛の如くにして自ら放恣し、淨戒具足せず、威儀具足せず、和上尼・阿闍梨尼に恭奉することを知らず、長老比丘尼に供奉することを知らず、聚落に入るの法を知らず、阿練若法を(知らず)、僧中に入るの法を知らず、衣を著し鉢を持するの(法)を知らざりき。諸比丘尼は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今より已後、[七〇]減十二雨にして弟子を畜ふるを聽さず」と、佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衛城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、減十二雨にして弟子を畜へんには波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「減十二雨」とは、減十二年なり、是を「減十二雨」と名く。比丘尼、減十二雨にして滿十二年ならんにも亦「減十二雨」と名く。比丘尼減十二雨にして過十二年ならんにも亦「減十二雨」と名く。比丘尼にして冬時に具足を受けんに、冬を數へて十二と爲すも未だ自恣を經ざるには、是を「減十二雨」と名く。若し春時に具足を受けんに、春を數へて十二と爲すも未だ自恣を經ざるには、是を「減十二雨」と名く。[七一]初安居の時に具足を受けんに、未だ初安居時の自恣を受くるを經ざるには、是を「減十二雨」と名く。後安居の時に具足を受けんに、未だ後安居の自恣を受くるを經ざるには、是を「減十二雨」と名く。比丘尼、滿十二雨にして減十二年なるも、是を「滿十二雨」と名く。比丘尼滿十二雨にして滿十二年、是の如くに過十二年なるをも、是を「滿十二

【六七】 摩訶梨(Mahallikā)。摩訶羅の女性形なり。
【六八】 波夜提第九十二減十二雨畜衆戒。
【六九】 原漢文に不知敎誡とあり、宋・元・明・宮本には不敎戒とあるも今、改めず。
【七〇】 減十二雨(Ūnadvādasa-vassā)。受戒以後未だ安居受歲すること滿十二を滿さゞるもの。
【七一】 原漢文に初安居時受具足未經初安居時受自恣是名減十二雨後安居時受具足未經後安居受自恣是名減十二雨とあり。

へり。

手づから食を與ふると醫師と　方を授くると俗作を佐くると
語げずして入ると習近すると　自ら呪すると自ら打ちて啼くと
呵責と他家を護るとなり。　第九跋渠竟る。

[六四]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、夫婦ありて出家せり。時に夫、摩訶羅來りければ、食を與へて邊に在りて立てり。其夫、先時の女人の惡事を說きしに、聞き已りて喜ばずして便ち是言を作さく、「短壽、摩訶羅、恩義を識らず、應に說くべからざる者なるに而も之を說けり」と。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、今日より後、比丘尼は比丘を[六五]對面呵罵するを聽さず」と。佛、大愛道に告げて舍衛城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、比丘を對面呵罵せんには波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「對面」とは、四目相對するなり。「呵罵」とは、「短壽、摩訶羅、不善にして恩義を知らず」と言ふなり、波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。比丘尼は比丘を對面呵罵するを得ず。若し兄弟親里出家し、其人、戒行を持たざらんにも亦呵罵するを得ず、應に當に軟語して敎誨すべし。[六六]若し是れ年少ならんには、應に語ぐべし、「沙路醯多、此事を作すこと莫れ。汝今學ばざらんに何の時にか當に學ぶべき。汝の後の弟子も亦當に汝を學びて不善を作すべけん」と。若し(年)老ならんには應に語ぐべし、「沙路醯多、汝今學ばざらんには老死の時に至るを待ちて乃し學せんや」と。比丘も亦比丘尼を對面呵罵して言ふを得ず、「剃髮せる婦女、婬

【六四】波夜提第九十一對面呵罵戒。

【六五】對面呵罵。十誦律には喑噬向比丘とあり、羅什譯(推定)比丘尼戒本には嫌心喑噬とあり、巴利戒文には akkoseyya(scold) vā Paribhāseyya(Censure) vā とせり。

【六六】原漢文に若是年少者應語沙路醯多莫作此事汝今不學何時當學耶汝後弟子亦當學汝作不善若老者應語沙路醯多汝今不學者待至老死時乃學耶とあり。縮藏・大正藏・新藏の加點訓點凡て誤まれり。沙路醯多は婆路醯多の寫誤なるべし。比丘尼は比丘に依止して住する故に年少・年老の比丘を共に婆路醯多と呼べるなり。註(一九の一三八・三五の六九)參照。

甲比丘尼を忍ぜせして、因縁なきに審諦して聞かずして呵責せんには波夜提なり』と。

「比丘尼」とは、偸蘭難陀比丘尼の如し。「家」とは、刹利家・婆羅門家・毘舍家・首陀家なり。「後に忍せず」とは、樹提比丘尼の如し。「忍ぜざるの事」とは、[六一]九惱(及び)非處起瞋第十なり。「因縁なきに」とは、審諦して聞かざるなり。後に嫌責せんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、審諦して聞かずして嫌責せんには波夜提なり。若し比丘、審諦せずして呵責せんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[六二] 佛、舍衞城に住したまひき。爾時、偸蘭難陀比丘尼は時到りて衣を著し鉢を持して大家の門前に詣りて立ち、比丘あり來りて食を乞はんに是の如きの言を作さく、「上尊の衆、可しく此家に入るべし、尊者の爲に食を作せり」と。食を與へ已りて然して後に自ら食せり。若し比丘尼來らんに復言はく、「阿梨耶、入り去れ、檀越は汝の爲に食を作せり」と。食を施し已りて然して後に自ら食せり。或は語げて言はく、「餘家にも亦食あり、何ぞ必らずしも共に此に在るのみならんや」と。是の如くに一切外道の、食を乞はんにも皆是の如くに慳嫉心にて他家を護れり。諸比丘尼は聞き已りて大愛道に語げ、……乃至、答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が慳嫉の心にて他家を護れる、今日より已後、聽さず」と。佛、大愛道に告げて舍衞城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、[六三]慳嫉心にて他家を護らんには波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「家」とは、四種姓家なり。「慳嫉心」とは、偸蘭難陀比丘尼の如し。「波夜提」とは、上に說けるが如し。比丘尼、慳嫉心にて他家を護るを得ず。若し比丘・比丘尼の問はんには、當に實なるを語ぐべし。若し外道問はん時、若し外道の邪見に染著せんを恐れて呵責せんには無罪なり。若し比丘、慳嫉心に他家を惜まんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたま

【六一】 九惱・非處起瞋第十。註(二一の一一・一二)參照。

【六二】 波夜提第九十護惜檀越戒。四分百四十九、巴利五十五、五分八十九、十誦百五十六條なるに有部律は百三十二條より百三十六條、西藏律は百四十八條より百五十二條までの五戒を開けり。

【六三】 慳嫉心にて他家を護るとは、巴利戒文に kulamaccharinī assa とあるもの、或る檀越に關して利己的にして、從つて他に布施するを慳惜するなり。

「若し比丘尼、自ら打ちて啼泣して涙せんには波夜提なり」と。』

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「自ら打つ」とは、若しは手にて搏ち、若しは拳にて敲き、若しは杖、若しは土塊、若しは鞭にて(打つなり)。是の如くに比丘尼自ら打ちて啼かんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、自ら打つも啼かざるには越毘尼罪、啼いて而も打たざるには亦越毘尼罪、自ら打ちて啼かんには波夜提、打たず啼かざるには無罪なり。若し比丘、自ら打ちて啼かんに越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[五九] 佛、舍衛城に住したまひき。爾時、偸蘭難陀比丘尼は俗人家舍に至りて[六〇]樹提比丘尼を稱說すらく、「賢善にして持戒精進なり、……乃至、威儀庠序として左顧右視し、衣を著し鉢を持するにも審諦安詳に、言語に省にして天・人供養す」と。檀越見已りて恭敬の心を生じて衣鉢・飲食・疾病湯藥を給與せるも、偸蘭難陀は威儀具足せず、穿破せる垢衣を著して大腹・(大)乳・(大)脇露現し、擧止卒暴にして言語に於て多かりければ、不敬の心を生じて衣鉢・飲食 疾病湯藥を請與せざりしに、便ち是言を作さく、「我れ檀越家に至りて樹提を稱歎せしが故に此供養を得たるに、而も樹提は但、我が不好事を道說せしが故に我は供養を得ざるなり」と。樹提言はく、「阿梨耶、我れ道說せず、何の故にか汝が惡事を說かん」と。諸比丘尼聞き已りて大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が審諦せずして便ち嫌責せる。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからず」。佛言はく、「今より已後、審諦して聞かずして他を嫌責するを得ず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衛城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、比丘尼に語げて是言を作さく、「阿梨耶、共に某甲家に往かん」と。彼れ後に於て某

【五九】 波夜提第八十九條不審諦呵責戒。

【六〇】 原漢文に稱樹提比丘尼賢善持戒精進乃至威儀庠序在顧右視著衣持鉢審諦安詳省於言語天人供養とあり。省の字は審の義。しらべたゞして多言せざるなり。

んには、我れ袈裟の中に在いて死なざらん、苦邊を斷ずるを得ざらん、殺父（殺）母罪を得ん、背恩罪を得ん、謗賢聖罪を得ん、泥犂に入り、餓鬼に墮し、畜生に墮せん。我若し爾らんには當に是の諸趣に入るべく、汝若し爾らんには亦當に是の諸趣中に入るべけん」と。諸比丘尼聞き已りて大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が出家人にして是の呪誓を作せる、此れ法に非ず、律に非ず、佛の敎の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからず」と。……『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、自ら[五七]呪誓し他を呪せんには波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「自ら呪誓す」とは、「南無佛、佛に指うて誓はん、阿闍梨に指うて誓はん。我若し爾らんには當に提婆達多の如き罪を得ん、妄語罪を得ん、背恩罪を得ん、兩舌罪を得ん。若し我爾らんには梵行成就せざらん、袈裟中に在りて死なざらん、泥犂に入り、畜生に墮し、餓鬼に生ぜん。若し汝、我を謗らば亦當に是罪を得べけん」と、是誓を作さんには波夜提なり。若し比丘、是誓を作さんに越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[五八]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、偸蘭難陀は諸の比丘尼と共に鬪諍し已りて、瞋恚して自ら打ち自ら抓りて大啼哭して涙出せり。諸比丘尼聞き已りて大愛道を語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を喚び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝云何が瞋恚して自ら打ちて啼哭し涙出せる、此れ法に非ず、律に非ず、佛の敎の如くならず、是を以て善法を長養すべからず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衞城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

【五七】呪誓（Abhisapana）。

【五八】波夜提第八十八自打啼泣戒。

應に守門者に語ぐべし、「我れ入らんと欲す」と。若し守門者に白し已りて「入れ」と言はんに乃ち入れ。若し守門者還らざらんには入るを得ざれ。若し房中に語聲を聞かんに、當に彈指し動脚し作聲すべし。若し彼れ默然せんには入るを得ず、若し來りて出で迎へんに入るを得ん。若し比丘、先に語げずして入らんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[51]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、[52]迦梨比丘尼は[53]離車の第三生女を度して出家せ(しめ)しに、俗人・外道と與に習近住せり。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「比丘尼を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘尼に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、今日より後、習近住するを聽さず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衛城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、俗人・外道と與に[54]習近住すること若しは竟日、若しは須臾にして、下、園民・沙彌に至らんに波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「俗人」とは、在家人なり。「外道」とは、出家外道なり。「晝日」とは、日沒を齊るなり。乃至、「須臾」とは、須臾の間なり。「習近住」とは、身に習近住、口に習近住、身口に習近住するなり。下、園民・沙彌に至らんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、習近住せんには波夜提なり。若し比丘尼、習近住して展轉して相樂住せんには、和上尼・阿闍梨尼は應に離別して異方に送著すべし。若し比丘、習近住せんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[55]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、偷蘭難陀比丘尼は餘の比丘尼と共に諍鬪して[56]便ち相呪誓して言はく、「南無佛、佛に指うて誓はん、阿闍梨に指うて誓はん、袈裟邊に誓はん。若し我れ是を作さ

【五一】波夜提第八十六與俗人外道習近住戒。

【五二】迦梨比丘尼。Caṇḍakālī bhikkhunī なるべし。

【五三】離車第三生女。離車族の第三番目に生まれたる女、卽ち第三人目に生まれたる兒が女子なる時は之を忌嫌せる風習なりし故に、出家せしめたるなり。

【五四】習近住(Saṃsaṭṭhā vihareyya)。親近狎習して樂住するなり。

【五五】波夜提第八十七自咒咒他戒。

【五六】原漢文に便相呪誓言南無佛指佛誓指阿闍梨誓袈裟邊誓とあり。指佛の指は趣向の意に解してむかふと訓ぜり。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「俗人」とは、白衣家なり。「俗人作を爲す」とは、劫貝を擘し、劫貝を紛し及び紡ぎ、若しは舂き、若しは磨り、若しは衣を浣ふなり。是の如き比の俗人家作を(作さんに)は波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。比丘尼は俗人作を爲すを得ず。若し檀越にして佛に供養せんと欲するが故に、「阿梨耶、我を佐けて供養具を作せ」と言はんには、爾時、佐けて華鬘を結ぶを得、佐けて香を研ぐを得ん。若し比丘、俗人作を佐けんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

四九 佛、舍衞城に住したまひき。爾時、夫婦二人あり、日中時に自ら屋内なる無人想處に於て婬事を行ぜんと欲せり。爾時、偷蘭難陀比丘尼は先に語げずして卒爾に便ち入るに、其夫之を見て忿恚すらく、「我か行欲を妨げんとは」と。身生猶ほ起りて息まざれば即ちに逐うて比丘尼を捉へんと欲せしに、比丘尼之を畏れて急走して住處に還り、諸比丘尼に語げて言はく、「今日殆く我が梵行を壞らんとせり」と。諸比丘尼、大愛道に語げ、大愛道は即ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を喚び來れ」。來り已るに佛問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が食家なるを知りつゝ先に語げずして入りしや、今より已後、聽さず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衞城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、五〇食家なるを知りつゝ先に語げずして入らんには波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「知りつゝ」とは、若しは自ら知り、若しは他より聞くなり。「食」とは、女人は是れ丈夫の食、丈夫は是れ女人の食なり。「家」とは、刹利家・婆羅門家・毘舍家・首陀羅家の是の如きの比なり。「先に語げず」とは、先に語げずして入るなり、波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、先に語げずして入るを得ざれ、若し入らんと欲せんには

【四九】 波夜提第八十五先不問入食家戒。

【五〇】 食家。註(一八の一二六)參照。巴利戒文には唯 Sāmika(主人)とありて食家の相當語なし。

不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、俗人・外道に醫方を授くるを聽さず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて拘睒彌に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、俗人・外道に醫方を授けんには波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「俗人」とは、在家人なり。「外道」とは、出家外道なり。「醫方を授く」とは、呪蛇・呪毒……乃至、呪火・呪星宿日月にして、波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。比丘尼は俗人・外道に醫方を授くるを得ず、敎語するを得ず。若し比丘、俗人・外道に醫方を授けんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[四六]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、毘舍佉鹿母は二部僧を請ぜしに、時に比丘尼、晨朝に往いて其家に到り優婆夷に語げて言はく、「汝今日二部僧を請ぜり、我等當に何を以て之に報ずべき」。鹿母言はく、「陀梨耶、但、誦經し行道せよ、便ち是れ報恩なり」。答へて言はく、「實に爾り、然れども復更に餘事を以て薄か報いん」と。卽ち共に閣に上りて其[四七]劫貝を取り、中に擘する者あり、紛する者あり、中に紡ぐ者あり、縷丸を成じ已りて之を與へて言はく、「我れ報ぜんと欲せる者今以に作し竟れり」。優婆夷言はく、「此事、是れ報には非じ、報ぜんと欲せんには食し已りて坐禪し受經し誦經せよ、是れ乃ち報たり」。諸比丘尼聞き已りて大愛道に語げ、大愛道は是事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、今日より後、白衣家に於て世俗作を作すことを聽さず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衞城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、俗人作[四八]を爲さんには波夜提なり」と』。

【四六】 波夜提第八十四爲俗人作戒。

【四七】 劫貝。註(八の二二七)參照。擘すとは分ちさくなり、紛すとは細かくみだすなり。

【四八】 俗人作 Gihiveyyāvacca)。俗人の仕事なり。

ら食せよ」と。是故に世尊は說きたまへり。

〔四三〕佛、拘睒彌に住したまひき。爾時、闡陀母比丘尼は善く治病を知りて、根藥・葉藥・果藥を持して王家・大臣家・居士家に入り、諸の母人の胎病・眼病・吐下を治し、咽を熏じ、鼻を灌ぎ、針刀を用ひ、然して後に此諸藥を持して之に塗り、病を治するに由りての故に大に供養を得たるに、諸比丘尼は呵して言はく、「此れ出家の法に非じ、此は是れ醫師ならくのみ」。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を喚び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、今日より後、醫師と作りて活命するを聽さず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて拘睒彌に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、醫師と作りて活命せんに波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「醫」とは、根藥・葉藥・果藥を持して病を治するなり。復、醫あり、〔四四〕呪毒・呪蛇・……乃至、呪火・呪星宿日月なり。此を以て活命すること、闡陀母の如きには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。比丘尼、醫師と作りて活命するを得ず。若し病者あらんに、治法を敎語するを得ん。比丘、醫師と作りて活命せんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

〔四五〕佛、拘睒彌に住したまひき。爾時、世尊は「醫師と作りて活命するを得ず」と制戒したまへり。人あり闡陀母を呼びて病を治せ(しめ)んとせしに、比丘尼言はく、「世尊の制戒、聽さざるなり」。復言はく、「若し聽さざらんには、我に醫方を授けよ」。卽ち俗人・外道に醫方を授けしに諸比丘尼の言はく、「但、醫方を誦するのみ、此れ出家の法に非じ」。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや

【四三】波夜提第八十二作醫師活命戒。四分五分の兩律に「學二世俗技術一以自活命者」とあるに相當して、其他の律に存せず。

【四四】呪毒呪蛇等。これ皆世俗の呪術にして巴利戒文には此等を tiracchānavijjā(低級なる技術、非宗教的なる行)となせり。

【四五】波夜提第八十三授醫方戒。

して酒店上に至りて自ら食し、復人に食を與へしに、[四〇]人あり問うて言はく、「汝、何處にて此好食を得しや」。語げて言はく、「汝、默せよ、世人は沙門尼を以て福田と爲すも、沙門尼は復我を以て福田と爲すなり」と。（即ち沙門尼は）世人の爲に嫌はるらく、「云何が沙門尼なる、人の信施を用つて不增長福處に與へんとは」と。諸比丘尼聞き已りて大愛道に語げ、大愛道は即ち是事を以て往いて世尊に白すに。佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が自ら手づから外道に食を與へたる。今より已後、自ら手づから外道に食を與ふるを聽さず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衞城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、俗人・外道に自ら手づから食を與へんに波夜提なり」と。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「俗人」とは、在家人なり。「外道」とは、出家外道なり。「自ら手づから」とは、手づから與へて手にて受け、器にて與へて器にて受くなり。「食」とは、佉陀尼食・蒲闍尼食なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、親里ありて來るに食を與へんと欲せんには、自ら手づから與ふるを聽さず、當に淨女人をして與へしむべし。若し淨女人なきには、應に語ぐべし、「此中にて自ら手づから食を取れ」と。[四一]若し多く取らんを畏れんには、應に語ぐべし、「爾許を取り來りて受け取り、餘は置け」と。受得し已れるは、地に放ちて自ら取らしめよ。若し外道來らんには、自ら手づから與ふるを聽さず、當に淨女人をして與へしむべし。若し淨女人なきには、應に語ぐべし、「此中にて自ら食を取れ」と。若し取ること多きを畏れんには、應に語ぐべし、「爾許を取り來りて餘は擧置せよ」と。手中の者は地に放ちて之を與へよ。若し親里嫌恨して「汝、[四二]旃陀羅相遇を作すや」と言はんに、應に語ぐべし、「汝、出家の處好まざらんも、世尊の制戒、與ふるを得ざればなり」。外道をして食を作さしむるを得んも、語げて言ふべし、「汝、我に授與せよ、餘は自

【四〇】原漢文に有人問言汝何處得此好食語言汝默世人以沙門尼爲福田沙門尼復以我爲福田爲世人所嫌云何沙門尼用人信施與不增長福處諸比丘尼聞已…とあり。以我爲福田までを竭住外道の語と爲し、爲世人所嫌は母なる比丘尼に就ての譏れる言葉として解すべきなり。不增長福處は福を增長せざる處即ち外道俗人なり。

【四一】原漢文に若畏多取者應語取爾許來受取餘者置受得已放地令自取とあり。置は藏擧の意。受得已とは、比丘尼の手中に受け得已れる者との意なり。

【四二】旃陀羅相遇。下賤なる旃陀羅を待遇するの相なり、註（一二の一〇・一八の一二三）參照。

れば、或は中に就いて食し、或は持し去りて踐蹈せること是の如きなり」。商人嫌うて言はく、「我れ蒜を與へんことを請ぜしも、但當に之を食すべきのみ、何の故に持し去りて踐蹈せること是の如きや」。諸比丘尼聞き已りて大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て具に世尊に白すに、……乃至、答へて言さく、「實に爾り」。佛、比丘尼に語げたまはく、「此は是れ惡事なり、今より已後、蒜を食するを聽さず」と。……『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、蒜を食せんには波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「蒜」とは、種蒜・山蒜なり。是の如き比の一切の蒜は食するを聽さず。熟たるも聽さず、生なるも亦聽さず、重煮も亦聽さず、燒いて灰と作せるも亦聽さず。若し身に瘡あるには塗るを聽すも、塗り已らんに當に屛處に在るべく、瘡差えんに淨洗し已りて入るを聽す。是故に世尊は說きたまへり。

他衣と外道衣と　祇支と安陀會と
浴衣と迦絺那と　[三八]持衣を身に隨へざると
更煮と水・扇を捉ると　食蒜となり。八跋渠(竟る)。

[三九]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、賴吒波羅の姉無常しければ、種々の飲食を乞うて姉子に與へしに世人の爲に嫌はるらく、「云何が沙門尼なる、他の信施を受けて俗人に施與せるとは」。比丘尼聞き已りて大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今より已後、自ら手づから俗人に食を與ふるを聽さず」と。復次に佛、舍衞城に住したまひき。爾時、竭住外道は母邊に到るに、其母、來るを見て種々の飲食を以て鉢に滿して與へぬ。其子、得已りて卽ち持

【三八】持衣。受持の作法を經たる衣なり。

【三九】波夜提第八十一俗人外道自手與食戒。四分第百十二、巴利第四十六、五分第百三十條にして其他の諸律に存せず。

丘尼は邊に在りて水を行し扇を以て之を扇ぐに、摩訶羅は往時の事を說きぬ。比丘尼瞋りて即ち水を以て面に灑ぎ、扇を以て頭を拍ちて呵して言はく、「汝、恩義を知らずして故に往時の事を說けり、應に說くべからざる者を而も便ち之を說けり」と。比丘尼見已りて語げて言はく、「阿梨耶、此は上尊の衆なり、是の如きを得ざれ」。復言はく、「是の摩訶羅は不善にして恩義を知らず、應に說くべからざる者を而も今之を說けり」。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は即ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が比丘、食せんに水・扇を以て供給せる。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからず、今より已後聽さず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衛城に依止して住せる者を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、比丘食せんに水・扇を以て供給せんには波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「比丘、食す」とは、五正食・五雜正食なり。「水・扇」とは、水瓶を持して水を行し、扇を以て之を扇ぐもの、波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、水瓶を持して扇を持せさらんには越毘尼罪、扇を持して水を持せさらんには亦越毘尼罪、二俱に持せんには波夜提、二俱に持せざらんに無罪なり。是罪は一比丘と一比丘尼となり。若し衆多比丘に水・扇を行すは無罪なり。若し衆中に父兄あらんには、扇を以て扇ぐも無罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

〔三五〕佛、〔三六〕舍衛城に住したまひき。爾時、〔三七〕半者なる蒜商人あり、比丘尼僧に蒜を與へんことを請ぜり。時に六群の比丘尼は園に就いて蒜を噉ひて踐蹈狼藉せり。時に商人來りて蒜を行り、此の狼藉を見て即ち園民に問ふらく、「何の故に乃し爾りや」。答へて言はく、「前に比丘尼に蒜を與へんことを請じた

〔三五〕波夜提第八十食蒜戒。
〔三六〕宋・元・明・宮本には王舍城とす。
〔三七〕半者蒜商人。十誦律には阿耆達多とせるも他の廣律には其名を出さず。

苦惱を得たること是の如し」。諸比丘尼聞き已りて大愛道に語げ、大愛道即ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「跋陀羅比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、今日より後、自煮・(自)熬・(自)煎するを聽さず」と。復次に佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘尼あり、是れ釋種女・摩羅女なりしが、行いて食を乞ふに[三一]宿飯・宿羹・宿菜を得、食し已りて吐逆せり。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は往いて世尊に白さく、「我等に食を溫むるを聽すを得るや不や」。佛言はく、「得ん」。佛、大愛道瞿曇彌に告げて[三二]舍衞城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、[三三]佉陀尼食・蒲闍尼食を得んに、更に煮、人をして煮せしめ、更に熬り、人をして熬らしめ、更に煎じ、人をして煎ぜしめて、不病の比丘尼食せんには波夜提なり」と』。

「佉陀尼」とは、五佉陀尼食なり。「蒲闍尼」とは、五蒲闍尼食なり。「更に煮る」とは、若しは自ら煮、(若しは)人をして煮せしむるなり。「熬る」とは、若しは自ら熬り、若しは人をして熬らしむるなり。「煎ず」とは、若しは自ら煎じ、若しは人をして煎ぜしむるなり。病には世尊は「無罪なり」と說きたまへり。云何が病なる。老病・羸瘦・(若しは)食冷くして吐逆して樂しまざるなり。不病の比丘尼にして食を煮て食せんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。美食の爲の故に更に熬り更に煎ずるを聽さず。若し冷きには溫むるを得んも、銚釜中にて煮るを聽さず、若しは銅盂を用ひ、若しは鉤鉢・鍵鎡の中にて溫む(べし)。若し比丘、美(食)の爲の故に自ら更に煮、更に熬り、更に煎ずるは越毘尼罪、若し淨人をして知らしめんには無罪なり。若し食を乞うて時に食冷きには、更に溫めんに無罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[三四]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、夫婦二人ありて釋種中に出家せり。時に夫なる摩訶羅食して比

【三一】宿飯宿羹宿菜。一宿を經たる冷き飯羹菜なり。

【三二】原漢文には毗舍離とし、諸本皆毗舍離とせるも、前後の文に照合して今舍衞城と改む。

【三三】佉陀尼食・蒲闍尼食。註(三六の一〇三・一〇四)參照。諸律皆生物を煮て食となすを禁ぜり。巴利戒文には生穀(Āmakadhañña)を乞ひ、自ら炒り(bhajjitvā)、自ら磨りて粉にし(koṭṭitvā)、自ら煮る(Pacitvā)ときは波夜提なりとあり。

【三四】波夜提第七十九水扇供給戒。

二八 佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘尼は上下衣を著して來りて世尊の足を禮せしに、後に火を失して衣を燒きぬ。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を喚び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝云何が受持する所の衣を身に隨へざる、今日より後、受持する所の衣にして身に隨へざるを聽さず」と。復次に爾時、比丘尼あり、釋種女・摩羅女にして先に是れ樂人なりければ、出家せるも僧伽梨重くして勝ふる能はず、甚だ以て苦と爲せり。……乃至、佛言はく、「今より已後、病時を聽す」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衛城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、病まざるに所受の衣にして身に隨へざるには波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「所受の衣」とは、僧伽梨・欝多羅僧・安陀會・僧祇支・雨浴衣なり。病には世尊は「無罪なり」と說きたまへり。身に隨へざるには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼病まざるに、受持せる所の衣を持せざらんには波夜提なり。若しは塔を禮し、若しは經行し、若しは晝日坐禪する處、(若しは)界內には無罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

二九 佛、毘舍離に住したまひき。爾時、跋陀羅比丘尼は家中より常に與に送食せしに、三〇得已りて更に煮、更に熬り、更に煎じて調和せり。其兄弟伯叔來り、見已りて言はく、「我れ食せんと欲す」。答へて言はく、「爾る可し」。卽ち取りて食するに氣味異常なるを覺えければ、問うて言はく、「何の處にて此好食を得しや」。答へて言はく、「故是れ家中より送れる所ならくのみ」。卽ち便ち恚りて言はく、「我家、從來食を作すに徒に錢財を棄てゝ初より好食を得ず」と。卽ち家に還りて奴婢を鞭打して罵りて言はく、「虛しく錢物を棄てゝ食し(う)可からず」。其使人、瞋恚して言はく、「此比丘尼に坐りて

【二八】波夜提第七十七受持衣不隨身戒。五分律第85條に存するのみ、餘律に存せず。五分戒文には「離五衣行者」とあり。

【二九】波夜提第七十八自煮熬煎食戒。

【三〇】原漢文に得已更煎更熬更調和とあるも、宋・元・明・宮本及び後に自煮熬煎とある文によりて得已更煮更熬更煎調和と改めたり。

に迦絺那衣を施すや不や」。答へて言はく、「能くす」。僧自恣[25]已りて偸蘭難陀に語げて言はく、「迦絺那衣を得たりしや未だしや」。答へて言はく、「我知らん」。卽ち其家に到りて語げて言はく、「長壽、迦絺那衣は辦へしや未だしや」。答へて言はく、「我知らん」。尋いで復往いて索むるに、比丘尼復言はく、「我知らん」。是の如くして衣時[26]已に過ぎぬ。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「比丘尼を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が不能辦衣家に至りて僧の爲に迦絺那衣を索めたる。今より已後、聽さず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衞城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、不能辦衣家に詣りて僧の爲に迦絺那衣を乞はんに波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「不信」[27]とは、無力にして希望を與ふる處弱きなり。「衣」とは、欽婆羅衣・氎衣……乃至、軀牟提衣なり。「乞ふ」とは、僧の爲に迦絺那衣を求むるなり。衣時過ぎて得ざらんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、能く僧の爲に迦絺那衣を求めんには、應に好く意を著いて求むべし。不信家に至りて求むるを得ず、當に有信家にして眷屬多き者に至りて乞ふべし。若し前人「我自ら知らん」と言はんに、當に復語げて言ふべし、「汝定んで與ふるや不や、衣時を過さしむること勿れ」と。亦當に其人を相望すべく、必らず辦ずること能はざらんには、當に更に餘處に求むべし。亦應に自ら籌量すべし、辦ずること能はずば應に僧の爲に求むべからず。若し已に僧に衣を求めんことを許さんに、自ら勤めて求めず・人をして求めしめず、又自ら僧に語げずして衣時をして過さしめんには波夜提なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘、往いて不信家に詣り、僧の爲に迦絺那衣を求めんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

【二五】僧自恣。衆僧の自恣日卽ち七月十五日なり。註(四の二四八)參照。

【二六】衣時。作衣時(Civara-kalasamaya)にして、七月十六日より八月十五日までの一月をいふ。若し迦絺那衣を受けたるには七月十六日より十二月十五日までの五ケ月を衣時といふ、今は一ケ月間をいへり。

【二七】原漢文に不信者無力與希望處弱とあり。財力貧弱なるために供養の能不能につき僧伽に於て疑はしき感を懷く檀越を不信家といふ。

是に於て命終して卽ち天上に生ぜしに、百千の天女に於て五事最勝なりき、壽命と色と力と名稱と辯才となり。天上にて命終して波羅奈城婆羅門家に生じ、迦葉佛の出世に値ひぬ。時に父母出行して遊觀せしに、時に女は家に在りき。迦葉佛は城に入りて食を乞ひ、次に其家に到りしに、宿殖の德の故に見えて大に歡喜し、銅盤を淨洗して種々の好食を盛り、及び憍舍耶衣とを世尊に奉上して、卽ちに頌を說いて曰はく、

「今、食と衣とを奉ぜん、衆施中の最勝なれば。今、牟尼尊に供へん、結習盡きて證を得たまへば。是の如きの漏盡の證、願はくは我も亦復然らん」と。

此女、後に嫁して婆羅門家に適きしに、姑妐嚴惡にして事へ難かりければ、……乃至、「我れ此活を用ひて爲せん、如かず、自ら殺さんには」と、卽ち瓔珞及び塗身香並に自絞繩とを持し、行いて自ら殺さんと欲して迦葉佛の塔を過り見て、卽ち嚴身の具を持して佛塔に供養し、然して後に自ら絞りぬ。命終しての後に卽ち婆羅門家に生じ、……乃至、自ら頌を說いて曰はく、

「瓔珞の衣と香花とを、信もて迦葉塔に供へぬ、此の福報に緣りての故に、今、世尊の足を禮しまつる」と』。

佛言はく、「今日より後、應に浴衣を作るべし」と。……『……乃至、已に聞ける者も常に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、[二二三]雨浴衣を作さんに應量に作せ、長さ四修伽陀搩手・廣さ二搩手なり。若し過ぎて作らんには、截ち已るに波夜提なり」と』。

上の僧祇支の中に廣說せるが如し。

[二二四] 佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘尼僧は偸蘭難陀に語げて言はく、「汝能く僧の爲に迦絺那衣を乞ふや不や」。答へて言はく、「能くす」。卽ち無信家に往いて語げて言はく、「大福德よ、汝能く僧

【二二三】 雨浴衣。註（二〇の一八四）參照。

【二二四】 波夜提第七十六乞不能辦衣家戒。有部律第145條、西藏律第168條に存して其他の律に存せざるは注意すべし。有部戒文には「從貧人乞羯恥那衣者」とあり。

「[二〇]釋迦、汝眠る時、猶ほ故ほ暫泰あるも、我れ婬欲を憶する時、陣戰の皷音の如し」と。
僧闍耶帝、復頌を說いて曰はく、
「摩多の皷音の喩も、猶ほ故ほ常に間あり、我心、欲に染まるの時、駛流に木を漂はすが如し」
と。
鞞闍耶帝、復頌を說いて曰はく、
「汝、浮木を漂はすに喩へしも、或は時に稽留あらん、我れ欲を憶し念ずる時、[二一]虻蟲の瞬せざ
るが如し」と。
是に於て摩吒、復頌を說いて曰はく、
「汝等の諸の所說は、全て是れ安樂の想なり、我れ婬欲に耽るの時、死と生とを覺えず」と。
是に於て諸天子の言はく、「汝は最重の者なり」とて、即ち幷に之を與へぬ』と。佛、諸比丘尼に告げたまはく、「爾時の五天子とは今の五離車是なり」と。諸比丘尼、佛に白して言さく、「[二二]是比丘尼は何の行業ありて端正なること是の如くにして、大姓家に在いて生れ、信を以つて出家して無漏を得證せしや」。佛、諸比丘尼に告げたまはく、『過去世の時、城あり波羅奈と名く、長者家ありて初に新婦を取りしに、常に一梳頭人ありて飲食を給與せり。時に辟支佛あり宣絺と名け、門に詣りて食を乞ふに、其婦之を見るに大に端嚴ならざりしかば恭敬心なく、既にして食を與へず復「去れ」とも語げざりき。(時に)梳頭人見已りて新婦に語言すらく、「可しく食を施與すべし」。答へて言はく、「醜陋にして好ならざれば、我與ふる能はず」。即ち語ぐらく、「可しく我が食分を賜ふべし、我之に與へんと欲す」。答へて言はく、「意に隨へ、亦可なり、水中に棄著せんとも」。其人、食を得て即ち辟支佛に施すに、是に於て食を受けて空に乘じて逝きぬ。其飛騰せるを見て心に大に歡喜して即ち誓を發して言はく、「願はくは我れ後身に大姓家に生じて身體端正に、見佛聞法して有漏を盡すを得ん」と。

【二〇】釋迦。釋迦羅なり。
【二一】虻蟲。虻は蝱の俗字、あぶなり。
【二二】跋陀羅比丘尼本生譚。

縷を截ちて應量に作せ」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衛城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、

『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、僧祇支を(作らんに)應量に作せ、長さ四修伽陀搩手・廣さ兩搩手なり。若し過ぎて作らんに、截ち已りて波夜提なり」と』。「波夜提」とは、上の安陀會の中に廣說せるが如し。

[一二]佛、毘舍離に住したまひき。爾時、跋陀羅比丘尼は蘇河に於て浴せり。爾時、五離車童子ありて河上を看、見已りて欲心を生ぜり。比丘尼言はく、「長壽、汝去れ」。答へて言はく、「我れ去らず、阿梨耶の形體を看んと欲す」。比丘尼言はく、「汝、是の臭爛の身・九孔[一三]の門を看るを用ひて爲せん」。復言はく、「爾らず、我れ甚だ見んと欲す」とて、良久しく去らざりき。比丘尼是念を作さく、「此れ凡夫愚淺なり」とて、即ち手を以て前後を掩ひて出づるに、其人見已りて迷悶して地に倒れ、血口より出でぬ。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は即ち是事を以つて往いて世尊に白すに、……乃至、諸比丘尼、佛に問ふらく、「云何が是の五離車童子は欲心ありて、迷悶して地に倒るゝことと乃し爾りしや」と。佛言はく、「[一四]但に今日此欲心あるのみには非じ、過去世の時已に曾て是の如くなりき」。諸比丘尼、佛に白して言さく、「願はくは之を聞かんと欲す」。佛言はく、『過去久遠に爾時一天女ありて端正殊特なりき。時に五天子あり、一には[一五]釋迦羅と名け、二には[一六]摩多梨と名け、三には[一七]僧闍耶帝と名け、四には[一八]鞞闍耶帝と名け、五には[一九]摩吒と名け、見已りて各欲心を生じて便ち是念を作さく、「此れ共じ(得)可き物に非ざれば、欲心重き者に當に以て之を與ふべし」と。各言はく、「爾る可し」。是に於て釋迦羅即ち頌を說いて曰はく、

「我れ婬欲を憶する時、坐臥自ら安からず、乃し睡眠に至るの時、退かんと欲して始めて安きを得」と。

摩多梨、復頌を說いて曰はく、

【一二】波夜提第七十五應量作雨浴衣戒。

【一三】九孔。兩眼・兩耳・兩鼻・口・大小便道なり。

【一四】五離車童子本生譚。

【一五】釋迦羅。爍羯羅・除羯羅とも音譯し得るものとせば天帝釋の異名なるべきも、今は五天子の一なれば帝釋所屬の天子名なるべし。

【一六】摩多梨(Mātali)。枳橘易土集に本行集經第四十四云、時天帝告二調御天摩多梨一言云々、隋言二無着處一とあり。天帝釋の御者なり。

【一七】僧闍耶帝。明かならず。

【一八】鞞闍耶帝　Vejayanta は帝釋宮殿の名なり。枳橘易土集に毘闍那多、起世經第二云、其轉輪王座、…隋言二最勝好車一とあり。帝釋宮殿所屬の天子名なるべし。

【一九】摩吒。明かならず。

[五]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘尼ありて女人の如くに衣を著して世人の爲に嫌はるらく、「云何が比丘尼なる、長衣を著して縷を曳いて行けること世間の女人の如くなるは。此壞敗の人、何の道か之れあらん」。比丘尼聞き已りて大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今より已後、縷を合せて作衣するを聽さず、當に應量に作すべし」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衛城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

『若し比丘尼、[六]安陀會を作らんに應量に作せ、[七]長さ四修伽陀搩手・廣さ二搩手なり。若し過ぎて作らんに、[八]截ち已りて波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「安陀會」とは、世尊の所聽なり。「作る」とは、若しは自ら作り、若しは人をして作らしむるなり。「應量」とは、長さ四修伽陀搩手なり、「修伽陀」とは善逝なり、廣さ二搩手なり。若し過量に作らんには、截ち已りて波夜提悔過するなり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、長さ應量にして廣さ過量に作らんに、波夜提を成じ、受用せんには越毘尼罪なり。是の如くに廣さ應量にして長さ過量ならんに、是の如くに邊は應量にして中は過量ならんに、中は應量にして邊は過量ならんに、是の如くに[九]屈量・皺量・水灑量として乾かし已りて長廣ならしめんと欲せんには波夜提、受用せんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[一〇]。

佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘尼、年少端正なるあり、衣を著して道行せしに時に兩乳現出しければ、男子見已りて之を笑へり。諸比丘尼聞き已りて大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今より已後、比丘尼は應に[一一]僧祇支を作すべし」と。復次に爾時比丘尼あり、縷を留めて僧祇支を作りて長廣なりき。……乃至、佛言はく、「今日より後、

【五】波夜提第七十三應量作安陀會戒。諸律に女人著衣の如くに莊嚴して衣を著くるを制する戒あるも、安陀會應量の制なし。

【六】安陀會。註(八の一六)參照。

【七】長四修伽陀搩手・廣二搩手。註(二〇の一七七)參照。

【八】截ち已りてとは、註(二〇の一七〇)參照。

【九】屈量・皺量・水灑量。註(二〇の一七二)參照。

【一〇】波夜提第七十四應量作僧祇支戒。諸律に僧祇支を着けずして村に入るは波夜提なりとの制戒あるも應量の制なし。

【一一】僧祇支(Saṃkacchika)。註(八の二二四)參照。覆乳衣ともいふ、註(四〇の四三)本文參照。

巻の第三十八

一百四十一　波夜提法を明すの二

一　佛、舍衛城に住したまひき。爾時、人あり竭住と名け、外道中に在いて出家し、父母は佛法中に在いて出家せり。[二]時に竭住、盛寒時に衣なく、往いて母所に至り獣を禽へて住せり。母卽ち慈念して新に浣染し作淨せる欝多羅僧ありければ便ち脱して之を與へしに、得已りて卽ち著けて酒店中に入りて坐し、世人の爲に嫌はれて言はく、「此邪見なる酒糟を噉ふの驢にして、而も聖人の幖幟を著せんとは」と。諸比丘尼は聞き已りて大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が衣を持して出家外道に與へたる。今より已後、自ら手づから外道に衣を與ふるを聽さず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衛城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼自ら手づから俗人・外道に　[三]沙門衣を與へんに波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「俗人」とは、在家人なり。「外道」とは、外道の出家なり。「自ら手づから與ふ」とは、手にて與へ手にて受くるなり。「沙門衣」とは、賢聖の幖幟なり。「波夜提」とは、上に說けるが如し。自ら手づから俗人・外道に沙門衣を與ふるを得ず。若し比丘尼に戒德ありて、婦女小兒、破衣段を乞うて以て災を禳はんと欲せんには、自ら手づから與ふるを得ざれ、應に淨人女をして與へしむべきなり。若し比丘、自ら手づから俗人・外道に沙門衣を與へんには越毘尼罪なり。若し戒德ある比丘に人、[四]破袈裟段を索めて以て災を禳はんと欲せんには、應に淨人をして與へしむべく、大段を與ふるを得ず、當に小者を與ふべし。是故に世尊は說きたまへり。

【一】波夜提第七十二與外道白衣沙門衣戒、四分百〇七、巴利二十八、五分八十七、十誦百三十二、有部百四十二條なり。

【二】原漢文に時竭住盛寒時無衣往至母所禽獸而住とあり。禽獸とは獸を擒にしとらへるなり。

【三】沙門衣（Samaṇacīvara）。賢聖の幖幟たる袈裟なり。

【四】破袈裟段。袈裟の小片を護符として身につけて災厄を免れんとせるなり。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。他に語げずして弟子の僧伽梨を著するを聽さず。若し著せんと欲する時は應に語ぐべし、「我れ汝の衣を著せん、汝若し行かんには我が僧伽梨を著す可し」と。是の如くに一切の衣、若しは浣衣・染衣・縫衣せんと欲し、(若しは)事緣ありて弟子衣を著せんには、當に語げて言ふべし、「汝住せよ、當に汝が與に食を持し來るべし」と。若し比丘、他衣を著して語げさらんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。[一七二]

摩訶僧祇律卷第三十七

一百四十一波夜提法を明すの一

一一四一

【一六五】波夜提第六十七過量覆瘡衣戒。註(二〇の一七四)參照。

【一六六】波夜提第六十八過量作衣戒。註(二〇の一九一)參照。

【一六七】波夜提第六十九無根僧殘謗戒。註(二一の一)參照。

【一六八】波夜提第七十廻僧物施餘人戒。註(二一の一四)參照。

【一六九】波夜提第七十一著他衣戒。四分律百六條、巴利律二十五條に相當し、其他の律に存せず。

【一七〇】跋陀羅伽毗比丘尼。跋陀伽毗羅なり、前註(五九)參照。

【一七二】聖語藏本にはこゝに光明皇后の願文あり。

一四七掌刀と　一四八水中戯となり。　　第五跋渠竟る。
一四九指にて相指ざすと　一五〇賊伴と　　一五一掘地と　一五二四月請と
一五三學に從はざると　一五四飲酒と　　一五五輕他と　一五六默然聽と
一五七斷事と　一五八不攝耳となり。　　第六跋渠竟る。
一五九離同食と　一六〇王宮と　　一六一針筒と　一六二過八指と
一六三兜羅及び　一六四坐具と　　一六五覆瘡と　一六六如來に効ふと
一六七僧殘にて謗ると　一六八迴向となり。　　第七跋渠竟る。

比丘戒中に廣說せるに同ず。

一六九佛、毘舍離に住したまひき。爾時、一七〇跋陀羅伽毘比丘尼は依止弟子に語げずして、輙に僧伽梨を著して聚落に入りぬ。比丘尼あり呼んで言はく、「某甲、食を乞ひ去かん、來れ」と。答へて言はく、「阿利耶、我れ僧伽梨を取るを待て」。即ちに衣を求むるに見ず、正しく師衣を見たれば是念を作さく、「師は必らず我衣を著し去りしなり」。即ち念を生ずらく、「師は可しく我衣を著するを得べきも、我は師衣を著するを得ず」とて語げて言はく、「汝去れ、我去くを得ざれば」。「何故なりや」。答へて言はく、「我に衣なきなり」。即ち語ぐらく、「汝が師衣を著し來れ」。答へて言はく、「我が尊重する所なれば敢へて著せじ、汝自ら去れ」とて、一日食を失しぬ。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道即ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を喚び來れ」。來り已るに佛問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が語げずして他衣を著せる」と。佛、大愛道に告げて毘舍離に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、「若し比丘尼、主に語げずして他衣を著せんに波夜提なり」と』。

【一四九】波夜提第五十一指示而笑戒。註(一九の一〇六)參照。
【一五〇】波夜提第五十二與賊期行戒。註(一九の一四六)參照。
【一五一】波夜提第五十三掘地戒。註(一九の一五九)參照。
【一五二】波夜提第五十四請食過受戒。註(二〇の一)參照。
【一五三】波夜提第五十五拒勸學戒。註(二〇の一七)參照。
【一五四】波夜提第五十六飲酒戒。註(二〇の二九)參照。
【一五五】波夜提第五十七輕他戒。註(二〇の五二)參照。
【一五六】波夜提第五十八屏聽四諍戒。註(二〇の五九)參照。
【一五七】波夜提第五十九默然起去戒。註(二〇の六五)參照。
【一五八】波夜提第六十不尊重布薩戒。註(二一の二二)參照。
【一五九】波夜提第六十一食前食後至餘家戒。註(二〇の八七)參照。
【一六〇】波夜提第六十二突入王宮戒。註(二〇の一〇八)參照。
【一六一】波夜提第六十三骨牙鍼筩戒。註(二〇の一二二)參照。
【一六二】波夜提第六十四過量牀脚戒、註(二〇の一三〇)參照。
【一六三】波夜提第六十五兜羅綿紵褥戒。註(二〇の一四六)參照。
【一六四】波夜提第六十六過量尼師壇戒。註(二〇の一五七)參照。

一百四十一波夜提法を明すの一[98]

妄語及び[99] 種類と[100]　兩舌と[101] 更に發起すると[102]
脫命と[103] 句法を說くと[104]　自ら過人法を稱すると[105]
未足に麤罪を說くと[106]　與遮と[107] 輕呵戒となり。[108]
初跋渠說き竟る。
斫種と[109] 異語惱と[110]　嫌責と[111] 露地に敷くと[112]
覆處と[113] 强ひて牽出すると[114]　先に敷けると[115] 尖脚牀と[116]
蟲水に草泥を澆ふると[117]　疑悔して樂しまざらしむるとなり。[118]
第二跋渠竟る。
一食及び[119] 處々と[120]　衣を與へて捨せずして用ふると[121]
殘食を作さずして勸むると[122]　受けざると[123] 非時食と[124]
停食と[125] 兩三鉢と[126]　藏物と[127] 別衆食となり。[128]
第三跋渠竟る。
然火と[129] 過三宿と[130]　與欲の後に瞋恚すると[131]
聚落に入りて還らしむると[132]　障道の見と[133] 捨てざると[134]
沙彌と[135] 三壞色と[136]　取寶と[137] 他を恐怖するとなり。[138]
第四跋渠竟る。
蟲水を飮むと[139] 外道と[140]　婬處坐と[141] 屛處と[142]
觀軍と[143] 過三宿と[144]　牙旗及び[145] 相打と[146]

諫戒。註（一七の一六三）參照。
【一三四】波夜提第三十六隨擧比丘戒。註（一八の一一）參照。
【一三五】波夜提第三十七隨擯沙彌戒。註（一八の一〇）參照。
【一三六】波夜提第三十八不染壞著新衣戒。註（一八の一五）參照。
【一三七】波夜提第三十九捉寶戒。註（一八の四九）參照。
【一三八】波夜提第四十恐怖比丘戒。註（一九の七六）參照。
【一三九】波夜提第四十一飮虫水戒。註（一八の九六）參照。
【一四〇】波夜提第四十二外道與食戒。註（一八の一〇九）參照。
【一四一】波夜提第四十三食家婬處坐戒。註（一八の一二四）參照。
【一四二】波夜提第四十四食家屛處坐戒。註（一八の一二四）參照。
【一四三】波夜提第四十五觀軍戒註（一八の一二八）參照。
【一四四】波夜提第四十六軍中過三宿戒。註（一八の一三二）參照。
【一四五】波夜提第四十七觀軍戰戒。註（一八の一四三）參照。
【一四六】波夜提第四十八瞋打比丘戒。註（一八の一四八）參照。
【一四七】波夜提第四十九搏比丘戒。註（一八の一五一）參照。
【一四八】波夜提第五十水中戲戒。註（一九の九一）參照。

に非ず、佛の教の如きに非ず、是を以て惡法を長養すべからず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衞城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、他の市得なるを知りつゝ而も抄買せんには尼薩耆波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「知る」とは、若しは自ら知り、若しは他より聞くなり。「市得」とは、店上の商人の如くなり。若し比丘尼、物を市はんと欲せんに、他の已に市へるを知りて橫に抄るを得ず。應に前人の取らざるを待ちて得取るべきなり。[75]亦應に前人に問ふべし、「汝故ほ取らんとするや不や」。若し「故ほ取らんと欲するも之を堅めんと欲するが爲に」と言はんに、此れ應に取るべきにあらず。若し「復取らず」と言はんに、取らんには無罪なり。若し比丘尼、衣鉢を買はんに、還自ら相抄せんには越毘尼罪。若し僧中にて價を上げて取らんには、和上・阿闍梨を除いて無罪なり。若し比丘、物を市ふに、他の市へるを抄截せんには越毘尼罪なり。是故に說きたまへり。

[76]長鉢と　[77]減五綴と　[78]七日と　[79]瞋奪衣と
[80]賣金並に　[81]乞縷と　[82]緻織及び　[83]急施と
[84]抄市と　[85]廻僧物となり。　第三跋渠竟る。

[86]比丘尼より衣を取ると、及び[87]浣染と、[88]淳黑と[89]三分白と、[90]憍舍耶と[91]六年と[92]尼師檀と、[93]三由旬と[94]擘羊毛と、[95]雨浴衣と[96]阿練若處との、[97]此十一事は應に出して說かざるべきなり。更に十一事あり、應に旃跋渠の殘に內れて初跋渠に從ふべきなり。初跋渠中より取比丘尼衣を出して捉金銀にて補ひ、浣故衣を出して賣買を以て補ふなり。後の跋渠中より雨浴衣を出して賣金を以て補ひ、阿練若處を出して抄市を以て處を補ふなり。一跋渠・二跋渠の數減ぜず。尼薩耆とは世尊說きたまひしなり。比丘尼三十事竟る。

註(一五の三三)參照。
【一一八】波夜提第二十疑惱比丘戒。註(一九の三三)參照。
【一一九】波夜提第二十一食過受戒。註(一六の一)參照。
【一二〇】波夜提第二十二處々食戒。註(一六の一七)參照。
【一二一】波夜提第二十三淨施衣不問主輙奪戒。註(一九の五一)參照。
【一二二】波夜提第二十四勸足食戒。註(一六の一二一)參照。
【一二三】波夜提第二十五不受食戒。註(一六の一二八)參照。
【一二四】波夜提第二十六非時食戒。註(一七の一)參照。
【一二五】波夜提第二十七停食食戒。註(一七の一・一六・一九)參照。
【一二六】波夜提第二十八食過受戒。註(一七の三八)參照。
【一二七】波夜提第二十九藏他衣鉢戒。註(一九の六五)參照。
【一二八】波夜提第三十別衆食戒。註(一七の六八)參照。
【一二九】波夜提第三十一露地燃火戒。註(一七の六九)參照。
【一三〇】波夜提第三十二未具同宿戒。註(一七の一二二)參照。
【一三一】波夜提第三十三與欲後悔戒。註(一七の一四三)參照。
【一三二】波夜提第三十四瞋恚驅出衆落戒。註(一七の一五六)參照。
【一三三】波夜提第三十五惡見違

細輕衣を市はんには、應に兩羯利沙槃半を以て知取して、過ぐるを得ざるべし。若し乞はずして自ら與へんに、設し貴價の細衣を得て受用せんには無罪なり。比丘は貴價にて衣を市うて受用せんに無罪なり。

牀褥を乞うて自用せると、　衣鉢直を異用せると、
衆の爲に減じて自用せると。　畜鉢並に畜衣と、
衣を棄てゝ後に還取せると、　衣を摘ると受具足と、
重衣及び細輕となり。　第二跋渠竟る。

[七一]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、[七二]載薪人あり、車に駕して店肆前を過ぐるに、商人問うて言はく、「[七三]此賣、幾許を索むるや」。答へて言はく、「一羯利沙槃なり」。商人語げて言はく、「汝、此薪を載せて我家に詣りて之を[七四]寫けよ、還りて此を過ぎんに當に汝に價を與ふべし」と。薪を賣る人卽ち車に乘じて比丘尼精舍の前を經て過ぐるに、時に偸蘭難陀比丘尼問うて言はく、「長壽、汝の薪、主ありて買ひしや未だしや」。答へて言はく、「已に有りき」。「幾を得しや」。答へて言はく、「一羯利沙槃なり」。卽ち語げて言はく、「我れ汝に兩羯利沙槃を與へん」。主、利を貪るが故に卽ち以て之を與へぬ。其人、薪を下し已り、還りて店肆前を經過ぐるに商人語げて言はく、「汝、直を持ち去れ」。答へて言はく、「我れ已に餘人に賣與せり」。問うて言はく、「賣るに幾許を得しや」。答へて言はく、「兩羯利沙槃を得たり」。問うて言はく、「誰か取れる」。答へて言はく、「偸蘭難陀比丘尼なり」。商人嫌呵して言はく、「此沙門尼は何ぞ能く饒錢なること是の如きや」。比丘尼聞き已りて大愛道に語げ、大愛道は卽ち此事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を喚び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に他の買へるを知り已りて而も價を益して取りしや」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が他の市得なるを知りつゝ而も抄買せしや。此れ法に非ず、律

【一〇〇】波夜提第二種類形相語戒。註(一二の九)參照。
【一〇一】波夜提第三兩舌戒。註(一二の三〇)參照。
【一〇二】波夜提第四發諍戒。註(一二の三三)參照。
【一〇三】波夜提第五奪畜生命戒。註(一九の一四)參照。
【一〇四】波夜提第六未具同誦戒。註(一三の七五)參照。
【一〇五】波夜提第七實得道戒。註(一三の八七)參照。
【一〇六】波夜提第八說麤罪戒。註(一四の一)參照。
【一〇七】波夜提第九羯磨後還遮戒。註(一四の七)參照。
【一〇八】波夜提第十輕呵戒、註(一四の一六)參照。
【一〇九】波夜提第十一壞生種戒。註(一四の二七)參照。
【一一〇】波夜提第十二異語惱他戒。註(一四の六九)參照。
【一一一】波夜提第十三嫌責戒。註(一四の八五)參照。
【一一二】波夜提第十四露敷僧物戒。註(一四の一〇一)參照。
【一一三】波夜提第十五覆處敷僧物戒。註(一四の一三二)參照。
【一一四】波夜提第十六牽出房戒。註(一四の一三九)參照。
【一一五】波夜提第十七强敷坐戒。註(一五の一)參照。
【一一六】波夜提第十八尖脚牀坐戒。註(一五の一三)參照。
【一一七】波夜提第十九用虫水戒。

[六五]佛、毘舎離に住したまひき。爾時、南方に商人あり、[六六]細鵄相紋㲲を持し來るに、人あり問うて言はく、「此衣は幾許を索むるや」。答へて言はく、「百千なり」。價貴きを以ての故に王家も買はず、及び諸大臣・諸商人主も都べて買ふ者なく、售れざるを以ての故に、店肆上に於て愁憂して坐せり。人あり問うて言はく、「汝何の故に憂色ありや」。答へて言はく、「我れ貴く此衣を買ひて輸稅亦多きに、而も今賣らんに售るべからざれば」と。問うて言はく、「汝、售らしめんと欲するや不や」。答へて言はく、「售らしめんと欲す」。語げて言はく、「汝可しく持して跋陀羅沙門尼の所に詣るべし。當に汝の與に買ふべけん」。即ちに往いて人に問ふらく、「何者か是れ比丘尼住處なる」。知り已りて入りて問ふらく、「何者か是れ跋陀羅沙門尼の房なる」。人即ち處を示すに、到り已りて言はく、「阿梨耶に和南す、是れ跋陀羅なりや不や」。答へて言はく、「是なり、何ぞ以て問ふや」。答へて言はく、「我に此の鵄相紋㲲あり、能く買ふや不や」。問うて言はく、「汝、幾許を索むるや」。答へて言はく、「我れ百千を索む」。比丘尼亦[六七]減を求めずして即ちに弟子に語げて言はく、「汝往いて婆路醯に白して、店上より百千を取りて與へよ」と。人あり問うて言はく、「汝、售るを得たりや」。答へて言はく、「已に售れぬ」。問ふて言はく、「誰か取れる」。答へて言はく、「跋陀羅沙門尼、取りぬ」。人あり嫌うて言はく、「出家の人、何ぞ乃し愛好せること是の如きや」。比丘尼聞き已りて大愛道に語げ、……乃至、佛、跋陀羅比丘尼に語げたまはく、「汝、後世の人の爲に軌則を作さざらんや。今日より後、[六八]兩羯利沙槃半を過ぎて[六九]細輕衣を市ふを聽さず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衛城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も常に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、兩羯利沙槃半を過ぎて細輕衣を市はんには尼薩耆波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「兩羯利沙槃半」とは、[七〇]四十六故錢なり。「市ふ」とは、知取するなり。若し過ぎんには尼薩耆波夜提なり。「尼薩耆波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、

離衣戒。註(一一の七五)參照。

【九七】此十一事應出不出更有十一事應內旃跋渠殘從初跋渠初跋渠中出取比丘尼衣捉金銀補出浣故衣以寶買補後跋渠中出雨浴衣以寶金補出阿練若處以抄市補處一跋渠二跋渠數不減尼薩耆者世尊說比丘尼三十事竟とあり。此十一事とは註(八六―九六)までなり。更に十一事とは長衣戒等の旃跋渠(衣に關する諸戒前註(二四―三四)までなり。)の殘に內れて初跋渠に從はしむべきなり。即ち初跋渠中より取比丘尼衣(註八六、取非親尼戒)を出して捉金銀(前註二七、畜錢寶戒)を補ひ、浣故衣戒(註八七)を出して寶買(前註二八、販賣戒)を以て補へり。又、後跋渠(第二十一條より三十條まで、註七六―八五まで)より雨浴衣(註九五)を出して寶金(註八四、貿寶戒)を以て補ひ、阿練若處(註九六)を出して抄市(註八四、抄買他市得戒)を以て補へりとの意なり。

【九八】一百四十一波夜提法。四分律及び十誦律の比丘尼波夜提法は178條、巴利律は166條、有部律は180條、五分律は207條にして、僧祇律は其數最も少きなり。

【九九】波夜提第一妄語戒。註(一二の二)參照。

らんとして售るべからず、是を以て樂しまざるなり」。人言はく、「汝、售らしめんと欲するや不や」。答へて言はく、「售らしめんと欲す」。卽ち語ぐらく、「汝可しく持して[五九]跋陀羅沙門尼の所に詣るべし、彼當に之を買ふべけん」。卽ちに持し往いて人に問うて言はく、「何者か是れ比丘尼精舍なる」。人、處を示し已るに問うて言はく、「何者か是れ跋陀羅比丘尼の房なる」。人、處を示し已るに問うて言はく、「何者か是れ跋陀羅なる」。跋陀羅比丘尼答へて言はく、「何故に問ふや」。答へて言はく、「是の欽婆羅を買はんと欲するや不や」。問うて言はく、「幾許をか索むる」。答へて言はく、「百千なり、亦高下するを與さず」。卽ち弟子に語げて言はく、「汝去いて[六〇]婆路醯に語げて肆上より百千を取りて之に與へよ」と。人あり問うて言はく、「汝、欽婆羅を賣るに售れたりや未だしや」。答へて言はく、「已に售れぬ」。問うて言はく、「誰か取れる」。答へて言はく、「沙門尼跋陀羅なり」。其人卽ち嫌うて言はく、「出家人に此の愛好の欲あり」と。諸比丘尼聞き已りて大愛道に語げ、大愛道卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を喚び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、比丘尼に告げたまはく、「汝、後世の人の爲に軌則を作さざらんや。今日より後、[六一]四羯利沙槃を出でたる[六二]重衣を買ふを聽さず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて毘舍離城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、四羯利沙槃を過ぎて重衣を市はんに尼薩耆波夜提なり」と」。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「四羯利沙槃」とは、[六三]四四十九故錢なり。「重衣」とは、欽婆羅衣なり。「市ふ」とは、[六四]知取するなり。若し(四四)十九故錢を過ぎて取らんには、尼薩耆波夜提なり。「尼薩耆波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、(四四)十九故錢を過ぎて重衣を市ふを得ず。若し乞はずして自ら與へんには、貴價なりと雖も無罪なり。比丘尼に限あるも、比丘には限なく貴價なりと雖も知取して受用せんに無罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

註(一一の一)參照。
【八〇】尼薩耆第二十五貿寶戒。註(一〇の三八)參照。
【八一】尼薩耆第二十六乞縷戒。註(一一の三二)參照。
【八二】尼薩耆第二十七勸織戒。註(一一の四一)參照。
【八三】尼薩耆第二十八急施衣戒。註(一一の五三)參照。
【八四】尼薩耆第二十九抄買他市得戒、前註(七一)參照。
【八五】尼薩耆第三十廻僧物戒。註(一一の八九)參照。
【八六】尼薩耆第四取非親尼衣戒。註(八の二二一)參照。
【八七】尼薩耆第五浣故衣戒。註(九の一)參照。
【八八】尼薩耆第十一黑毛敷具戒。註(九の一三〇)參照。
【八九】尼薩耆第十二雜黑毛敷具戒。註(九の一五二)參照。
【九〇】尼薩耆第十三蠶綿敷具戒。註(九の一六五)參照。
【九一】尼薩耆第十四六年敷具戒。註(九の一七九)參照。
【九二】尼薩耆第十五不貼坐具戒。註(九の一九二)參照。
【九三】尼薩耆第十六持羊毛戒。註(九の二〇四)參照。
【九四】尼薩耆第十七使非親尼浣染羊毛戒。註(九の二一九)參照。
【九五】尼薩耆第二十五雨浴衣戒。註(一一の一五)參照。
【九六】尼薩耆第二十九阿練若

[五七]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、學戒尼は偸蘭難陀に語げて言はく、「阿梨耶、我に受具足を與へよ」。偸蘭難陀言はく、「汝、我に衣を與へんに、當に汝に受具足を與ふべし」と。即ち便ち衣を與ふるに、後に受具足を與へざりければ、學戒尼言はく、「我に受具足を與へよ、是の如くに久しきを經たれば」と。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を喚び來れ」。來り已るに佛問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり……」、……乃至、佛、大愛道に告げ：舍衞城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

若し比丘尼、式叉摩尼に語げて、「汝、我に衣を與へよ、當に汝に受具足を與ふべし」と言ひつゝ、衣を取り已りて受具足を與へざらんには尼薩耆波夜提なり』と。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「式叉摩尼」とは、學戒を受けたるなり。「衣」とは、七種衣なり、上に說けるが如し。復、衣あり、僧伽梨……乃至、雨浴衣なり。受具足を許さんには、後に自ら與に受けず、人をして受けしめざらんに尼薩耆波夜提なり。「尼薩耆波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、式叉摩尼より衣を取りて受具足を與ふることを許さんに、後に應に受を與ふべきなり。若し老病無力にして受くる能はざらんには、應に餘人に語ぐべし、「汝、是衣を取りて受具足を與へよ」と。若し前人受くるを欲せず、還衣を索めんには當に還すべし。若し比丘、沙彌に許しつつ受具足を與へざらんには越毘尼罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[五八]佛、毘舍離に住したまひき。爾時、北方の商人、貴價なる好欽婆羅を持して之を行賣せしに、人問ふらく、「此は幾許を索むるや」。答へて言はく、「百千なり」。時に國王・王子・大臣及び餘の大商人主、皆嫌責して買はざりければ、店上に在りて愁憂して坐しぬ。人問うて言はく、「汝何の故にして愁色ありや」。答へて言はく、「我れ此の欽婆羅を買ふに大に價値ありて輸稅亦多かりしに、而も今賣

【七〇】四十六故錢。宋・元・明・宮本には十六古錢とありて四の字なく、又故を古と爲せり。今改めざるのみならず、宋本等誤まれり。兩羯利沙槃半とは(19×2.5=47.5)四十七故錢半なれば大略四十六故錢と合する故に今改めず。然れども巴利戒文註釋の如く十羯利沙槃とせば一百九十故錢とすべきが如し。
【七一】尼薩耆第二十九抄貿他市得戒。尼薩耆第二十一—第二十八條及び第三十條は比丘戒に同ずる故に略せり。この戒は諸律に存せず。
【七二】載薪人。薪を持ちて賣り行く人なり。
【七三】此賓。此のしろものの意。
【七四】寫くとは、傾の義、車の上のものを盡く出しつくす意なり。
【七五】原漢文に亦應問前人汝故取不若言故欲取爲欲堅之此不應取とあり。爲欲堅之は難解なり。堅の字、賣買の價を定めんとの意ならん。
【七六】尼薩耆第二十一長鉢戒。註(一〇の八五)參照。
【七七】尼薩耆第二十二乞新鉢戒。註(一〇の一〇五)參照。
【七八】尼薩耆第二十三長藥戒。註(一〇の一三〇)參照。
【七九】尼薩耆第二十四奪衣戒。

に「須用せん」とて取らんには無罪なり。若し比丘、精舍內に衣鉢・革屣及び餘の小々物を棄てんに、人取り已るに後に還奪せんには越毘尼罪、若し人の取るなくして後に還取せんには無罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[五三]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘尼あり、垢汙せる僧伽梨ありて擿り已りて日中に曬せるに風起りて吹き去りぬ。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに佛問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」、佛言はく、「汝云何が故僧伽梨を擿り已りて、自ら縫はず人をして縫はしめざりしや。今日より後、衣を擿りて浣ふを聽さず」と。復次に爾時、釋種女・[五四]摩羅女あり、本是れ[五五]樂人なりしが、僧伽梨を浣ふに、僧伽梨厚重にして浣ひ難かりければ大愛道に語ぐるに、大愛道往いて世尊に白せり。佛言はく、「今日より後、五六日に至るを聽す」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衞城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、故僧伽梨ありて若しは自ら擿り、若しは人をして擿らしめんに、五六日を過ぐるも自ら縫はず、人をして縫はしめざらんに、病を除いて尼薩耆波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「故僧伽梨」とは、浣はんと欲して若しは自ら擿り、若しは人をして擿らしむるなり。「五六日」とは、六日を限齊して還に自ら縫はず、人をして縫はしめざらんに尼薩耆波夜提なり。「尼薩耆波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、故僧伽梨を浣はんに、若し輕くして薄きは擿るを聽さず、若し厚くして重きは擿るを聽す。擿り已らんに當に洗ふべく、浣ひ已りて應に舒べて[五六]箔上若しは席上に置き、石を以て四角を鎭ふべく、乾き竟るに當に共行弟子・依止弟子・同和上・(同)阿闍梨・諸知識比丘尼を喚びて、速疾に共に成ずべし。若し老病にして人の佐くるなきには無罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

二字を入るべきなり。文も同じ。

【六五】尼薩耆第二十乞輕衣戒。

【六六】細鵝相紋氎。宋・元・明・宮本には相紋を相文とせり。諸律皆輕衣とし、暑熱時に着する衣なり。美なる鳥形の紋ある氎(衣)なり。

【六七】減を求むとは、價をまけさするなり。

【六八】兩羯利沙槃半。五分律には二大錢半、十誦律に二錢半、四分律には兩張半氎とあるも、巴利戒文には addhateyyakaṃsaparamaṃ cetāpetabbaṃ とあり、その註釋には addhateyyakaṃsaparamaṃ cetāpetabban ti dasakahāpaṇagghanakaṃ cetāpetabbaṃ(最上 2 kaṃsa 半を乞ふべきなりとは、10 kahāpaṇa の重さの物を乞ふべきなりとのことなり)とあれば、十羯利沙槃となるなり。故に兩羯利沙槃半は兩 Kaṃsa 半の誤りなるべしと考へらるゝも最近世に出でたる燉煌本羅什譯(推定)比丘尼戒本には二羯利沙半又は四羯利沙直といひて僧祇の如く二羯利沙槃半の槃の字なき故に或は Kaṃsa を羯利沙と音寫せしやも知るべからず。

【六九】細輕衣(Lahupāvuraṇa)。貴勝の輕衣なり。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「衣」とは、[五〇]欽婆羅衣・氎衣・憍奢耶衣・芻摩衣・舍那衣・麻衣・驅牟提衣なり。「畜ふ」とは、限を過ぎて畜へんに尼薩耆波夜提なり。「尼薩耆波夜提」とは、上に說けるが如し。比丘尼は二十衣を畜ふるを聽すなり、五衣は受持、十五衣は淨施し已りて受用するなり。若し是を過ぎて畜へんに、尼薩耆波夜提なり。比丘には限齊なく、淨施して受用せんに無罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[五一]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、偸蘭難陀比丘尼の僧伽梨破れければ、浣・染・補治せずして墻下に擲棄して是言を作さく、「若し取らんと欲せん者は便ち取れ」と。時に樹提比丘尼は破衣を著しければ、餘の比丘尼言はく、「阿梨耶、可しく此衣を取り、持して浣・染・補治して受用すべし」と。即ち取りて補治し浣・染して著せしに、[五二]偸蘭難陀比丘尼言はく、「我に衣を還し來れ」と。(復)諸比丘尼に語げて言はく、「異事に試み看んとて、是衣物都べて地に放つるを得ざるを須臾捨て去りしのみ」。(次で樹提に語げて言はく)、「汝が屋中、滿つるを得しや未だしや」とて、即ちに僧伽梨を奪ひ取りぬ。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに佛問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり……」、……乃至、佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衛城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

若し比丘尼、住止所に於て故僧伽梨を棄てゝ唱へて、「取らんと欲する者あらば取れ」と言ひつゝ、後に還奪せんには尼薩耆波夜提なり』と。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「住處」とは、精舍內なり。「棄つる」とは、放捨して地に在くなり。人取り已るに後に還奪せんには、尼薩耆波夜提なり。「尼薩耆波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、物を棄て已るに人ありて取用せんに、還奪するを得ず。若し人の取るなくして、後

は、最上 16 Kahāpana の重さの物を乞ふべきなりとのこととなり)とあれば、十六羯利沙槃となる故に(19×16=304)三百〇四錢となりて、本律と巴利律とは大差を生ずるに至るなり。五分律には四大錢、四分律には四張疊、十誦律には四錢とし、錢者謂大錢、乃至直十六小錢(16×4)とあり、有部律は衣直百兩直二十迦利沙波拏を貴價の重衣とすとあればそれ以內は聽さるゝなり。されば巴利の十六羯利沙槃と相當すといふべきが如し。

【六二】重衣(Garupāvuraṇa)冬時に着する衣なり。

【六三】四四十九故錢、宋・元・明・宮・聖本には皆四四十六故錢とし、以下の十九故錢を皆十六故錢とせるも今改めず。四四は所謂 4×4 の意にあらず、四つの十九故錢、それを更に四つ合せるものとの意なり。かくの如しとせば十六羯利沙槃と合す。從つて四羯利沙槃とは 4 Kaṃsa の誤寫と見るべきにあらざるか。

【六四】原漢文に市者知取也若過十九故錢取者尼薩耆波夜提とあり。知取とは律の淨語にしてこれを知れこれを看よといひて賣買を成立せしむるをいふ。十九故錢の上に四四の

しや未だしや」。答へて言はく、「我れ鉢を移すこと未だ竟らず」。客比丘尼言はく、「汝、是鉢を持して瓦肆に居し去らんと欲するや、爾許の鉢を用ひて爲せん」。諸比丘尼聞き已りて大愛道に語げ、大愛道往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに佛問うて言はく、「汝、實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝云何が長鉢を畜へたる、今日より後、長鉢を畜ふるを聽さず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衛城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、[四五]長鉢を畜へんに尼薩耆波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「畜長鉢」の鉢とは、[四六]嵩婆鉢・烏婆嵩婆鉢・憂鳩吒夜鉢・婆耆夜鉢にして、是の如きの鐵・瓦等を是を鉢と名く。鉢あり、[四七]上・中・下・過鉢・減鉢・隨鉢と名く。「畜ふ」とは、尼薩耆波夜提なり。比丘尼は[四八]十六枚の鉢を畜ふるを得ん、一の受持と、三の淨施を作せると、四の過鉢と、四の減鉢と、四の隨鉢となり。若し過ぎて畜へんには、尼薩耆波夜提なり。「尼薩耆波夜提」とは、上に說けるが如し。比丘尼、長鉢を畜へんに齊限あり、比丘は多く畜ふるも淨施して用ひんには無罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[四九]佛、舍衛城に住したまひき。……上に廣く說けるが如し……乃至、語げて言はく、「汝、衣の肆店に居せんと欲するや」と。諸比丘尼聞き已りて大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を喚び來れ」。來り已るに佛問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝云何が長衣を畜へたる、今日より後、長衣を畜ふるを聽さず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衛城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、長衣を畜へんに尼薩耆波夜提なり」と』。

【五七】　尼薩耆第十八取衣不與具足戒。餘律に此戒存せず。

【五八】　尼薩耆第十九乞重衣戒。四分・十誦第二十九條、巴利第十一條、五分第二十三條有部第三十二條なり。五分と巴利との戒緣最も類似せるは注意すべし。

【五九】　跋陀羅沙門尼。四分律同戒の戒緣には跋陀迦毘羅比丘尼(Bhaddākapilānī)とあれば、今の跋陀羅は跋陀迦毘羅の略稱なるべし。本行集經(大正藏3. 863a)によるに毘舍離より遠からざる迦毘羅伽村の迦毗羅婆羅門の女跋陀羅迦卑利耶なり。大迦葉に嫁せるも五欲を行ぜず、迦葉の出家に從うて自らも出家す。

【六〇】　婆路醯、父若しは兄の呼稱、註(一九の一三八)參照。

【六一】　四羯利沙槃。一羯利沙槃(梵 Kārṣāpaṇa, 巴 Kahāpaṇa)は十九古錢にして、その四分の一卽ち約五錢をpādaとすること、註(三の五)參照。而して四羯利沙槃は(19×4=76)七十六錢程なり。而して巴利戒文には Catukkaṃsaparamaṃ とありて、その註釋(Vin 4. 256)には Catukkaṃsaparamaṃ cetāpetabbaṃ ti Sīlasakahāpaṇagghanakaṃ Cetāpetabbaṃ(最上4 Kaṃsa を乞ふべきなりと

を行ずに、見已りて問うて言はく、「阿梨耶、我前に食直を與ふること多かりしに、何の故に食麁なること乃し爾りや」と。諸比丘尼言はく、「何の處にか好食を得ん、但、自ら衣鉢を作し、食噉せり」と。諸比丘尼聞き已りて大愛道に語げ、大愛道は卽ち上事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を喚び來れ」。來り已るに佛問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、……」、……乃至、佛、大愛道瞿曇彌に告げて舍衛城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、食の爲に乞ひつゝ、衣鉢・飲食・湯藥と作して受用せんには尼薩耆波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「食の爲に」とは、僧の爲に食を作すなり。「乞ふ」とは。勸化して求索するなり。「異用す」とは、衣鉢を(作り若しは)自ら飲食するもの、尼薩耆波夜提なり。「尼薩耆波夜提」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、僧の爲に食を作さんことを索めつゝ、而も自ら衣鉢・飲食を買はんには尼薩耆波夜提なり。本、作さんと欲せる所に隨うて、應に用ひ作すべきなり。若し前食を廻らして後食と作し、後食を廻らして前食と作さんには越毘尼罪。若し食直を廻らして牀褥と作し、若しは春夏冬の衣分若しは食分は先の所向に隨うて應に用ふべく、而して施主の本心に稱はずして與へんには越毘尼罪なり。若し比丘尼、僧の爲に勸化して食を得んに、應に盡く作すべし。若し長[四三]飲食酥油あらんに、應に檀越に示すべし。檀越若し持ち去らんには、當に默然すべし。若し「我れ阿梨耶に與へん」と言はんに、應に言ふべし、「僧に與へよ」と。復「我以に自ら僧に與へ竟りぬれば、此は阿梨耶に與へん」と言はんに、是の如くして取らんには無罪なり。是故に說きたまへり。

[四四]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、客比丘尼ありて來り、次第に應に房を得べければ、先住の下坐比丘尼言はく、「阿梨耶、我れ鉢を移すを待て」と。乃し明日に至りて問うて言はく、「鉢を移し竟り

食を盛り、香を盛り、藥を盛り、殘食を盛り、唾を除き、掃けるを除き、小便を除く器とを列ぬ。僧祇に十六枚鉢とせるは鉢と器物とを混同せしにあらざるか。

【四九】 尼薩耆第十五畜過限淨施衣戒。戒文に長衣を畜ふとあるも已に第一條に畜長衣戒あれば是と區別せん爲に戒名を改めたり。これ十五の淨施衣の制限を過ぎて更に淨施畜するを誡しめたるもの、僧祇律にのみ存する制戒なり。

【五〇】 欽婆羅衣等。註(八の四四)以下參照。中に於て氎衣とは劫貝衣なり。

【五一】 尼薩耆第十六與衣還奪戒。四分律第二十六條、五分律第二十二條には遮月水衣についてなり、僧祇律は僧伽梨とせり。巴利律・十誦律・有部律に存せず。

【五二】 原漢文に偷蘭難陀比丘尼言還我衣來語諸比丘尼言異事試看是衣物都不得放地須臾捨去汝屋中得滿未卽奪取僧伽梨とあり。難解なり。譯文に少しく補へり。

【五三】 尼薩耆第十七擿衣已自不縫戒。餘律に此戒存せず。

【五四】 摩羅女。末羅(Malla)族の女。

【五五】 樂人。貴勝家の人。

【五六】 箔。すだれ。

尼ありて食を乞ひしに、婦人問うて言はく、「偸蘭難陀は我れ先に衣鉢の直を與へしが作りしや未だしや」。報へて言はく、「但、飲食を作せり、那ぞ衣鉢を作るを得ん」。比丘尼聞き已りて大愛道に語げ、大愛道は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を喚び來れ」。來り已るに佛問うて言はく、『汝實に爾りや不や』。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝聞かずや、我れ無量に方便して少欲を讃歎して多欲を毀呰せしを。汝云何が衣鉢の直を得つゝ而も餘用と作せる。今日より後聽さず」と。佛、大愛道に語げて舍衞城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし。

「若し比丘尼、人、是を作さんが爲に與へんに、而も彼の用と作さんには尼薩耆波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「是が爲に與ふ」とは、衣の爲、鉢の爲の直として與ふるなり。「餘用を作す」とは、飲食・湯藥と作すもの、尼薩耆波夜提なり。此物、僧中に捨して、波夜提悔過するなり。若し比丘尼にして人衣直・鉢直・酥直・油直を與へんに、衣直にて應に衣を知るべく、鉢直にて應に鉢を知るべく、酥直にて應に酥を知るべく、油直にて應に油を知るべく、若し異用を作さんには尼薩耆波夜提なり。若し檀越、「意に隨うて用ひよ」と言はんには無罪、[四〇]若し適爲する所なきには隨作せんに無罪なり。若し比丘にして人、衣直・鉢直・酥直・油直を與へんに、衣直にて應に衣を作すべく、……乃至、酥直にて酥を知る(べく)、若し異用を作さんには越毘尼罪、若意に隨うて用ひよと(言へる)には無罪、適爲する所なきには無罪なり。是故に世尊は說きたまへり。

[四一]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、偸蘭難陀比丘尼に勸化して食を作さんとて婦人に語げて言はく、「優婆夷、我れ僧の與に食を作さんと欲す」と。諸の優婆夷は信心歡喜して食直を與へて是言を作さく、「阿梨耶、食を作す日に至りて我に語げよ、我當に來いて食を[四二]行すべし」と。比丘尼、得已るに自ら食を作し及び衣鉢を買ひ、餘殘にて麁食を作しぬ。(優婆夷は)其日に至りて自ら來いて食

に至りしものなるべし。次の第二十一條に長鉢を畜ふとあるは巴利比丘戒文には…atirekapattum dhāreyya…とありて受持外の食鉢を受用するの緣によりて制戒せられしなり。比丘尼戒に於てこの第二十一條に相當するの戒は諸律の比丘尼戒に存せず獨り僧祇律のみなり。

【四六】嵩婆鉢・烏婆嵩婆鉢・憂鳩吒夜鉢・婆耆夜鉢、註(一〇の九六)の參婆鉢・烏迦斯魔鉢・優迦吒耶鉢・多祇耶鉢とあると音譯多少相違するも同じきなり。四分律に照合するに製作地方の名なるも其所在知り難し。

【四七】上・中・下・過鉢・減鉢・隨鉢。註(一〇の一〇〇・一〇二・一〇三・九七・九八・九九)參照。減鉢とは非鉢なり。

【四八】十六枚鉢。四分律(二四)には比丘尼第二十五尼薩耆に十六枚器とあり、即ち大釜・釜蓋・大瓫・杓、小釜・釜蓋・小瓫・杓、水瓶・瓶蓋・瓫・杓、洗瓶・瓶蓋・瓫・杓とせり。五分律(一二)比丘尼第二十九尼薩耆には酥・油・蜜・香・藥・醬・酢を盛る瓶、釜・鍑(三足ある鍋)・杓、及び米食を盛る一小瓫を聽すとあるも十六の數字なし。又五分律の次の第三十尼薩耆にも七種麤鉢を聽すとして飲

に聞かずや、我れ無量に方便して多欲を毀呰して少欲を稱歎せしを。汝、云何が悪不善法を作せる、此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからず。今日より後、牀褥の爲に乞へるを轉じて餘用と作すを聽さず」と。佛、大愛道・瞿曇彌に告げて舍衛城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし。

「若し比丘尼、牀褥の爲に乞ひつゝ、而も自ら衣鉢・飲食・疾病湯藥と作さんには尼薩耆波夜提なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「牀褥・枕・拘執」とは、上の比丘中に廣說せるが如し。「乞ふ」とは、勸化して求索するなり。後に自ら用ひて衣鉢・飲食・湯藥と作さんには尼薩耆波夜提なり。「尼薩耆波夜提」とは、此物應に僧中に捨して[36]波夜提悔過すべく、捨せずして悔せんには越毘尼罪なり。波夜提とは、比丘中に廣說せるが如し。若し比丘尼、牀褥の爲に乞ひつゝ、而も自ら用ひて衣鉢・飲食・湯藥と作さんには尼薩耆波夜提なり。若し此が爲に索めんに彼の用と作すを得ず、若しは牀の爲に索めつゝ褥と爲し、褥の爲に索めつゝ枕と作し、枕の爲に索めつゝ拘執と作さんには越毘尼罪なり。若し勸化して乞うて多く牀・褥・枕の直を得んに、當に一々に人に示して[37]記識すべし、「此は是れ牀直なり、此は是れ褥直なり、此は是れ枕直なり、此は是れ拘執直なり」と。若し爾せざらんには、一々に越毘尼罪なり。貸用して房舍及び釜鑊を治するを得るも、如法に貸用せよ。若し比丘尼、牀褥の爲に乞ひつゝ而も餘用せんには越毘尼罪、如法に貸用するを得ん。是故に說きたまへり。

[38]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、偸蘭難陀比丘尼は、垢膩穿穴せる弊衣を著して行いて食を乞ひしに、婦人見已りて語げて言はく、[39]「阿梨耶、我れ衣直を施さん、衣を知れ」。復、人ありて言はく、「我れ鉢直を施さん、鉢を知れ」。得已るに但、飲食を作して、用ひ盡して衣鉢を作らざりき。比丘

これ檀越の施意を尊重すればなり。教團の經濟觀及びその精神を此等の文句の上にうかゞひ得べし。

【三八】尼薩耆第十二餘用檀越施直戒。

【三九】阿梨耶我施衣直知衣…我施鉢直知鉢とあり。衣を知れ鉢を知れとは、律の淨語にして作り求めよとの意なり。

【四〇】若無所適爲隨作無罪とあり。適爲とは恐らく適意即ち意にかなへるものとの意なるべし。後に無所適爲者無罪とあるも同義なるべし。

【四一】尼薩耆第十三乞僧食直自用戒。

【四二】食を行すとは、比丘尼僧衆一同にめぐりほどこす意、即ち給仕するなり。

【四三】長飲食酥油。長は餘分なり、即ち殘れる飲食酥油なり。

【四四】尼薩耆第十四多積聚鉢戒。

【四五】長鉢を畜ふとは、巴利戒文に……Pattasannicayam kareyya,……とありて多くの鉢を畜積して記識せず(anadhitthito)、淨施せざる(avikappito)の緣によりて制戒ありしものなるべく、次でいかに淨施すとはいへ、制限外の長鉢を畜ふるは不可なりとして十六枚鉢の制ありとする

使行と二の無根と、　相言と獨行と(獨)宿と、
主聽さゞると犯罪女と、　渡河と並に自ら捨すると、
漏心人の施を受くると、　彼を勸めて施を取らしむると、
十二は是れ初罪なり。　破僧と並に相助と、
瞋恚して僧を謗ると、　戾語と習近住と、
(習近)住を勸むると瞋りて還戒するとなり。第二篇說き竟る。

三十事(比丘尼尼薩耆)の初[二三]

[二四]十日と　[二五]離衣宿と、　[二六]非時衣と　[二七]金錢を捉ると、
[二八]賣買と並に　[二九]衣を乞ふと、　[三〇]乞ふに二衣を取ることを聽すと、
[三一]辦衣と　[三二]二居士と、　[三三]王臣との次第十は、
比丘(戒)中に廣說せるが如し。　初跋渠竟る。

[三四]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、偸蘭難陀比丘尼は聚落中に在りて住して、僧の爲に勸化して牀褥を索めんとて婦人に語げて言はく、「優婆夷、汝當に僧に牀褥・枕・[三五]拘執を施すべし」と。時に婦人信心歡喜して卽ちに牀褥・枕・拘執の直を與へしに、得已りて持して衣鉢・飲食・湯藥と作せり。時に比丘尼、次に行いて食を乞うて其家に到るに、諸婦人問うて言はく、「阿梨耶、我れ偸蘭難陀比丘尼に牀褥・拘執・枕の直を與へしが、爲に作りしや未だしや」。比丘尼言はく、「那ぞ作るを得ん、但自ら衣鉢・飲食・湯藥を買へり」。諸比丘尼聞き已りて大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「偸蘭難陀を喚び來れ」。來り已るに佛問うて言はく、「汝實に牀褥・拘執を索めつゝ而も餘用と作せしや」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝常

【二三】三十事(比丘尼尼薩耆)。有部律のみ三十三事とす。尼薩耆とは註(八の一)以下參照。
【二四】尼薩耆第一長衣戒。註(八の二)參照。
【二五】尼薩耆第二離衣宿戒。註(八の八七)參照。
【二六】尼薩耆第三一月望衣戒。註(八の二〇一)參照。
【二七】尼薩耆第四畜錢寶戒。註(一〇の一)參照。
【二八】尼薩耆第五販賣戒。註(一〇の六九)參照。
【二九】尼薩耆第六乞衣戒。註(九の二〇)參照。
【三〇】尼薩耆第七過分取衣戒。註(九の四一)參照。
【三一】尼薩耆第八勸增衣價戒。註(九の六四)參照。
【三二】尼薩耆第九勸二家增價戒。註(九の八五)參照。
【三三】尼薩耆第十怱切索衣戒。註(九の八七)參照。
【三四】尼薩耆第十一乞僧牀褥自作衣食戒。
【三五】拘執。註(三の一二四)拘執枕の下參照。
【三六】波夜提悔過。波夜提罪の懺悔なり、註(八の二一七)參照。先に僧中にて財を捨して、次で所犯の罪を四人以上の僧前にて懺悔す。
【三七】記識(Adhitthāti)。夫々に當てられたる價を互用し混亂せざる樣に憶念するなり。

ひて爲せん、餘に更に勝處あれば我れ彼中に於て梵行を修せんとす」と。諸比丘尼は應に是比丘尼を諫めて言ふべし、「阿梨耶、瞋恚して戒を捨てんとて是言を作すこと莫れ、我れ佛を捨てん、……乃至、沙門尼釋種を捨てんと。佛を捨せんには不善なり」と。諸比丘尼是の如くに諫むる時、故ほ堅持して捨てざらんには、應に第二第三諫すべし。(第二第三諫して)是事を捨つれば好し、若し捨てざらんには、是法乃し三諫に至らんに僧伽婆尸沙なり』と。

「比丘尼」とは、釋種女の、「戒を捨て、佛を捨て、……乃至、沙門尼を捨てん」と欲せるが如し。「諸比丘尼」とは、若しは僧、(若しは)多人、(若しは)一人なり。[二〇]「三諫」とは、屏處三諫、多人中三諫、僧中三諫なり。(僧中に三諫せんに)捨つれば善し、若し捨てざらんには、是法乃し三諫に至らんに僧伽婆尸沙なり。「僧伽婆尸沙」とは、上に說けるが如し。屏處にて諫むる時、捨つれば善し、若し捨てざらんには諫諫に越毘尼罪にして、多人中にも亦爾り。僧中の初諫には越毘尼、諫め竟るには偸蘭遮。第二の初諫には亦越毘尼、諫め竟るには偸蘭遮。第三の初諫には偸蘭遮、諫め竟るには僧伽婆尸沙なり。[二一]僧伽婆尸沙罪起り已らんに、屏處・多人中・僧中の(一切の越毘尼・偸蘭遮は)一重罪を成じて僧伽婆尸沙と作して治するなり。若し中間にて止めんには、止むる處に隨ひて治するなり。是故に世尊は說きたまへり。

「阿梨耶僧聽きたまへ、已に[二二]十九僧伽婆尸沙法を說きぬ。十二は是れ初罪にして、七は乃し三諫に至るに(僧伽婆尸沙罪なり)。若し比丘尼、一々の罪を犯ぜんに、半月、二部衆中にて摩那埵を行じ、次いで阿浮呵那に到り、二十僧二部衆中にて應に出罪して衆人の意を稱可すべし。二十人中に若し一人を少かんに、此比丘尼を「出罪せり」とは名けず、諸比丘・比丘尼は應に呵責すべきなり。是を「時」と名く。「是中清淨なりや不や」。第二第三に亦問ふ、「是中清淨なりや不や」。是中清淨なり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ』と。

【二〇】原漢文に三諫者屏處三諫多人中三諫僧中三諫捨者善若不捨者是法乃至三諫僧伽婆尸沙とあり。僧中三諫の四字を二度に讀むべきなり。

【二一】原漢文に僧伽婆尸沙罪起已屏處多人中僧中成一重罪作僧伽婆尸沙治とあり。僧中の下に一切越毘尼偸蘭遮の八字を挿入して解すべきなり。

【二二】十九僧伽婆尸沙法。四分・巴利・五分・十誦の諸大律は十七僧伽婆尸沙なり。僧祇律には他の諸律に存する汚家惡行戒を欠きて、第七條に他律に存せざる主不聽授具足の一條を加へたり。次で獨行無伴第五條、離衆宿第六條、獨渡河第九條の三條を開きたるも諸律は唯一條とせり、よりて二條を增加して十九僧殘となれり。而して有部律はこれに四條を開くにより三條を增加して二十條となれり、但、諸律に存する「訴斷事官」の一條を欠きて諸律になき「自爲レ已索ニ七人物一」の一條を加へたり。

にも亦勝法あれば梵行を修するの處たり。我れ是の沙門尼釋種を用ひて爲せん、我當に彼に於て梵行を修すべし」と。諸比丘尼は是比丘尼を諫めて言はく、「阿梨耶、佛を捨て、法を捨て、僧を捨つる莫れ、……乃至、釋種を捨つる莫れ。佛を捨てんには不善なり、……乃至、釋種を捨てんには不善なり」と。一諫するも止めず、二諫して乃し三諫に至るも亦止めざりければ、諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「汝去いて先に屛處にて三諫し、多人中にて三諫し、僧中にて三諫して此事を捨てしめよ」と。屛處諫とは、屛處にて應に問うて言ふべし、『汝實に瞋恚して言ひしや、「我れ戒を捨てん、我れ佛を捨てん、……乃至、沙門尼釋種を用ひて爲せん。當に餘の勝處に於て梵行を修すべし」と』。答へて「實に爾り」と言はんに、屛處にて應に諫むべし、「汝、戒を捨て、佛を捨て、法を捨て、僧を捨て、……乃至、沙門尼釋種を捨つる莫れ。佛を捨てんには不善なり、……乃至、沙門尼釋種を捨てんには不善なり。我今慈心もて汝を利益せんと欲するが故に汝を諫むるなり。一諫已に過ぐるも二諫の在るあり、是事を捨つるや不や」と。答へて「捨てじ」と言はんに、第二第三も亦是の如くにし、多人中三諫も亦爾り。若し捨てざらんには、僧中にて應に求聽羯磨を作して問ふべきなり。……屛處中に說けるが如くせしも猶ほ故ほ止めざりければ、諸比丘尼は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「比丘尼を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、……乃至、法に非ず、律に非ず、佛の敎の如くにあらず、是を以て善法を長養すべからず」。佛、大愛道に告げて迦維羅衞に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし』。

『若し比丘尼、瞋恚して戒を捨せんと欲して是言を作さく、「我れ佛を捨て、法を捨て、僧を捨て、說を捨て、共住を捨て、共食を捨て、經論を捨て、沙門尼釋種を捨てん、是の沙門尼釋種を用

善し、若し捨てざらんには、是法乃し三諫に至るに僧伽婆尸沙なり』と。

「相違住」とは、眞檀釋家女と欝多羅比丘尼との如し。「勸む」とは、偸蘭難陀比丘尼の如し。「習近住」とは、身に相習近し、口に相習近し、身口に相習近するなり。「覆ふ」とは、身口の過にして、此の身口の過を彼れ覆藏し、彼の身口の過を此が覆藏するなり。「是比丘尼」とは、偸蘭難陀比丘尼の如し。「諸比丘尼」とは、僧と多人と一人となり。「三諫」とは、屛處三諫と多人中三諫と僧中三諫となり。「屛處諫」とは、屛處にて應に問ふべきなり『汝實に某甲某甲比丘尼に、「相違離して住する莫れ、……乃至……」と勸めしや』と。答へて「實に爾り」と言はんに、[一六]屛處にて應に諫めて是語を作すべし、「爾すること莫れ、阿梨耶、某甲某甲は相違住せるに、是の教言を作さく、「相習近住して……」と。……乃至、一諫して止めず、二諫三諫して止めず、多人中にも亦爾り、僧中にても三諫して止めざらんに、是法乃し三諫に至りて捨てざらんに僧伽婆尸沙なり。「僧伽婆尸沙」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、屛處に三諫せんに諫諫に越毘尼罪、多人中にて三諫せんに諫諫に越毘尼罪、僧中の初諫に越毘尼罪、諫め竟るに偸蘭遮、第二の初諫に越毘尼罪、諫め竟るに偸蘭遮、第三の初諫に偸蘭遮、諫め竟るに僧伽婆尸沙なり。僧伽婆尸沙を成じ已るに、屛處・多人中・僧中の一切の越毘尼罪・偸蘭遮は、一僧伽婆尸沙に合成して治罪するなり。若し中間に止めんには、止むる處に隨うて治罪するなり。是故に說きたまへり。

[一七]佛、迦維羅衛尼拘律樹釋氏精舍に住したまひき。時に[一八]釋種女の母子出家せしに、母は外道中に在りて出家せしが、女に語げて言はく、「我れ今母子、如何が生きながら離れんや。汝可しく此に來りて共に住すべし」。其女白して言はく、「我れ故なくして來るを得ず、當に因る所あるを待ちて來るべし」。是に於て女還りて比丘尼と與に共に鬪ひ瞋りて言はく、「我れ今、佛を捨て、法を捨て、僧を捨て、[一九]說を捨て、共住・共食を捨て、經論を捨てん。我は比丘尼に非ず、釋種に非ず。諸の外道

【一六】原漢文に屛處應諫作是語莫爾阿梨耶某甲某甲相違住作是言相習近住乃至一諫不止二諫三諫不止……とあり。

【一七】僧殘法第十九瞋恚自言捨三寶戒。四分第十六、巴利・十誦第十四、五分第十七、有部第十三條なり。

【一八】釋種女母子。四分律は六群比丘尼、十誦律は迦羅、五分律は旃茶、摩那、有部律は黑色苾芻尼、巴利律は Caṇḍakāri とす。

【一九】說を捨つるとは、同一說戒を捨つるなり。

善法を生ずるを妨げじ。餘人も亦是の如くに相習近住する者あるも僧は遮する能はざるに、汝を輕易するが故に共に相禁制せるのみ」と。我れ今慈心饒益の故に汝を諫むるなり、一諫已に過ぐるも二諫の在るあり、汝、捨つるや不や』と。答へて「捨てじ」と言はんに、是の如くに第二第三し、多人中にも亦是の如くに諫め、若し捨てざらんには僧中にて應に求聽羯磨を作すべきなり。唱へて言はく、「阿梨耶僧聽きたまへ、偸蘭難陀比丘尼は眞檀釋家女と欝多羅比丘尼とに、「相習近住して互相に過を藏せんに善法を生ずるを妨げじ」と勸め、已に屛處に三諫し、多人中に三諫せしも止めざれば、若し僧時到らば僧は今亦應に三諫して此事を捨てしむべし」と。僧中にて應に偸蘭難陀に問ふべし、『汝實に「相習近住して……乃至、……」と勸めしや。僧は今慈心もて汝を諫むるは利益せんと欲するが故なり。一諫已に過ぐるも二諫の在るあり、汝捨つるや不や』。答へて「捨てじ」と言はんに、第二第三諫せよ。(第二第三諫して)故ほ捨てざりければ、諸比丘尼は是因縁を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに佛問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、……乃至、佛、大愛道に告げて舍衞城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし」、

『若し比丘尼、相遠住するを見て便ち勸めて是言を作さく、「當に習近住して迭相に過を藏して相離れて住する莫らんに、善法を生長するを妨げざるべし。餘人も亦是の如くに相習近住せる者あるも僧は遮する能はざるに、汝を輕易するが故に相禁制せるのみ」と。諸比丘尼は應に是比丘尼を諫めて言ふべし、『阿梨耶、某甲某甲は相遠住せるに、「習近住して遞相に過を覆ひて習近住せんに善法を生ずるを妨げじ」と勸むること莫れ。(復)是語を作すこと莫れ、「餘人も亦習近住せる有るに僧は遮する能はずして、汝を輕易するが故に相禁制せるのみ」と』。是比丘尼、諸比丘尼諫むる時堅持して捨てざらんに、應に第二第三諫すべし。(第二第三諫して)捨つれば

善法を長養すべからず」と。佛、大愛道に告げて舍衛城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、
『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、
若し二比丘尼・習近住して迭相に過を覆はんに、諸比丘尼は應に是比丘尼を諫めて言ふべし、「阿梨耶、習近住して迭相に過を覆ふこと莫れ、習近住せんに善法を生ぜざれば」と。是比丘尼を諸比丘尼諫むる時、堅持して捨てざらんに、應に第二第三諫すべし。(第二第三諫して)是事を捨つれば善し、若し捨てざらんに、是法乃し三諫に至らんに僧伽婆尸沙なり』と。

[一四]佛、舍衛城に住したまひき。爾時世尊は「習近住するを聽さず」と制戒したまひければ、時に眞檀釋家女と欝多羅比丘尼とは各自ら別住せしに、[一五]偷蘭難陀比丘尼の言はく、「阿梨耶、但、習近住して互相に過を藏して相遠住すること莫れ、善法を生ずるを妨げざらん。餘人も亦是の如くに相近住するあるも僧は遮すること能はず、汝を輕易するが故に共に相禁制せるのみ」と。諸比丘尼、是比丘尼を諫むらく、『阿梨耶、是語を作すこと莫れ、「但、習近住して互相に過を藏して相遠住すること莫れ、善法を生長するを妨げざらん。……乃至、汝を輕易するが故に共に相禁制せるのみ」と。』是の如くに一諫せしも止めず、二諫三諫せしも止めざりければ、諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は即ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の眞檀釋家女と欝多羅比丘尼とは相遠住せしに、偷蘭難陀比丘尼は習近共住すとも善法を生ずるを妨げじと勸令せんには、當に屏處に三諫し、多人中に三諫し、僧中に三諫して此事を捨てしむべし」と。屏處にて諫めんには應に是言を作すべし、『偷蘭難陀、汝實に眞檀比丘尼・欝多羅比丘尼に語げて言ひしや、「但、習近住して互相に過を藏して相遠住すること莫らんに善法を生ずるを妨げじ。餘人も亦是の如くに相近住する者あるも僧は遮する能はざるに、汝を輕易するが故に共に相禁制せるのみ」と』。答へて「實に爾り」と言はんに、應に諫めて言ふべし、『汝、是語を作すこと莫れ、「相習近住して互相に過を藏して相遠住すること莫らんに

[一四] 僧殘法第十八勸令共住戒。四分・五分第十五、巴利・十誦第十七、有部第十六條なり。

[一五] 偷蘭難陀比丘尼。五分律は但に諸比丘尼とあるのみ、十誦律は助調達諸比丘尼、四分・巴利・有部は僧祇に同ず。

に法の如く毘尼の如くに教ふらく、「當に學して自身にて不可共語を作すことを犯ずること莫るべし」と、……闡陀戻語の中に廣說せるが如し、……乃至、『若し比丘尼、自ら用ひて戻語し、諸比丘尼、共法中に法の如く律の如くに教ふるに、便ち自ら意を用ひて是言を作さく、「汝、我が若しは好若しは惡を語ること莫れ、我亦汝の若しは好若しは惡を語らじ」と。諸比丘尼は應に彼比丘尼を諫めて言ふべし、「阿梨耶、諸比丘尼は共法中にて法の如く律の如くに汝に教ふるなれば、汝自ら(意を)用ふること莫れ。諸比丘尼、汝に教へんに汝當に信受すべく、汝亦應に法の如く律の如くに諸比丘尼に教ふべし。何を以ての故に。如來弟子中、展轉して相教へ、展轉して相諫めて、共に罪中より出づるが故に、善法增長するを得るが故なり」と。是比丘尼を諸比丘尼諫むる時、堅持して捨てざらんには應に第二第三諫すべし。(第二第三諫して)是事を捨つれば善し、若し捨てざらんには、是法乃し三諫に至らんに僧伽婆尸沙なり』と。……比丘戒の中に廣說せるが如し、是故に說きたまへり。

[二] 佛、舍衛城に住したまひき。爾時、二比丘尼あり、一を[三]眞檀と名け、是れ釋家の女なり、二を欝多羅と名け、身に習近住し、口に習近住し、身口に習近住して迭相に過を覆ひぬ。「身に習近住す」とは、牀を共にして眠り、牀を共にして坐し、器を同じくして食し、迭互に衣を著し、共に出で共に入るなり。「口に習近住す」とは、染汚心にて語りて迭相に罪を覆ひ、此れ犯じて彼れ覆ひ、彼れ犯じて此れ覆ふなり。「身口に習近住す」とは、二事倶なるなり。比丘尼諫めて言はく、「阿梨耶、身に習近住し、口に習近住し、身口に習近住する莫れ、迭相に過を覆ふこと莫れ。何を以ての故に、善法を生ぜざればなり」と。一諫二諫三諫せしも止めざりければ、諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は卽ち是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を呼び來れ」。來り已るに佛問うて言はく、『汝實に爾りや不や』。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が身口に習近住して迭相に過を覆へる。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くに非ず、是を以て

【二】 僧殘法第十七習近住相覆三諫不捨戒。四分・五分第十四、巴利・十誦第十六、有部第十五條なり。

【三】 眞檀・欝多羅。四分律は修休摩・蘇摩・婆頗夷、五分律は修休摩・婆頗、十誦律は逆摩・曇彌、有部律は可愛・隨愛、巴利律は Thullanandā の二依止弟子とせり。

第二第三諫せよ。(第二第三諫せしも)猶ほ故ほ捨てざりければ、諸比丘尼は是因縁を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を喚び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、偸蘭難陀に語げたまはく、「此は是れ惡事なり、汝常に聞かずや、我れ無量に方便して佷戻を呵責して軟語を稱歎せしを。汝、云何が佷戻せる。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くに非ず、是を以て善法を長養すべからず」。佛、大愛道に告げて舍衞城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、……「乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし」、

『若し比丘尼、瞋恚して非理に僧を謗りて是言を作さく、「僧は愛に隨ひ・瞋に隨ひ・怖に隨ひ・癡に隨へり、僧は愛・瞋・怖・癡に依りて、是故に呵責せるなり」と。是比丘尼を諸比丘尼は應に諫めて是言を作すべきなり、「阿梨耶、是語を作すこと莫れ、僧は愛に隨ひ・瞋に隨ひ・怖に隨ひ・癡に隨へり、僧は愛・瞋・怖・癡に依れりと。何を以ての故に、僧は愛・瞋・怖・癡に隨はざればなり。汝、瞋恚して非理に僧を謗ること莫れ」と。是比丘尼を諸比丘尼諫むる時、堅持して捨てざらんには、應に第二第三諫すべし。(第二第三諫して)是事を捨つれば善し、若し捨てざらんには是法乃し三諫に至らんに僧伽婆尸沙なり』と。

「比丘尼」とは、偸蘭難陀比丘尼の如し。瞋恚して非理に僧を謗りて、屏處に三諫して捨てざらんには、諫諫に越毘尼罪。多人中も亦爾り。僧中にて初諫の時も亦越毘尼罪、諫め竟るに偸蘭遮、第二の初諫時も亦越毘尼罪、諫め竟るに偸蘭遮。第三の初諫時には偸蘭遮、諫め竟るに僧伽婆尸沙なり。僧伽婆尸沙を成じ已るに、屏處・多人中・僧中の一切の越毘尼罪・偸蘭遮は、[8]八謗僧偸蘭遮を除いて餘の一切は一僧伽婆尸沙に合成して治罪し、若し中間に止めんには、止むる處に隨うて治罪するなり。是故に世尊は說きたまへり。

[9]佛、拘睒彌に住したまへり。[10]闡陀母比丘尼は[11](惡性にして共語し難くせり)、諸比丘尼は共法中

【八】八謗僧偸蘭遮。本律卷第七の註(一四四)には四偸蘭罪非理謗僧とあり、十誦律(四三)に捨佛・捨法・捨僧・捨戒の言をなさんに四偸蘭遮とあるものに相當するか、若し然りとせば後の註(一九)の本文、特にその次の戒文には佛・法・僧・說・共住・共食・經論・沙門尼釋種を捨せんとの八種を列ぬ。これを今八謗僧偸蘭遮と云へるにはあらざるか。

【九】僧殘法第十六惡性拒諫戒。四分・巴利・十誦は第十三條、五分第十二條、有部は第二十條とせり。

【一〇】闡陀母比丘尼。五分律には闡陀母修摩那とあり。

【一一】原漢文には佛住拘睒彌闡陀母比丘尼(惡性難共語)諸比丘尼共法中如法如毗尼教當學莫犯自身作不可共語如闡陀戻語中廣說乃至……とあり。括弧内の五字を補へり。不可共語は註(七の七五)參照。闡陀戻語とは註(七の七二)比丘僧殘法第十二條の本文なり。

[五] 佛、舍衛城に住したまひき。爾時、偸蘭難陀比丘尼[六]に鬪諍事ありて、僧は法・毘尼の如くに與に羯磨を作すに、羯磨し竟るや瞋恚して非理を以て僧を誇りて是言を作さく、「阿梨耶、僧は愛に隨ひ[七]・瞋に隨ひ・怖に隨ひ・癡に隨へり、僧は愛に依り・瞋に依り・怖に依り・癡に依りて是故に呵責せり、此れ非法に斷事せるなり」と。是比丘尼を諸比丘尼諫めて言はく、「阿梨耶、非理に僧を誇ることを作す莫れ、僧は愛に隨はず、瞋に隨はず・怖に隨はず・癡に隨はず、僧は愛・瞋・怖・癡に依りて非法に斷事せざるなり」と。是の如くに第二第三諫せしも止めざりければ、諸比丘尼は是因緣を以て大愛道に語げ、大愛道は是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「汝去いて應に屛處に三諫し、多人中に三諫し、僧中にて三諫して此事を捨てしむべし」と。屛處諫とは、屛處にて應に問ふべし、『汝實に瞋恚して非理に僧を誇りしや、「僧は愛に隨ひ・瞋に隨ひ・怖に隨ひ・癡に隨へり、僧は愛に依り・瞋に依り・怖に依り・癡に依れり」と』。答へて「實に爾り」と言はんに、屛處にて應に諫めて言ふべし、「汝、瞋恚して非理に僧を誇ること莫れ、僧は愛に隨ひ・瞋に隨ひ・怖に隨ひ・癡に隨はず、僧は愛・瞋・怖・癡に依りて非理に斷事せず、我今慈心もて汝を諫むるは饒益せんと欲するが故なり。一諫已に過ぐるも二諫の在るあり、是事を捨つるや不や」と。答へて「捨てず」と言はんに、是の如くに第二第三諫せよ。多人中も亦是の如くし、僧中にて應に求聽羯磨を作すべきなり、『阿梨耶僧聽きたまへ、偸蘭難陀比丘尼は瞋恚して非理に僧を誇るらく、「(僧は)愛に隨ひ・瞋に隨ひ・怖に隨ひ・癡に隨へり、僧は愛・瞋・怖・癡に依れり」と。已に屛處にて三諫し、已に多人中にて三諫して此事を捨てしめしも而も捨てざれば、若し僧時到らば僧は今亦應に三諫すべし』と。僧中にて應に問ふべし、『汝實に瞋恚して非理に僧を誇りしや、「僧は愛に隨ひ・瞋に隨ひ・怖に隨ひ・癡に隨ひ、……乃至、非理に斷事せり」と。僧は今慈心もて汝を諫むるは饒益せんと欲するが故なれば、當に僧語を取るべし。一諫已に過ぐるも二諫の在るあり、是事を捨つるや不や』と。答へて「捨てじ」と言はんに、

【五】 僧殘法第十九說僧有愛有怖。四分第十七、巴利第十五、五分第十六、十誦第十五、有部第十四條なり。

【六】 偸蘭難陀比丘尼。四分律は黑、五分律は闡陀母修摩那、十誦律は迦羅、有部は吐羅難陀とし、巴利律は Caṇḍakāli とせり。

【七】 隨愛・隨瞋・隨怖・隨癡。註(七の一二一)參照。

尼、是比丘尼を諫めて是事を捨てしめ、如し捨てざらんには、是法乃し三諫に至りて僧伽婆尸沙なり。是故に世尊は說きたまへり。

佛、王舍城に住したまひき。〔二〕破僧と(破僧)相助とは、比丘中に廣說せるが如し。是故に世尊は說きたまへり、〔三〕『若し比丘尼、和合僧を破らんと欲して、故に勤方便して破僧事を執持して共に諍はんに、諸比丘尼は應に是比丘尼に語ぐべし、「阿梨耶、和合僧を破らんとて勤方便して破僧事を執持して共に諍ふこと莫れ、當に僧と與に事を同じくすべし。何を以ての故に、僧和合せんに歡喜して諍はず、共に學を一にして水乳の合するが如く、如法に說かんに安樂住ならん」と。是比丘尼、諸比丘尼の諫むる時堅持して捨てざらんには、應に第二第三諫すべし、(第二第三諫して)捨つれば善し、若し捨てざらんには、是法乃し三諫に至るに僧伽婆尸沙なり』と。〔四〕『諸比丘尼同意相助し、若しは一、若しは二、若しは衆多して同語同見して和合僧を破らんと欲せんに、是比丘尼を諸比丘尼諫むる時、是の同意の比丘尼の言はく、「阿梨耶、是比丘尼の好惡の事を說くこと莫れ。何を以ての故に、是れ法語の比丘尼、律語の比丘尼なり。是比丘尼の所說は皆是れ我等の心に欲する所なり、是比丘尼の所見、忍可せんと欲するの事は、我等も亦忍可せんと欲するなり。是比丘尼は知りて說いて、知らずして說くには非じ」と。諸比丘尼は應に是の同意の比丘尼を諫むべし、「阿梨耶、是語を作すこと莫れ、(是れ)法語の比丘尼、律語の比丘尼なりと。何を以ての故に、此れ法語の比丘尼、律語の比丘尼に非ざればなり。阿梨耶、破僧事を助くる莫れ、當に樂うて和合僧を助くべし。何を以ての故に、僧和合せんに歡喜して諍はず、共に學を一にして水乳の合するが如く、如法に說かんに安樂住ならん」と。是比丘尼、諸比丘尼諫むる時、若し堅持して捨てざらんには、應に第二第三諫すべし。(第二第三諫して)是事を捨つれば善し、若し捨てざらんには、是法乃し三諫に至らんに僧伽婆尸沙なり』と。

〔二〕原漢文には佛住王舍城破僧相助如比丘中廣說とあり。破僧を二度に讀みて、破僧と破僧相助とに解すべきなり。
〔三〕僧殘法第十三破僧違諫戒。註(七の九)以下參照。
〔四〕僧殘法第十四助破僧違諫戒。註(七の五四)以下參照。

巻の第三十七

十九僧殘法を明すの餘

[一]佛、王舍城に住したまひき。爾時、世尊は「漏心男子邊より衣鉢・飲食・疾病湯藥を取るを聽さず」と制戒したまひたれば、時に樹提比丘尼は長者よりの施衣を取らざりき。時に偸蘭難陀比丘尼は樹提に語げて言はく、「何ぞ此男子の施を取らざる、男子の漏心たると不漏心たると、何ぞ人事に預らん、但、汝をのみ無漏心ならしめんに、可しく此施を取りて因緣に隨うて用ふべきなり」と、是の如くして二諫三諫せしも止めざりき。諸比丘尼は是事を以て大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「比丘尼を喚び來れ」。佛り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が彼に漏心人の施を取らんことを勸めしや。此れ法に非ず、律に非ず、佛の敎の如きにあらず、是を以て善法を長養すべからず」。佛、大愛道に語げて王舍城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし」。

『若し比丘尼、比丘尼に語げて、「可しく此男子の施を取るべし、漏心たると不漏心たると何ぞ汝が事に預らんや、但、汝に漏心なからんに可しく施を取り已りて因緣に隨うて用ふべきなり」と、是語を作さんに、諸比丘尼は應に是比丘尼を諫むべし、『是語を作すこと莫れ、「應に是施を取るべし、男子の漏心たると不漏心たると何ぞ人事に預らんや、但、汝をして漏心なからしめんには、可しく施を取り已りて因緣に隨うて用ふべし」と』。是の如くに應に第二第三諫して是事を捨てんには好し、若し捨てざらんには是法初罪に僧伽婆尸沙なり』と。

「是語を作す比丘尼」とは、偸蘭難陀比丘尼の如し。「施を取る」とは、樹提比丘尼の如し。諸比丘

【一】僧殘法第十二勸無染心比丘尼戒。四分・巴利・五分は第九條、十誦・有部は第五條なり。

「知れり」。復問ふ、「云何が知れりや」。答へて言はく、「福徳を以ての故に」。復言はく、「是の如く然り、復兼ぬるに欲の爲の故なり」。時に[一〇二]樹提は是れ離欲の人なりければ、是語を聞くも其心遊然として持經せず、懷然として復遮せざりき。諸比丘尼は卽ち是事を以て大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「樹提を喚び來れ」。來り已るに具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝、後世の人の爲に軌則を作さゞらんや。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如きにあらず、是を以て善法を長養すべからず」。佛、大愛道に語げて王舍城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、漏心なくして、漏心男子邊より衣鉢・飲食・疾病湯藥を取らんには、是法初罪に僧伽婆尸沙なり」と」。

「比丘尼」とは、樹提比丘尼の如し。「漏心なし」とは、欲心なきなり。「鉢」とは、上と中と下となり。「衣」とは、僧伽梨・欝多羅僧・安陀會・僧祇支・雨浴衣なり。「飲食」とは、[一〇三]佉陀尼食・[一〇四]蒲闍尼食なり。「藥」とは、蜜・石蜜・生酥及び脂なり。是法は初罪に(僧伽婆尸沙なり)。若し人、比丘尼に衣鉢・飲食・疾病湯藥を與へて、「我れ是が爲の故に與ふ」と、是言を作さんには應に受くべからず。應に言ふべし、「我れ須ゐず、餘家にて自ら得ん」と。若し受けんには僧伽婆尸沙なり。若し語らずして手足を動じ、眼を瞬き、手を振り、彈指し、地に畫きて字を作して、是の如くに相せんには、我に於て欲心あるを知らんに此應に受くべからず。受けんには偸蘭遮なり。若し信心清淨にして諸情寂諦ならんに、受けんには無罪なり。若し女人、欲心にて比丘に與へ、若しは手足を動じ、眼を瞬きて與へんには、當に知るべし欲心あることを、應に受くべからず。受けんには越毘尼罪なり。若し信心清淨にして諸根寂諦ならんに、受けんには無罪なり。是故に世尊は說きたまへり。[一〇五]

摩訶僧祇律卷第三十六

【一〇二】原漢文に樹提是離欲人聞是語其心遊然不持經懷然復不遮とあり。故の一字補へり。遊然は宋・元・明・宮本には偷然とせり。遊は偷(イウ)の同音寫にして疾き貌なり。持經は持ち順ふるなり。懷然にふところにするなり、卽ちをさめなぐさむるなり。諸本には遊然不持經懷と然復不遮との二句とせる故に、遊念として經懷に持せず、然れども復遮せざりきと讀むも可ならん。

【一〇三】佉陀尼食(Khādanīya)。十誦律(二六)に五種佉陀尼として根食・莖食・葉食・磨食・果食を擧げたり。齒にてかみくだきて食するを得る堅食をいふ。四分律(一四)には根・枝・葉・華・果・油・胡麻・黑石蜜・磨細末食とし、毘得勒伽論(六)には九種佉陀尼として葉・華・果・胡麻・油・麵・餹・根・石蜜を列ねたり。

【一〇四】蒲闍尼食(Bhojanīya)五正食の如き食ひ得べき軟食なり註(一五の九八)參照。佉陀尼食との區別につき十誦律(一三)(縮藏三・八十左十三行)に噉者五種佉陀尼、食者五種蒲闍尼・五種似食とあり噉と食とにて區別せるは注意すべし。

【一〇五】聖語藏本にはこゝに光明皇后の願文あり。

ざるを知りつゝ、先に僧に語げずして自ら羯磨を捨せしや。今日より後、聽さず」と。佛、大愛道に告げて舍衞城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、「若し比丘尼、比丘尼僧和合して法・毘尼の如くに擧羯磨を作して、未だ如法と作さゞるを知りつゝ、先に僧に語げずして自ら捨を與へんに、是法、初罪に僧伽婆尸沙なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「知る」とは、若しは自ら知り、若しは他より聞くなり。「和合」とは、別衆に非ざるなり。[九六]「法・毘尼の如く」とは、不見罪と不作と三見不捨となり。擧羯磨せんには、共住せざるなり。「未だ如法と作さず」とは、未だ隨順を行ぜず、心未だ調伏せざれば僧は未だ捨を與へざるなり。「先に語げず」とは、僧中に未だ求聽羯磨を作さずして、而も自ら僧中に捨するなり。是法は初罪に僧伽婆尸沙なり。「僧伽婆尸沙」とは、上に說けるが如し。[九七] 若し弟子に、僧和合して擧羯磨を作さんには、若しは和上尼・(若しは)阿闍梨尼は應に長老比丘尼の所に至りて是言を作すべきなり「誰か愚癡なからん、恒に過あることなからんや、慧心常に存せるも、知らざるが故に爾りしのみ、更に復作さ(しめ)じ」と。是の如くに遍く諸人に語げ、已にして心をして柔輭ならしめ、然して後、僧中に於て求聽羯磨を作すなり。當に是說を作すべし「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲比丘尼に是事ありしが故に僧は擧羯磨を作せり。彼れ隨順を行じ、[九八] 心柔軟にして捨せり。若し僧時到らば僧よ、某甲は僧に從うて捨擧羯磨を乞はんと欲す。諸阿梨耶は聽すや(不や)、某甲、僧に從うて捨擧羯磨を乞はんと欲するを。僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。然して後に應に乞ふべきなり。若し人ありて遮せんには、和上は應に輭語して止めしむべし。[九九] 若し比丘、僧和合して法・毘尼の如くに擧羯磨を作せるを知りて而も自ら捨せんには越毘尼罪を得ん。

[一〇〇] 佛、王舍城に住したまひき。爾時、一長者あり、欲心にて [一〇一] 樹提比丘尼を請じて、衣鉢・飲食・疾病湯藥を與へて是言を作さく「阿梨耶、我れ何を以ての故に與ふるかを知れりや」。比丘尼言はく、

【九六】 原漢文に如法毗尼者不見罪不作三見不捨擧羯磨者不共住とあり。縮藏・大正藏・新藏皆加點誤まれり。不見罪不作三見にて切るべからず。三見不捨にて切るべきなり。前註(四五)參照。

【九七】 擧羯磨を捨せんことを乞ふに就ての和上・阿闍梨の作法。

【九八】 心柔輭捨の捨は心調伏して惡見邊見邪見の三見を捨せりとの意。

【九九】 原漢文には若比丘尼知僧和合如法毗尼作擧羯磨而自捨者得越毗尼罪とあるも、比丘尼とせるは解し難し、正に比丘とあるべきなり。聖語藏本には尼の字無し。

【一〇〇】 僧殘法第十一染心男子邊受供養戒。四分・巴利・五分は第八條、十誦・有部は第四條なり。

【一〇一】 樹提比丘尼。四分律は提舍難陀比丘尼、五分律は旃荼修摩那比丘尼の弟子修摩、十誦は施越比丘尼、有部は珠髻比丘尼巴利律は、Sundarī-nandā とす。

いて世尊に白すに、佛言はく、「偸蘭難陀比丘尼を喚び來れ」。來り已るに佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が船渡處に於て獨り浮き渡りしや。今日より後、船渡處に於て獨り浮き渡るを聽さず」と。佛、大愛道に告げて舍衞城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、船渡處に於て獨り河を渡らんには、是法初罪に僧伽婆尸沙なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「獨り渡る」とは、出界して彼岸に到らんには僧伽婆尸沙なり。

九五　佛、舍衞城に住したまひき。爾時、迦梨比丘尼は聚落中に於て遊行せんとて去るに、後に依止弟子あり、僧與に擧羯磨を作しぬ。師還るや、弟子白して言はく、「僧は我が與に擧羯磨を作して、法食・味食を共にせず」と。卽ち呵して言はく、「汝且らく默然して、但僧をして集まらしめよ」と。卽ち便ち集僧せしに、諸比丘尼は各是念を作さく、「是比丘尼、行いて還りて集僧するに常に善く施物あり、我等今日當に何物を得べき」とて、皆喜びて速に集まりぬ。集まり已るに卽ち是唱を作さく、「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲比丘尼に僧は擧羯磨を作せり。若し僧時到らば僧は某甲比丘尼に捨擧羯磨を與へんとす、白すること是の如し」、「阿梨耶僧聽きたまへ、某甲比丘尼に僧は與に擧羯磨を作せり。僧は今某甲比丘尼に捨擧羯磨を與へんとす。阿梨耶僧、某甲比丘尼に捨擧羯磨を與ふることを忍せんには默然したまへ、若し忍せざらんには便ち說きたまへ」と。是れ第一羯磨にして、是の如くに三羯磨せしに、諸比丘尼は此比丘尼の眼目畏る可きを見て敢て遮する者なかりき。諸比丘尼は展轉して相謂はく、「此は是れ何の語なりや」。皆言はく、「我も亦此語を知らず」と。諸比丘尼は大愛道に白し、大愛道は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を喚び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りしや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が比丘尼僧、法・毘尼の如くに擧羯磨を作せるに、未だ隨順を行ぜず、未だ如法と作さ

【九五】　僧殘法第十翻作解擧羯磨戒。四分律第六條、巴利律第七條、五分律、第五條十誦律第九條、有部律第十二條なり。

ば、便ち大愛道に詣りて白して言はく、「阿梨耶、我は是れ親里釋家の女、今深坑に墮せり、願はくは我を度して出家せ(しめ)よ」。大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「得ん、若し先に外道の度せる後ならんには出家せ(しむ)るを聽す」と。佛、大愛道に告げて舍衛城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、……乃至、已に聞ける者と當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、犯罪女にして衆親治せんと欲するを知りつゝ而も度せんに、餘時を除いて、餘時とは先に外道の度せるなり、是を餘時と名く、是法初罪に(僧伽婆尸沙なり)」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「知る」とは、若しは自ら知り、若しは他より聞くなり。「衆」とは、二衆の集にして、父母衆と夫家衆となり。「親」とは、婆羅門宗姓・刹利宗姓・毘舍宗姓・首陀羅宗姓なり。[九一]「治罪」とは、或は[九二]薄を以て裹みて燒き、或は沙囊を頸に繫けて水中に沈め著き、或は火にて頭を燒き、或は耳を截り、鼻を截り、或は燒熱の鐵にて小便道を烙き、或は其身を中裂する(等)、是の如くに國法種々不同なり。「先に外道に在りて出家せるを除く」とは、世尊は無罪なりと說きたまへり。「外道」とは、[九三]尼揵帝梨檀遲伽の是の如き比の外道なり。「是法初罪に僧伽婆尸沙なり」とは、上に廣く說けるが如し。若し比丘尼、犯罪女の應に治すべきを知りつゝ、度して出家せ(しめ)んには越毘尼罪、學法を與へんには偸蘭遮、具足を受けんには僧伽婆尸沙なり。是故に說きたまへり。

[九四]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、衆多世人は阿耆羅河の彼岸に在りしに、此岸にて比丘尼僧は(僧)集せりき。時に偸蘭難陀比丘尼は衣を脫ぎて地に放ち、流を截りて浮き渡るに、諸の女人は共に相謂ひて言はく、「是の偸蘭難陀比丘尼の浮き渡りて來るを見よ」と。來り已るに露處に於て坐し、已にして須臾にして復還り渡るに、諸の女人嫌うて言はく、「云何ぞ是の偸蘭難陀比丘尼、凶惡人の如くに渡り已りて復還らんとは」。諸比丘尼聞き已りて大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往

【九一】古昔治罰法。
【九二】薄。穢き草又はすだれの如き類。
【九三】尼揵帝梨檀遲伽。尼揵・外道・一闡提の合成語卽ち nirgantha-tīrthya-icchāntika の音譯に非るなきか。尼揵外道とは裸形外道なり、註(九の四八)參照。一闡提は不信にして成佛の性なきものなり。
【九四】僧殘法第九獨渡河戒。

丘尼の房なる」。示して言はく、「此は是なり」。入り已りて問うて言はく、「阿梨耶、是れ迦梨比丘尼なりや」。答へて言はく、「何ぞ以て故に問ふや」。彼言はく、「我れ婦を放さゞるに何ぞ以て度して出家せ(しめ)たる」。「長壽、汝が家何處に在りや」。答へて言はく、「阿摩勒邑に在り」。便ち語げて言はく、「短壽、汝は是れ賊なり。汝知らずや、阿摩勒の人は恒に喜んで此に來り、國を伺求して便ち細作を爲さんと欲すれば」と。便ち弟子に語ぐらく、「我衣を取り來れ、我當に王に告げて此の短壽を繫ら(しめ)ん」。其人聞き已りて念言すらく、「此比丘尼の眼目は角張せり、或は能く惡を作さん」とて、漸々に却行して外に出で瞋恚罵詈すらく、「此沙門尼は我婦を盜み度しつゝ、反りて我を繫らんと欲す」と。諸比丘尼は聞き已りて大愛道に語げ、大愛道は即ち是事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「比丘尼を喚び來れ」。來り已るに佛言はく、「迦梨、此は是れ惡事なり、汝云何が人罪を犯じて衆親治罪せんと欲せるを知りて、而も度して出家せ(しめ)たる。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如きに非ず、今日より後、犯罪女人の衆、治罪せんと欲せるを而も度して出家せ(しむ)るを聽さず」と。復次に〔八七〕釋迦犍提邑に女人あり、……上に說けるが如し、……乃至、比丘尼に語げて言はく、「我を度して出家せ(しめ)よ」と。比丘尼言はく、〔八八〕「先に已に比しく此の如きの犯罪ありしに出家を聽さゞりき」と。復、餘の比丘尼に向ふに都べて度する者なかりければ、便ち外道に向うて出家を求めぬ。其人〔八九〕取めて治罪せんと欲せしも而も處を知らず、舍衛城に在りて外道已に度して出家せ(しめ)たりと聞いて、其夫念言すらく、「此婦は本是れ優婆塞女なりき、而して今外道邪見に墮せるは、即ち是れ治罪せるなり」とて、便ち復尋求せざりき。諸の外道の法として、〔九〇〕米泔汁及び盪釜水を飲み、裸形にして恥づるなく、而も復妻掠して度なければ、其婦厭患して言はく、「此れ出家の法に非じ」とて、即ち捨てゝ比丘尼精舍に向うて白して言はく、「我は深坑の崩岸に墮せり、當に泥犂に墮すべし、唯願はくは我を率いて出家せ(しめ)たまへ」と。諸比丘尼敢て度する者なかりけれ

【八七】釋迦犍提邑。其位置明かならず。

【八八】原漢文に比丘尼言先已有比如此犯罪不聽出家とあり。

【八九】取とは索の義なり。

【九〇】原漢文に諸外道法飲米泔汁及盪釜水裸形無恥而復妻掠無度とあり。米泔汁は米の洗ひしるなり、盪釜水は釜をあらへる水。

げて言はく、「汝復作すこと莫れ、若し作さんには我當に是の如く是の如くに汝を治すべし」と。其婦故作して止めず、其夫即ち伺うて男子と合に捉取して便ち斷事官に送與して言はく、「我婦は是人と與に通ぜり、願はくは官、我が與に如法に罪を治せよ」と。[八四]如法治罪者の言はく、「若し女人にして他と共に私通せんには、應に七日、二衆前に集まり、集會すること七日已るに二家衆前の中に於て其身を裂くべきなり」と。官便ち婦に語げて言はく、「汝且らく還歸せよ、若し家に(財)有らば可しく往いて辦具して飲食を布施すべし、若し無きには意に隨へ[八五]七日を滿じ已るに、當に二衆前の中に於て汝が身を裂くべし」と。即ち便ち家に還りて具に飲食を辦へて二衆に施すに、此婦屏處に於て啼泣せり。諸の母人問うて言はく、「汝、何の故に啼くや」。答へて言はく、「我れ那ぞ啼かざるを得んや、七日を滿じ已るに當に二衆前中に於て我身を裂くべし」。母人言はく、「汝、活くるを得んと欲するや不や」。答へて言はく、「爾り」。便ち語げて言はく、「汝、舍衞城迦梨比丘尼の所に往いて出家を求索せんに活くるを得べけん」。衆人酒に醉ふに、是に於て女人は如ら小らく出づるが似くにして即ち舍衞城に詣りて人に問うて言はく、「比丘尼僧伽藍は何處に在りや」。處を示すに、入り已りて問うて言はく、「何者か是れ迦梨比丘尼の房なる」。即ち其處を示すに、入り已りて白して言はく、「阿梨耶、我れ出家せんと欲す」。問うて言はく、「主、汝を聽せしや未だしや」。答へて言はく、「聽すとは云何」。比丘尼言はく、『若し未だ出嫁せざらんには父母聽し、已に嫁がんには姑・妐・夫主・叔の聽すを是れ則ち「聽す」と(名く)』。答へて言はく、[八六]「若し爾らんには已に自ら是れ聽せるなり、諸の宗親は都べて我身を中裂して棄捨せんと欲し竟りぬれば」と。比丘尼言はく、「若し爾らば已に好く汝を放せり」とて、即ち度して出家せ(しめ)て具足を受けぬ。其人、求覓して罪を治せんと欲するに見えず、舍衞城の比丘尼已に度して出家せ(しめ)たりと聞いて、即ち舍衞城に詣りて人に問うて言はく、「何者か是れ比丘尼精舍なる」。人即ち處を示すに、入已りて問うて言はく、「何者か是れ迦梨比

【八四】原漢文に如法治罪者言若女人共他私通者應七日二衆前集集會七日已於二家衆前中裂其身とあり。十誦(四三)に是に類似せる記あり。五分(二)の記は更に簡なり。二衆前とは婦の實家と夫の家の眷屬前なり。

【八五】七日を滿じ已るにとあるも、十誦律には六日の間、死飲を受けて七日に至りて牛舌刀を以て其身を裂破すとあり。

【八六】原漢文に若爾者已自是聽諸宗親都欲中裂我身棄捨竟とあり。欲中裂は宗親中にて我身を裂かんと欲すとの意にも解し得んも、後にも中裂其身とあれば兩脚を捉りて引き裂く罰法をいへるなるべし。

て言はく、「何者か是れ迦梨比丘尼の房なる」。即ち處を示すに、入り已りて問うて言はく、「阿梨耶、是れ迦梨なりや」。答へて言はく、「是なり、何の故に問ふや」。便ち言はく、「我れ婦を放さゞるに何の故に我婦を度して出家せ（しめ）たる」。尼言はく、「長壽、汝は何處より來れる」。答へて言はく、「王舍城より來れり」。比丘尼罵りて言はく、「[七八]短壽の物、汝は是れ賊なり、王舍城の人恒に來りて喜んで[七九]細作と作りて國の長短を伺へり」とて、即ち弟子に語ぐらく、「我が僧伽梨を取り來れ、此短壽を繋りて獄中に閉著せん」。其人即ち恐れて便ち是念を作さく、「此人の眼目は畏る可し、或は能く必らず爾らん」とて、眼にて之を[八〇]並眄して漸漸に却行し、外に出で已りて瞋恚して言はく、「此比丘尼は我婦を盗み度しつゝ反りて我を繋らんと欲す」。諸比丘尼は聞き已りて大愛道に語げ、大愛道は即ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「比丘尼を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛、迦梨に告げたまはく、「此は是れ惡事なり、汝云何が主聽さゞるに而も人を度せる、今日より主放さゞるに而も度するを聽さず」と。即ち大愛道に語げて舍衞城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、其主聽さゞるに而も度せんには、是法初罪に僧伽婆尸沙なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「聽さず」とは、未だ嫁せざる女ならんには當に父母に問ふべく、已に出嫁せるには當に聟・[八一]姑・妐及び叔に聞くべし。聽さゞらんには、度して出家せ（しめ）て具足を受けんには僧伽婆尸沙なり。「僧伽婆尸沙」とは、上に說けるが如し。是法、初罪に（僧伽婆尸沙なり）。若し比丘尼、主聽さゞるに而も度せんには越毘尼罪、學戒を與へんには偸蘭遮、具足を受けんには僧伽婆尸沙なり。是故に世尊は說きたまへり。

[八三]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、阿摩羅邑力士婦は年少端正にして人と與に私通せしに、其夫語

【七八】短壽（Appāyu）。他を尊敬して呼びかくる長壽（Dīghāyu）に對する語なり。
【七九】細作。間者なり。
【八〇】並眄・却行。並眄はよこめににらみ見るなり。却行はうしろしざりに退くなり。
【八一】姑妐。姑は夫の母、妐は夫の兄又は父。
【八二】僧殘法第八犯罪女受具足戒。四分・巴利第五條、五分第四條、十誦第八條、有部第十條なり。
【八三】阿摩羅邑力士婦。阿摩羅邑は毗舍離の近くなるAmbagāmaなるべし。後に阿摩勒邑とあるもAmbaの音譯と見るべきならん。力士婦は「末羅（Malla）種族なる婦」の意なり。

く」とは、欲あらずして離宿せると、老羸にして病めると、賊亂にて城を圍まんに若し城內にして出づるを得ず、城外にして入るを得ざらんに、是を餘時と名く。是法は初罪に僧伽婆尸沙なり。「僧伽婆尸沙」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、比丘尼を離れて宿して、日未沒より明相出に至らんに僧伽婆尸沙、日沒より離れて明相出に至らんに偸蘭遮なり。若し比丘尼僧伽藍中にて房を共にして宿せんに、當に相去ること一伸手內なるべく、一夜中に當に三たび手を以て相尋ね看るべし。一時に頓に三たびなるを得ず、當に初夜に一たび、中夜に一たび、後夜に一たびすべし。初夜に尋ね看ざらんには越毘尼罪、中夜に尋ね看ざらんにも亦越毘尼罪、後夜に尋ね看ざらんにも亦越毘尼罪にして、一切時に看んには無罪なり。若し上閣と下閣とに宿を異にせんには、一夜に當に三たび過り往くべし。[七六]是の如くに僧伽藍中に宿せんには偸蘭遮なり。是故に世尊は說きたまへり。

[七七]佛、舍衛城に住したまひき。王舍城中に長者あり、名けて須提那と曰ひ、婦あり年少端正なりき。其の夫無常して婦は男子を樂はざりしに、叔、攝し取らんと欲しければ即ち餘の婦人に語げて言はく、「我れ男子を樂はざるに而も叔は我を取りて婦と爲さんとす」と。女人語げて言はく、「汝、離るるを得んと欲するや」。答へて言はく、「我れ離れんと欲す」。即ち語げて言はく、「汝、舍衛城に往いて迦梨比丘尼の所に就れ、當に汝を度して出家せ(しむ)べけん」。此婦人如ら出で行くが似くにして便ち舍衛城に詣りて人に問うて言はく、「何者か是れ比丘尼僧伽藍なる」。即ち處を示すに、入り已りて問うて言はく、「何者か是れ迦梨比丘尼の房なる」。即ち房處を示すに、入り已りて問うて言はく、「阿梨耶、是れ迦梨なりや」。答へて言はく、「是なり、何の爲の故に問ふや」。答へて言はく、「我れ出家せんと欲す」。即ち度して出家せ(しめ)て具足を受けぬ。其叔、後に於て求むるも處を知らざりしに、人あり語げて言はく、「舍衛城、迦梨比丘尼は已に度して出家せ(しめ)たり」。便ち舍衛城に往いて人に問うて言はく、「何者か是れ比丘尼僧伽藍なる」。即ち處を示すに、入り已りて問う

[七四] 諸律にこの除外例なし。

[七五] 原漢文に除餘時者不欲離宿老羸病賊亂圍城若內不得出城外不得入是名餘時とあり。不欲離宿は男子に染着するの欲心あらずして住處界を離れて他に一夜宿する意なり。

[七六] 原漢文に如是僧伽藍中宿偸蘭遮とあり。僧伽藍は比丘尼僧伽藍に對して比丘の僧伽藍なる意なり。比丘僧伽藍は危險少き故に罪輕きなり。

[七七] 僧殘法第七主不聽受具足戒。諸律にこの條項を缺く。

親近せんに能く苦を離れん、　請はざらんには則ち說かじ、
聞き已りて如し修習せんに、　則ち勝妙の處に致らしめん」と。

是時、諸人家々に唄を請うて聞いて歡喜し、已にして大に利養を得たれば、諸比丘尼は各嫉心を生じて便ち是言を作さく、「此の妖艶の歌頌は衆心を惑亂す」と。諸比丘尼は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を喚び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に世間の歌頌を作せしや」。答へて言さく、「我れ世間の歌頌を知らず」。佛言はく、「是比丘尼は世間の歌頌には非じ。過去世の時、波羅奈城あり、王を[六九]吉利と名け、七女ありき。一を沙門と名け、二を沙門友と名け、三を比丘尼と名け、四を比丘尼婢と名け、五を[七〇]達摩友と名け、六を須達摩と名け、七を僧婢と名け、迦葉佛の前に於て發願すらく、……[七一]七女經の中に廣說せるが如し。[七二]時に比丘尼、又復將ゐ去くに、衆を離れて獨り宿しければ、比丘尼ありて大愛道に語げ、大愛道卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を喚び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に衆を離れて獨り宿せしや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より衆を離れて獨り宿するを聽さず」と。復次に[七三]流離王、迦維羅衞國を伐ちしに、……應に廣く說くべきなり。爾時、諸比丘尼は城外に獨り宿りしに、……乃至、「……王難を除く」と。復次に爾時、諸比丘尼は道行に著きしに、老病にして伴に及ばずして獨り宿し、心に疑悔を生じて大愛道に問ひ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「欲あらざらんには無罪なり」と。佛、大愛道瞿曇彌に語げて、舍衞城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、比丘尼を離れて一夜宿せんに、[七四]餘時を除く、餘時とは若しは病時（若しは）賊亂にて城を圍む時を是を餘時と名く、是法、初罪に（僧伽婆尸沙）なり」と』。

『比丘尼』とは、上に說けるが如し。「一夜宿」とは、日未沒より明相出に至るなり。[七五]「餘時を除

【六九】　吉利王(Kikirājā)。註(三三の一二七)参照。安經には機僕尼王とせり。
【七〇】　達摩友。原漢文には達磨友とあるも宋・元・明・宮本によりて達摩友とす。
【七一】　七女經。經集部（一）(大正藏十四卷908a)なるも七女の名同じからず、第一女蓋耽、第二女須耽摩、第三女比丘尼、第四女比丘羅輸、第五女沙門尼、第六女沙門蜜、第七女僧大薩耽とせり。Jātaka, 6. 481 には Samaṇī Samaṇā Guttā, Bhikkhunī, Bhikkhudāsikā, Dhammā, Suddhammā, Saṅghadāsī の七女を出し、本律の七女と相應せるは注意すべきなり。
【七二】　原漢文には時比丘尼人復將去離衆獨宿とあり。宮本にのみ人の字を又の字となす。今、人の字にては意通ぜざるを以て又の字に改む。將ゐ去くとは連り行くなり。
【七三】　流離王(Viḍūḍabha)。宋・元・明本には瑠璃王とし、宮本には琉璃王とす、迦毘羅城の異姓の宮女によりて得たる少女を嫡出と稱して波斯匿王に送りて生まれたる王なり。後に迦毘羅城を伐つに至れる因緣は四分律(四一)・五分律(二一)・增一阿含(二六)に出づ。

に語げて言はく、「汝大に不善なり、但、我を滅損せんと欲せり」。其婦言はく、「我れ相損せんと欲せしには非じ、我れ、(汝が)世尊を見已らんに食を妨廢せんことを畏れしのみ」。其夫瞋りて言はく、「女人の情は淺きかな、少饒益を欲して而して傷損すること少からじ」。婦、夫に語げて言はく、「大家郎、我に出家を聽せ」。夫、婦に語げて言はく、「何道の出家を欲するや」。婦言はく、「佛法の出家なり」。夫言はく、「相聽さん」と。即ち[六五]優鉢羅比丘尼の所に往いて出家を求め、即ち度して出家して具足を受けしに、初夜・後夜に精勤して懈らず、八日に至りて有漏を盡すを得て自知作證し、三明六通心に自在を得て樹下に依りて坐しぬ。時に[六六]釋提桓因往いて其所に到り、即ち頌を說いて曰はく、

「帝釋天[六七]營從して、　來下して足を稽首す。
是の羯暮女を觀ずるに、　出家して始めて八日、
優鉢善比丘(尼を師として)、　漏盡きて六通を證し
所作已に成辦して、　德力心に自在に、
諸の情根を折伏し、　閉目して樹下に坐せり。
是故に今、　世間の良福田に稽首す」と。

此の比丘尼は好淸聲ありて善く[六八]讚唄を能くしければ、優婆塞ありて請じ去り、唄し已るに心大に歡喜して、即ち大張の好氎を施與せり。時に諸天は虛空中に於て頌を說いて曰く、

「今、汝善利を得て、　福德甚だ巍巍たり、
一切染著盡きて、　淸淨なれば衣を奉施せり。
今、王舍城中の、　淸信の諸士女よ、
何ぞ來りて勸請せざる、　微妙の善法音を。

【六五】優鉢羅比丘尼。蓮華色比丘尼なり、註(五の五〇)參照。
【六六】釋提桓因。帝釋天なり註(一の一五二)參照。
【六七】營從。部下を繞らし從へてとの意なり。
【六八】讚唄。佛德を讚歎する梵唄なり。唄(Pāṭha)は註(一五の一七)參照。

言はく、「我は出家なり、問ふことを用ひて何か爲ん」。復言はく、「爾らず、會らず當に意あるべし、我に語げよ」。答ふるに亦初の如くなりき。是の如くして戲弄し已りて、須臾にして放ち去りぬ。聚落に到り已り心に疑悔を生じて大愛道に語げ、大愛道は即ち是事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「欲あらざらんには無罪なり」。復次に諸比丘尼は共に道行せしに、比丘尼あり病みて伴に及ばず、獨り後に在りて來るに、已にして心に疑悔を生じて大愛道に語げ、大愛道は即ち是事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「病まんには無罪なり」。佛、大愛道に語げて舍衛城に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、比丘尼の伴なくして行かんに、[六二]聚落界を出づるを得ざれ、餘時を除く。餘時とは、欲あらざると病となり、是を餘時と名く。是法、初罪に僧伽婆尸沙なり」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「比丘尼の伴なし」とは、獨一人して道行するなり、上に廣く說けるが如し。「餘時を除く」とは、欲あらざると病とにして、世尊は無罪なりと說きたまへり。「僧伽婆尸沙」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、道行に著く時未だ界を出でざるには無罪、若し聚落・城邑界に到らん時は當に相去ること伸手內に在るべく、若し相離れて伸手外に一足過ぎんには偸蘭遮、二足過ぎんには僧伽婆尸沙、一人、界の中間に住せんに偸蘭遮、是の如くにして餘人過ぎんにも偸蘭遮なり。是故に世尊は說きたまへり。

[六三]佛、王舍城に住したまひき。王舍城中に人あり羯暮子と名け、羯暮女を取り得て婦と爲せしに、端正雙び少かりき。(時に)食を持して夫に與へしに、世尊は時到りて入聚落衣を著し鉢を持して城に入り、次に行いて食を乞うて其家に到りたまひぬ。時に婦、是念を作さく、「若し我夫、佛を見まつらんには必らず當に起ち看て飲食を妨廢すべけん」とて、戶を當うて立ちしも、佛に於て緣ありければ、世尊は即ち光明を放ちて其舍內を照したまふに、其夫は[六四]閲ひ看て佛を見まつりぬ。便ち婦

【六二】聚落界(Gāmūpacāra)。註(三の三六)參照。巴利戒文には Gāmantaraṃ gacche-yya…とせり。

【六三】僧殘法第六離衆宿戒。

【六四】閲は闚字の譌にして窺字に通ず。

家」とは、外道出家、乃至、闍致羅なり[五六]「晝日」とは、日沒を齊るなり。「須臾」とは、乃至、須臾の頃にして、下、沙彌・園民に至るなり。「初罪」とは、三諫を待たざるなり。「僧伽」[五七]とは謂はく八波羅夷、「婆尸沙」とは是罪の餘ありて、僧は應に羯磨治すべきが故に僧伽婆尸沙と說くなり。復次に是事、僧中にて發露悔過するが故に、亦、僧伽婆尸沙と名く。若し比丘尼、王家の斷事官所に至りて相言[五八]せんには僧伽婆尸沙、道說せんには偸蘭遮なり、若し優婆塞家・信心家に至りて道說せんに越毘尼罪、心に嫌はんには越毘尼心悔なり。若し[五九]比丘にして王家に至りて相言せんに越毘尼罪、嫌說せんには越毘尼心悔なり。是故に世尊は說きたまへり。

[六〇]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、賴吒比丘尼の妹は異村に嫁適して病を得、信を遣して賴吒を喚んで言はく、「我未だ死なざるに及んで早く來りて我を看よ、相見ゆるを得べけん」と。即ち便ち往いて看るに、未だ至るを得ざる間にして妹は命終せり。到り已るに其妹聟、賴吒に語げて言はく、「汝の妹命過せり、誰か當に家內を料理して兒子を看視すべき。唯願はくは賴吒、我が爲に料理して以て妹處に代れ」。比丘尼便ち是念を作さく、「此人にして是の惡聲を出すこと、或は能く强ひて侵掠せられん」とて、即ち怖懼を懷き、佯りて外に出づるが如くして、便ち舍衞城に還りて諸比丘に語げて言はく、「異[六一]なりし哉、幾ど當に我が梵行を壞すべかりしに」と。諸比丘尼問うて言はく、「何事を以ての故なりや」。便ち具に上事を說くに、諸比丘尼聞き已りて大愛道に語げ、大愛道は即ち是事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「是比丘尼を喚び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「汝、云何が道路に獨行せる、今日より後、獨行するを聽さず」。復次に諸比丘尼は道路行せしに、一年少比丘尼あり下道に便利せんとて後に在りしに、諸の賈客來りて比丘尼の端正なるを見て即ち便ち遮りて問うらく、「汝、年少にして端正なり、正に應に欲を受くべきに、何ぞ以て出家せしや請ふ、其故を說かんことを」。比丘尼

【五六】闍致羅(Jaṭila)。螺髻外道なり。
【五七】僧伽とは八波羅夷なりとは、八波羅夷を犯ずれば僧寶に非ず、犯ざざれば僧寶たりとの意なり。而して八波羅夷の以下の僧殘罪は重罪ではあるが未だ僧たる資格の殘りある故に僧伽婆尸沙といへるなり註(五の三五)參照。
【五八】相言(ussayavādika)。諍ひあふなり。
【五九】原漢文には若比丘尼至王家相言越毘尼罪とあるも、宋・元・明・宮本によりて尼の一字を削除せり。今は比丘の持犯を述ぶる所なる故なり。
【六〇】僧殘法第五獨行無伴戒。四分律第七條に獨渡水・獨入村・獨宿・獨在後行の四種を攝し、巴利律は第六條にこの四種を攝せり。五分律第六條には三種を攝して獨入村の記なし。有部律は第六・七・八・九の四條に分ち、本律は第五に獨行無伴、第六に離衆宿、第九に獨渡河の三條に分てり。
【六一】原漢文には異哉其當壞我梵行とあり。其の字、宋・元・明・宮本には幾の字となす。今幾に改む。

「今は是れ雨時にして作すを得べからざれば、雨時過ぐるを須ちて當に作すべし」。比丘尼言はく、「今當に駛く作すべし、後を待つを得ざれ」。彼言はく、「我れ作すこと能はじ」。比丘尼瞋りて言はく、「短壽、酒糟を噉ふの驢よ、汝、敢て作さじと(言ふや)、無慚無愧にして邪見不信なるかな、汝速に治し去れ」。外道尼罵りて言はく、「衆多人子なる大腹の沙門尼よ、汝便ち我を殺さんとも終に汝の與に作さじ」。比丘尼即ち[53]斷事官の所に往いて具に上事を說くらく、「長壽、我が爲に彼に勑して隔墻を作さ(しめ)よ」。時に斷事官は佛法を信じければ、即ちに外道尼を[54]錄し來り、來り已るに語げて言はく、「弊惡の短壽、酒糟を噉ふ驢よ、邪見外道よ、何ぞ墻隔を作さゞる、汝等無羞にして裸形にて出入せんも、是の阿梨耶は梵行の人、設し汝等を見んに結使を增長せん、汝急ぎ作し去れ。若し作さずんば、當に汝に罪を加ふべし」。外道尼即ちに作すに、晝に成じ已るに夜に雨りて便ち壞れ、是の如くして夏三月の(間)作しつゝ成ぜしむること能はざりき。是に於て外道は嫌責して諸の優婆塞に語げて言はく、「[55]汝の福田を看よ、官力に倚恃して我を驅りて泥作せ(しむ)ること三月なり」と。諸の優婆塞の婦女聞き已りて比丘尼に語ぐるに、比丘尼聞き已りて、大愛道に向うて說き、大愛道は即ち是事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、「比丘尼を喚び來れ」。來り已るに佛、偸蘭難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が共に鬪うて相言せる。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如くならず、是を以て善法を長養すべからず」。佛、大愛道に告げて舍衞城に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘尼の與に制戒したまはく、「……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、諍訟相言せんに、若しは俗人、若しは出家人と晝日に須臾にも、……乃至、園民・沙彌と與に共に鬪うて相言せんに、是法、初罪に僧伽婆尸沙なり」と」。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「諍訟」とは、口に諍ふなり。「俗人」とは、在家人なり。「出

【五三】斷事官(Vohārika mahāmatta)。

【五四】錄し來るとは、檢束し來る意なり。

【五五】福田。今は比丘尼僧寶をいふ。註(一九の九六)參照。

波羅夷なり。若し屏處・衆多人中・僧中の一切の越毘尼・一切の偸蘭遮は一重罪に(合)成して波羅夷と名く。若し中間にて捨てんには、事に隨うて治するなり。

婬と盜と人命を斷ずると　實ならざるに過人を稱すると　肩以下・膝以上と　漏心にて八事を滿ずると　重を覆へると並に【四七】擧に隨ふとなり。　八波羅夷竟る。

【四八】十九僧殘法を明すの一

【四九】使行を受くるとは、比丘中に廣說せるが如し。是故に世尊は說きたまへり、「若し比丘尼、使行を受けて男女を和合し、若しは婦を取り、若しは私通せ(しむ)ること乃し須臾の頃に至らんに、是法、【五〇】初罪に(僧伽婆尸沙なり)」と。

【五一】二無根とは、比丘中に廣說せるが如し。是故に世尊は說きたまへり、「若し比丘尼、瞋恨し喜ばずして、故に淸淨無罪の比丘尼に於て無根波羅夷法を以て謗りて、彼比丘尼の淨行を破らんと欲せんに、彼れ後の時に於て若しは撿挍し、若しは撿挍せざるにも便ち是言を作さん、『是事無根なり、我れ瞋恨に住せるが故に是語を作せり』と、是法、初罪に(僧伽婆尸沙なり)」と。是故に世尊は說きたまへり、『若し比丘尼、瞋恨し喜ばずして、故に異分事中の小小事を以て、非波羅夷比丘尼を波羅夷法を以て謗りて、彼の梵行を破らんと欲せんに、彼れ後の時に於て若しは撿挍し、若しは撿挍せざるにも、異分中の小小事を以て、是の比丘尼、「瞋恨に住せるが故に說けり」と(言はんに)、是法、初罪に(僧伽婆尸沙なり)』と。

【五二】佛、舍衛城に住したまひき。(時に)比丘尼僧伽藍と外道尼住處との中隔の墻崩れぬ。爾時、偸蘭難陀比丘尼は外道尼に語げて言はく、「汝當に補治すべし。汝等無羞人、徒衆來往するに裸形にて出入せんに、我が此衆は善好にして慚羞あれば、汝等を見て結使增長するなり」と。彼答へて言はく、

【四七】原漢文に隨擧とあり。宋・元・明本には隨順とせり。隨擧を正しとす。

【四八】この標題は宋・元・明・宮・聖本の諸本に存せず。

【四九】僧殘法第一受使行戒。使行とは註(六の八)參照。比丘僧殘法第五媒嫁戒なり、註(六の一)參照。

【五〇】初罪(Paṭhamāpattika) 三諫終りて僧殘罪を成ずる條項に對し、行爲の直後に僧殘罪を成ずるをいふ。

【五一】僧殘法第二無根謗戒、第三異分事波羅夷謗他戒。二無根とは比丘僧殘法第八と第九となり、註(六の一六八・七の一)以下參照。

【五二】僧殘法第四詣斷事官所戒。四分・巴利は第四條、五分・十誦は第七條、有部律に此戒なし。本律の制戒緣は四分・五分・十誦諸律とは全然相違せり。

なり、汝常に聞かずや、我れ無量に方便して佷戾にして、諫め難きを毀呰して諫め易きを稱譽せしを。此れ法に非ず、律に非ず、佛の教の如きに非ず、是を以て善法を長養すべからず。汝、云何が被擧比丘に而も隨順せる。今日より後、被擧比丘に隨順するを聽さず」と。佛、瞿曇彌に語げて拘睒彌に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、……乃至、「……已に聞ける者も當に重ねて聞くべし」、

「若し比丘尼、僧和合して法・毘尼の如くに比丘の與に擧羯磨を作し、未だ如法と作さゞるを知りつゝ而も隨順せんに、諸比丘尼は應に是比丘尼を諫むべし、「阿梨耶、是比丘に僧和合して法・毘尼の如くに擧羯磨を作して未だ如法と作さゞれば是比丘に隨順すること莫れ」と。諸比丘尼諫むる時是語を作さく、「我れ隨順せざらんに誰か當に隨順すべき」と。諸比丘尼は是の如くに第二第三諫せんに、是事を捨つれば好し、若し捨てざらんには是れ比丘尼の波羅夷にして應に共住すべからず」と。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「知る」とは、若しは自ら知り、若しは他より聞くなり。「和合」とは、別衆に非ざるなり。[四六]「法・毘尼の如く」とは、不見罪と不作罪と三見不捨となり。三とは、謗契經と邪見と邊見となり。擧げられんには共住せざるなり。「未だ如法と作さず」とは、未だ僧に隨順せざれば未だ解かざるなり。「隨順」とは、法食・味食を共にするなり。諸比丘尼は是比丘尼を諫めて是語を作さく、「阿梨耶、是比丘は僧が法・毘尼の如くに擧羯磨を作して未だ如法と作さゞれば、隨順して法食・味食すること莫れ」と。諫むる時に便ち是語を作さく、「我れ隨順せざらんに誰か當に隨順すべき」と。應に重ねて諫めて乃し三諫に至りて捨つれば善し、若し捨てざらんには是れ比丘尼の波羅夷なり。「波羅夷」とは、上に說けるが如し。屛處に三諫して捨つれば善し、若し捨てざらんには諫諫に越毘尼罪なり。衆多人中にも亦是の如し。僧中の初諫の時は越毘尼罪、諫め竟るに偸蘭遮。第二の初諫の時は越毘尼(罪)、諫め竟るに偸蘭遮。第三の初諫の時は偸蘭遮、諫め竟るに

【四六】原漢文に如法毘尼若不見罪不作罪三見不捨三者謗契經邪見邊見被擧者不共住……とあり。「不」罪の義知り難し。三者の三の字は宋・元・明本に無し。謗契經・邪見・邊見は註(二五の一・六・八)參照。

和合して如法に擧羯磨を作したれば、未だ如法と作さざるには隨順すること莫れ」。答へて言はく、「我は是れ其母にして是は我が所生なり、我れ隨順せざらんには誰か當に隨順すべき」。比丘尼卽ち大愛道に語げ、大愛道は卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の闡陀母比丘尼は、僧、如法に擧羯磨を作せるに而も隨順せんには、汝應に屛處にて三諫し、衆多人中にて三諫し、僧中にて三諫して此事を捨てしむべし」と。屛處諫には、應に問うて言ふべし、「汝實に闡陀に、僧、如法に擧羯磨を作せるを知りつゝ、而も隨順せしや」。答へて「實に爾り」と言はんに、應に闡陀母諫めて言ふべし、「僧、如法に擧羯磨を作して未だ如法と作さざらんには隨順すること莫れ。我今慈心もて汝を諫むるは饒益せんと欲するが故なり。一諫已に過ぐるも二諫の在るあり、此事を捨つるや不や」と。是の如く第二第三諫も亦是の如くにし、衆多人中の三諫も亦是の如くにし、若し捨てざらんには僧中にて應に求聽羯磨を作すべし。應に是說を作すべきなり、「阿梨耶僧聽きたまへ、僧は闡陀の與に如法に擧羯磨を作して未だ如法と作さざるに、闡陀母は與に隨順せり。已にして屛處にて三諫し、多人中にて三諫して此事を捨てしめしも而も捨てず。若し僧時到らば僧は今亦當に三諫して此事を捨てしむべし」と。僧中にて應に闡陀母に問ふべし、「汝實に和合僧、如法に闡陀の與に擧羯磨を作して、未だ如法と作さざるを知りつゝ而も汝は隨順し、已に屛處に三諫し、衆多人中に三諫して此事を捨てしめしに而も捨てざりしや」。答へて「實に爾り」と言はんに、卽ち應に諫めて言ふべし、「僧和合して如法に闡陀の與に擧羯摩を作せるなれば、汝、隨順すること莫れ。僧は饒益せんと欲するが故に汝を諫むれば、汝當に僧語に隨順すべし。一諫已に過ぐるも二諫の在るあり、汝捨つるや不や」。答へて「捨てず」と言はんには、是の如くに第二第三諫するなり。(第二第三諫せしも)猶「捨てず」と言ひければ、比丘尼は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「喚び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事

中に廣く說けるが如し。若し比丘尼にして比丘尼の重罪を犯ぜるを見んには、應に人に向うて說くべきなり。若し共住弟子・依止弟子の、重罪を犯ぜるを見て便ち是念を作さく、「我若し人に向うて說かんには、比丘尼は便ち當に驅出すべけん」とて、愛念を以ての故に其罪を覆藏せんに波羅夷を得ん。是比丘尼、是語を聞き已りて知識比丘尼に語げて言はく、『某甲は重罪を犯ぜり、「若し我れ人に語げんには比丘尼僧は當に驅出すべけん、是を以て我れ覆藏せん」と(言へり)』。彼の比丘尼聞き已りて復是念を作さく、「我若し說かば是二人は倶に驅出せられん」とて、即ち便ち覆藏せんに倶に波羅夷を得ん。是の如くに一切展轉して覆藏せんに皆波羅夷なり。若し比丘尼、他の、重罪を犯ぜるを見て餘の比丘尼に語げて言はく、「我れ某甲が重罪を犯ぜるを見たり」と。此比丘尼即ち呵して「汝今惡を作せり、何の故に我に語ぐるや、復說くこと莫れ」と言はんに、偸蘭遮を得ん。若し比丘尼、比丘尼の、重罪を犯ぜるを見んに、應に人に向うて說くべきなり、若し犯罪人兇惡にして畏るべくして勢力あり、其命を奪ひ梵行を傷くるを恐れんには、當に是念を作すべし、「行業の罪報は彼自ら應に知るべきなり、喩ふるに火を失して屋を燒かんが如し、但、當に自ら救ふべく、焉んぞ他事を知らんや」とて、[四〇]捨心相應を得んには無罪なり。是故に說きたまへり。

佛、[四一]拘睒彌瞿師羅園に住したまへり。爾時、[四二]闡陀は五衆罪中、若しは一若しは二を犯じければ、諸比丘は言はく、「長老闡陀、汝は是罪を見るや不や」。答へて言はく、「汝、我に見と不見とを問ふを用ひて爲せん、我見ざるなり」。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、比丘に語げたまはく、「是の闡陀は五衆罪中に於て若しは一々を犯じつつ而も見ずと言はんには、僧は應に與に、[四三]不見罪擧羯磨を作すべし」と。僧は與に不見罪擧羯磨を作し已るに、往いて比丘尼精舍に詣りて言はく、[四四]「婆路醯諦、僧は我が與に擧羯磨を作して法食・味食を共にせず」と。即ち言はく、「怪しい哉、今我れ汝と法食・味食を共にせん」とて、即ちに便ち隨順せり。比丘尼は、[四五]闡陀母を諫言すらく、「是の闡陀は、僧

【四〇】捨心相應。捨心(Upekkhā)とは不苦不樂の中性感情なり。周圍の事情、對境の人物を考慮して僧伽に說示せざる場合に、無關心の零位に立つを捨心相應といふ。

【四一】波羅夷第八、隨擧比丘戒。巴利律と五分律とは第七條なり。制處は四分・十誦も拘睒彌とす、五分には記せず、有部・巴利は室羅伐城なり。

【四二】闡陀、註(六の一四七)參照。十誦律には迦留羅提舍比丘とせり。

【四三】不見罪擧羯磨。註(七の五二)參照。

【四四】婆路醯諦。闡陀の母なる比丘尼を呼べる語なり。註(三五の七〇)參照。

【四五】闡陀母、四分律には闡陀の妹なる尉次比丘尼とし、五分律には闡陀の姉なる優婆比丘尼とし、十誦律は迦留羅提舍比丘の姉妹比丘尼七人とし、有部律は吐羅難陀尼が根本苾芻に隨順せりとし、巴利律は Thullanandā と Ariṭṭha とす。

ありければ、比丘尼卽ち便ち驅出して其師に語げて言はく、「汝は弟子の、俗人・外道と與に私に通ぜしを知らざりしや」。答へて言はく、「我も亦早くより知りしも、但、其家より日々に食を送り年々に衣を得たれば、若し當に僧に白すべくんば便ち當に驅出すべけん、我れ此二事を利せり、是故に說かざりき」と。比丘尼卽ち大愛道に語げ、大愛道卽ち是事を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「迦梨を喚び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「此は是れ惡事なり。迦梨、汝云何が比丘尼の、重罪を犯ぜるを知りつゝ覆藏せしや。此れ法に非ず、律に非ず、是を以て善法を長養すべからず」。佛、大愛道に語げて毘舍離に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、比丘尼の、重罪を犯ぜるを知りつゝ人に向うて說かずして、是比丘尼若しは處を離れ、若しは死に、若しは道を罷めんに、後に是言を作さん、我先に是比丘尼の、重罪を犯ぜるを知りつゝ人に向うて說かざりしは、他をして知らしむるを欲せざりしなりと、是れ比丘尼の波羅夷にして應に共住すべからず」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「知る」とは、若しは自ら知り、若しは他より聞くなり。「重罪」とは、八波羅夷中の若しは一々を犯ずるなり。「人に向うて說かず」とは、一人に向はず、若しは衆多若しは僧中にて說かざるなり。「處を離る」とは、若しは驅出するなり。「死す」とは、無常するなり。「道を罷む」とは、此の法と律とを離れて俗人・外道と作るなり。已にして後に便ち、「我先に其の犯罪を知りしも、但、人をして知らしむるを欲せざりしなり」と言はんに、是れ比丘尼の波羅夷にして應に共住すべからず。「波羅夷」とは、上に說けるが如し。若し比丘尼[三八]明相出時に比丘尼の、重罪を犯ぜるを見て覆藏心を作さず、日出時に至りて覆藏心を作して明相出時に至らんに、是比丘尼は波羅夷を犯ずるなり、是を「二時」と名く。是の如くに乃し八時に至ること、[三九]比丘の覆藏の

【三八】明相出時。註（八の一一五）參照。

【三九】比丘の覆藏とは本律第二十五卷の註（七二）前後の本文參照。但しこゝに八時とあるも四時一夜覆までなり。

するの處なり。是れ比丘尼の波羅夷にして應に共住すべからざるなり。波羅夷とは、上に說けるが如し。若し比丘尼、漏心にて漏心男子と仲手內にて共語し、捉手捉衣を受け、來りては歡喜し、坐を請け(しめ)、身を曲め(しめ)、共に期し去らんに、是れ比丘尼の波羅夷にして應に共住すべからざるなり。是の如くに不能男及び女人には偸蘭遮なり。比丘尼は漏心にして男子は不漏心ならんに亦波羅夷、不能男及び女人には偸蘭遮なり、比丘尼は無漏心にして男子は漏心ならんに偸蘭遮、不能男及び女人には越毘尼罪。倶に無漏心ならんに越毘尼罪、不能男及び女人には越毘尼心悔なり。若し比丘尼、漏心にて漏心の男子と仲子內に住し、……乃至、共に期し去らんに波羅夷、[三四]若し一々に次第して八事を犯ぜんに波羅夷なり。若し間犯せんに滿たんには亦波羅夷、若し一を犯じて卽ちに悔偸蘭遮し、悔し已りて復犯じて乃し第七偸蘭遮に至り八を滿ぜんには波羅夷なり。是故に說きたまへり。

佛、[三五]毘舍離に住したまひて、……廣く說けること上の如し。爾時、離車は初に二男を生み次に一女を生みしに、以て不吉と爲して心に自ら念言すらく、「今、此の不祥の女、誰か當に取るべき者ぞ」。人あり語げて言はく、「汝、此女を安處せんと欲するや不や」。答へて言はく、「得んと欲す」。「若し爾らば可しく持して[三六]迦梨比丘尼に與ふべし、當に汝の與に養育すべし」と。卽ち便ち迦梨を喚び來りて白して言はく、「阿梨耶、我れ今此の不吉の女を生みて人の取る者なし、我が與に長養して度して出家せしめんに、我自ら衣食を給せん」と。比丘尼卽ち取りて養育して便ち出家を與へしに、家中より日々に食を送り年々に衣を與へぬ。長大して[三七]學戒を與へ、次で具足を受けしに、女人の法、婬欲偏多にして、年遂に轉大にして欲情亦熾に、自ら制する能はずして卽ち師に白して言はく、「我れ結使起りて出家を樂まず、今俗に還らんと欲す」と。師言はく、「怪しい哉、俗中は猶し火坑の如きに、何に由りてか樂しむべき」。是より以後、漸く俗人及び諸の外道と與に交通して、遂に便ち娠

【三四】原漢文に若一々次第犯八事波羅夷若間犯滿者亦波羅夷若犯一卽悔偸蘭遮とあり。間犯とは日を隔てゝ八事を犯じ、八事成滿せんに波羅夷罪となる。悔偸蘭遮は偸蘭遮罪悔過をなす意なり。

【三五】波羅夷第七、覆他重罪戒。五分律は第八條、巴利律は第六條とす。

【三六】迦梨比丘尼。四分律は舍衞城にて偸羅難陀が妹なる低舍比丘尼の波羅夷罪を覆藏せるによるとせり。十誦律は王舍城にて彌帝隸比丘尼が姉なる彌多羅比丘尼の不淨行を覆藏せりとし、五分律修林摩比丘尼と婆頭比丘尼、有部律は善友苾芻尼と妹なる小友、巴利律は Thullanandā と Sundarinandā とせり。

【三七】學戒。式叉摩尼學法なり。

を著せるには我尙ほ此心を生ぜず、而るを況んや是れ師にして尊重する所の者なるをや」。比丘尼言はく、「若し爾らざらんには、我に近づき住し、共に語り、我手を捉り我衣を捉り、來りては歡喜し坐を請け、身を曲めて就ひ、共に期行せよ」。彼答へて言はく、「但、是の如くならんには爾るべし」とて、是の如くして適意し已るに數々して止めざりき。世尊說きたまへるが如し、「色を念じて忘れざらんに、染汙心起る、女は男を憶ひ、男は女を憶ふが如し」と。諸比丘尼は大愛道に語げ、大愛道は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「賴吒波羅比丘尼を呼び來れ」。來り已るに佛具に上事を問うて(言はく)、「汝實に爾く是事を作せしや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「此は是れ惡事なり、汝云何が漏心にて漏心男子の邊、伸手內に住し、……乃至、共に期せる。今より已後、漏心にて漏心男子の邊、伸手內に住し、……乃至、共に期するを聽さず」と。佛、大愛道瞿曇彌に告げて毘舍離に依止せる比丘尼を皆悉く集めしめ、十利を以ての故に諸比丘尼の與に制戒したまはく、『……乃至、已に聞ける者も當に重ねて聞くべし、

「若し比丘尼、漏心にて漏心男子と與に伸手內に住し、共に語り、捉手・捉衣を受け、來りては歡喜し、坐を請け(しめ)、身を曲めて、就は(しめ)、共に期し去らんに、是れ比丘尼の波羅夷にして應に共住すべからず」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。比丘尼、漏心にて漏心男子と(與に)とは、二倶に欲心なるなり。「伸手內に住す」とは、手を舒べて及ぶ所の處あり。「語る」とは、共に耳語するなり。「捉手を受く」とは、若しは手を捉り、若しは腕、若しは大指、若しは小指を捉るなり。「若しは衣を捉る」とは、僧伽梨・欝多羅僧・安陀會・僧祇支・雨浴衣なり。「來りては歡喜す」とは、善來欣悅して常に數々來るなり。「坐を請け(しむ)」とは、「我已に牀褥を敷けり、可しく坐すべし」と(言ふなり)。〔三三〕「身を曲めて」とは、身を亞して往き就るなり。「期し去る」とは、若しは店肆前、園澤中、若しは常に行來

【三三】原漢文に曲身者亞身往就とあり、亞身とは身をおしつくるなり。

を立說するなり。……乃至、未だ聞かざる者は當に聞くべし、已に聞ける者は當に重ねて聞くべし』。

「若し比丘尼漏心にて、漏心男子の邊にて肩より以下、膝より以上を摩觸せ(しめ)て受樂せんには、是れ比丘尼の波羅夷にして應に共住すべからず」と』。

「比丘尼」とは、上に說けるが如し。「漏心男子」とは、欲心なり。[29]「肩より以下」とは、乳房以下なり。「膝以上」とは、大髀より上、臍に至るなり。「摩觸」とは、手を移して摩捫するなり。「受樂」とは、快樂を覺えて染著するなり、是れ比丘尼の波羅夷なり。「波羅夷」とは、上に說けるが如し。「不共住」とは、比丘尼と共に住して法食・味食するを得ず。前の如くに後も亦是の如く、後の如くに前も亦是の如くに、波羅夷罪は應に共住すべからず。若し比丘尼、漏心にて、漏心男子をして肩以下、膝以上を摩觸せ(しめ)て受樂せんには波羅夷にして、應に共住すべからず。是の如くに不能男及び女人には偸蘭遮罪なり。比丘尼、漏心にて男子は漏心ならざるにも亦波羅夷にして、不能男及び女人には偸蘭遮罪なり。比丘尼[30]無漏心にて男子は有漏心なるには偸蘭遮、不能男及び女人には越毘尼罪なり。比丘尼、無漏心にして男子と無漏心なるには越毘尼罪、不能男子及び女人には越毘尼心悔なり。若し比丘尼、男子をして剃髮せしむる時、爾の女人をして痛按せしめて、女人を覺えて男子を覺えざらしめ、是の如くに頭を刺して血を出し、臂を刺し、脚を刺す時、當に女人をして急捉せしめ、女人を覺えて男子を覺えざらしむべし。肩以上、膝以下に若し癰瘡あらんに、女人をして捉へしめて男子破らんには無罪なると隱處には得ざるなり。隱處とは、肩以下、膝以上にして、若し是處に病あらんには、當に女人をして治せしむべきなり。是故に說きたまへり。

[31]佛、毘舍離に住したまひしに諸天世人は恭敬供養しまつりぬ、……廣く說けることと上の如し。爾時、[32]賴吒波羅比丘尼は離車童子に經を授けしに、……乃至、(年少)說くらく、「餘の出家人にすら袈裟

【二九】 肩以下を乳房以下とする解釋は不當には非ず、四分律には腋已下とせる故に。五分律十誦律は髮際已下膝已上肘已後とし、有部律は目より已下膝已上とす。巴利律は adhakkhakaṃ ubbhajāṇumaṇḍalaṃ (鎖骨より下、即ち膝より下)とあり。

【三〇】 無漏心(Anavassuta)。欲心の漏れ出づることなき心、煩惱欲染より解脫せる心なり。

【三一】 波羅夷第六、八事成犯戒。巴利律のみ第八條とす。

【三二】 賴吒波羅比丘尼、四分律は偸羅難陀比丘尼と沙樓鹿樂長者とす。五分律は偸羅難陀と男子、十誦律は助調達比丘尼と六群比丘、有部は吐羅難陀と一寶香男子とし、巴利律は六群比丘尼と男子とす。

抱へて[二六]嗚し、我を捉へて上下に捫摸せよ」。答へて言はく、「但、須く爾らんには我能く之を爲さん」とて、即ち便ち抱嗚し兩乳を捻捉し、上下に摩捫して適意を得、已にして後に數々是の如くせりき。世尊說きたまへるが如し、「色を念じて忘れざらんに染汙心起る、女人は男を憶ひ、男は女人を憶ふが如し」と。是より已後數々止めざりければ、餘の比丘尼は語げて言はく、「阿梨耶、是事を作すこと莫れ、此れ爾るを得ざるなり」。答へて言はく、「我れ此事を作さんに便ち悅樂を得るなり」と。比丘尼即ち此事を以て大愛道に語げ、大愛道は聞き已りて往いて世尊に白すに、佛言はく、「賴吒比丘尼を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に漏心にて[二七]漏心男子邊にて肩より以下、膝より以上を摩觸せ(しめ)て受樂せしや」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、『賴吒、此は是れ惡事なり、汝常に聞かずや、我れ無量に方便して婬欲を呵責せるを、「欲は迷醉たり、欲は大火の如くに人の善根を燒く、欲は大患たり」と。我常に種々に方便して欲を離れ・欲を斷じ・欲を度するを稱讃せしに、汝今云何が能く此の惡事を作せる。此れ法に非ず、律に非ず、是を以て善法を長養すべからず』と。佛、大愛道瞿曇彌に語げて迦維羅衞に依止して住せる比丘尼を皆悉く集めしめ、集め已るに爾の時世尊は是因緣を以て諸比丘尼に向うて廣く過患事の起れるを說き、種々に因緣して過患事の起れるを呵責したまひ、已にして諸比丘尼の爲に隨順して法を說きたまはく、『[二八]十事の利益ありて如來應供正遍知は諸弟子の爲に制戒して、波羅提木叉法を立說す。何等をか十とする。一に僧を攝せんが故に、二に極く僧を攝せんが故に、三に僧をして安樂ならしめんが故に、四に無羞人を折伏せんが故に、五に慚愧ある人に安隱住を得んが故に、六に不信の者をして信を得せしめんが故に、七に已信の者をして信を增益せんが故に、八に現法中に於て漏盡を得んが故に、九に未生の諸漏を生ぜざらしめんが故に、十に正法をして久住するを得て諸天世人の爲に甘露の門を開かんが故なり。是を十と爲し、是の十事を以て如來應供正遍知は諸弟子の爲に、戒を制して波羅提木叉法

【二六】嗚は歎息の辭なるも、今は歍(音ヲ)にして口相就也との義に解すべきなり。

【二七】漏心男子(Avassuta purisapuggala)、慾に滿されたる男子なり。

【二八】制戒十事利益。註(一の五一)參照。僧祇律に於てこの十事利益をこの戒の下に於て說けるは注意すべきなり。

丘尼は波羅夷なり、應に共住すべからず』と。〔二一〕『若し比丘尼、未だ知らず未だ了せざるに、自ら過人法を得たり、聖知見殊勝を是の如くに知り是の如くに見たりと稱しつゝ、彼れ後時に於て若しは撿挍し若しは撿挍せざるにも、罪を犯じつゝ清淨を求めんと欲するが故に便ち是言を作さく、〔二二〕「阿梨耶、我知らざるを知れりと言ひ、見ざるを見たりと言へり」とて、空誑にして實語ならざらんに、〔二三〕增上慢を除いて是を比丘尼の波羅夷と名く、應に共住すべからず』と。

佛、〔二四〕迦維羅衛國尼拘類樹釋氏精舍に住したまひき。爾時、世尊は制戒して、比丘尼に阿練若處に住するを聽したまはざりき。時に〔二五〕賴吒比丘尼は、聚落中に未だ精舍あらざりければ釋種家に寄りて住して、釋種の年少に經を授けぬ。賴吒比丘尼は身色端正にして未だ欲を離れず、年少も亦復端正にして倶に未だ欲を離れず、一日の中に三たび來りて受經せり。時に比丘尼は數々見已りて欲心耽著して、遂に病を成ずるに至り、顏色萎黄せりき。諸比丘尼問訊して言はく、「阿梨耶、何の患苦する所ぞ、何等の藥をか須うる、若し酥・油・蜜・石蜜を須ゐんには當に相給與すべし」。答へて言はく、「須ゐじ、自ら當に差ゆべきのみ」。優婆塞・優婆夷、問訊するも亦是の如くなりき。時に釋種の年少問うて言はく、「阿梨耶、何の患苦する所ぞ、何等の藥をか須うる、當に相給與すべし、家中に有らんには與へ、若し無からんには當に餘處に求索して與ふべし」。答へて言はく、「長壽、是の如き等の藥にて能く差うるには非じ」。復問ふ、「阿梨耶、是病は是れ身病には非じ、故に當に知るべし心病ならくのみ」。答へて言はく、「汝が所說の如し」。復問ふ、「此病は云何がして當に差ゆべき」。比丘尼言はく、「汝、我をして差えしめんと欲するや」。答へて言はく、「差えしめんと欲す」。又復語げて言はく、「當に何者をか須うべき、今求めんに相與へん」。比丘尼言はく、「共に是事を作さん、來れ」。年少答へて言はく、「敢てせず。餘の出家人にすら袈裟を被れるには我尚ほ此心を生ぜず、而るを況んや是れ師にして我が尊重する所なるをや」。復言はく、「若し能はざらんには但我を

〔二一〕 波羅夷第四妄語戒戒文。註(四の一五九・一八一)の本文參照。

〔二二〕 阿梨耶。大姉僧の義なり、註(三〇の五一)參照。

〔二三〕 增上慢。註(四の一六五)參照。

〔二四〕 波羅夷第五、摩觸受樂戒。

〔二五〕 賴吒比丘尼。四分律は偷羅難陀比丘尼と大善鹿樂長者、五分律は偷羅難陀と毗舍佉鹿子母の孫、尸利跋、十誦律は周那難陀(偷羅難陀等の姉妹の一人)と鹿子居士兒、有部律は珠髻(Cūḷa)難陀尼と毗舍佉長者、巴利律は Sundarīnandā と Sāḷha Migāramatta とせり。五分の尸利跋は巴利の Sāḷha の音譯なり。四分律の次の戒緣に沙樓鹿樂長者とあるは此に符合するも前の大善鹿樂は沙樓鹿樂のことなるべきか。

は覺・若しは眠・若しは死にして、皆、波羅夷なり。比丘尼、若しは眠り(若しは)心狂し(若しは)入定せんに、人あり上に就りて婬を行じ、比丘尼覺めて若しは初中後に受樂せんには波羅夷なり。比丘尼、若しは眠り(若しは)心狂し(若しは)入定せんに、人、上に就りて婬を行じ、覺め已りて初め受樂せず、中と後とに受樂せんには亦波羅夷なり。比丘尼、若しは眠り(若しは)心狂し(若しは)入定せんに、人、上に就りて婬を行じ、覺め已りて初と中とに受樂せず、後に受樂せんには亦波羅夷なり。比丘尼、若しは眠り(若しは)心狂し若しは入定せんに、人、上に就りて婬を行じ、覺め已りて初・中・後に受樂せざらんに無罪なり。云何が受樂にして、云何が不受樂なりや。受樂とは、譬へば人の飢ゑて種々美食を得んに彼れ食するを以て樂と爲すが如く、又、渇人の種々好飲を得んに彼れ飲むを以て、樂と爲すが如くに、欲樂を受くる者も亦復是の如くなり。不受樂とは、譬へば好淨の人にして種々の死屍を以て其頸に繋けたるが如く、又、癰を破り、熱鐵にて身を焰きたるが如くに、樂を受けざる者も亦復是の如くなり。若し比丘尼、婬を受けんに、若しは買得、若しは雇得、若しは恩義得、若しは知識得、(若しは)調戯得、(若しは)試弄得、(若しは)未更事得の、是の如きの一切得よりして婬を受けんには皆波羅夷なり。若し心狂にして覺えざらんには無罪なり。是故に說きたまへり。「若し比丘尼還戒せず、戒羸にして出さずして婬法を受け、……乃至、畜生と共にせんには、是比丘尼は波羅夷を犯ず、應に共住すべからず」と。第二・第三・第四は、比丘戒中に廣說せるが如し。(則ち)[一八]『若し比丘尼、聚落・空地に於て不與取せんに、盜物に隨うて王或は捉へ、或は殺し、或は縛し、或は擯出して(言はく)、[一九]「咄、女人、汝は、賊なりや、汝は癡なりや」と、比丘尼是の如くに不與取せんに波羅夷なり、應に共住すべからず』と。[二〇]『若し比丘尼、自ら手づから人命を奪ひ、刀を持して殺を與ふる者を求め、死を教へ死を歎じ、「咄、人(是の)惡活を用ひて爲ん死は生に勝らん」と、是の如きの意、是の如きの想を作して方便して死快を歎譽し、是に因りで死して餘に非ざらんには是の比

【一八】　波羅夷第二盜戒戒文。註(三の一二)の本文參照。
【一九】　原漢文に咄女人汝賊汝癡耶比丘尼如是不與取波羅夷不應共住とあり。耶の字は宋・元・明・宮本に也の字となすも、比丘戒文に照して今改めず。
【二〇】　波羅夷第三殺戒戒文。註(四の五一)の本文參照。

樂にして、如法にして不如法に非ず、和合にして不和合に非ず、滿二十にして不滿二十に非ざるを、是を比丘尼と名く。「還戒せず、戒羸なるに出さず」とは、上の比丘中に廣く說けるが如し。「受くる」とは、欲心にて受くるなり。「婬」とは、非梵行なり。若し比丘尼にして人男の眠れると・覺めたると・死せると與に、是の如くに[一三]非人男・畜生男の眠れると・覺めたると・死せると(與に)、人・非人・畜生の[一四]不能男の眠れると・覺めたると・死せると(與に)、[一五]三瘡門なる若しは口、若しは小行道・大行道にて、若し一々にて樂を受けんには、是比丘尼は波羅夷にして應に共住すべからざるなり。「波羅夷」とは、謂く[一六]法智に於て退沒墮落して道果の分なきを、是を波羅夷と名く。是の如くに……乃至、盡智・無生智の、彼の諸智に於て退沒墮落して道果の分なきを、是を波羅夷と名く。又復、波羅夷とは、涅槃に於て退沒墮落して道果の分なきを、是を波羅夷と名く。又復、波羅夷とは、梵行に於て退沒墮落せるを、是を波羅夷と名く。波羅夷とは、犯ず可き所の罪、發露悔過す可からず、故に波羅夷と名く。若し比丘尼、染汙心もて男子を看んと欲せんに越毘尼心悔、若しは眼に見、若しは聲を聞かんには越毘尼罪、裸身にて相向はんに偸蘭罪、……乃し入るゝこと胡麻の如きに至らんに波羅夷なり。[一七]若し比丘尼、還戒を說かず、不還戒戒羸を說かずして便ち俗人と作らんに、其所犯に隨うて罪を得ん。外道と作らんにも亦是の如し。若しは裹みて覆はず、若しは覆うて裹まず、亦は覆ひ亦は裹み、覆はず裹まずして、乃し入るゝこと胡麻の如きに至らんに皆波羅夷なり。若し比丘尼、還戒せず、戒羸にして出さずして便ち俗人形服を作して犯ぜんには、其犯に隨うて罪を得ん。若し比丘尼、比丘の邊に於て强ひて婬を行ぜんには比丘尼は波羅夷、比丘にして樂を受けんには亦波羅夷、若し比丘、比丘尼にして共に婬を行ぜんには俱に波羅夷なり。比丘尼、沙彌と共に婬を行ぜんには、比丘尼は波羅夷にして沙彌は驅出す。俗人も亦是の如し。若し比丘尼にして三種と共に婬を行ぜん、人と非人と畜生となり。復三種あり、上・中・下道なり。復三種あり、若し

なり。これ遺落にあらず、誤寫にもあらず、寫經の通規なり。第一卷の初め善男子の場合にも比丘・比丘尼とあるにより て明かなり。

【一一】本律第一卷の初なり。原漢文には餘如上比丘初五錄中廣說とあり。宋・元・明・宮本には比丘を比丘尼とせり。今、改めず。

【一二】波羅夷第一婬戒戒文。還戒・戒羸は註(一の一一七・一二四)參照。

【一三】非人男。註(一の一七〇)參照。

【一四】不能男。註(二三の四七)參照。

【一五】三瘡門。口と大小便の三道とは愛欲の煩惱の緣を成ずる故に瘡門といへるなるべし。

【一六】法智等。波羅夷の解釋なり、註(二一の六九)以下參照。

【一七】原漢文に若比丘尼不說還戒不說不還戒戒羸便作俗人隨其所犯得罪……とあり。還戒を說くとは捨戒を表明するなり。不說不還戒戒羸は難解なり、これは「捨戒を表明する程でなきも而も戒羸を說かずして」の意にて不還戒戒羸と讀みくだすべきなり。

巻の第三十六〔比丘尼初〕

[一]八波羅夷法を明すの初

[二]婆伽婆三藐三佛陀は、本發意よりして修習する所の者を皆悉く成就して [三]迦維羅衞釋氏精舍に住したまひしに、諸天世人の爲に恭敬供養せられたまひぬ、……廣く說けること上の如し。爾時、[四]大愛道瞿曇彌は闡陀夷・闡陀婆羅・陀婆闡陀・闡陀母の是の如き等の [五]五百の釋女と與に往いて佛の所に詣り、頭面に禮を作して却いて一面に住しぬ。時に大愛道は佛に白して言さく、「世尊、[六]佛の興るに値ひ難く、法を聞くるを得ること難し。今、如來世に出でゝ甘露の妙法を演說したまひ、諸の衆生をして寂滅妙證を成就せしめたまふに遭へり、……[七]大愛道出家線經中に廣說せるが如し……乃至、[八]佛言はく、「今日より後、大愛道をして比丘尼僧の上座とせん、是の如くに持つ」と。爾時、大愛道瞿曇彌は佛に白して言さく、「世尊は次に諸比丘の爲に四墮重法を制したまへり、我等廣く聞くことを得るや不や」。佛言はく、「得ん。瞿曇彌よ、若し信心の善女人にして[九]五事の利益を得んと欲せんには、當に盡く此毗尼を受持すべし。何等をか五とする。若し信心の善女人にして佛法を建立せんと欲せんには、當に盡く此毘尼を受持すべし。正法をして久住せしめんと欲せんには、當に盡く此毘尼を受持すべし。疑悔あらんに他人に請問するを欲せざらんには、當に盡く此毘尼を受持すべし。[一〇]諸有(比丘)・比丘尼、犯罪恐怖して爲に依怙と作さんには、當に盡く此毘尼を受持すべし。諸方に遊化して罣礙なからんと欲せんには、當に盡く此毘尼を受持すべし。是を「篤信の善女人、此毘尼を受持せんに五事の利益あり」と名く。 餘は [一一]上の比丘の初五緣の中に廣く說けるが如し。[一二]「若し比丘尼、還戒せず戒羸なるに出さずして婬法を受け、乃至、畜生と共にせんには、是の比丘尼は波羅夷を犯ず、應に共住すべからず」と。「比丘尼」とは、具足を受け、善く具足を受け、一白三羯磨に遮法なく、和合の二部

【一】八波羅夷法。以下は比丘尼戒法を明す。八波羅夷は深防の爲に比丘の四波羅夷法の外に更に四波羅夷を增加せるなり。四波羅夷法は(註一の六)參照。

【二】婆伽婆三藐三佛陀。註(一の八)參照。

【三】迦維羅衞釋氏精舍。註(二一の四〇)參照。

【四】大愛道瞿曇彌。註(九の三四)參照。

【五】五百譯女。五百の釋迦種族の子女、卽ち釋子女(Sākiyānī)なり。四分律(四八)には五百舍夷女人とし、中阿含(二八)瞿曇彌經には舍夷諸老母とせり。

【六】佛興難値　宮本には佛世難値とす。

【七】大愛道出家線經。註(一五の七九)の下參照。

【八】原漢文に佛言從今日後大愛道比丘尼僧上座如是持爾時大愛道瞿曇彌白佛言世尊以爲諸比丘制四墮重法我等得廣聞不とあり以爲は已爲の晉寫なべるし。四墮重法は墮獄重罪の四法卽ち婬盜殺妄の四波羅夷法なり。

【九】受持毗尼五事利益。

【一〇】原漢文には諸有比丘尼犯罪恐怖爲作依怙者當盡受持此毗尼とあり。諸有比丘尼は諸有比丘・比丘尼と讀むべき

云何が是れ〔一三〇〕威儀・非威儀なる。威儀とは二部毘尼に隨順するの行なり、是を威儀と名く。隨順せざるの行を、是を非威儀と名く。〔一三一〕威儀の學は越惡心にして無心觸女人の（如き）一切の心悔の越毘尼なり。威儀竟る。

摩訶僧祇律卷第三十五

【一三〇】威儀・非威儀（Ācārānācāra, Saṃvarāsaṃvara）。こゝには行住坐臥の四威儀（動作）に於ての正しき行持と正しからざる行持とをいへるなり。

【一三一】原漢文に威儀衆學越惡心無心觸女人一切心悔越毗尼威儀竟とあり。難解なり、宋・元・明本には威儀學越惡心無心觸女人一切心悔比丘威儀竟とし、宮本には威儀學越惡心無心觸女人一切悔毗尼威儀竟とあり、今、諸本によりて威儀衆學の衆の一字を削除し、他は原漢文のまゝとせり。越惡心とは故意ならざるなり。心悔の越毗尼とは越毗尼罪なるも責心悔として輕罪とするとの意なり。

後、應に是の如くに把搔すべきなり。云何が是の如くにとは。大に把搔して搖搖として聲を作さしむるを得ざれ。指甲及び木を用ひて把搔するを得ざれ。若し大に痒きには、當に手を以て摩し、若しは指頭にて刮るべし。把搔の法、應に是の如くすべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

[一二八] 佛、舍衛城に住したひき。爾時六群の比丘は麨を飡ひ、豆を噉ひ、多く酪漿を飲みて、禪坊中[一二九]四角頭に在りて坐して、迭互に放氣して麁細の聲を作して言はく、「長老、此聲調和して甚だ好なりや不や」と。手を以て氣を把りて他の鼻を拄へて言はく、「長老、香ばしきや不や」と。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今より已後、下風事は應に是の如くにすべきなり。云何が是の如くにすとは。故に多氣物を食して用つて調戲を作すを得ざれ。禪房中にて若し急に下風來らば當に制ふべく、若し忍び可からざらんには當に下坐に向くべし。若し下坐處に僧の上座あらんには、應に還上坐に向くべし。放氣せん時、大に聲を作して比坐を擾亂せしむるを得ず。若し食上にて下風來らんには、亦下坐に向き、比坐を擾亂せしむること勿れ。若し和上・阿闍梨・長老比丘の前ならんには、當に出で去りて下風に在るべく、臭をして熏ぜしむること勿れ。若し賈客と共に道行せんに、前に在りて氣を縱にするを得ず。若し氣來りて忍ぶ可からざらんには、當に下道して下風にありて之を放つべし。下風を放つの法、應に是の如くなるべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

然燈と禪杖を行ずると　丸を擲ぐると革屣を持すると
尼師壇と謦欬と　唾と及び頻伸缺と
把搔と及び下風となり。　第七跋渠竟る。

【一二八】下風事法。
【一二九】四角頭。四方のすみなり。

恣して故に大に聲を作すを得ず、當に口を掩うて徐徐に聲を作すべし。若し大にして制すべからざらんには當に起ち出で、出で已りて欬し竟りて還り入るべし。若し猶ほ故ほ止まざらんには、當に知事人に語げ已りて去るべし。謦欬の法應に是の如くにすべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」

〔一二二〕佛、舍衛城に住したまひき。爾時、六群の比丘は草根を以て纏を以て屑を以て鼻中に散著し、〔一二三〕連嚔して聲を作して坐禪比丘を亂せり。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今より已後、嚔は應に是く如くにすべきなり。云何が是の如くにすとは。禪坊中にて嚔せんには、放恣して大嚔するを得ざれ。若し嚔來らんに、時に當に忍びて手を以て鼻を掩ふべし。若し忍ぶべからずば、應に手にて鼻を遮して嚔すべし。涕唾にて比坐を汙濺せしむること勿れ。若し嚔あらんには言語するを得ず。〔一二四〕若し上に坐して嚔せんには、應に「和南」と言ひ、下に坐せんには默然すべし。嚔法、應に是の如くなるべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

〔一二五〕佛、舍衛城に住したまひき。爾時、六群比丘は禪坊中にて缺呿し、口を張り臂を舒ばして頻伸し、骨節に聲を作して諸比丘を亂せり。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今より已後、頻伸し缺呿するの法、應に是の如くなるべきなり。云何が是の如くなるとは。若し坐禪坊内に坐して缺呿來らんと欲せんに、時に放恣して大に缺呿し頻伸して聲を作すを得ず、應に當に自ら制すべし。若し忍ぶ可からずば、當に手にて口を覆ひて徐徐に缺呿して、比坐を亂すを得ざるべし。頻伸せん時、當に先に一手を擧げ、下し已りて次で一手を擧ぐべし。缺呿頻伸の法、應に是の如くなるべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

佛、舍衛城に住したまひき。爾時、六群の比丘は禪房中に坐して〔一二六〕把搔して〔一二七〕搹搹として聲を作して諸比丘を亂せり。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今より已

【一二二】嚏法。

【一二三】連嚔。嚔は嚏の寫誤、つゞけさまにくさめするなり。

【一二四】原漢文には若上座嚔者應言和南下坐者默然とあり。上座は宋・元・明本には上坐とせる故に、今、改めたり。大正藏經にこの校合なし。和南(Vandana)は稽首・敬禮の義、今は御免くださいといふが如き謝辭なり。

【一二五】欠呿頻伸法。欠はあくび、呿は口を張る貌なるも、欠去・欠㰦に同じ、あくびなり。頻伸は嚬伸なり、顰をしかめ兩手を擧げて背のびするなり。

【一二六】把搔法。元・明本には爬搔とす。

【一二七】搹搹、宋・元・明・宮本には扢扢とせり。

きなり。恨を挾みて過を求むるを得ざれ。丸を得たらんには當に是念を作すべし、「彼今我が與に陰覆を除いて饒益せること少からじ」と。行丸の法、應に是の如くなるべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

二八 佛、舍衞城に住したまひき。爾時、六群の比丘は禪坊の戸前にて革屣を脫して底を以て相拍ち、乾魚を提げたるが如くにして入りて坐禪比丘を亂せり。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今より已後、禪坊中にて革屣を脫せんには應に是の如くにすべきなり。云何が是の如くにすとは。禪坊の戸前にて革屣を拍つを聽さず。若し地に覆あらんには當に脫して持ち入るべきも、乾魚を提ぐるが如くなるを得ず、當に底を以て相搭けて衣に覆うて入るべく、當に右邊の尼師檀の下に著くべし。若し地に覆なきには當に徐徐に著けて入り、脫し已りて坐すべし。禪坊內にて革屣は應に是の如くすべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

二九 佛、舍衞城に住したまひき。爾時、六群の比丘は禪坊內に立ちて、尼師檀を抖擻して聲を作して諸比丘を亂せり。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今より已後、禪坊中にて尼師檀は應に是の如くにすべし。云何が是の如くにするとは。三〇 禪坊中にて尼師檀を抖擻するを得ず、中に當りて襞疊して左肩上に置いて去き、到り已るに中屈を疊敷して坐し、來る時亦當に襞疊して肩上に著きて還るべし。若し常處に置かんと欲せんには、中に當りて之を掩ふなり。還らん時は當に徐に舒べて坐すべし。禪房中にて尼師檀は應に是の如くすべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

三一 佛、舍衞城に住したまひき。爾時、六群の比丘は禪坊中にて故に大謦欬して聲を作して諸比丘を亂せり。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今より已後、禪坊中に謦欬せんには應に是の如くにすべきなり。云何が是の如くにすとは。若し謦欬せんと欲する時は、放

【二八】脫革屣法。

【二九】尼師檀執持法。

【三〇】原漢文に不得禪坊中抖擻尼師檀當中襞疊置在肩上而去到已中屈疊敷而坐來時亦當襞疊著肩上而還若欲置常處者當中掩之還時當徐舒而坐とあり。

【三一】謦欬法。

應に行ずべく、行ずる時、頭を覆ひ、右肩を覆ひ、革屣を著くるを得ざれ、當に偏袒右肩すべし。[一四]若し睡る者あらんに、卒急に喚び起すを得ず、脇を擣くを得ず、當に邊に併びて杖を以て前を拄へて三たび搖るべし。復、覺めざらんには、若し左邊に在らば當に右膝を拄ふべく、若し右邊に在らば當に左膝を拄ふべし。覺め已らんに當に起ちて杖を取りて行ずべく、亦、頭を覆ひ右肩を覆ふを得ず、當に偏袒して行ずべし。若し睡る者衆多ならんに、牛の如くに一時に併せ起すを得ず、應に兩人三人を起すべく、年少は應に杖を行ずべきなり。若し和上・阿闍梨睡らんにも亦應に起さしむべし。行法を恭敬するが故に應に起ちて杖を取るべきも、弟子は杖を與ふるを得ず、當に自ら行ずべし。行杖人は瞋・愛に隨うて其過を求むるを得ず、當に六情を攝して一心に思惟すべし。若し睡眠者あらんに應に與ふべく、彼れ取杖人は嫌恨するを得ず、當に是念を作すべし、「彼今我が與に[一五]陰蓋を除けり、我を益すること少からじ」と、念じ已るに應に起ちて行ずべし。若し睡者あらんに應に與ふべく、禪杖を行ずるの法、應に是の如くすべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

[一六]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘は禪杖を行ぜしに、天、寒にして手戰ひぬ。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、應に丸を作すべし」と。六群の比丘、丸を行ずる時に胸に擲げ面に擲げければ、比丘驚いて言はく、「我を殺さんとす」と。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、作丸の法・擲丸の法は應に是の如くにすべきなり。云何が是の如くにすとは。作丸の法、應に若しは線、若しは毛、若しは氎を用ひて作すべく、太だ堅からしむるを得ず、太だ輭かなら(しむ)るを得ざれ。[一七]行法は當に先に中央の人より與ふべし。若し睡者あらんに趣に頭面に擲ぐるを得ず、當に前に擲ぐべし。前人、法を恭敬するの故に應に起ちて取り、取已るに生に還るべきなり。若し和尚・阿闍梨睡らんには、置くを得ず、亦應に丸を與ふべし。彼れ、法を恭敬するの故に應に起つべきも弟子は應に代りて丸を行ずべく、彼應に坐に還るべ

【一四】原漢文に若有睡者不得卒急喚起不得擣脇當併邊以杖拄前三搖とあり。拄の字を宋・元・明・宮本には住とし、搖の字は同じく搖となせり。擣はうつ、つく、むちうつなり。今、改めず。併邊とはその邊りに併び列なるなり。

【一五】陰蓋。陰は積集の義、即ち有爲を積集せる身心なり、蓋は煩惱にして眞性を蓋覆するなり。即ち心昏く身重くして心性を蓋ふもの、睡眠煩惱なり。

【一六】作丸法・擲丸法。禪林象器箋に禪毱如₂毛毬₁遶擲以驚₂睡者₁とあり。

【一七】原漢文に行法當先與中央人若有睡者不得趣擲頭面當擲前前人恭敬法故應起取取已還坐とあり。宋・元・明・宮本には前前人の前の一字なきも、前々人とある方正しかるべし。

くすべきなり。云何が是の如くすとは。應に最下より次第に當直すべく、當直人は應に預じめ【一〇八】木鑽と牛屎とを辦へて、食屋中に於て火を宿るべし。頓に然燈するを得ず、當に火を一邊に置きて漸次に之を然すべし。然燈せん時、當に先に舍利及び【一〇九】形像前の燈を然照し、禮拜し已るに當に出して之を滅すべし。次で厠屋中に然し、若し坐禪時至らば應に禪坊中に然すべし。應に唱言すべし、「諸大德、燈を呪願し隨喜したまへ」と。次で【一一〇】道・經行處に然し、次で閣道頭に然し、若し油多からんには厠屋中にて當に竟夜に然すべし。若し油少からんには、人行斷ぜんに當に滅すべく、滅し已りて次で道經行處を滅し、次で閣道頭を滅し、次で禪坊中の燈を滅せよ。禪坊中の燈を滅せん時は、卒に滅するを得ず。當に言ふべし、「諸大德、褥を敷きぬ、燈を滅せんと欲す」と。便ち手を以て遮りて唱へて言はく、「燈滅せんと欲す、燈滅せんと欲す」と。口を用つて吹滅し、手扇にて滅し、及び衣扇にて滅するを聽さず、當に【一一一】皷折頭燋にて去るべし。後夜の時に至りて當に復起きて先に厠屋に然し、次で道經行處に然し、次で閣道頭に然し、次で禪坊中に然すなり。禪坊中に然す時は卒に入りて然すを得ず、當に「諸大德、燈入れんと欲す、燈入れんと欲す」と、唱言し、次で偈を唱說すべきなり。曉に滅せんと欲する時は、當に先に閣道頭を滅し、次で行處を滅し、次で厠屋中を滅し、次で禪坊中の燈を滅するなり。然燈の法、應に是の如くすべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

【一一二】佛、舍衞城に住したまひき。爾時、諸比丘は禪坊中に坐禪して【一一三】低仰して睡れり。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今より已後、應に禪杖を行ずべし」と。六群の比丘、禪杖を行ぜし時、比丘の脇肋を擣ちて、彼卽ち驚き喚ぶらく、「我を殺さんとす、長老」と。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今日より後、應に是の如くに禪杖を行ずべきなり。禪杖を作るの法は應に竹若しは葦を用ひ、長さ八肘にして、物にて兩頭を裹むべし。下坐は

【一〇八】木鑽。すりあはせて火を取る木。

【一〇九】形像。佛菩薩の像なり。

【一一〇】道經行處。道と經行處とにあらず、經行處への道にして、後の文には但に行處とせり。

【一一一】皷折頭燋。二つに折りたる燋の頭(ハシ)。燋は未だ火をつけざる燭なり。皷は宋・元・明・宮本には蔚となす。蔚は絡なり、絆なり、今改めず。

【一一二】行禪杖法。坐禪して昏睡するあらんに、突いて警覺せしむるなり。長さ八肘ばかり、下[illegible]は手に執りて巡行す。十誦律四十(張五、五七右)に禪杖禪鎭の由來を明せり。

【一一三】低仰。宮内省本には俯仰とせり。うつむき、又あをむきて睡るなり。

なり。若し是れ富家にして處々に多く寶物あらんには、便ち去るを得ず、呼語して見已るに應に去るべきなり。乞食の法、應に是の如くなるべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり』。

一〇五 佛、舍衛城に住したまひき。爾時、優波難陀は共行弟子の與に聚落に入りて乞食せり。優波難陀は食を持して出で、還りて弟子を覓むるも見えざりければ嫌うて言はく、「我れ食を持し來れるに、我を捨てゝ去らんとは」と。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、一〇六 佛言はく、「今日より後、乞食せん時、後の沙門は應に是の如くすべきなり。云何が是の如くすとは。前沙門乞食せん時、太だ遠く離るるを得ず、太だ近き邊に看むを得ず。主人をして念を生じて、「乞食することを能はざれば他の殘を望得せんのみ」と言はしむれば、當に現處に在りて住すべし。若し食を請ぜんには應に食すべく、若し請ぜざらんには當に乞食すべし。若しは井、若しは池水の邊にて食し已りて、鉢を洗うて去らんには無罪なり。食時に相待つこと應に是の如くなるべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり。

內衣と聚落衣と　入聚落著衣と
白衣家護衣と　前沙門及び後(沙門)と
倩迎並に與取と　乞食と相待となり。

第六跋渠竟る。

一〇七 佛、舍衛城に住したまひき。爾時、諸比丘は闇中に禪坊に入りて地に倒れぬ。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より然燈を聽さん」と。時に六群の比丘は當直にて然燈し、口を以て吹滅し、手扇を以て滅し、衣扇を以て滅し、復、下風を放ちて諸の坐禪比丘を擾亂しければ、比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、『今より已後、然燈の法は應に是の如

【一〇五】食時相待法。

【一〇六】原漢文に佛言從今日後乞食時後沙門應如是云何如是前沙門乞食時不得大離遠不得大近邊看令主人生念言不能乞食望得他殘耳當在現處住とあり。宋・元・明・宮本により大離遠の三字を太遠離とし、大近邊を太近邊と改めたり。

【一〇七】然燈法。

して我を待て」と。食を迎ふる人は應に時を知るべし。若し時逼らんに應に先に持ち來るべく、若し時早からんには當に次に依りて坐して次第取すべし。取る時に合和するを得ず、各異處ならしめて、自ら食し已りて持ち來れ。若し日逼らんには彼に於て食するを得ず、當に二分食を持して來るべし。來る時當に日足を相望すべく、時に及んで至らんには應に來るべし。若し及ばざらんには便ち彼に於て食して、二人をして倶に食を失せしむること勿れ。食を迎ふる者を倩はんに、「我已に倩ひ得たるも而も捨て去らん」と言ふを得ず。當に先に齒木を嚼み、水を辦へ、坐牀を敷き、手を洗うて待つべし。當に數日を看るべし。若し日時逼らんと欲せんには、當に[九八]澡灌の水を持して往いて迎ふべし。若し道中に逢はんには共に食し、若し故早からんには當に至り已るを待ちて食すべし。若し長あらば當に取食人に與ふべく、餘人に與ふるを得ず。若し須ゐざらんには、可しく餘人に與ふべし。迎食の法、應に是の如くなるべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり』。

[九九]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、六群の比丘は城に入りて食を乞ふに、低頭直進して白衣家に入り、前人に搪揬して世人の爲に嫌言せらるらく、「沙門釋子は猶し[一〇〇]羝羊の如くなり、直前して人に觸れんとは」と。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、『今日より後、乞食の法、應に是の如くすべきなり。云何が是の如くすとは。羝羊の如くに直頭して逕く前むを得ず、復大に遠離して見えざる處に在るを得ず、當に[一〇一]現處に在りて住まるべし。「我に食を與へよ、當に大福を得べし」と言ふを得ず。應に默然して立つべく、左顧右視して人をして疑を生じて是れ[一〇二]賊細作なりやと謂はしむることを得ざれ。當に[一〇三]六情を攝して無常を觀ずべし。亦大に久住するを得ざれ。若し其家の婦女、[一〇四]舂擣の作事ありて未だ視ざるの頃は可しく小らく停住し(う)べきも、若し彼見已りて復舂作せんには當に去るべし。若し見つゝ、婦人線を紡ぎて纏ひ已りて復紡がんには、此れ與心なければ應に去るべきなり。若し女人見已りて舍に入りつゝ空しくして出でんには、應に去るべき

【九八】澡灌。本文に澡罐とあるも宋・元・明本によりて改む。
【九九】乞食法。
【一〇〇】羝羊。本文には羯羊とあるも三本及び宮本によりて羝羊と改む。剛壯にして物に觸るゝを喜ぶ牡羊なり。
【一〇一】現處。みゆる處、現は見なり。
【一〇二】賊細作。賊の間者なり。
【一〇三】六情。眼・耳・鼻・舌・身・意の六根なり。
【一〇四】舂擣。宋・元・明・宮本には舂搗となす。

後の沙門、應に是の如くすべしとは。前沙門にして若し能く食を得んには、當に共に食すべし。若し得る能はざらんには、當に早く遣して還りて食を索めしむべし。後行の沙門は、前者を去ること太だ遠くして相見えざらしむるを得ず、大に逼りて脚跟を相躡むを得ず、當に相去ること一舒手[九六]以外なるべし。前に惡象・(惡)馬・(惡)牛あらんに、當に和上・阿闍梨に言ふべし、「前に惡物あり、當に一處に避くべし」と。若し前行の沙門にして羸老ならんには、當に前に在りて與に遮すべし。若し前に禮する者あらんに、當に語ぐべし、「某甲禮す」と。若し人ありて食を請ぜんに、後の沙門は已り應に憶すべく、住處に還りて已り應に語ぐべし、「某甲家の請に向はん」と。若し前沙門にして呪願すること能はずして、語げて能く呪願せしめんには呪願せよ。「汝は前に在りて坐し、前に水を取り、前に食しつゝ、而も我をして呪願せしめんとするや」と言ふを得ず、應に當に呪願すべし。前沙門・後沙門は應に是の如くすべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり』。

[九七]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘あり他を倩うて食を迎へ(しめ)んとて、鉢を與へ已りて捨て去りぬ。彼の迎食比丘、食を持し來りて求覓せしに、而も處を知らざりければ鉢を禪堂の上に置きて便ち捨て去れり。明日に至りて比丘語げて言はく、「我に鉢を還す可きや不や」。答へて言はく、「我れ鉢を禪堂上に置けり」。復言はく、「汝何を以てか我鉢を持して空禪堂中に放ける」。彼言はく、「汝何故に我をして食を迎へしめ已りつゝ而も我を捨て去りしや」。二人共に諍ひて往いて佛の所に至り、卽ち上事を以て具に世尊に白すに、佛言はく、『今日より後、人を倩うて食を迎へ(しめ)んには應に是の如くにすべく、人の與に食を迎へんには應に是の如くにすべきなり。云何が、人を倩うて食を迎へ(しめ)、人の與に食を迎へんには應に是の如くにすべしとは。人を倩うて食を迎へ(しめ)已らんに捨て去るを得ず、又、人の與に食を迎へ已りて鉢を空禪堂上に置いて捨て去るを得ず。他の與に食を迎へんには、當に先に語ぐべし、「長老、我れ今食を取らん、餘行すること莫れ、嚴辦

【九六】一舒手。舒手は拳肘に對する語、周尺にて二尺なり。拳肘は一尺八寸なり。

【九七】倩迎法。

を離るゝこと遠からんには、當に襞褺して肩上に著きて持ち去り、聚落に近づき已りて、若し池水・汪水あらんに手脚を洗ひ、已にして衣を著し紐を安じて入り、若し水なきには樹葉若しは草にて脚の塵土を拭ひ、然して後に著して入るべし。若し冬時ならんには、應に衣を著して去るべし。若し奔馳せる象・馬・車乘に逢はんには、當に上風に在るべく、塵土〔九一〕泥塗をして坌汙せしむること勿れ。若しは鉤・刺棘にて挽き裂いて去るを得ず、道巷迮きには〔九二〕揩揬して過ぐるを得ざれ。若し門、狹小ならんには、當に身を側めて過ぐべし。若し下からんには、當に身を曲げて過ぐべし。聚落に入りて衣を著するの法、當に是の如くなるべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

〔九三〕佛舍衛城に住したまひき。爾時、難陀・優波難陀は坐具を敷かずして坐し、(或は)衣を以て爛果・膩餅を盛りて衣を汙しければ、弟子嫌うて言はく、「我れ勤苦して浣染して治せしに、而も愛護せざらんとは」と。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今日より白衣家內に入らんに、衣は應に是の如くすべきなり。云何が是の如くにすとは。若し牀に塵土不淨あらんに、物を敷かずして坐するを得ず。〔九四〕若し是れ親舊ならんに、應に語言して敷かしむべし。若し彼れにして「此の沙門は憍恣にして事へ難し」と言はんには、當に自ら拂拭して坐具を敷き手を洗うて坐すべし。衣を以て一切の餅果・濕華・碎末を承取し(若しは)口を拭ふを得ざれ。白衣家內に坐して衣を護ること應に是の如くすべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

〔九五〕佛、舍衛城に住したまひき。爾時、優波難陀は難陀の共行弟子に語げて言はく、「我れ汝と共に聚落に入りて食を乞はんと欲す、我れ彼に於て若し非威儀を作さんにも人に向うて說くこと莫れ、我は是れ汝の叔父なれば」と。答へて言はく、「設使我が父及び祖父にして非威儀を作さんにも、我亦當に道ふべけん」。……上に廣說せるが如し、……乃至、答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「今日より後、前の沙門は應に是の如くにすべく、後の沙門は應に是の如くすべきなり。云何が前・

【九一】泥塗。どろ、ぬかるみなり。
【九二】揩揬。揩はつよく突く なり。揬は突なり。
【九三】白衣家內護衣法。
【九四】原漢文に若見親舊應語言令敷とあり。宋・元・明・宮本には見の字を是の字となす、今改めたり。親舊とは舊知の楷越なり。
【九五】前沙門・後沙門法。

往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「應に是の如くに衣を著すべきなり。云何が是の如くに衣を著すとは。聚落に入らんと欲する時、園中内衣を脫ぎて露身にて入聚落内衣を求むるを得ず、入聚落内衣を脫して露身にて園中内衣を求むるを得ざれ。聚落に入らんと欲する時は、常に先に入聚落内衣を取りて自に近くべし。聚落衣を著し已りて、下より園中内衣を挽きて出すを得ざれ。應に一邊を著くるに隨うて一邊を脫ぐべきなり。聚落を出でたる時、入聚落内衣を脫ぎて園中内衣を著けんにも亦爾なり。内衣を著するの法は應に是の如くなるべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

八九　佛、舍衛城に住したまひき。爾時、六群の比丘は聚落に入らんと欲して、園中衣を脫ぎ一内衣のみを著して入聚落衣を求め、聚落を出で、還、入聚落衣を脫ぎ一内衣のみを著して園中衣を求めぬ。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今日より後、應に是の如くに衣を著すべきなり。園中衣を脫ぎ一内衣のみを著して入聚落衣を求むるを得ず、應に先に入聚落衣を取りて自に近づけ、園中衣を脫ぎて襞疊して常處に舉著して、然して後に入聚落衣を著すべし。聚落より出で已るに、應に園中衣を取りて自に近づけ、已にして入聚落衣を抖擻して常處に著いて園中衣を著すべきなり。衣を著するの法、應に是の如くなるべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

九〇　佛、舍衛城に住したまひき。爾時、優波難陀は聚落中に入り、衣を曳いて行いて泥土にて汙色し、鉤處に値ひて挽き裂き、刺處に値うて穿たしめ、狹迮の巷中にて搪揬して過ぎければ、弟子嫌うて言はく、「我等勤苦して浣染し縫治せしに、而も愛護せざらんとは」と。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今日より後、聚落に入る時、應に是の如くに衣を著すべきなり。云何が是の如くに(著す)とは。……乃至、聚落中に衣を曳いて穿破せしむるを得ず。若し春時に聚落

【八九】入聚落衣著法。

【九〇】入聚落著衣法。

何が是の如くにするとは。……乃至、坐處を示し已らんに應に坐すべし。彼見を毀呰するを得ず、又、[84]形呰して「汝等は邪見・不信・無慚・無愧なり」と言ふを得ざれ。應に其の實事を譽むべきなり、「汝等は能く出家して繫縛を解き、俗服を捨して心を空閑に冥せること甚だ是れ難事たり」と。是の如くに一切の實事を稱するを得るも、其過を說くを得ざれ。若し事を論ぜんと欲せんには、言ひ已りて便ち去る(べし)。外道衆に入るの法、應に是の如くなるべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり』。

[85]佛、舍衞城に住したまひき。……乃至、佛言はく、『今日より後、應に是の如くに衆に入るべし。云何が衆に入るとは。若し衆僧中にて所論の事あらんと欲せんには、當に外に於て斷じて決了せしむべく、便ち僧中に入りて斷ずるを得ざれ。若し事、了し難きには應に其の和上・阿闍梨に語ぐべし。若し是事にして僧の斷を須ゐざらんには、應に語げて止めしむべし。若し事にして必ず須らく僧に徹すべく、擧事人復是れ可信ならんには、應に和合して法の如く律の如くに事を說くべし。和上・阿闍梨聽し已らんに、當に僧の上座前に往いて言ふべし、「我れ所說あらんと欲す、聽すや不や」と。上座應に前人を觀察して語ぐべし、「……」と。……乃至、衆に入らん時、革屣を著し、頭を覆ひ、右肩を覆ふを得ざれ。當に革屣を脫し、偏袒して衆に入るべし。衆に入るの法、應に是の如くなるべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり』。

阿練若と聚落と　禮足と相問訊すると
相喚と刹利種と　婆羅門と居士と
外道と賢聖衆となり。　第五跋渠竟る。

[86]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、六群の比丘は[87]園中內衣を脫ぎ已りて露身にて[88]入聚落內衣を求め、聚落より出で已りて入聚落內衣を脫ぎて露身にて園中內衣を求めぬ。諸比丘は是因緣を以て

【八四】形呰。形相即ち毀呰するなり。

【八五】入賢聖衆法。

【八六】內衣着法。

【八七】園中內衣。院內着用の裙なり。若し但三衣の行者ならば院內着用の安陀會とすべきなり。

【八八】入聚落內衣。乞食の爲に聚落に入る時に着する內衣。

らんには越威儀法なり」。

(八〇) 佛、舍衛城に住したまひき。爾時、婆羅門衆集まりしに、難陀・優波難陀は先に至りて坐しければ、諸の婆羅門は嫌うて言はく、「我等所論あらんと欲せしに、而も此沙門は我等が事を妨廢せり」と。……乃至、佛言はく、『今日より後、應に是の如くして婆羅門衆に入るべきなり。若し事緣ありて至り往かんと欲せんに、時に當に先に其中の大なる者に語げて其事情を道ふべく、若し聽さんには應に往くべし。(八一) 未だ至らざるの時、當に傘蓋を屏け革屣を脱すべく、見え已りて方に却くるを得ざれ。又、蓋・革屣を借りて往くを得ず、「樂しきや不や、男子」と言ふを得ず、天祠を毀譽するを得ず、形相するを得ず。」婆羅門は我慢多きが故に當に六趣の(中)若しは鷄、若しは豬、若しは狗若しは野干・駝・驢・地獄中に生ずべし」と(言ふを得ざれ)。應に言ふべし、「如來應供正遍知は二種姓家に生じたまふ、若しは刹利家、若しは婆羅門家なり」と。所論あらんと欲せんには、當に說き已りて去るべし。婆羅門衆に入るの法、應に是の如くすべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり』。

佛、舍衛城に住したまひき。……乃至、佛言はく、『(八二) 今日より後(當に是の如くにして)居士衆に入るべし。(云何が是の如くに入るとは)。若し緣あらば應に往き……乃至、坐處を示さんに而ち坐すべし。「汝、手脚を淨洗して店肆に坐すとも、輕稱の小斗を用ひて人を欺誑すること盜賊よりも甚し」と言ふを得ざれ。應に言ふべし、「二種輪あり、法輪と食輪となり。食輪を得已りて乃し法輪も轉ずるなり。世尊の說いて諸比丘に告げたまへるが如し、「婆羅門居士は衣食・臥具・疾病湯藥を供給して饒益すること甚だ多し、是れ爲し難きの事たり。我れ汝等に依りて如來法中に在りて梵行を修して生死の流を度すること、皆是れ汝等が信心の恩なり」と。若し所論あらんには、言ひ已りて去るべし。居士衆に入るには應に是の如くすべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり』。

(八三) 佛、舍衛城に住したまひき。……乃至、佛言はく、『外道衆に入らんには應に是の如くにすべし。云

【八〇】 入婆羅門衆法。

【八一】 原漢文に未至時當屏傘蓋脱革屣不得見已方却又不得借蓋革屣往不得言樂不男子不得毀譽天祠不得形相(不得言)婆羅門多我慢故當生六趣(中)若鷄若豬若狗若野干駝驢地獄中應言如來應供正遍知二種姓家若刹利家若婆羅門家……とあり。屏の字、三本宮本には併字と爲せるも今改めず。不得言の三字を補ひ、六趣の下に中の一字を補へり。

【八二】 入居士衆法。原漢文に乃至佛言從今日後(當如是)入居士衆(云何如是入)若有緣應往乃至示坐處而坐不得言汝淨洗手脚坐於店肆用輕稱小斗欺誑於人甚於盜賊應言有二種輪法輪食輪得食輪已乃轉法輪如世尊說告諸比丘婆羅門居士供給衣食臥具疾病湯藥饒益甚多是難爲事我依汝等在如來法中修梵行度生死流皆是汝等信心之恩若有所論言已而去入居士衆應如是若不如是越威儀法也とあり。括弧内の文字は補へるなり。輕稱小斗ははかり少なき小斗の意。食輪は比丘の法施に對する居士の食施の意なり。

【八三】 入外道衆法。

共に語る時、[七二]跋檀帝と言ふを得ず、當に[七三]優波上と言ふべし。若し阿闍梨と共に語る時、跋檀帝と言ふを得ず、當に阿闍梨と言ふべし。若し衆多の阿闍梨あらんには、當に某甲阿闍梨と言ふべし。[七四]下座と共に語る時、字を喚び・[七五]亘帝を喚び・歳を喚ぶを得ん。上座と共に語る時、應に跋檀帝・若しは慧命・若しは阿闍梨と喚ぶべし。若し人ありて喚ぶ時、應に何道にして何物なりやと言ふを得ず。若し和上喚ぶ時應に[七六]「諾」と言ふべく、若し阿闍梨喚ぶ時應に「諾」と言ふべく、若し上座喚ぶ時も亦應に「諾」と言ふべし。若し年少喚ぶ時は應に「何故に喚ぶや」と言ふべし。若し母人・男子喚ぶ時は應に「何故に喚ぶや」と言ふべし。人あり、「汝の和上・阿闍梨の字は何等なりや」と問はんに、直に和上・阿闍梨の字を道ふを得ず、應に義を言ふべし、「因緣の故に某甲と字く」と。語法は應に是の如くすべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

[七七]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、刹利衆集まりて所論あらんと欲せり。時に難陀・優波難陀は先に到りて坐しければ、時に諸人嫌うて言はく、「我等今集りて所論あらんと欲せしに、而も此沙門は我が議論事を妨げぬ」と。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今日より後、當に是の如くにして刹利衆に入るべきなり。云何が是の如くにして刹利衆に入るとは。若し事緣あらんに應に往くべく、當に先に其中の大なる者に語げて來情の事を道ふべし。若し「可しく來るべし」と言はんに、應に往くべきなり。傘蓋を持し革屣を著くるを得ざれ、入る時應に脫して一處に著くべし。「男子樂しきや不や」と言ふを得ず、若し坐處を示さば應に坐すべく、軍陣鬪法を毀譽するを得ず、若し好射を見るも稱讚するを得ず、應に言ふべし、「刹利種は是れ上姓なり、如來應供正遍知は常に二家に在りて生まれたまふ、刹利と婆羅門家となり。二種輪あり、[七八]法輪と[七九]力輪となり。諸の出家人は力輪の護に賴りての故に、以て自ら安んずるを得るなり」と。論事あらんと欲せんには、說き已るに當に去るべし。刹利衆に入るには應に是の如くにすべきに、若し是の如くせざ

【七二】 跋檀帝(Bhadanta)。大德・長老の意なり。
【七三】 優波上(Upajjhāya)。受戒和上なり。
【七四】 下座(Nava bhikkhu)。註(一の九八)上座の下參照。
【七五】 亘帝(Gotta)。家譜・門閥・生れをいふ。性吉具足の性なり。
【七六】 諾。應答の辭、evam(かくの如し)との意。
【七七】 入刹利衆法。
【七八】 法輪(Dhamma-cakka)。註(一の三〇)轉法輪の下參照。
【七九】 力輪。王輪(Rāja-cakka)にして、今、王力の外護をいふ。註(一の二五)轉輪聖王の下參照。

すべく、應に是の如くに相問訊すべし。云何が、是の如くに禮し是の如くに問訊するとは。前人共に諍ひ共に語る時に禮するを得ず、當に低頭して小敬すべし。前人若し止めんに應に禮を作すべし。若し屋作・泥作時には應に禮すべからず、是の如きの一切作・熏鉢・浣衣・煮染・染衣・縫衣・澡浴・油塗身・洗足・洗手面・洗鉢・禮塔・食時・含咽・著眼藥・讀經・誦經・[六四]寫經・經行・下閣上閣時・上廁時・不著衣時(及び)[六五]泥洹僧を著けたる時には盡く應に禮すべからず。闇中には應に禮すべからず、授經時には應に禮すべからず、泥洹僧を著する時・衣を著くる時・若しは疾行時には應に禮すべからず。頭を覆ひ右肩を覆ひ、革屣を著けて禮を作すを得ず。膝を禮し脚を禮し腨を禮するを得ず、當に接足して禮すべし。若し前人の脚上に瘡あらば當に護りて[六六]揬觸することを勿るべし。禮を受くる人は啞羊の語らざるが如くなるを得ず、當に相問訊すべし。問訊せん時是の如きの語を作すを得ざれ、「何處に多美なる飲食ありや」と。應に問ふべし、「病少く、惱少く、安樂なりや不や、道路疲苦せざりしや」と。客比丘は應に問ふべし、「何者か是れ僧の上座なりや、第二・第三上座なりや」。(僧の上座・第二・第三上座には)應に禮足すべきなり。舊比丘應に問ふべし、「長老、幾歲なりや」。若し客比丘小ならば應に座を與へて坐せしむべく、若し有らば應に前食・後食・塗足油・非時漿を與ふべし。客比丘と舊比丘とは應に是の如くすべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

[六七]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、六群比丘は展轉して俗人相喚を作さく、「阿翁・阿母・阿兄・阿弟」と。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛、六群の比丘に問ひたまはく、「汝、實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、應に是の如くに共語し問訊すべきなり。翁と共に語る時、喚んで阿翁・阿爺・[六八]摩訶羅と言ふを得ず、應に[六九]婆路醯多と言ふべし。母と共に語る時、阿母・阿婆と言ふを得ず、應に[七〇]婆路醯帝と言ふべし。足と共に語る時、阿兄と言ふを得ず、當に婆路醯多と言ふべし。姊と共に語る時、[七一]婆髀と言ふを得ず、應に婆路醯帝と言ふべし。和上と

【六四】寫經。本律にこの語の存するは本律成立時推定の有力なる資料たり。
【六五】泥洹僧(Nivāsana)。內衣即ち裙なり。
【六六】揬觸。元・明本には敕觸とせり。つきあたり觸れるなり、註(一六の一六四)參照。
【六七】沙門相喚法。
【六八】摩訶羅。律中にては多く無知・愚・老の意(註三の二三八)なるも、尊敬すべき場合にもこの語を用ふ。
【六九】婆路醯多。父又は兄の呼稱なり、(註一九の一三八)婆路醯の男性形。
【七〇】婆路醯帝。母又は姊の呼稱なり、註(一九の一三八)婆路醯の女性形。
【七一】婆髀。姊妹(Bhāginī)に相當するか。

已るに若し食未だ熟せざらんには守住するを得ず、應に塔を禮し經を誦し法を問ふべし。聚落比丘は應に先に釜中に水を著れ火を然し、至るを待ちて然して後に米を著るべし。阿練若比丘にして或は鬼難・水・火・賊難ありて來るを得ざらんには、而ち米を棄つべし。若し飮食已に熟せんには、檀越、揵椎を打たんと欲せんに當に語ぐべし、「長壽、日故ほ尙ほ早し、可しく阿練若の至るを待つべし」と。若し日時逼らんには應に揵椎を打つべし。阿練若は應に樹若しは墻壁の影を以て准則と作して日の早晩を知りて應に來るべく、設し未だ來らざらんには當に坐處を留むべきなり。若し阿練若處にて食を作さんにも、亦應に是の如くすべきなり。[六二]阿練若比丘は應に聚落中の比丘を輕んじて言ふべからず、「汝必らず利あらん、舌頭味少くして此に在りて住せんよりは」と。應に讃ずべし、「汝、聚落中に住して說法敎化し、法の爲に護を作して我等を覆蔭せり」と。聚落比丘は應に阿練若を輕んじて言ふべからず、「汝は阿練若處に在りて住して名利を希望するも、麞鹿禽獸も亦阿練若處に在りて住せり、汝、阿練若處に在りて朝より日を竟ふるとも、正に數歲數月なるべきのみ」と。應に讃じて言ふべし、「汝、聚落を遠ざけて阿練若處に在り、閑靜に上業を思惟して崇めらる。此は是れ難行の處、能く此に住して心意を息めんとは」と。阿練若は應に是の如くすべく、聚落比丘は應に是の如くすべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

[六三]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、舊比丘は共に諍口せしに、客比丘あり來りて接足して禮しぬ。後の日、客比丘來りて復禮せしに問うて言はく、「汝來りて幾日なりや」。答へて言はく、「四五日なり」。舊比丘言はく、「汝來りて爾許日なるに何ぞ以て我に見えざる」。答へて言はく、「我已に見えて禮し竟りしも、長老は共に諍口せる故に我を見ざりしのみ」。舊比丘言はく、「汝何ぞ以て我が共に諍へるを見つゝ而も我に向うて禮せしや」。答へて言はく、「汝何ぞ以て共に諍うて我禮を視ざりしや」。二人便ち共に諍うて往いて佛の所に至り、……乃至、佛言はく、「今日より後、應に是の如くに禮

【六二】原漢文に阿練若比丘不應輕聚落中比丘言汝必利舌頭少味而在此住應讃汝聚落中住說法敎化爲法作護覆蔭我等とあり。利とは恭敬供養なり。

【六三】禮足法・相問訊法。

拾ふを得ず、若し垢膩あらば當に數浣ひ染め縫ふべく、衣を視ることは當に皮想の如くすべし。衣法應に是の如くすべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

客比丘と並に舊(比丘)と　　洗足と並に拭足と
淨水と及び飲法と　　溫室と並に洗浴と
淨廚と並に衣法となり。

第四跋渠竟る。

〔六〇〕佛、舍衞城に住したまひき。爾時、聚落比丘と阿練若比丘と共に〔六一〕施を一にせり。時に阿練若比丘は常に時を以て來りしに、聚落比丘は忽に早く揵椎を打ちて食しぬ。阿練若比丘は日時至らんと欲して方に到り問うて言はく、「揵椎を打ちしや未だしや」。答へて言はく、「已に食し竟りぬ」。時に阿練若は還り去り、明(日)便ち早く來りて盡く食を持ち去りぬ。聚落比丘來りて食を索むるに、淨人言はく、「阿練若比丘は已に盡く持ち去れり」。聚落比丘言はく、「長老は何故に早く起き來りて盡く食を持ち去りしや」。阿練若言はく、「汝何の故に早く起き揵椎を打ちて食して我を待たざりしや」。二人共に諍うて往いて佛の所に至り、是因緣を以て具に世尊に白すに、佛言はく、『今日より後、阿練若比丘は應に是の如くすべく、聚落比丘は應に是の如くすべきなり。云何が是の如くするとは。若し阿練若比丘と聚落比丘と共に施を一にせんには、聚落中の比丘は早起して揵椎を打ちて前食・後食し及び請食に差するを得ず、應に阿練若を待つべきなり。阿練若比丘は「我れ徐徐に往くとも自ら當に我を待つべけん」と言ふを得ず、應に先に往き、若しは人を傭うて分を請ひ、若しは坐處を留めんことを囑すべきなり。聚落比丘は應に阿練若比丘來りしや未だしやを問ふべく、若しは人を傭うて迎食し、若しは坐處を留めんことを囑せんには應に處を示すべきなり。若し優婆塞にして僧を請ぜんには、聚落比丘は應に阿練若比丘に語けて言ふべし、「長老、明日早く來れ、某甲は前食・後食を請じたれば餘にて食を乞ふこと莫れ」と。阿練若比丘は聞き已りて當に早く來るべし。來り

〔六〇〕阿練若比丘法・聚落比丘法。

〔六一〕施を一にすとは、食を一にする意なり。卽ち聚落と阿練若と同一結界にして法を一にし食を一にせるなり。

べし。擣藥の杵臼は用ひ已るに地に放つを得ず、當に淨洗して常處に覆著すべし。　食廚淨屋、穿漏せるを視て治せざるを得ず、若し草覆には草にて補ひ、……乃至、泥覆には當に泥にて補ふべく、穿壞せんには當に塞ぐべく、當に數掃除すべし。　若し樵薪を內れんに、時に當に摒擋して一處に著くべし。煮染器及び盛染瓫は用ひ已るに捨て去るを得ず、當に淨洗し治して常處に覆置すべし。衣を浣ふ木瓫は用ひ已るに、亦當に淨洗して常處に擧置すべし。衣を曬せる繩も亦用ひ已るに繚亂して地に放つるを得ず、當に[五五]絣卷して常處に置くべし。釿・斧・鋸・鑿・鍬・钁、[五六]梯橙は、此は是れ[五七]四方僧物なれば、用ひ已るに當に摒擋して常處に著くべし。後に人須ゐんには、取るに得易くして疲苦を致さしめざれ。若し須用せんには當に與ふべし。　若し二人一時に索めんには、當に先に上座に與ふべし。若し上座用ふること久しくして年少小らく用ひんには、當に先に年少に與ふべし。若し二人倶に小らく用ひんには、當に先に上座に與ふべし。器物の法應に是の如くすべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

[五八]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、衆多比丘は共に一房に住せり、時に比丘あり、衣架上より自ら衣を取りしに、他衣を挽いて地に墮せり。餘比丘は夜に大小行に出づるに脚にて衣上を蹈み、衣主は衣を求むるに見えずして乃し地に於て之を得るに至れり。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今より已後、衣は應に是の如くすべきなり。　若し衆多人して共に一房に住せんには、[五九]衣は應に各自ら襞褺して葉を以て內に著れ、若し他の衣架上ならば、腰繩を以て之を繫るべし。復、和上衣・阿闍梨衣を持ちて己が衣を裹むを得ず、　當に己が衣を持ちて和上・阿闍梨衣を覆ふべし。若し春時、塵土多からんには、當に已衣を持して上を覆ふべし。若し夏(時)、地濕らんには、當に已衣を持して下に著くべし。房中をして塵土あらしむるを得ざれ、當に數數水にて之を灑ぎ巨摩を地に塗るべし。　衣を持しつゝ唾壺・大小便器を捻み捉り革屣を捉るを得ず、糞掃を盛り巨摩を

【五五】絣卷。宋・元・明・宮本には靜卷とするも、絣の同音寫なり。絣は屈なり、繩索を縈收する意なり。

【五六】梯橙。元・明本には梯隥とす。はしごなり。

【五七】四方僧物。註（一八の七三・一六の四）參照。

【五八】護持衣法。

【五九】原漢文に衣應各自襞褺以葉著內若他衣架上以腰繩繫之……とあり。他の字は宋・元・明・宮本には拕の字となす。今改めず。以葉著內は難解なり。衣の表を內にしてたゝむことなるべし。葉は鉤刺なり、註（一八の九）參照。

以て等しく行ずべし。屑末も亦爾なり。若し檀越にして「自恣に與へん」と言はんにも、當に籌量すべし。水を用ひんに、若し甖量にて分用せんには、當に所得の器を齊るべく、餘分を長用するを得ざれ。若し「各自ら水を辦へよ」と言はんには、水あらん者は入るを得、無き者は入るを得ざるなり。若し弟子ありて和上・阿闍梨に「但入りたまへ、我當に水を與ふべし」と言はんに、亦當に籌量して用ふべし。若し優婆塞・園民にして「但入りたまへ、我當に水を與ふべし」と言はんに、爾りと雖亦應に節用すべし。若し池水近からんに、自恣に用ふるを得て無罪なり。露地に裸浴するを聽さず。若し水、腰腋を齊らんに用ふるを得て無罪なり。[四九]若し水中に坐して臍に至らんにも亦得ん。出で已りて自ら衣を取りて著し、他衣は正し理へて去る(べし)。洗浴し已りて[五〇]若し直に去らんと欲せんには、應に園民に語ぐべく、應に浴器物を擧ぐべし。若し比丘後より來りて、「長老、但去れ、我自ら擧げん」と言はんには應に去るべく、後なるは[五一]摒擋して物を擧げ火を覆ふべし。浴法は應に是の如くすべきなり。若し是の如くせざらんには越威儀法なり』。

[五二]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、世尊は五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、淨廚の器物、處々に狼藉せるを見たまへり。佛知りて故に問ひたまはく、「是れ何の器物にして狼藉せること乃し爾りや」。……乃至、佛言はく、「今日より後、器物をして縱横ならしむること是の如きを得ず。若しは[五三]摩摩帝、若しは直月は當に園民若しは沙彌をして摒擋せしむべし。若しは摩摩帝、若しは直月にして意を用ひて見ざらんには、便ち應に淨人をして摒擋せしむべし。若し銅鐵の釜・鑊・銚器は應に淨人をして淨洗し泥を以て上に塗りて淨廚屋内に覆せ著かしむべし。若し瓦の釜・銚・鑊も亦爾なり。地に覆せんには塼瓦を以て之を鎮んじ、木瓫・木杓も亦應に洗淨して之を擧ぐべし。若し簟席は當に應に日に曬して懸擧すべし。竹篋・簸・箕・漉米箕も亦應に懸擧して蟲嚙せしむること勿るべし。[五四]飯簸・飯朼は淨洗して懸擧し、囊袱及び漉水囊も亦應に懸擧して蟲をして食ましむること勿る

【四九】原漢文に若坐水中至臍亦得出已自取衣著他衣正理而去とあり。縮藏・大正藏・新藏の加點・訓點は皆、亦得出已にて切れり。今は亦得にて切りて、出已の二字を下に附して譯出せり。亦得とは亦得浴の意なり。正理は宋本と宮本には政理とし、元・明本には整理となす。

【五〇】原漢文に若直欲去應語園民應擧浴器物とあり。直欲去應語を宋・元・明本には直月欲とし宮本には直月若とせり。今改めず。

【五一】摒擋、註(三二の六九)參照。

【五二】淨廚器物收擧法。

【五三】摩摩帝。註(三の二三九)參照。

【五四】飯朼。飯匙なり。

の所說の如し、……乃至、水も亦當に節量して用ふべし」と。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく『浴室は應に是の如くに作るべく、浴法は應に是の如くにすべきなり。浴室は應に方作若しは圓作すべし。當に戶を安じ向を作すべし。向法は內は寬にして外は小に、若しは一若しは二とし、向を開く物を安じ烟道を通じ、屋內は應に塼石を以てし、砌底に竈を作りて底廣く上狹からしめ、地を去ること半肘に烟道を通じ、邊に火杹を安き、若し竈、右邊に在らば左邊に戶扇を安じ、若し左邊に在らば右邊に戶扇を安じ、戶扂を短作して開閉し易からしめ、前には應に衣屋を作して龍牙𣙜の懸衣處を安ずべきなり。若し浴せんと欲する時は、園民をして先に屋間の塵埃蟲網を掃ひ、水を以て地に灑いで淨掃し、應に薪炭・釜鑊・瓮盆を辦へ、先に薪炭を著れて然して後に揵椎を打つべし。(揵椎を打つに)太だ早きを得ず、火を著れて然し盡さしめて乃し揵椎を打つなり。揵椎を打つ時、應に一切僧を浴せんためなりや、徒衆を浴せん爲なりや、別屋の爲なりやを知るべく、事に隨うて應に去くべきなり。若し一切浴ならんには應に次第して去くべく、應に各自ら腰帶を以て衣を繫りて識を作して衣架上に安くべし。入る時、兩臂を捬りて入るを得ず、一手にて前を遮して入るべし。一人入りて一人出で、後に入るあらば先人は應に處を與ふべし。器物及び長老比丘の上を越えて過ぐるを得ず、當に徐徐に入るべし。若し和上・阿闍梨にして內に在らんには、外に在りて待ちて「何の時に出づるや」と言ふを得ず、應に當に衣を脫して入りて與に揩洗すべし。若し人の與に揩らんと欲せんには、當に和上・阿闍梨に白すべし。若し先に白せんには無罪なり。若し火熾なるには年少は當に火に近づくべく、若し火弱きには長老は應に近づくべし。當に徐徐に水を用ひて、邊人を汙濺することを得ざるべし。若し弟子揩らん時、一時に兩手を擧ぐるを得ず、當に先に一臂を揩らしめ一手にて前を覆ひ竟りて已にして次で一臂を揩らしむべし。水を內れ已り戶を閉ぢて坐して身をして汗せしめんに、當に油を行さんには若しは盞子を以て若しは手を

音寫と見て小水と解すべきか。後に水屑とあるはいかに解すべきか、恐らくは屑水の寫誤なるべし。稍用は節量して用ふるなり。

【四七】浴室造法。原漢文に浴室應方作若圓作當安戶作向法內寬外小若一若二安開向物通烟道屋內應以塼石砌底作竈令底廣上狹去地半肘通烟道邊安火杹若竈在右邊左邊安戶扇若在左邊右邊安戶扇短作戶扂令易開閉前應作衣屋安龍牙𣙜懸衣處とあり。向は牖と通じて窗牖なり。砌底はいしだゝみの底をいふ。火杹は元本には火巳とし、明本には火七とす。火匙即ちひばしの類なり。戶扂はクワンノキなり。龍牙𣙜とは、𣙜は杙なり、資持記に龍牙杙者杙頭雙出像二龍牙一故とあり。

【四八】洗浴法。

るを知らしむべし。若し能く水を以て洗はんには更に行し(う)べし。若し非時に飲を行さんには、行飲人は先に手を淨洗し器を洗うて行し、受飲人も亦應に手を淨洗して受くべし。若し洗はざらんには、當に葉若しは淨衣を以て器底を承けて受くること上の如くにし、……乃至、口せし處より棄つべし。若し浴室中にて飲を行さんには、當に葉を以て器底を承け、脣を拄へて飲むべく、餘は上に說くが如くするなり。若し禪坊中にて飲を行さんに、時に地に覆あらんには應に器を持して承くべし。若し坐、相離れんには、一人は器を行し一人は水を行し、餘は上に說くが如くするなり。是の如きを好水と名け、用ひて脚・手・面を洗ひ鉢を盪ふを得ず、亦餘用を作して之を棄つるを得ず。若し[四三]作衣鉢事ありて須ゐんには、可しく權りて貸用し還償すべし。若し水にして自恣用ならんには、隨意に取るも無罪なり。水應に是の如くに用ふべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」と。

佛、[四四]王舍城[四五]耆域童子菴婆羅園に住したまひき。爾時、耆域童子は往いて佛の所に至り、頭面に禮足して却いて一面に住して佛に白して言さく、「世尊、願はくは諸比丘に溫室浴を聽したまはんことを、能く冷陰を除いて安樂住を得れば」と。佛言はく、「溫室浴を聽さん」と。

復次に佛、舍衞城に住したまひき。爾時、世尊は溫室浴を聽したまひしに、時に六群の比丘は洗浴の揵椎を打つを聞いて、時に便ち先に浴室に入り、頓に薪炭を著れ已り戸を閉ぢ汗を取りて住せり。[四六]外の比丘、戸を開かんことを索むるも、與に開くを肯んぜずして言はく、「諸長老、且らく住りて火の然ゆるを待て」とて、便ち多く薪炭を用ひて屑水都べて盡くして方めて戸を開いて喚んで言はく、「諸長老、可しく入るべし」と。諸比丘既にして入るに、復外より戸を閉ぢ、諸比丘は熱悶して喚びて開戸を索めしに答へて言はく、「長老、且らく住して汗を取れ、能く疥癬を愈さん」と。而して復外に於て水屑を用ひて都べて盡し、器を以て地に覆せて然して後に戸を開いて言はく、「長老、可しく出づべし」と。出で已り熱悶して水を求むるに、復語げて言はく、「長老、稍用することは世尊

(三の一五五)參照。

【四二】行水法。原漢文には若食上欲行水者當先淨水洗手洗器然後行水、受水人當護左手令淨受水、若手汗者當澆若以葉承取亦用葉拭膩口飲時不得沒脣、不得使器擽著頰當拄脣而飲、飲時不得盡飲當留少許掏盪已從口處棄之、行水人當好護淨器、若見沒脣著頰者當放置一處以草作識令人知不淨、若能以水洗者可更行、……とあり。掏盪は宋・元・明・宮本には搖蕩とせり。掏は淘の同音寫なればゆりうごかす意なり。盪も蕩も同義なり。

【四三】作衣鉢事。衣を縫ひ、鉢を熏ずる等なり。

【四四】溫室浴法。坐浴、蒸氣浴なり。

【四五】耆域童子菴婆羅園(Jīvakambavana)。菴婆羅園にして耆婆が獻ぜし精舍なり。耆域童子は註(五の一二四)耆舊童子の下參照。

【四六】原漢文に外比丘索開戸不肯與開而言諸長老且住待火然便多用薪炭屑水都盡方開戸而喚言……而復於外用水屑都盡以器覆地然後開戸言……長老稍用如世尊所說乃至水亦當節量用……とあり。屑水は屑は清の義、清水のことなるべし。或は屑は瑣の義にして僅かなる意か。或は屑は稍の同

好作せる地を蹈むを得ざれ、當に燥かさしめ已りて乃し入るべし。若し是れ一人洗處ならんには應に拭ふべからず、當に燥くを待ち已りて革屣を著くべく、應に塵土を護るべきなり。若し急に坐禪・誦經・經行せんと欲せんには、乃至、手拭巾にて塵土を拂うて去れ。洗脚の法、應に是の如くすべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

[二八]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、僧の淨水は[二九]蔓荼羅せしに、諸比丘は水を取りて脚を洗ひ手面を洗ひ鉢を洗ひ、用ひ已りて瓮頭を[三〇]繚繫し戸を印封して聚落に入りて食を乞ひぬ。後に客比丘ありて來り、瞋嫌して言はく、「何の故にか淨水屋を閉ぢて印封して去れる」と。時に諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、……乃至、佛言はく、「今より已後、春月には當に是の如くに水を安ずべし。(卽ち)若しは大瓮・小瓮若しは瓶に、當に淨物を以て口を覆ひ、繩を以て之を繚繫し、若しは瓦、若しは石、若しは木にて蓋を作りて上を覆ふべし。內には應に[三一]攣水器を置くべく、水中には應に[三二]波多梨華・[三三]瞻婆華・須摩那華を著るべし。是の如きの比は水をして香美ならしむるなり。名水あり、[三四]巴連弗邑に輸奴水あり、[三五]王舍城に溫泉水あり、[三六]波羅奈城に佛遊行池水あり、[三七]瞻婆國に恒水あり、[三八]舍衞城に石蜜水あり、[三九]沙祇國に懸注水あり、[四〇]僧伽施國に石蜜水あり、[四一]摩偸羅國に遙扶那水あるが如し。是の如き比の水にては、脚を洗ひ手面を(洗ひ)及び鉢を(洗ふ)を聽さず、若し病みて水を須ゐんには應に滿鉢を與ふべし。[四二]若し食上にて水を行さんと欲せんには、當に先に淨水にて手を洗ひ器を洗ひ、然して後に水を行すべし。受水人は當に左手を護りて淨せしめて水を受くべし。若し手汚れんには當に澆ぐべし。若し葉を以て承け取らんに、亦葉を用ひて膩口を拭へ。飲む時、脣を沒するを得ず、器緣をして額に著けしむるを得ず、當に脣を拄へて飲むべし。飲む時、盡く飲むを得ず、當に少許を留め、掏盪し已りて口せし處より之を棄つべし。行水人は當に好く器を護淨すべし。若し脣を沒し額を著くる者を見んに、當に一處に放置し、草を以て識を作して人をして不淨な

【二八】淨水屋法。
【二九】蔓荼羅(Maṇḍala)。明本には蔓荼羅とす。發生し聚聚し具足せる義なり。
【三〇】繚繫。宋・元・明・宮本には紐繫とせり。まとひしばるなり。
【三一】攣水器。宋・元・明・宮本には抒水器とせり。攣は抒みて滿たすなり。
【三二】波多梨華。波吒羅樹(Pāṭala)の華に非ざるか。椇橘易土集に慧苑音義をひきて、其樹正似二此方楸樹一也然甚有二香氣一其花紫色也とあり。
【三三】瞻婆華・須摩那華。註(三の一七八・三三の三六)參照。
【三四】巴連弗邑輸奴水。註(三の一五一)參照。
【三五】王舍城溫泉水。註(三の一五〇)參照。
【三六】波羅奈城佛遊行池水。註(三の一五二)參照。
【三七】瞻婆國恒水。註(三の一四九)參照。
【三八】舍衞城石蜜水。註(三の一五四)の本文には蒲多梨水とあり、今、石蜜水とせるは誤りなるべし。
【三九】沙祇國懸注水。註(三の一五三)參照。
【四〇】僧伽施國石蜜水。註(三の一五六)參照。
【四一】摩偸羅國遙扶那水。註

若し比丘、聚落中より還らんに、時に應に入聚落衣を脫ぎて抖擻し發𣫍して常處に著き、[二三]園中衣を著し坐牀を敷き、洗脚板(及び)盛水甕を[二四]聚めて自らに近づけ、巾を以て脚の塵土を拂ひ、次で革屣を捉りて底を以て相搭ちて巾を以て之を拂ひ、次で(水)漬巾にて一隻の鼻・綱紐を拭ひ次に根を拭ひ、次で第二隻を拭ふこと亦是の如くし、還復、初に捉へし者を取りて先に[二五]脚指の處を拭ひ、次に脚跟の處を拭ひ、次で第二者を拭ふことも亦爾り、[二六]次で巾を浣ひ絞り振いて之を曬し、塵をして生ぜしめ虫をして食はしむること莫れ。然して後に手を洗ひ、若し水器にして右邊に在らば應に先に左髆を洗ひ、次で右髆を洗ひ然して後に脚を洗ふべし。水を捉れる手を以て脚を揩するを得ず、應に一手にて水を瀉ぎ一手にて摩り、若し二人ならば一人澆ぎて一人洗ふべし。太だ多く水を用ひ棄つるを得ず、當に籌量して用ふべし。頭を覆ひ右肩を覆ふを得ず、當に偏袒して坐すべし。脚を洗ふ時に坐禪・睡眠・不淨觀及び誦經するを得ざれ、竟らば當に避去すべし、餘人を妨ぐること勿れ。若し最も後に在りて洗はんには、誦經するを得て無罪なり。若し水盡きんには默然して之を置くを得ざれ、當に知水家に語げて盆へしむべし。若し能はざらんには……乃至、自ら一澡罐水を盆へて一人用の直を得せしめよ。洗脚の法、應に是の如くなるべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり。

佛、舍衛城に住したまひき。爾時、六群の比丘は脚を洗ひて濕脚にて革屣を著け、革屣の染色脫して脚に著きて僧の牀褥を汙せり。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、「今日より已後、[二七]洗脚の時應に是の如くすべきなり。(云何が是の如くするとは)。當に革屣の耳を竪てゝ、脚をして乾かしめ已りて乃し革屣を著くべし。若し多人待たんには、當に手を以て水を捋りて巾を以て之を拭ひ、然して後に革屣を著くべし。濕脚を以て僧の淨く

【二三】園中衣。院中衣卽ち鬱多羅僧なり。

【二四】聚めてとは、ひきよせる意、三本及び宮本には取の字とせるも今改めず。

【二五】原漢文に脚指間とあるも、宋・元・明・宮本によりて脚指處と改む。指間をいふにあらず、指のあたるところとの意なればなり。

【二六】原漢文に次浣巾絞振曬之莫使塵生蟲食……とあり。之莫使塵の三字を宋・元・明本には勿令塵とし、宮本には勿令醭とせり。これによりて察するに塵・塵・醭の三語に於て塵と塵とは同じく、而してその塵とは醭の義なりと解すべきなり。醭とは醬上の白の如きものなり、

【二七】原漢文に洗脚時應如是(云何如是)當竪革屣耳令脚乾已乃著革屣とあり。云何如是の四字を補へり。

亂れず、妙法潤澤の相を得たるが似くなりき。婆羅門見已りて是念を作さく、「是の沙門釋子は人間に在りては現に威儀を持たんも、屏處に至り已らんに必ず法則なけん、我當に逐ひ看るべし、若し放恣を見なば當に手を以て頭を拍つべけん」とて、即ちに便ち後を尋ぎぬ。是に於て舍利弗、聚落中及び阿練若處に在るも威儀改めず、住處に到り已るに鉢を持して一處に置き、僧伽梨を抖擻し[二]褺褺して常處に置き、坐牀を敷き洗脚板及び盥水を持して自ら近づいて坐し、復、革屣を取りて抖擻して地に放き、次で巾を取りて膊を拭ひ、還革屣を取りて底を以て相搭ち、合せ捉へて巾を以て之を拂ひ、次で水漬巾を以て一隻の革屣の鼻及び綱紐を拭ひて次で根を拭ひ、次で第二者を拭はんにも亦是の如くし、還復、初に捉れる者の脚指處を拭ひ、次で脚跟處を拭ひ、還第二者を拭はんにも亦爾り、次で巾を浣ひ捩き已りて之を曬し、次で手を洗ひ、手を洗ひ已りて右手を以て水を瀉いで左手にて左膊を洗ひ、次で右膊を洗ひ、次で脚を洗ひぬ。婆羅門見已りて歡喜心を發して言はく、「尊者の淨潔なること是の如し、此の殘水亦當に可しく飲むべし、我が婆羅門の事なる淨水法は是淨に及ばざるなり」と。時に舍利弗は婆羅門の歡喜心を發せるに因りて、爲に法を說くに法眼淨を得たりき。諸比丘は佛に白して言さく、「世尊、甚だ善なり、婆羅門は舍利弗の洗脚威儀の淨なるを見たるが故に、歡喜心を發して乃し是の如きに至りぬ」と。佛言はく、「但に今日歡喜せるのみには非じ、[三]過去世の時に已に會て是の如くなりき。……生經の中に廣く說けるが如し……爾時の長者子とは舍利弗是なり、爾時の賊とは今の婆羅門是なり」と。時に諸天は見已りて偈を說いて言はく、

「淨潔なる好威儀、　是に因りて善利を得たり、
水淨うして影現ずるが如く、　威儀を學して最勝たり。
來りし時は惡心を懷きしに、　既に見えて反りて歡喜せり、
善威儀を學せざりせば、　必ず賊の爲に害せられしならん」と。

【二】褺褺。たゝみ重ぬるなり。宋・元・明・宮本には褺疊とせるも今改めず。後にも褺褺とあり、且つ諸本には褺疊とせざればなり。疊も褺も同音同義なり。

【三】舍利弗本生譚。本生經中の出據明かならず。

されど。舊比丘は「咄々、囚の枷鎖を脱せるが如し、已に四五年、見るを得べからざりき」と言ふを得じ。客比丘は「汝幾歳なりや、我應に此房を得べきなり」と言ふを得ず、「明日、誰か前食・後食を作すや、好食ありや不や」と問ふを得ざれ。舊比丘は門を閉ぢて語話するを得ざれ。若し舍の後にて泥作し、及び餘事を作さんと欲せんには、當に園民若しは沙彌・維那をして門を守らしむべし。若し門を閉ぢんには、客比丘は墻を踰えて入るを得ず、應に門鉤を持ちて開き入るべし。若し喚びて門を開きて入り已らんに、舊比丘は應に問ふべし、「汝、幾歳なりや」。應に答へて言ふべし、「我は爾許歳なり」。舊比丘「若し爾許歳ならんには是の如きの牀褥を得よ」と言はんに、當に大小行處を問ふべく、時に臨みて方に問ふを得ざれ。次いで應に衆僧の制限を問ふべし。舊比丘應に僧の一切制限を語ぐべし、「某甲家は[17]覆鉢羯磨したれば往くこと莫れ、某甲家は[18]狗惡なり、某甲家は不信なり」と。客比丘は早起して便ち乞食し去るを得ず、應に「是の住處に前食・後食ありや不や」と問ふべし。舊比丘は應に語ぐべし、「長老、乞食すること莫れ、乞食せんに疲苦し、或は意の如くならざらん。此中に前食・後食あり」と。若し行伴已に去らんには語言するを得ざれ、「長老、賈客已に去りしも故及ぶ可し」と。應に語ぐべし、「長老、可しく小らく停息すべし、正に爾らんには復、伴あらんのみ。若し急事ありて必らず去らんと欲せんには、應に糧食を給し行伴を囑累すべし」と。是の如くに客比丘・舊比丘の法は當に是の如くすべし。若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

[19]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、六群の比丘は脚を洗ひつゝ而も並びて俗話して弄水せり。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、脚を洗はんには應に當に[20]舍利弗法の如くすべきなり」と。

佛、王舍城迦蘭陀竹園に住したまひき。時に舍利弗は入聚落衣を著し鉢を持し、城に入りて次に行いて食を乞ひしに、威儀庠序にして來去・現瞻・屈申・俯仰・著衣・持鉢にも諸根を守攝して心外に

【一七】覆鉢羯磨。註（三一の一四〇）參照。
【一八】狗惡。本文には某甲家の狗は惡しと譯すべきが如し。然れども今は某甲家は狗惡なりとして某甲家の形容と見たるなり。小盗を狗盗といふが如く、小惡を狗惡といへるものなるべし。
【一九】洗脚法。
【二〇】舍利弗法。舍利弗の正しき洗脚作法なり。

りしや」。客比丘言はく、「汝、何故に門を閉ぢて、喚ぶに而も應へざりしや」。是の如くに共に諍ひ、往いて世尊に白すに佛言はく、『今より已後、門を閉ぢて語話するを得ず、亦墻を踰えて入るを得ざれ。今より已後、客比丘は應に是の如くなるべく、舊比丘は應に是の如くなるべきなり。云何が是の如くにとは。客比丘行かん時は應に戸鉤・漉水嚢・針筒を持すべし。行伴の一人有せんには一切は無罪、乃至、都べて無きには衆を擧げて有罪なり。道路にて若し病者あらんに、當に代りて衣鉢を擔ふべし。前に在りて遠く去くを得ざれ、應に扶持して去くべきなり。若し行くこと能はざらんには、當に乘を借り索めて之を致ぶべし。若し道中に露濕あらんには年少は當に前に在るべく、若し賊・虎狼を畏れん時は老者は應に中央に在くべきなり。若し賊をして慈心を起さしめんと欲せんには、應に老者は前に在くべし。若し聚落を經て路邊に支提あるを見んには、當に常道を按じて行くべく、下道して左旋右旋するを得ざれ。暮に宿らんと欲する時は、當に先に二年少比丘を遣して前に在りて宿處を求め、非時漿及び塗足油・前食・後食を索めしむべし。去かんには當に衣の鉤紐を著け、非時に聚落に入ることを白すべし。得已らば應に還り報じて言ふべし、「已に住處を得たり」と。若し池水・井水あらんに當に澡洗して衣紐を著け、展轉相白して入るべし。若し石蜜漿を飲まんと欲せんには當に外に在りて飲むべく、人をして「出家人は非時に食せり」と疑ひ呼ばしむること勿れ。荷を擔うて入るを得ざれ、當に衣物を分ち徐に持して共に入るべし。[一五]若し得て「所安に隨へ」と唱言せんには、後人、白せざらんに無罪なり。餘道よりして去くを得ず、若し道上に覆あらんには無罪なり。若し聚落中に精舍あらば應に往くべく、若し阿練若處ならば、邊に池水・井水あらんに亦應に當に澡洗して入るべし。荷を擔ふを得ざれ、當に共に衣物を[一六]分張し革屣を脱して杖に貫くべし。若し支提あらんには當に右旋すべし。高く大語大聲して入るを得ざれ。舊比丘を見ては、「咄々、汝故此に在りしや、汝此中にて生じ還此中にて死して此野干の食を離れざらん」と言ふを得

つ前の本文に順じて衣席と改む。衣席は衣を縫ふための席なり。

【一四】客比丘法（Āgantūka bhikkhu）。その結界内の住僧即ち舊比丘（āvāsika bhikkhu）に對し、客來の比丘をいふ。

【一五】原漢文に若得唱言隨所安者後人不白入者無罪とあり。宋・元・明・宮本に入者の二字なし、今除く。

【一六】分張。分ちひらき、分ちほどこす意にして、互に分け持ちて一人に重きを擔はしめざるなり。

比丘にして、若しは坐し若しは立たんには坐するを得ざれ。婬女前、……乃至、深邃處に在りて坐するを得ざれ、當に不深不淺處に在りて坐すべし。比丘應に是の如くに坐すべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

[8]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、六群の比丘は[9]伏臥・仰臥・左脇臥せり。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今より已後、當に是の如くに臥すべし。云何が臥すとは。[10]餓鬼臥を聽さず、阿修羅臥を聽さず、貪欲人臥を聽さず。若し仰向せんには阿修羅臥、地に覆せんには餓鬼臥、左脇に臥せんには貪欲人臥なり。[11]比丘は應に師子獸王の如くに身を顧みて臥すべきなり。敷かん時、左に敷くを聽さず、應に右に敷くべし。頭は衣架に向ひ、脚を以て和上・阿闍梨・長老比丘に向はすを得ざれ。[12]初夜に便ち唱へて「噓、極れぬ」と言ひて臥するを得ず、當に自業を正思惟すべし。中夜に至りて乃し臥するに、右脇を以て下に著けて師子王の臥するが如くにし、兩脚を累ね、口を合せ、舌は上斷に拄へ、右手に枕し、左手を舒べて身上に順へ、念慧を捨せずして起想を思惟せよ。眠りて日出に至るを得ず、後夜に至りて當に起きて正坐して己が業を思惟すべし。若し夜に惡眠して自ら覺えずして轉ぜんには無罪なり。若しは老病、若しは右脇に癰瘡あらんに無罪なり。比丘の臥法は應に是の如くなるべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

[13]衣席と簾障隔と　房舍と及び涕唾と
鉢竈と粥と行と住と　坐と臥となり。三跋渠(竟る)。

佛、舍衛城に住したまひき。爾時、六群の比丘は僧坊の門を閉ぢて共に坐して言談し、[14]客比丘來りて門を打ちて喚ぶも聞えざりければ、即ち便ち墻を踰えて入りしに、舊比丘問うて言はく、「長老、何處より入りしや」。答へて言はく、「墻を踰えて入りぬ」。舊比丘言はく、「汝、何故に墻を踰えて入

【八】臥法。

【九】伏臥。宋・元・明・宮本には覆臥とせり。伏も覆も同音寫なり。

【一〇】四種臥法。餓鬼臥・阿修羅臥・貪欲人臥・獅子臥法なり。獅子臥法(Sīha-seyyā)は右脇を下にし足の上に足を重ねて臥するなり。

【一一】原漢文に比丘應如師子獸王顧身臥とあり。宋・元・明・宮本には顧身を題身とすとの大正藏の校合は誤りならん。縮藏には三本に順身とすとあり。今改めず。顧身は正念に現在起れる想を憶念するなり。

【一二】比丘臥法。原漢文に不得初夜便唱言噓極而臥當正思惟自業至中夜乃臥以右脇著下如師子王臥累兩脚合口舌拄上斷枕右手舒左手順身上不捨念慧思惟起想不得眠至日出至後夜當起正坐思惟已業若夜惡眠不自覺轉者無罪とあり。噓極は宋・元・明・宮本には虛極となすも今改めず、噓極を正しとす。上斷は上のはぐきなり。不捨念慧とは Sato sampajāno に、思惟起想とは Uṭṭhānasaññaṃ manasikaritvā に相當すべし(D. 2. 134)。即ち正念に正しき自覺を以て現起し來る諸想を憶念するなり。

【一三】原漢文には衣帶となすも、宋・元・明・宮本により、且

卷の第三十五

威儀法を明すの二

[一]佛、王舍城迦蘭陀竹園に住したまひき。爾時、比丘あり、多羅屐を著けて坐禪比丘の前に在りて經行しければ、比丘は心に定を得ざりき。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今より已後、應に是の如くに經行すべし。云何が是の如くにとは。坐禪比丘の前に在りて經行し、衆僧前・徒衆前・和上阿闍梨前・長老比丘前に（在りて）經行するを得ざれ。若し病みて酥を服し吐下藥を服せんには、前に在りて經行するを得ん。行時に背に廻るを得ず、應に面に向うて右に廻るべし。若し和上・阿闍梨と共に經行せんに、時に前に在るを得ず、共に並ぶを得ず、當に後に隨うて行くべく、廻る時先に廻るを得ず、應に後に在りて面に右に向うて廻るべし。婬女の前に在りて經行するを得ず、摴蒱兒前・[二]估酒前・屠肆前・獄卒前・殺人前に（在りて經行するを得ず）、深邃處にて經行するを得ず、當に不深不淺處に在りて經行すべし。經行の法、應に是の如くなるべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり。

[三]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、六群の比丘は禪房中に在りて[四]駱駝坐を作せり。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「六群の比丘を呼び來れ」。來り已るに問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、駱駝坐を作すを得ず、應に[五]跏趺坐すべし」。若し坐すること久しくして[六]寄極せんには、當に互に一脚を舒ぶべく、頓に兩脚を舒ぶるを得ず、若しは起ちて經行せよ。頭を覆うて禪房中に坐するを得ざれ。若し老病ならんに[七]半頭一耳を覆ふを得ん。若し屏處の樹下にて頭を覆はんに無罪なり。和上・阿闍梨・上座・長老

【一】經行法。
【二】估酒。宋・元・明・宮本には沽酒とす。今、改めず。
【三】坐法。
【四】駱駝坐。兩膝を竪て、尻にて蹲踞する坐方なり。しかし資持記には駱駝謂兩膝拄地とあり。
【五】跏趺坐。註（一の一六）參照。
【六】寄極。宋・元・明・宮本には虛極とせり。寄は傾く、つくす、せまる等の意にして、非常につかれる意。
【七】半頭一耳。頭巾のかぶりかたなり、頭全體を覆ひ兩耳を覆ふは非法とす。

へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、當に是の如くに住すべし。云何が是の如くに住すとは。坐禪比丘の前に在りて立つを得ず、僧中に在りて前に當りて立つを得ず、徒衆の坐前に當りて立つを得ず、和上・阿闍梨の前に當りて立ち、及び長老比丘の前に立つを得ず、革屣を著し・腰に叉し・頭を覆ひ・兩手を放ちて邊に在るを得され、若し病まんには無罪なり。婬女の前に在りて住し、摴捕兒の前、沽酒家の前、屠兒の前、獄囚の前、殺人の前に（在りて）住するを得ず、深邃處に在りて立住するを得され。住するの法は應に是の如くなるべきに、若し是の如くせさらんには越威儀法なり。[一五二]

摩訶僧祇律卷第三十四

【一五二】聖語藏本にはこゝに光明皇后の願文あり。

鉢を授くる時、卒に放つを得ず、應に問うて「捉へしや未だしや」と言ひ、若し「捉へたり」と言ひ已らんに乃し放つべし。鉢を持つて不淨物を盛るを得ざれ。亦水を盛り・剃髪し・手足面を洗ひ・浴室中にて用ひ・及び小便處を洗ふの用に用ふるを得ざれ。鉢を護ること眼を護るが如くに、應に當に是の如くにすべし、若し是の如くせざらんに越威儀法なり」。

[一四六]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、六群の比丘は粥を呰毀して、若し薄きを見ては是言を作さく、「此は粥に非じ、此は是れ[一四七]遙浮那河なり」と、若し粥強きを見ては便ち言はく、「此は粥に非じ、是れ飯にして人齒を折らん」と。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「『今より已後、粥は應に是の如くに知るべきなり。云何が知るとは。若し食粥の揵椎を打つ聲を聞くの時、當に知るべし、「此は是れ二部僧粥たりや、是れ一部僧たりや、是れ師徒眷屬たりや」と。知り已りて應に去くべし。到り已るに厚薄を[一四八]形相するを得ず、得るに隨うて應に取るべく、次を越えて取るを得ざれ。取る時、頭を覆ひ・肩を覆ひ・革屣を著くるを得ざれ。應に革屣を脫し、偏袒右肩して取るべし。[一四九]若し行粥人去くこと駃きには、下、革屣根を脫するに至れ。若し脫するに及ばざらんには、還るを待ちて時に取り、若しは人を倩うて取ら(しめ)よ。若し坐せんには次第取せよ。若し薄きには太淸なること遙浮那河に月影を見るが如くなり」と言ふを得ず、若し強きには「此は是れ飯なり、人齒を折らん」と言ふを得ざれ。得るに隨うて應に取るべし。粥法應に是の如くなるべきに、若し是の如くせざらんには越威儀法なり』」。

[一五〇]佛、王舍城迦蘭陀竹園に住したひき。爾時、比丘は[一五一]帝釋石室山の邊に在りて坐禪せり。時に比丘ありて前に在りて立住しければ、坐禪比丘は心に定を得ざりき。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問うて言はく、「汝實に爾りや不や」。答

【一四六】粥法。

【一四七】遙浮那河（Yamunā）。註（三の一五五）摩偸羅國の下參照。

【一四八】形相。毀呰なり。

【一四九】原漢文に若行粥人去駃者下至脫革屣根若不及脫者待還時取若倩人取若坐者次第取……とあり去駃者は宋・元・明・宮・聖本には去使者とせるも今改めず。革屣根は革屣の後下部なり。

【一五〇】住法。

【一五一】帝釋石室山。宋・元・明・宮本には帝釋石窟山とせり。註（二八の六二）參照。

見んには、應に足を以て之を磨るべし。若し二人して共に見んには小なる者應に磨るべきなり。若し小なる者、持戒緩ならんには當に自ら磨るべし。比丘、唾せん時應に是の如くにすべく、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

〔一三七〕佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘、鉢を擧著して孔中に向はせしに、旋風來り吹いて地に墮ちて卽ちに破れぬ。食粥の揵椎の聲を聞いて鉢を取らんと欲せしに、正しく一聚の碎瓦を見るのみなりき。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、鉢は應に是の如くに知るべし。云何が知るとは。孔中・岸邊の危處に向うて擧著するを得ず、戸扇を開くの處及び行來處に著くを得ず。灰を用ひて洗うて色を脫せしむるを得ず、當に樹葉汁（若しは）〔一三八〕無沙瓦磨を用ひて洗ふべし。洗ふ時に岸邊の危處・石上・塼上なるを得ず、〔一三九〕多羅樹下・〔一四〇〕迦毘陀樹下・〔一四一〕那梨樹下に在るを得ず。鉢を洗はんに應に踞坐著しは胡跪して地を離るゝこと〔一四二〕一搩手なるべきなり。應に先に和上・阿闍梨の鉢を洗ひ、然して後に自ら洗ふべし。自の鉢中の殘水を持して和上・阿闍梨の鉢中に瀉ぐを得ず、當に和上・阿闍梨の鉢中の殘水を持して己が鉢を洗ふべし。乾す時も亦先に和上、阿闍梨の鉢を收め、盛る時も應に先に和上阿闍梨の鉢を盛るべし。盛る時當に踞坐して鉢囊帶を持して臂に串き、膝上に著いて之を盛るべし。若し臥牀上若しは坐牀上に鉢囊を著かんには、當に兩重三重を用つて作すべし。鉢を懸けんと欲する時は當に先に〔一四三〕梢橛堅きや不やを搖りて然して後に之を安ずべし。若し懸くる處なからんには當に牀上に著くべし。若し中に向ひて、〔一四四〕籠蔬ありて遮らんには安くを得、若し〔一四五〕鉢籠あらんには安くを得んも相揲へしむる勿れ。鉢籠には當に緣を作すべし。闇中に鉢を取るを得ざれ、不淨の手にて取るを得ざれ、應に手を淨洗し、若しは葉を以て捻取すべし。鉢を取る時一手にて兩を捉り一手にて一を捉りて、四を捉るを得ざれ。

【一三七】鉢護持法。

【一三八】無沙瓦磨。根橋易土集に四分疏飾宗記五末云、牟沙拒摩、牛糞是也とあり。飾宗記は續藏第六十六套第二、一五〇右上なり。沙なき牛糞なるべし。

【一三九】多羅樹。註（三三の八五）多羅果參照。この木の下にて鉢を洗ふは果落ちて鉢を破る恐れある故なり。次の二樹も爾り。

【一四〇】迦毗陀樹。註（三三の六五）參照。

【一四一】那梨樹。那利羅樹なるべし。根橋易土集に探玄記第二十云、……榛唎羅吉唎……此云二埜等有用樹一……此樹埜等悉有レ用益二衆生一故、此樹出二海中一其形甚高似二多羅樹一其果甚美、於レ中有レ汁似二耶子樹一とあり。

【一四二】一搩手。聖本には一卓手とせり。搩も卓も磔の同音寫なり。周尺の一尺二寸なり。註（六の一〇九）參照。

【一四三】梢橛。宋・元・明・宮本には鑽橛とす。打ちつけたるくひなり。

【一四四】籠蔬。元・明本には櫳疏とす。櫳はまど、をり。疏はわかつなり。

【一四五】鉢籠。鉢を安ずべき小さき箱、づしなり。

は泥にて補ひ、應に時々に屋間の蟲網・塵埃を掃ふべく、地に高下あらんには應に平治すべし。鼠孔を塞ぎて泥治し、半月に當に一たび瓦摩を地に塗るべく、若し地燥かんには當に水にて和して塗り、若し濕らんには淳く用ふべし。若し是れ上屋にして地は紺青色を作さんには、當に物を以て牀足を裹むべく、中に在りて然燈し、經行し、及び革屣を著くるを得ず。地に唾するを得ず、當に唾壺を用ふべし。若し是れ中屋ならんには足を洗ひ・手面を洗ひ・鉢を盪ふを得ん。下屋ならんには然燈し經行し手・足・面を洗ひ鉢を盪ふを得ん。房舍は應に是の如くにすべく、若し是の如くにせざらんには越威儀法なり」。

[一三二]佛、舍衛城に住したまひき。爾時、世尊は五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、房舍講堂の壁上に涕唾淋落して地に垂るゝを見たまひ、佛知りて故に問ひたまはく、「是れ何の涕唾にして不淨なること乃し爾りや」。佛言はく、「今日より後、涕唾せんに法として應に是の如くに知るべきなり。[一三三]云何が是の如くに知るとは。壁にして泥り已れるにも泥り盡さざるにも唾するを得ず。若し地にして泥らざるには當に一處に唾して脚を以て之を磨るべく、處々に汙すを得ざれ。若し地を作さんには應に唾壺を用ふべく、底には當に沙若しは灰・礓石を安くべし。當に數之を棄つべく、臭穢して蟲を生ぜしむること勿れ。[一三四]清水にて淨洗して覆せ乾かす(べし)。中に在りて齒木を嚙むを得ざれ。若し禪坊中に唾せんと欲せんには、應に革屣の底に唾して地に拭ふべし。若し地に覆あらんには當に唾壺を用ふべし。若し食上に在りて唾せんと欲せんには、[一三五]大喀して地に著くるを得ず、比坐の比丘をして惡心ならしむるを得ず、應に兩足の中間に唾して脚を以て之を磨るべし。若し太だ多く出でゝ止まざらんには、當に外に出でゝ唾し已りて還りて坐すべし。若し和上・阿闍梨の前にて唾せんと欲せんには當に屛處に至るべく、若し聚落中にて唾せんと欲せんには應に足邊に唾して脚を以て之を磨るべし。[一三六]若し是れ末土ならんには無罪なり。若し塔院中・僧院中にて涕唾せるを

【一三二】涕唾法。

【一三三】原漢文に云何如是知壁泥已不泥盡不得唾若地不泥者當唾一處以脚磨之不得處々汙若作地者應用唾壺……とあり。

【一三四】清水。宋・宮本には青水とし明本には青醋とせり。

【一三五】大喀。宋・元本には郝とし、明・宮本には欬とせり。喀は吐くなり。

【一三六】原漢文には若是末吐無罪とあり。宋・元・明・宮本に末土とせり。今此に依りて改む。末土は塵埃地なり。

客比丘と並に舊(比丘)と　一切も亦復然なると
廁屋大小便と　齒木となり。二跋渠(竟る)。

[二七]佛、舍衞城に住したまひき。[二八]如來は五事利益の故に五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、比丘の衣を地に敷いて補へるを見たまひて、佛言はく、今日より應に席を作るべし。作るの法は應に竹葦を用ふべし、長さ十肘・廣さ六肘なり。衣を縫はんと欲する時は、應に講堂上若しは溫室・禪房中に在りて、席を敷き已りて衣を張り、上にて縫ふべきなり。當に脚を洗うて上に坐すべし。若し洗はざらんには當に背けて上に坐すべく、脚をして近かしむる勿れ。上に在りて穀を曬し衣を曬し衣を染むるを得ず、日炙し雨に露し鳥獸をして上を汙さしむるを得ざれ。衣を縫ひ竟らば當に內れて襞處に著くべし。若し席無きには應に牀上に在りて作し、若し復無きには溫室・講堂上に瓦摩にて地に塗りて縫ふべし。衣を縫ふ時應に是の如くすべく、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘、坐禪より還りて冷脚を持して他を熨へしに、彼比丘、心に驚いて安らかならざりき。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今より已後、當に[二九]障隔を作すべし。[三〇]作るの法は應・葦竹若しは旃を用ひ、竪て、四角に簾を施して繩繫すべし。坐禪より還らんに時に開き、中に入るに還閉づるなり。晝は閉づるを得ずして應に擧ぐべく、夜に當に下すべし。障隔法は應に是の如くすべく、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

[三一]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、世尊は五事利益の故に五日に一たび諸比丘の房を行りたまひ、房舍漏壞せるに治せざるを見たまひて、佛知りて故に問ひたまはく、「是は何の房舍にして漏壞せること乃し爾りや。今日より後、房舍は應に是の如くに知るべきなり。云何が是の如くに知るとは。房舍の漏壞せるを見んに治せざるを得ず。若し草覆ならんには草にて補ひ、……乃至、泥覆ならんに

[二七] 席法。席は蓆なり。
[二八] 原漢文に如來五事利益故五日一行諸比丘房見比丘敷衣地補……とあり。地補は明本に地鋪とせるも今依用せず。
[二九] 障隔法。
[三〇] 原漢文に作法者應用葦竹若旃竪四角施簾繩繫坐禪還時開入中還閉不得晝閉應擧夜當下……とあり。元・明本には旃の字を氈の字となす。旃は氈の同音寫なり。
[三一] 房舍受用法。

て用ひぬ。主見已りて心に不悅を生じ、卽ち佛の所に往いて是因緣を以てして世尊に白すに、佛爲に隨順して法を說きたまひ、喜心を發し已りて佛を禮して退きぬ。佛言はく、「是比丘を呼び來れ」。比丘來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「汝、云何が華果樹を取りて齒木と作せしや、今より已後、花果樹を用ひて齒木と作すを聽さず。(齒木を)嚼む時、溫室・講堂・食屋及び僧前・和上阿闍梨前・塔前・像前に在るを得ざれ。頭を覆ひ肩を覆ふを得ず、應に偏袒右肩して屛處に在るべきなり。若し僧房內にては應に器を以て盛るべく、嚼みたる殘餘は器中に著るゝを得ず、塔院中・僧院中の常行處に著くを得ざれ。舌を刮る時、婬女人法の如くなるを得ず、刮り已るに當に一處に著くべし。若し齒木にして得難きには、當に所嚼の處を截ちて之を棄て、洗ひ已りて殘れるは明日に更に用ふべし」。

復次に爾時、比丘あり齒木を嚼みて盡さんと欲せしに、世尊の來ませるを見て恭敬を以ての故に之を咽み、細木、咽喉に著いて樂まざりき。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、『今より已後、嚼みて盡すを聽さず、極長は十六指、極短は四指已上なり。嚼む時當に屛處に在りて先に手と齒木とを淨洗し、嚼み已りて水にて之を洗ひ棄つべし。用ふる時婬欲人の如くなるを得ざれ、當に以て口の臭穢を除くべきが故に。嚼む時、汁を咽むを得ざれ、若し誤りて咽まんには無罪なり。比丘病みて、若し醫の「齒木を嚼みて之を咽まんに當に差ゆべし」と言はんに、應に受け已りて嚼み咽むべし。若し齒木なきには當に灰・堲[一三五]・土塼・礓[一三六]石・草木を用ひて、口を洗ひ已りて食すべし。若し塔院僧院中にて所嚼の齒木を見んには當に取りて之を棄つべく、若し二人共に見んには小なる者應に棄つべし。若し下座にして持戒緩からんには、當に自ら取りて之を棄つべし。齒木の法は應に是の如くなるべきなり。若し是の如くならざらんには越威儀法なり。

牀敷と春　末月と　　安居坐と已に竟れると

【一三五】堲。しほ土、西方の鹹地なり。
【一三六】礓石。礫石なり。

には行きつゝ小便を失するを得ず、當に一處に住まるべく、訖りて然して後に水を以て洗ひて油にて塗り、……乃し、巨摩に至るなり。若し塔を遶りつゝ小便せんと欲せんには應に去るべく、若し急なるには[一二二]並行するを得ず、應に一處に住まるべく、訖りて水を以て之を洗ひて香にて塗れ。若し阿練若處にして香なきには當に油を用ひて塗るべし。若し聚落に入らんと欲せんに、當に先に小便し已りて去くべし。若し聚落中にて小便せんと欲せんには當に屏處に在るべく、若し急にして屏處に至るを得ざらんには當に墻に向ふべし。若し伴あらば應に背向して障ふべし。若し賈客と共に道行して小便せんと欲せんには、當に下風に在りて上風なるを得ざるべし。若し夜に宿らん時小便せんには、當に下風に在るべし。起つ時當に人に語げて知らしむべく、人をして「是れ賊なり」と呼ばしむる勿れ。若し船行せんには當に小便處に至るべく、若し無きには當に小便器中に(なし)て、已にして瀉ぎ棄つべし。比丘病みて醫の「當に小便を服すべし」と言はんには、初後を取るを得ずして應に中を取るべし。若し自己の許は承け取るに卽ち「受」と名け、若し地に在り及び他の許は當に受くべきなり。小便の法は應に是の如くなるべし、若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

佛、舍衞城に住したまひき。爾時、六群の比丘は未だ斷治せざる[一二三]齒木を嚙みて世人の爲に嫌はるらく、「云何が沙門釋子なる、兇惡人の如くに枝條を合せて齒木を嚙まんとは」。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今日より後、齒木を用ふるを聽さず」と。復次に佛、舍衞城に住したまひき。爾時、世尊は大會に說法したまひしに、時に比丘の口臭くして下風に在りて住せり。佛知りて故に問ひたまはく、「是れ何の比丘にして獨り一處に在りて嫌恨人の如くなりや」。比丘答へて言さく、「世尊の制戒、齒木を嚙むを聽したまはざれば、口臭くして諸の梵行人に熏ずるを恐るるが故に下風に在るなり」。佛言はく、「齒木を用ふるを聽さん、應量にして用ひよ、極長は[一二四]十六指なり」と。復次に爾時、檀越ありて阿練若處に在りて樹を種ゑしに、比丘拔き取りて齒木と作し

【一二二】原漢文に若急者不得並行應住一處……とあり。並行は歩みつゝ行ずるなり。

【一二三】齒木法。

【一二四】十六指。指は拇指の幅、常人は一寸、佛は二寸とせらるゝ故に一尺六寸なり。巴利律は最長八指とせり。

便汁を服すべし」と言はんには、若し自己の許ならば復受くるを須ゐざるも、若し他の許ならば當に受くべきなり。若し比丘、厠上に在らんに應に是の如くすべし、若し是の如くせざらんに越威儀法なり』。

【二〇】佛、舍衞城に住したまひき。爾時、諸比丘は處々に小行して世人の爲に嫌はるらく、「云何が沙門釋子なる、牛驢の如くに處々に小行せんとは。此の壞敗の人、何の道か之れ有らん」。……乃至、佛言はく、「今より已後、應に小行處を作るべきなり。作るの法は、北に在き東に在くを得ず、應に南に在き西に在いて風道を開くべきなり。時に比丘ありて小行せしに、復、比丘あり來りて上に於て小便せんと欲せしかば、先なる比丘言はく、「長老、我を汙す莫れ」と。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに佛言はく、『今より已後、小便の法、應に是の如くに知るべきなり。云何が知るとは。急なるに臨みて然して後に去くを得ず、行かんと欲するを覺ゆるに如りて當に去くべし。應に先に彈指すべく、若し先に人あらば亦逆じめ彈指せよ。若し急ならんには應に先人に背くべく、先人は應に處を容すべきなり。頭を覆ひ肩を覆ひ、並ひて齒木を嚙むを得ざれ、應に偏袒右肩して上に當りて行ずべし。上に在りて禪定・眠睡・誦經・及び不淨觀して以て後人を妨ぐるを得ざれ、竟りて當に時に去るべし。【二一】若し小便所なくば應に以て甖に盛るべく、甖上に當に底を穿てる甌を安き、別に一甌中に行じて以て中に瀉ぐべし。若し甌なきには當に木杓を用ひて中に瀉ぐべく、中に大行涕唾するを得ざれ。年少比丘は次第に之を棄て、棄つる時當に屏處に著くべく、塔院の上流中に棄つるを得ざれ。瀉ぎ已るに當に水にて洗うて地に覆せよ。若し無きには應に人々にて器を求むべし。若し是れ瓦ならば洗ひ已りて地に覆せ、若し木ならば洗ひ已りて陰中に著きて破れしむること勿れ。當に紘を施し、夜は當に內れて牀下に著くべし。若し器なきには水瀆邊に小便して、塔の上流若しは溫室・講堂の上に在るを得ざれ。小便せんと欲せんに時に應に出づべく、若し急に失せん

【二〇】小行所法。

【二一】原漢文に若無小便處者應以甖盛甖上當安穿底甌別一甌中行以瀉中若無甌者當用木杓瀉中不得大行涕唾中年少比丘次第棄之棄時當著屏處不得棄塔院上流中瀉已當水洗覆地若無者應人々求器若是瓦者洗已覆地若木者洗已著陰中勿令破當施紘夜當内著牀下……とあり。甖はもたひ、酒を入るゝ器なり。甌は小さきぼん、又は土燒の壺なり。

み、及び頭を覆ひ肩を覆ふを得ざれ、應に偏袒すべし。若し夜に下を患はんには、應に瓦器を以て盛りて之を棄つべく、若し器なきには當に水瀆邊に在るべく、明くるに當に洗ひ去るべし。若し溫室・講堂中にて卒に下らんには當に出づべく、若し大急にして去るを得ずんば當に一處に在るべく、牛の行くに隨うて、隨ひ放つが如くなるを得ざれ、曉に當に除却して水にて處を洗ひ、油を持して之に塗り、……下、瓦摩に至るべし。若し塔を遶る時、腹痛みて下らんには應に當に去るべく、若し大急ならんには應に一處に在るべく、牛の、脚を汙しつゝ而も去くが如くなるを得ざれ。竟り已まんに當に除去して、水にて洗ひ香泥にて之に塗るべし。若し阿練若處にして香なきには、當に油を持ちて之に塗るべし。若し聚落に入らんと欲せば、當に先に便右し已りて去くべし。聚落中に入りて若し大行せんには、應に丈夫の廁上に往くべく、女人の廁に入るを得ざれ。若し無きには應に人に問うて【一九】隨所安處を求むべし。問ふ時、年少の婦女に問ふを得ざれ、聞き已りて當に笑るべければ、應に長宿に問ふべし。若し復無きには當に空舍に入るべし。入る時、淺露處に在るを得ず、深處にて人をして是れ賊なりと謂呼せしむるを得ざれ。若し復無きには應に道邊の墻下に在るべく、若し伴あらば背向して障へしめよ。若し賈客と共に行く時、大便せんには、應に下道すべし。上風に在りて人に熏ぜ(しむ)る勿れ、應に下風に在るべし。若し宿らんに、時に便右せんと欲せんには默然して去くを得ず。當に賈客に語ぐべし、「是れ賊なりと呼ぶこと勿れ」と。亦當に下風に在るべくして、上風に在ることを得ざれ。若し賈客に隨うて船上行せん時、若し大便せんには當に大行處に到るべく、應に木板を用ひて下に著き、先に木上に墮して然して後に水に墮さしむべし。若し木なきには乃し一厠草にて承くるに至れ。若し厠草なきには當に瓦器を用ひて盛り已りて之を棄つべし。若し塔院・僧院內にて不淨を見んには應に除去すべし。若し二人共行して見んには、下座は應に除くべし。若し下座にして持戒緩からんには當に自ら除くべし。若し毒を被らんに醫の「應に大

【一九】隨所安處。宋・元・宮本には隨所安家とせり。所安に隨ふ處、卽ち適當の處なり。

るを覺ゆるに如りて便ち往くべく、往く時默然して入るを得ず、應に[一一一]彈指すべし。若し内に人あらんに亦應に逆じめ彈指すべし。若し大急ならんには應に背蹲すべく、先人は應に處を相容すべきなり。未だ至らざるに便ち高く衣を擧げて來るを得ざれ、當に下すに隨うて、隨つて褰ぐべし。僧の臥具を著して厠に上るを得ざれ、厠上にて[一一二]齒木を嚙み、頭を覆ひ右肩を覆ふを得ざれ、應に當に偏袒すべし。中に在りて誦經・禪定・[一一三]不淨觀・及以、睡眠して餘人を妨げしむるを得ざれ。起つ時高く衣を擧げて起ち去るを得ず、應に下すに隨うて、隨ひ起つべきなり」。

復次に爾時、[一一四]諸比丘は竹を用ひて籌を作りしに、草くして身を傷破しければ、諸比丘は是因緣を以つて往いて世尊に白すに、佛言はく『今より已後、竹片・葦片・木札又び骨を聽さず、應に滑物・圓物を用ふべく、用ひ已るに厠中に放つるを得ず、應に[一一五]土毗夜して一處に置くべし。若し是れ深坑高岸ならんには、中に放つるも無罪なり。大小行及び涕唾は當に正しく孔中に墮さしむべく、兩邊を汙すを得ざれ。若し前人汙さんには、當に木篦を以て除いて淨からしむべし。大小行じ已るに水を用ひずして僧の坐具・牀褥を受用するを得ざれ、應に水瓶を安くべし。若し是れ坑ならんには、中に就いて水を用ふるを得ず、若し岸に臨めるには用ふるを得ん。當に木・石・瓦を用ひて瓶蓋を作るべし。年少比丘は次第に水を盆へ、時時に當に瓶を洗ふべし。若し木蓋ならば日中に曬すを得ず、破れしむる勿れ。若し是れ瓦石ならば日中に著いて曬すを得ん。厠邊には應に灰土・巨摩を著くべし。若し水器に蟲あらば、此中に蟲ありと言ふを得ず、當に草を持つて上に横へて蟲あるの相なるを知らしむべし。多く水を用ふるを得ず、應に量を裁りて用ふべし。若し瓶水盡きなば、當に[一一六]知水家に語げて人をして盆へしめ若しは自ら盆ふべく、……下、一澡罐の水にて一人用を得せしむるに至れ。若し下部の[一一七]痔脫病にて洗ふを得ざらんには、當に輭物を用ひて拭ふべし、若しは布、若しは樹葉なり。[一一八]若し厠屋なきには、應に房後若しは壁下に有りて便右すべし。並びて楊枝を嚼

【一一一】彈指。註(二一の一一一)參照。
【一一二】齒木。註(一一六の六)楊枝の下參照。
【一一三】不淨觀。註(四の二二)參照。
【一一四】原漢文に諸比丘用竹作籌草傷破身となり。
【一一五】土毗夜。Dhovana (洗濯) の音寫なるべし。
【一一六】知水家。水を管理する家。
【一一七】痔脫病。宋・元・明・宮本には痔病とありて脫の字なし。
【一一八】原漢文には若無厠屋者應在房後若壁不便右とあり。宋・元・明・宮本によりて壁不の二字を壁下と改む。

當に擘し還すべし。牀を褚れる繩にして緩からんには、當に織りて堅緻ならしむべし。犍椎を打ちて牀褥を治せん時、徐々に來るを得ざれ、應に疾く往いて集るべし。集まり已りて應に當に共に治すべし。應に繩を作すべき者あり、應に織るべき者あらんに當に共に作し、若し分たんには各自ら持し去るべし。若し是の如くに犍椎を打ちて牀褥を治せん時に、「我は是れ阿練若なり、我は乞食なり、我は大德なり、我は是れ上座なれば治すること能はず」と言ふを得ざれ。[一〇四]此中にて受用せんには、自ら當に治すべく、當に一切盡く集まりて共に治すべし。綖を縄ぐ者あり、縫ふ者あり、上色する者あり、比丘應に是の如くに一切にて治すべきなり。若し是の如くせざらんに越威儀法なり」。

[一〇五]佛、舍衞城に住したまひき。爾時、諸比丘は處々に大便して世人の爲に嫌はるらく、「云何が沙門釋子なる、似ら牛驢の[一〇六]便右の如くにして常處なきとは」と。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「今より以後、應に厠屋を作すべし」と。厠屋は東に在き北に在くを得ず、應に南に在き西に在いて風道を開くべきなり。作るの法は、若しは坑を作り、若しは高岸に依るなり。[一〇七]若し坑底に水ありて出でんには、當に淨人をして先に起ちて中に止らしめ、然して後に比丘行ずべし。若し岸上に臨めるには、底に流水あらば應に板を安じ、先に板上に墮して後に水中を墮さしむべきなり。[一〇八]應に兩孔三孔を作るべく、孔の廣さは一肘にして舒手ならず、長さは一肘半なり。屋中ならば應に隔を安いて、兩をして相見えざらしむべし。邊に[一〇九]厠篦を安き、屋下に應に衣架を安くべきなり」。

爾時、比丘ありて先に厠上に在り、後に比丘あり急ぎ行いて厠に入り、便ち先なる比丘の上に在りて行ぜんと欲しければ、彼比丘の言はく、「長老、我を汙すこと莫れ」と。比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、[一一〇]佛言はく、「今日より後、上厠の法として應に是の如くに知るべきなり。云何が是の如くに知るとは。急なるに臨み已りて然して後に厠に上るを得ざれ、應に當に行かんと欲す

【一〇四】原漢文に此中受用者自當治一切盡集共治有繩綖者有縫者有上色者比丘應如是一切治若不如是越威儀法とあり、

【一〇五】便厠。法（Vaccakuṭi）。

【一〇六】便右原漢文に云何沙門釋子似如牛驢便右無常處とあり。便右は後の文にも出づるが如くに大便することなり。前を左、後を右とすることある故に、大便を便右とせるものなるべし。

【一〇七】原漢文に若坑底有水出者當使淨人先起止中然後比丘行とあり。これ衆學法第六十五、水中大小便戒に觸犯せざらんが爲なり。註（二二の一三八）參照、

【一〇八】原漢文に應作兩孔三孔廣一｜不舒手長一肘半とあり。宋・元・明・宮本により一の下に肘の字を補へり。不舒手とは拳肘なりとの意、一尺八寸なり、舒手ならば二尺なり。

【一〇九】厠篦。厠屋掃除用のへらなるべし。後に木篦を以て除糞すとあり。

【一一〇】上厠法。

しむべく、褥・枕・拘執も應に抖擻すべし。屋中應に水を以て灑いで淨掃して地に塗るべく、若し木衣架あらんには當に物を以て拭うて淨からしむべし。若し是れ竹にして滑なるには手を以て之を拭ひ、應に壯堅なるを看んには鉢を以て上に懸くべきなり。若し半夜なりとも住まらんには、亦應に是の如くに治し竟りて去るべきなり。客比丘若し是の如くに治せざらんには越威儀法なり」。

佛、舍衞城祇洹精舍に住したまひき。爾時、如來は五事利益の故に五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、……乃至、言さく、[一〇一]「世尊、是れ客比丘の敷置せる(所)、我には非じ、(我は)舊比丘なり」と。佛言はく、「今より已後、舊比丘は應に是の如くに知るべきなり。云何が知るとは。舊比丘、牀敷をして處々に棄損して蟲をして噉食せしめて置くことを得ざれ。若し處々に星散せんには應に一處に聚むべし。若し蟲噉はんには當に物を以て支足すべきなり。舊比丘は法として自ら好房・牀褥・枕に住して、弊壞し垢膩せる者を留めて客比丘の來るを待つを得ざれ、自ら當に治すべく、當に好者を修治して客比丘を待つべし。舊比丘は應に是の如くに知るべきなり。若し是の如くせざらんには越威儀法なり」。

佛、舍衞城祇洹精舍に住したまひき。如來は五事利益の故に五日に一たび諸比丘の房を行りたまひ、……乃至、佛は見已りて知りて故に比丘に問ひたまはく、「是れ誰が牀敷なりや」。答へて言さく、「世尊、是れ舊比丘の敷なり、我れ方始めて住せるなり」。佛言はく、「今より已後、牀敷は一切比丘應に是の如くに知るべきなり。云何が知るとは。一切比丘、牀褥をして處處に雨に露し日炙し蟲噉せしむるを得ざれ。若し地に散在せるを見んには應に一處に聚め著くべく、若し雨露し日炙せんには應に覆處に安くべく、若し蟲噉せんには當に支足すべし。若し房舍漏壞せんには應に覆ふべし。草覆ならば草にて補ひ、……乃至、泥覆ならば泥にて補ひ、[一〇二]壁穿壞せんには當に補治して泥地すべし。若し牀褥・枕・拘執にして垢膩し破壞せんには看置を得ず、應に浣染し補治すべし。[一〇三]內毳は

【一〇一】原漢文に世尊是客比丘敷置非我舊比丘とあり。我の字は二度に讀むべきなり。

【一〇二】原漢文に壁穿壞者當補治泥地とあり。泥地は泥土なり。今、泥地の二字にて壁ぬる意に解せり。

【一〇三】原漢文に內毳當擘還楮牀繩綖者當織令堅緻……とあり。擘すとは手にて分ちひらくなり。楮は宋・元・明・宮本に褚とせり。褚は裝るなり。今此によりて褚の字に改む。楮は褚の同音寫なり。

拘執・銅鐵器物あらば一切を應に聚落中の精舍に寄ぬべし。臥牀・坐牀は當に壁より離し、物を以て支足し、蟲をして食ましむる勿るべし。安居竟に房舍の漏壞せるを見て治事せずして去ることを得ざれ。若し草覆ならんには應に草にて補ふべし、……乃至、泥覆ならんには泥にて補ひ、房舍を泥治して白色の壁と作し、周匝して火勢からんに當に囑して放牧人に託すべし、「汝、時時に我が與に看視せよ」と。聚落中の住處も亦應に是の如くに治事すべきなり。若し溫室・講堂・食堂にして自ら汙ひ灑ぎて治事せんに、若し精舍の檀越在らんには應に語げて治せしめ若しは人を差して治せしむべし。若し主なく、復、人を差せざらんには一切僧應に治すべし。當に人に共分して一肘二肘三肘を得て周遍せしむべし。臥牀・坐牀にして綏壞せんには、應に更に織りて堅ならしむべし。若し褥・枕・拘執・臥具に膩あらんに、應に浣うて淨からしむべし。若し破れんには應に補ふべきなり。房中にて受用する諸物は應に聚めて一處に著くべし。若し比丘・安居竟に房舍牀褥は應に是の如くに治すべし。若し是の如くに治せざらんには越威儀法なり』。

佛、舍衛城に住したまひき。爾時、世尊は五事利益の故に五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、臥牀・坐牀の、處々に狼藉して地に側れたるを見て、佛知りて故に問ひたまはく、「是れ何等の牀なりや、狼藉して擧げざるは」と。答へて言さく、「世尊、是れ舊住比丘の安ずる所なり、我は是れ客なり」と。佛言はく、「今日より後、客比丘も應に是の如くに知るべきなり。云何が知るとは。……乃至、臥牀・坐牀の狼藉して蟲噉せるを見て置くを得ざれ。若し狼藉せんには應に收めて一處に置くべく、若し側れたるは應に正して物を以て足を支へ、蟲をして噉はしむること勿るべし。客比丘來り至らんに便ち物を持して屋中に著るゝを得ざれ、當に物を一處に放て舊比丘を覓むべし。房舍を得已るに、若し地平かならざらんには應に平かにすべし。若し鼠孔あらば應に塞いで泥治すべし。若し蝳蝐蟲網あらんに應に掃ふべし。臥牀・坐牀にして若し綏ならんには、應に織りて急なら

(しめ)んに應に去るべからざるなり。若し比丘、春末月に應に是の如くに房を治すべし。若し是の如くせざらんには越威儀法なり。

佛、舍衞城祇洹精舍に住したまひき。爾時、世尊は五事利益の故に五日に一たび諸比丘の房を行りたまふに、房舍漏壞せるに治事せず、[九八]雨潦彌滿して水瀆通ぜず、門戸蟲噉して牀褥[九九]黼靑せるを見て、佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「是れ何等の房にして、漏壞を治せざること是の如きや」、……乃至、佛言はく、「今日より後、夏安居中は應に是の如く房舍牀褥を治すべし。云何が是の如くに治するとは。房舍の漏壞、及以(漏壞せる)牀褥を見て而も治事せざるを得ざれ。若し草覆なるには應に草にて補ひ……乃至、泥覆なるには泥にて補ひ、水瀆及び長流を通じ、若し臥牀褥・坐牀に黼生ぜんには、應に日中に曬して乾かさしむべし。若し房內濕らんには、應に壁を離れて脚を支へしめて、蟲をして食ましむること勿るべし。應に屋間の[一〇〇]㚘煤蟲網を掃ふべし。半月(半月)應に巨摩を以て地に塗るべし。若し乾かんには應に水を以て洽く地に塗り、若し濕らんには淳く巨摩を用ひて塗るべし。若し房內濕らんには、洗手・洗足・洗鉢するを得ず、戸を閉づるを得ず、當に時々に戸を開いて風をして入るを得せしむべく、烟を以て之を熏ずるを得ざれ。若し比丘、夏安居せんに、房舍は當に是の如くに治すべく、若し是の如くせざらんには越威儀法なり』。

佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘は阿練若處に安居し竟りて囑せずして便ち去りしに、後に野火來りて房舍を燒きぬ。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛比丘に言はく、『安居し竟らんに、房舍は應に是の如くに治すべきなり。云何が治するとは。若し比丘、阿練若處に在りて安居し竟り、冬時に至りて暖處に移り就らんと欲せんには、盡く去るを得ず、當に兩人三人の堪能なる者を求めて住せしむべく、應に飲食を與へて乏短あらしむること勿るべし。若し「能はじ、我れ何の故にか此の空野中に住まりて爲ん」と言はんに、若し都べて住まる者なきには、若し牀褥・枕・

【九八】雨潦彌滿、大水みなぎりあふるゝなり。
【九九】黼靑。黼は醬上の白きをいふ。靑白きカビなり。
【一〇〇】㚘煤。くろすゝ。

する、愛に隨はず、瞋に隨はず、怖に隨はず、癡に隨はず、得と不得と應に知るべきを、是を五と名く。羯磨者は應に是說を作すべし、「[九五]大德僧聽きたまへ、某甲比丘は五法成就せり、若し僧時到らば僧は某甲を拜して分房人と作さんとす、白すること是の如し」と。……白一羯磨して、……乃至、「僧は忍したまへり、默然したまふが故に。是事是の如くに持つ」と。是比丘、羯磨を得已らんに、應に房・溫室・食堂・講堂・浴室・井屋・廁屋・門屋・經行處・樹下を[九六]條して多少を疏記すべし。若し阿練若住處にして餘の住處を離るゝこと遠きには、四月十二日・十三日に應に房舍を分つべし。若し受けざらんには應に餘處に去るべきなり。若し多く住處に近からんには、十四日・十五日に分房せよ。應に僧中にて疏を讀むべきなり、「大德僧聽きたまへ、某甲精舍に爾許の房、爾許の牀褥、爾許の食、爾許の齋日飲食あり、爾所の安居衣あり」と。上座應に語ぐべし、「房舍を分ちて共に施を一にせよ」と。應に房を分たんに、上座より乃し無歲比丘に至るべく、沙彌に房を與ふるを得ざれ。若し和上・阿闍梨にして、「但、我に與へよ、當に治事すべし」と言はんに、應に與ふべきなり。若し房長からんには一人に應に兩房を與ふべし。若し「我れ二を須ゐず、一を得んに便ち足る」と言はんに、應に語げて言ふべし、「受用の爲の故に與へじ、[九七]治事の爲の故に與ふるなり」と。若し房少からんには二人三人して一房を共にし、是の如くするも復受れざらんには、五人六人して共にせよ。若し復受れざらんには、大堂あらば一切盡く共に大堂に入れよ。若し復受れざらんには、上座は大牀を敷き、下座は小牀を敷け。若し復受れざらんには、上座は小牀に、下座は草褥に。若し復受れざらんには、上座は草褥に、下座は應に跏趺坐すべし。若し復受れざらんには、上座は跏趺坐し、下座は應に立ち若しは出でゝ樹下に坐すべし。冬時に房を分たんに、治事の故に與へ、受用の故に與へんに、上座來りて喚び起た(しめ)んには便ち應に去るべきなり。春時に房を分たんにも亦復是の如し。夏時に房を分たんには、治事の故に與へ、受用の故に與へんに、上座來り、喚びて起ち去ら

【九五】還差分房人羯磨文。

【九六】條。原文に修の字となすも宋・元・明・宮本によりて條の字に改む。

【九七】治事。安居に際して房舍を受くるはこれ受用せん爲にあらずして房舍の破れたるを修治せん爲(Khaṇḍaphullam paṭisaṃkharoti)なりとの意。

に飄へるは應に房内に著るべし、蟲噉はんには當に脚を支ふべし、烏鳥、上に糞せんには當に抖擻して內れて房中に著くべし。房舍の漏壞せるを看んに治せざるを得ざれ。若し草覆ならんには當に草にて補ふべく、瓦覆ならんに還瓦を用ひて補ひ、石灰覆には還石灰を用ひて補ひ、泥覆には還泥にて補ひ、壁破れんには當に泥治し、巨摩を地に塗るべし。衆僧の牀褥は[八六]趣爾に受用するを得ず、[八七]單故布を以て上を覆ひ、應に兩重の尼師檀を以て上を覆ふべし。[八八]若し臥具に眠らん時は應に物を以て裏に厠へて、身に近からしむるを得ざれ。褥、[八九]氈毺にして厚からんに、屈げ敷いて僧物を破壞するを得ざれ。[九〇]褥枕拘執にして若し垢膩あらば應に浣ふべし。破れんには應に補ひ已りて還成ずべし。若し僧の牀褥・臥具は應に是の如くに擧持すべきなり。若し爾らざらんには越威儀法なり。

[九一]佛、舍衞城祇洹精舍に住したまひき。爾時、諸比丘は[九二]春末月に房舍を修治せざりき。如來は[九三]五事利益の故に五日に一たび諸比丘の房を行りたまへり。何等をか五とする。一には我が聲聞弟子中、有爲事に貪著せざるや不や、二には世俗の言論に著せざるや不や、三には眠睡に著せざるや不や、四には病比丘を看んが爲の故に、五には信心の年少比丘ありて如來の威儀庠序なるを見て歡喜を發すが故に。是を「五事ありて房を行る」と名く。房舍破壞せるに治せざるを見て、佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「是れ何等の房にして破壞せるに治せざるや」。諸比丘答へて言さく、「安居比丘は自ら當に治事すべけん」と。佛言はく、『今日より後、安居時に房舍は應に是の如くに治すべきなり。云何が治するとは。若し安居時至らんと欲せんに、房舍の破壞せるを看て治せずして、「安居人自ら當に治すべけん」と言ふを得ず。若し草房ならば當に草にて覆ふべし、……乃至、泥房ならば應に泥にて補ふべし。壁孔は應に泥治すべく、當に鼠孔を塞ぎて地を泥治すべし。房中受用の物は應に聚めて一處に著くべし。[九四]五法成就せんに應に拜して分房人と作すべし。何等をか五と

【八六】趣爾。たちまちに。趣もすみやかなる義あるも恐らくは輒の寫誤なるべし。
【八七】單故布。一重の古き布片。
【八八】原漢文に若臥具眠時應以物厠裏不得令近身とあり。
【八九】氈毺。もうせん。
【九〇】褥枕拘執。註（三の一二四）拘氈枕の下參照。
【九一】房舍修治法。
【九二】春末月。三月十六日より四月十五日までなり、註（一八の八三）參照。
【九三】五事利益。
【九四】五法成就。註（一〇の一一八）參照。

分房せんに次に當りて得ん時、先に和上に問うて然して後に取れ。二人して共に房を得んには、和上は應に問ふべし、「汝、誰と共にか房舍を得たる」。答へて「某甲と共なり」と言はんに、應に前人を觀ずべく、持戒緩ならんには應に語ぐべし、「取ること莫れ、人、過患を生ぜん」と。若し賢善ならんには「取れ」と語げよ。後更に上座ありて來り、出で去らん時も亦當に白すべし。若し共行弟子は和上の所に於て應に是の如くに作すべく、若し作さゞらんには越威儀法なり。若し弟子衆多ならんに、下、一たび牀を拂拭するに至らんをも、是を「事ふ」と名く。

八三 佛、舍衞城に住したまひき。時に難陀・優波難陀は人の依止を受けつゝ教誡せざりければ、天牛・天羊の如くに……一々は上の和上の中に廣說せるが如し、但、阿闍梨を以て異と爲せるのみ……。

八四 佛、舍衞城に住したまひき。爾時、難陀・優波難陀は人の依止を受けしに弟子來らざりければ、師嫌うて言はく、「世尊は獨り我をのみ制して弟子を制したまはざりしや。弟子來らざらんに、我當に誰をか教ふべき」と、……上の共行弟子の中に廣說せるが如し、但、此中に依止弟子を以て異と爲せるのみ……。

上座布薩事と、第二(上座)も一切然り、上座食上法と、第二(上座)も一切然り。和上の教示する所、共行は應に隨順すべく、依止は法に順ひて教へ、弟子は應に奉行すべし。初跋渠竟る。

八五 佛、舍衞城祇洹精舍に住したまひき。如來は五日に一たび諸比丘の房を行りたまひしに。牀の、處處に地に側れ、風に飄ひ日に曝され、其上に雨露し、蟲食ひ、烏鳥、上に糞せるを見て佛知りて故に比丘に問ひたまはく、「此は是れ誰が牀なりや、處々に地に側れ、……烏鳥の、上に糞せるは」。……乃至、佛、諸比丘に告げたまはく、「今日より牀褥は當に是の如くに知るべし。云何が知る。牀の、處々に地に側れ、蟲噉ひ、日に曝され、雨・露・風に飄ひ、烏鳥、上に糞せるを見て而も置くを得ざれ。若し處々ならんには應に收檢して一處に著くべし、側れたるは當に正すべし、日に曝され風雨

【八三】依止阿闍梨法。

【八四】依子弟子行法。

【八五】收牀褥法。

し請處あらば應に往いて食を迎ふべし。村に入らんと欲する時は入聚落衣を授けて院中衣(八二)を卷疊して常處に著き、聚落に入らん時は應に師の後に隨うて行くべし。若し乞食せんと欲せん時は當に和上に白すべく、和上は應に語ぐべし、「如法にして放逸なる莫れ」と。若し先に還らんには應に和上の與に坐牀を敷き、淨水を取り、草葉を揃へて和上を待ち、和上還り已るに應に院中衣を授與して入聚落衣を取り、抖擻し疊みて常處に著くべし。若し熱時には應に水を與へて洗浴せ(しむ)べく、寒時には應に爐火を然すべし。已にして若し好食を得んには應に和上に授與すべく、和上は看已りて應に問ふべし、「汝、何處より是の好食を得たりしや」。若し「某甲婬女家・寡婦家・大童女家・不能男家・惡名の比丘尼邊・惡名の沙彌尼邊に得たり」と言はんに、和上は應に語ぐべし、「此は非行處なり、應に彼にて食を取るべからず」と。若し「說法の爲の故に得たり」と言はんに、應に語ぐべし、「邪命もて人より食を取るを得ざれ」と。食時には應に水を授けて、手を洗はんに食を授くべし。若し是れ熱時ならんに冷水を與へ、扇を以て之を扇ぎ、食し已るに鉢を收め、草葉を取りて鉢を洗うて常處に擧著せよ。和上若し林に入りて坐禪せんと欲する時、應に尼師檀を取りて肩上に著け、澡罐を持して後に隨ふべし。到り已りて若しは經を受け(若しは)義を問ひ、得已りて應に一處に在りて修習すべし。若し他と共に並誦せんと欲する時は和上に白し、和上は應に問ふべし、「誰と與に共誦するや」と。答へて「某甲と與に共誦す」と言はんに、和上は前人の持律の緩なるを觀ぜんには、應に語ぐべし、「去くこと莫れ、此人、可しく與に往反を作すべからず」と。若し持律、好ならんには應に「誦せよ」と語ぐべし。還らん時應に尼師壇を取りて肩上に著し、澡罐を持して隨ひ還るべし。和上、塔を禮せんと欲する時は、應に水を與へて手を洗ふに華を授くべし。塔を禮し已るに與に坐牀を敷き、與に脚を洗ひ、與に油にて足に塗り、眠らんと欲する時は應に牀褥を拂拭して枕を安ずべく、應に與に然燈し、唾壺・小行器を內るべし。和上安隱し已りて然して後に經を受け義を問ひ、

【八二】院中衣、僧園中にて着する衣、卽ち鬱多羅僧なり、註(八の一五)參照。

ず、又、聚落・阿練若に入るの法、衆に入るの(法)、衣を著し鉢を持するの法をも知らざりき。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに佛言はく、「優波難陀を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、和上は應に是の如くに共行弟子に教ふべきなり。云何が教ふる。具足を受け已らんに應に二部毘尼を誦せしめ、若し能はざらんには一部を誦せしめ、復能はざらんには廣く五篇戒を誦せしめ、復能はざらんには四・三・二より下至ること四事を誦せしめて、日に三たび教ふべきなり、晨起と日中と向冥となり。教法とは、若しは阿毘曇若しは毘尼なり。阿毘曇とは九部經、毘尼とは波羅提木叉の略と廣となり。若し能はざらんには應に罪の輕重を知り、綫經の義を知り、毘尼の義を知り、陰・界・入の義を知り、因緣の義を知らしむべきなり。威儀を教へて非威儀は應に遮すべく、受經時・共誦時・坐禪時も即ち教と名く。若し受經・共誦・坐禪せざらんには、下、至ること「放逸する莫れ」と教ふべきなり。和上にして是の如くに共行弟子を教へざらんには越威儀法なり。

(八二)復次に佛、舍衞城に住したまひき。時に優波難陀の共行弟子は數〻和上の所に至らざりければ優波難陀は嫌うて言はく、「世尊は獨り我をのみ制して弟子を制したまはざりしや。弟子來らば我當に教ふべけんも、來らざらんに我れ誰にか教へん」。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、共行弟子は應に是の如くに和上に事ふべきなり」と。云何が事ふる。共行弟子は法として、應に晨に起きんに先に右脚より和上の戶に入るべし。入り已りて頭面に禮足して「安眠せりや不や」を問ひ、若しは受經若しは問事し已りて、應に小行器・唾壺を出して常處に著くべし。先に水を以て地に灑ぎて然して後に掃き、瞿摩を地に塗り、手を洗ひ已りて水・齒木を授け竟り、鉢を持して與に粥を迎へ、粥を食し已るに器を洗うて常處に舉著せよ。若

四天王の一、多聞天、即ち毘沙門天王なり。恒に如來の道場を護りて法を聞く故に多聞天と名く。北方を守護する天王。

【七七】 枳羅蘇。翻梵語(九)に應云枳羅娑、譯曰白也とあり、枳橋易土集も同じ。

【七八】 八沙門・八婆羅門・八大國刹利・八帝釋女。其の出據明かならず。

【七九】 原漢文に此業之果報、如行不貴根とあり。

【八〇】 和上法。

【八一】 共行弟子行法。

若し婦を取りて施せるには應に是說を作すべからず。「枯河、水あることなし、國空しくして王護るなし、女に兄弟あること十ならんにも 亦覆護なしと名く」と。應に是の呪願を作すべきなり、「女人、信ありて戒を持ち、夫主亦復然らんに、信心あるに由るが故に、能く行じて布施を修め、二人倶に持戒して、正見の行を修習し、歡喜して共に福を作さんに、諸天は常に隨喜せん、[七九]此業の果報、如し行かんに粮を賫さゞらん」と。若し出家人にして布施せんには是說を作すを得ざれ、「子孫をして繁熾ならしめ、奴婢及び錢財、牛羊の諸の六畜、一切皆滋く多から(しめ)ん」と。應に是の呪願を作すべきなり、「鉢を持して家々に乞ふに、瞋に値ひ或は喜に遇ひつゝ、將ゐて其意を適護して、出家して布施せんこと難し」と。僧の上座は應に是の如くに知るべきなり。若し是の如くならざらんには越威儀法なり』。

佛、舍衛城に住したまひき。時に檀越、僧に飯せしに、難陀は上座と爲りて先に坐せしも、優波難陀及び餘比丘は時に集まらざりければ上座は嫌うて言はく、「世尊は獨我をのみ制して餘人を制したまはざりしや」。……乃至、佛言はく、「今日より後、應に一切齊しく集まりて食すべし」と。上座は應に……上に說けるが如し、此中、但第二上座及び一切を以て異と爲すのみ。……乃至、當に比坐の坐處を留むべし。若し行食人過ぎんには默然して比坐を看るを得ず、應に語ぐべし、「是に與へよ」と。食を得ては便ち先に食するを得ざれ、要らず遍きを待ち已りて然して後に食せよ。若し時逼らんには、下くに隨うて、隨ひて食せんに無罪なり。上座は應に呪願すべし、若し能はざらんには第二上座呪願せよ、若し復能はざらんには下に過ぎて乃し能くする者に至りて應に呪願すべし。是の如くに一切食、上座は應に知るべきなり。若し是の如くに知へざらんには越威儀法なり。

[八〇]佛、舍衛城に住したまひき。時に優波難陀は人を度して出家して具足を受け、具足を受け已るも教誡せざりければ、天牛・天羊の如くに威儀具足せず、和上・阿闍梨・長老比丘に承事するの法を知ら

【五八】 西方七星。
【五九】 不滅(Anurādhā)。房。
【六〇】 逝吒(Jetthā)。心。
【六一】 牟邏(Mūlam)。尾。
【六二】 堅强精進、巴Savanā梵Sravanah(牛)に配すべきか。
【六三】 阿沙茶(Pubb-āsālha)。箕。(Uttar-āsālha)。斗。
【六四】 阿毗闍摩(梵Sbhijit)。女。巴利本に缺く。
【六五】 西方八天女。
【六六】 毗博叉(Virūpakkhā)。四天王の一、廣目天なり、西方を守護する天主。
【六七】 婆留尼(梵Varuna nāgarāja)。毗留博叉天王に奉仕する水神龍王なり。
【六八】 北方七星。
【六九】 檀尼吒(Dhanitthā)。危。
【七〇】 世陀帝(Purvabhādrapadā)。室。(Uttarabhādra Padā)。壁。世陀帝の世は叵(音は)の寫誤にあらざるか。
【七一】 不貧具陀尼。梵・巴いづれにも相當語なし。
【七二】 離婆帝(Revatī)。奎。
【七三】 阿濕尼(巴Assayuja,梵Aśvinī)。婁。
【七四】 婆羅尼(Bharanī)胃。(巴Satabhisaja)に相當する語は本律に存せず。先の僧陀那にも相當せざるべし。
【七五】 北方八天女。
【七六】 婆留那(Vessavana)。

あり阿毘鉢施と名けて常に光明を放ち、諸天は恭敬供養す。一切の供養支提諸天は常に汝等を護りて安隱に、利を得て早く還ら(しめ)ん。[五八]西方に七星ありて常に世間を護る。一を[五九]不滅と名け、二を[六〇]逝吒と名け、三を[六一]牟邏と名け、四を[六二]堅强精進と名け、五と六とを同じく[六三]阿沙茶と名け、七を[六四]阿毘闍摩と名け、是を七星と名けて常に世間を護り、當に汝等を護りて利を得て早く還ら(しむ)べし。一切の星宿も皆當に汝を護るべし。[六五]西方に八天女あり、一を阿藍浮婆と名け、二を雜髮と名け、三を阿利吒と名け、四を好光と名け、五を伊迦提舍と名け、六を那婆私迦と名け、七を旣色尼と名け、八を沙陀羅と名け、是を八天女と名く。天王あり[六六]毘留博叉と名け、常に世間を護り、龍王あり[六七]婆留尼と名け、及び一切諸龍當に汝等を護りて利を得て早く還ら(しむ)べし。西方に山あり、饒益と名け、日月、中に居せり。若し求むる所あらんに心に願ふ所を得ん。[六八]北方に七星ありて常に世間を護れり。一を[六九]檀尼吒と名け、二と三と同じく[七〇]世陀帝と名け、四を[七一]不鉾具陀尼と名け、五を[七二]離婆帝と名け、六を[七三]阿濕尼と名け、七を[七四]婆羅尼と名け、是を七星と名けて常に世間を護り、當に汝等を護りて利を得て早く還ら(しむ)べし。一切星宿も皆當に汝を護るべし。[七五]北方に八天女あり、一を尼羅提毘と名け、二を作羅提毘と名け、三を倶吒毘と名け、四を波頭摩と名け、五を呵尼と名け、六を波利と名け、七を遮邏尼と名け、八を迦摩と名け、是を八天女と名く。天王あり[七六]婆留那と名け、常に世間を護りて、當に汝等を護りて利を得て早く還ら(しむ)べし。北方に山あり、[七七]枳羅蘇と名け、鬼神常に居し、中に居せる一切の諸鬼神は當に汝等を護りて利を得て早く還ら(しむ)べし。二十八宿並に日月と、三十二天女と並に四大天王は世を治して名稱あり、東方[七八]提頭羅吒王、西方毘留博叉王、南方毘留茶王、北方婆留那王、[七九]八沙門・八婆羅門・八大國刹利・八帝釋女等は當に汝等を護りて利を得て早く還ら(しむ)べし」と。

【四四】提頭賴吒（Dhataraṭṭha）。四天王の一、持國天王なり、東洲を守護する天王。

【四五】揵闥婆（Gandhabba）。四王天に住する半神半人の奏樂者、特に提頭賴吒天王の從者なり。

【四六】一切供養天。支提に供養する一切諸天なり。

【四七】南方七星。

【四八】摩伽（Maghā）。星。

【四九】頗求尼（Pubba-phagguni 張）。（Uttara-phagguni 翼）。

【五〇】容帝。聖語藏本に害帝とす。恐らくは容帝の寫誤にあらざるか。容帝とせば(巴)Hatthā, (梵)Hastā(軫)に適合するが如し。

【五一】質多羅(Cittā)。角。

【五二】私婆帝(巴 Sāti, 梵Svāti)。亢。

【五三】毗舍佉(Visākhā)。氐。

【五四】南方八天女。

【五五】好寂。原漢文には好家とあるも、宋・元・明・宮本によりて好寂に改む。

【五六】毗留茶（Virūḷhaka）。毘樓勒と音譯す、四天王の一、増長天王なり、南洲を守護する天主。

【五七】倶槃茶鬼神主（Kumbhaṇḍa）。毗留茶天王の從者、人の精氣を噉ふ鬼なり。究槃茶・吉槃茶・鳩滿拏とも音譯す。

皆悉く得ん。兩足の者も安隱、四足の者も亦安し、去く時も安隱を得、來る時も亦安隱なり。夜も安かにして晝亦安かに、諸天は常に護助し、諸件は皆賢善に、一切悉く安隱なり。康健賢善にして好く、手足皆病なく、擧體の諸の身分、疾苦の處あることなし。若し欲する所あらんには、去くとして心所願を得ん」と。

[三五]「東方に七星あり、常に世間を護りて如願を得せしめむ。一に[三六]吉利帝と名け、二に[三七]路呵尼と名け、三に[三八]僧陀那と名け、四に[三九]分婆嗽と名け、五に[四〇]弗施と名け、六に[四一]婆羅那と名け、七に[四二]阿舍利と名け、是を七星と名けて東方に在りて常に世間を護り、今當に汝を護りて安隱を得、利を得て早く還らしむべく、一切星宿皆當に汝を護るべし。復次に[四三]東方に八天女あり、一を賴車摩提と名け、二を尸沙摩提と名け、三を名稱と名け、四を耶輸陀羅と名け、五を好覺と名け、六を婆羅濕摩と名け、七を婆羅浮陀と名け、八を阿毘呵羅と名け、是を八天女と名けて東方に在りて常に世間を護るなり。天王あり[四四]提頭賴吒と名け、[四五]揵闥婆王及び一切諸天常に汝等を護りて普く安隱ならしめ、利を得て早く還らしめん。東方に支提あり、弓杖と名けて常に光明を出し、諸天は恭敬供養す。是の[四六]一切の供養天は當に汝を護りて、財利を得て安隱に早く還らしむべし。[四七]南方に七星ありて常に世間を護る。一を[四八]摩伽と名け、二と三と同じく[四九]頗求尼と名け、四を[五〇]容帝と名け、五を[五一]質多羅と名け、六を[五二]私婆帝と名け、七を[五三]毘舍佉と名け、是を七星と名けて南方に在りて常に世間を護り、今當に汝を護りて安隱に利を得て早く還らしむべし。一切の星宿も皆當に汝を護るべし。[五四]南方に八天女あり、一を賴車魔帝と名け、二を施師魔帝と名け、三を名稱と名け、四を名稱持と名け、五を好覺と名け、六を[五五]好寂と名け、七を好力と名け、八を非斷と名け、常に世間を護るなり。天王あり[五六]毘留茶と名け、[五七]倶槃茶鬼神王と共に汝等を護りて利を得て早く還ら(しめ)ん。南方に支提

若入於聚落、及以曠野處、若晝若於夜、天神常隨護。

【三三】一切諸方面、賊難不可行、今正是其時、出家修梵行。

【三四】諸方皆安隱、諸天吉祥應、聞已心歡喜、所欲皆悉得、兩足者安隱、四足者亦安、去時得安隱、來時亦安隱、夜安晝亦安、諸天常護助、諸件皆賢善、一切悉安隱、康健賢善好、手足皆無病、擧體諸身分、無有疾苦處、若有所欲者、去得心所願。

【三五】東方七星。以下、二十八宿(Atthavīsati nakkhattāni)の護助を受けて安隱に利を得て速に歸り得んとの呪願なり。

【三六】吉利帝(Kattikā)。昴。

【三七】路呵尼(Rohiṇī)。畢。

【三八】僧陀那。相當語なし。

【三九】分婆嗽(Punabbasu)。井。

【四〇】弗施(Phussa)。鬼。

【四一】婆羅那相當語なし。

【四二】阿舍利(Asilesā)。柳。

僧陀那・婆羅那に相當する語なし、翻譯名義大集にはMṛgaśirā(巴Magasiram)觜・Ārdrā(巴Addā)參なる二星を配せり。

【四三】東方八天女。次の南方八天女と對配しうるが如し。

で去るを得ず、應に淨水を行すを待ちて隨順して呪願し已り、然して後に乃し出づべきなり。若し亡人の爲に福を施さんには、應に是の[二五]吉祥歎を作すべからず、[二六]「賢善已に無常して、今是れ吉祥日、種々に餚饍を設けて、良福田に供養せり」と。應に是の如きの呪願を作すべきなり、[二七]「一切衆生の類、命あるは皆死に歸す、彼の善惡の行に隨うて、自ら其果報を受けん。惡を行ぜんには地獄に入り、善を爲さんには天に生れん、若し能く修して道を行ぜんには、漏盡きて泥洹を得ん」と。若し子を生みて福を設けんには、應に是の如きの說を作すべからず、[二八]「僮子、塚間に棄て(られ)つつ、指を味うて七日活き、蚊虻の害に遭はざるは、僮子の功德力なればなり」と。應に是の如くに呪願すべきなり、[二九]「僮子、佛・如來なる毘婆施・尸棄・毘葉婆・拘樓・拘那鋡・迦葉及び釋迦の、七世の大聖尊に歸依せんに、譬へば人の父母の、其子を慈念して、世を擧げての樂具は、皆悉く得せしめて、子をして諸の福を受けしめんと欲するが如くに、復倍彼に勝れ、室家の諸の眷屬も、樂を受くること亦極なからん」と。若し[三〇]新舍に入らんとて供を設けんには、是說を作すを得ず、[三一]「若し火、屋を燒かん時、中なる所有を出すを得、必ず已が財寶と爲して、火の爲に焚かれざらん」と。應に是の如きの呪願を作すべきなり。

[三二]「屋舍覆蔭の施は、欲する所意に隨うて得ん。吉祥賢聖の衆、中に處して受用すればなり。世に黠慧の人あり、乃し此處を知り、持戒梵行(の人)を請じて、福を修めんとて飮食を設くるに、僧口づから呪願するが故に、宅神常に歡喜して、善心生じて守護し、長夜に中に於て住せん。若し聚落及以曠野處に入らんにも若しは晝若しは夜に於て、天神常に隨護せん」と。若し估客、行かんと欲して福を設けんには應に是說を作すべからず、[三三]「一切諸の方面に、賊難ありて行くべからず、今正に是れ其時なり、出家して梵行を修せんには」と。應に是の如きの說を作すべきなり、[三四]「諸方皆安隱なりとの、諸天の吉祥の應、聞き已りて心に歡喜せんに、欲する所

【二五】吉祥歎。歎食の呪願なり、食供養を歎じて施者の吉祥福利を求願するなり。
【二六】賢善已無常、今是吉祥日、種々設餚饍、供養良福田。
【二七】一切衆生類、有命皆歸死、隨彼善惡行、自受其果報、行惡入地獄、爲善者生天、若能修行道、漏盡得泥洹。
【二八】僮子棄塚間、味指七日活、不遭蚊虻害、僮子功德力。
【二九】僮子歸依佛、如來毘婆施、尸棄毘葉婆、拘樓拘那鋡、迦葉及釋迦、七世大聖尊、譬如人父母、慈念於其子、擧世之樂具、皆悉欲令得、令子受諸福、復倍勝於彼、室家諸眷屬、受樂亦無極。
【三〇】新舍に入るとは註(一五の一五二・一八の一一二)參照。
【三一】若火燒屋時、得出中所有、必爲已財寶、不爲火所焚。
【三二】屋舍覆蔭施、所欲隨意得、吉祥賢聖衆、處中而受用、世有黠慧人、乃知於此處、請持戒梵行、修福設飮食、僧口呪願故、宅神常歡喜、善心生守護、長夜於中住、

るべし。若し冬時ならば應に一切集まり已りて共に去くべく、若し春夏時ならば應に前後して去くべし。若し彼の請家に到るに、日早くして食未だ辦はらざれば餘行せんと欲せんに、應に比丘に白すべし、「我れ某甲家に至らんと欲す、若し食辦はらんには我を待つこと莫れ」と。去き已らんに應に早く還るべし。若し檀越にして[二〇]吉祥會を作さんとて右に座を敷かんには應に坐すべく、若し[二一]餓鬼會を爲さんとて左に座を敷かんには亦應に坐すべきなり。[二二]若し長淨の坐具の急なるを敷かんには、應に手を以て按へて緩かならしむべく、徐徐に坐して裂けしむるを得ざれ。若し急ならざらんにも頓身に坐するを得ず、或は下に器物(若しは)眠れる小兒あらんかとて、先に應に一手にて座を按ずべし。膩鉢及び餅果を待ちて上に著くを得ず、用ひて手を拭ふを得ず。上座は當に誰か房を看り誰か病めるかを知るべく、應に語げて食を與へ(しむ)べし。若し檀越惜まんには應に語げて言ふべし、「長壽、法として應に與ふべし、與へざるを得ざるなり」と。[二三]若し日早からんには應に著きて行び取るべく、若し日晩からんには應に先に取りて發遣して去らしむべきなり。僧の上座は應に前人、何等の施を爲さんとするかを知るべく、當に爲に時に應じて呪願すべし。若し檀越、食を行す時、多くを上座に與へんには、上座は應に問ふべし、「一切の僧盡く爾許を得るや不や」と。答へて、「止、上座のみ得るなり」と言はんに、應に語げて言ふべし、「一切に平等に與へよ」と。若し「盡くる得るなり」と言はんには、應に受くべきなり。[二四]若し少しを須ゐんには少しを取りて、應に語ぐべし、「下者には多く與へよ」と。若し乳・酪・餅・肉・酥の是の如き比の好食には、盡く應に語ぐべし、「平等に與へよ」と。僧の上座は法として下くに隨うて便ち食するを得ず、應に行すこと遍くして「等供」と唱へ已るを待ちて、然して後に食するを得べきなり。上座は法として當に徐々に食すべし、速に食し竟りて住まり看て年少をして狼狽して食、飽かざらしむるを得ざれ、應に相望み看るべし。食し竟るに便ち前に在りて出

【二〇】吉祥會。註(一五の一二四・一七の三九)參照。

【二一】餓鬼會。必らずしも施餓鬼を意味せず、祖先への祭祀なり。Peta は先に行けるものとの意なり。吉祥會の喜ばしきに對して年忌・葬戒等の喜ばしからざる式會をいふ。

【二二】原漢文に若敷長淨坐具急者應以手按令緩徐徐坐不得使裂若不急者不得頓身坐或下有器物眠小兒先應一手按座……とあり。長淨とは長大にして淨新なる意なり。急者とは綿などの張りつめてせまれる意なるべし。

【二三】原漢文に若日早者應著行取若日晩者應先取發遣令去とあり、日早とは正午までにまだ多くの時あるをいふ。日晩とは正午に近きをいひ、かかる場合に病者食、看房者食を先に取りて送らしめ、日中時を過ぎざらしむるなり。

【二四】原漢文に若須少取少下者應語多與若乳酪餅肉酥如是比好食盡應語平等與僧上座法不得隨下便食應待行遍唱等供已然後得食……とあり。下者應語多與を應語下者多與と改めたり。等供とは食上作法の語なり、大衆に平等に供養せりとの意。

佛、舍衛城に住したまひき。爾時、祇洹精舍にて檀越あり供を設けて比丘僧に飯せんとせしに、第一上座來らず、羹飯已に冷えたれば檀越言はく、「比丘僧集まりしや未だしや」。答へて言はく、「未だ集まらず」。「誰か來らざる」。答へて言はく、「第一上座來らず」。檀越嫌うて言はく、「我れ家業を捨して來りて僧に飯せんと欲せしに、而も比丘集まらざらんとは」と。上座は時至りて方に來れるも、亦[13]歎食呪願せずして、狼狽して食し已りて便ち去りぬ。年少問うて言はく、「上座來りしや未だしや」。答へて言はく、「已に來り食し竟りて便ち去りぬ」。年少嫌うて言はく、「上座來りつゝ亦人をして知らしめず、去るに亦人をして知らしめざらんとは」。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、『今日より後、僧の上座は、食せんに應に是の如くに知るべきなり。云何が是の如くに知るとは。今日誰か食を施せる、二部衆とや爲ん、一部衆とや爲ん、[14]別房請とや爲ん、聚落中なりや若しは精舍中なりやを應に知るべきなり。若し人ありて明日、僧に飯せんことを請ぜんに、僧の上座は[15]即受するを得ず、應に[16]前請人の姓名、[17]客舊、巷陌の處所を知るべきなり。人ありて比丘を試弄するあらんを恐るゝが故に、應に即受すべからず。若し人ありて彼の請人の男(若しは)女を識らんには、請を受くるを得ん。請を受け已らんに便ち隨ひ去くを得ず、明旦に至りて應に直月若しは園民若しは沙彌を遣して往いて之を看せしむべし。或は[18]縣官・水・火・盜賊・產生・死亡に遭うて辦ふるを得ること能はざらんに、若し此難あらんには僧は應に自ら食を辦ふべし。若し無きには語げて食を乞はしめ、往いて請主に食辦はりしや未だしやを問はしめよ。若し「是れ何人にして是れ何食なりや」と言はんに、[19]當に知るべし、誑されたるを。若し僧伽藍に食あらば應に辦へて食に當つべく、若し無きには應に唱言すべし、「比丘僧誑されぬ、各自ら食を乞へ」と。若し請主、「尊者、正に爾く辦へん」と言はんに、是時、上座は應に時を知

【一三】歎食呪願。食時の呪願なり、註(一の八七)參照。

【一四】別房請。別房食なり、註(一一の五)參照。

【一五】即受。即時に受請するなり。

【一六】前請人。請待に來れる檀越なり、前の字は比丘の前なる意なり。

【一七】客舊。客は舊檀越に對する語なれば新檀越の意なるべし。

【一八】縣官。王若しは州縣の吏なり。これ障難ありて布施する得ざる場合を列擧せるもの、縣官は王難(Rāja-antarāya)に相當す。

【一九】原漢文に當知彼誑とあるも、宋・元・明・宮本により且つ後文により當知彼誑と改めたり。

檀越嫌うて言はく、「我少しく施す所あらんと欲せしに、第二上座來らざらんとは」とて、待つこと良久しくせしも來らざりければ便ち布施して去りぬ。第二上座、暮に逼りて方に來るに、上座嫌うて言はく、「世尊は獨我をのみ制して第二上座は便ち問ひたまはざりしや」。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是比丘を呼び來れ」。來り已るに佛、比丘に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、「今日より後、布薩時に第二上座も亦應に是の如く知るべし。云何が是の如く知るとは。……一切、上座中に廣く說けるが如し、但、第二上座を以て異と爲すのみ。……若し僧の上座能はざらんには第二上座應に知るべく、若し是の如くせざらんには越威儀法なり。

佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘僧集まりて布薩を作さんと欲して、上座と第二上座と來りしも、餘人彷徉して時に來集せざりければ、上座と第二上座と嫌うて言はく、「世尊は獨我(等)のみを制して餘人を制したまはざりしや」と。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「是の諸比丘を呼び來れ」。來り已るに佛問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り、世尊」。佛言はく、『今日より後、布薩事には一切僧は應に是の如く知るべきなり。云何が是の如く應に知るべしとは。月の一日二日より乃し十四日十五日に至りて布薩と中間布薩との日と處所とを應に知るべきなり。若し人「今は是れ幾日なりや」と問はんに、逆に「昨日は是れ幾日なりしや」と問ふを得ず、要らず當に知るべきなり。〔二〕若し忘るゝを恐れんには、應に籌を作り繩に穿ちて講堂の前若しは食廚の前に懸け、直月・知事人は日に一籌を過すべきなり。布薩日には廣く五篇戒、……乃至、四事及び偈と餘者僧常聞とを誦すべきなり。……一切は上座中に廣く說けるが如し、但、一切を異と爲すのみ。……若し上座・第二上座も復能はざらんには、餘の一切は盡く應に知るべきなり。若し是の如くせざらんには越威儀法なり』。

〔二〕原漢文に若恐忘者應作籌繩穿懸講堂前若食廚前直月知事人日過一籌とあり。古代の掲示法なり。十四日布薩ならば十四籌を繩に穿ちて懸け、別に日々の日を示す爲に毎日一籌づゝを加へ行いて、布薩日までに未だ幾日ありやを知らしむる方法を過一籌といへるなるべし。直月知事人は註(一六の一〇二・九の五四)參照。

比丘あらば、上座は應に人をして唱へしむべし、「今、僧十四日若しは十五日、若しは食前(若しは)食後、[九]爾許人影に某處に在りて布薩せん」と。應に先に人をして地を掃き泥治して衆花を散ぜしむべし。已にして誰か應に呪願し、(誰か應に)誦戒し、(誰か應に)舍羅を行ずべきかを、上座は應に知るべきなり。說戒の時、僧未だ集まらざるに檀越ありて來らんには、上座は應に爲に法を說いて共に相勞問すべし。若し能はざらんには應に第二上座を請ずべし。若し法師、爲に說法して布薩時至らんには、應に檀越に問ふべし、「去らんと欲するや、住まらんと(欲するや)」と。[一〇]若し「去らん」と言はんには、應に與に呪願して發遣して去らしむべし。(若し)「住まらん」と(言はん)には、應に出さ遣め已りて布薩を作すべし、有らば應に香湯にて舍羅を洗ひ已りて行ずべし。若し坐希ならんには應に一人行して一人收むべし。頭を覆ひ肩を覆ひて籌を行ずるを得ず、應に革屣を脫し偏袒右肩して籌を行ずべきなり。受籌人も亦是の如し。先に受具足人籌を行じ、然して後、沙彌籌を行じ、行じ已りて應に白すべし、「爾許の受具足人と爾許の沙彌と、合せて爾許人あり」と。僧の上座は應に戒を誦すべく、若し能はざらんには次の第二上座誦し、若し復能はざらんに、……乃至、能く誦せん者應に誦すべし。誦する時、若し暮に逼りて天陰くして風雨し、老病人ありて久しく坐するに堪へず、住處遠くして王難・賊難あらんに、爾の時略誦するを得ん。若し日早くして、上の諸難なきには應に廣誦すべし。若しは上座自ら誦し若しは餘人誦し、若しは和合して竟夜に說法し論議し問答し呪願するなり。上座、布薩の法は應に是の如くなるべく、若し爾らざらんには[一一]越威儀法なり』。

佛、舍衛城に住したまひき。爾時、比丘僧集まりて布薩を作さんと欲せしも、第一上座來りて第二上座來らざりき。時に檀越あり物を持し來り布施せんと欲して問ふらく、「僧集りしや未だしや」。答へて言はく、「未だ集まらず」。問ふ、「誰か來らざる」。答へて言はく、「第二上座來らざるなり」。

【九】爾許人影。人影を以て集會すべき時間を示すなり。註(二の九一)參照。

【一〇】原漢文に若言去者應與呪願發遣令去住者應遣出已作布薩有者應香湯洗舍羅已行若坐希者應一人行一人收不得覆頭覆肩行籌應脫革屣偏袒右肩行籌受籌人亦如是とあり。一人行一人收とは、行籌人が籌を一々の比丘に授けてはどこし、受籌人が一々の比丘よりその籌を受け收むる行事なり。

【一一】越威儀法。僧祇律に於ては越毗尼法の次に越威儀法の罪を說けり。名異るも罪體同じく突吉羅なり。若し衆學・威儀に於ける心念惡はやはり共に越毗尼心悔として責心悔するなり。註(二五の三六)心生悔毗尼參照。

〔摩訶僧祇律〕

東晉天竺三藏佛陀跋陀羅法顯と共に譯す

卷の第三十四

一威儀法を明すの一（上座法）

二佛、舍衞城に住したまひき。爾時、比丘僧集まりて布薩を作さんと欲して比丘盡く集まりき。時に難陀は僧の上座たりしに來らず、檀越あり物を持し來り、僧の和合し已るを待ちて布施せんと欲し、僧集まりしや未だしやを問ふに、答へて言はく、「未だ集まらず」と。復問ふ、「誰か來らざる」。答へて言はく、「僧の上座來らざるなり」。檀越嫌うて言はく、「我れ僧集を待ちて施す所あらんと欲するに而も上座來らず」とて、待つこと良久しくして便ち布施して去りぬ。上座は暮に逼りて方に來るに、竟に三舍羅を行ぜず、復、不來を唱せずして、諸比丘は四欲清淨を說き、直に五四事を略說して去りぬ。年少比丘問うて言はく、「上座來りしや未だしや」。答へて言はく、「上座來り已りて還り去りぬ」。年少比丘嫌うて言はく、「云何が上座來りつゝ亦人をして知らしめず、去るにも亦人をして知らしめざる」。諸比丘は是因緣を以て往いて世尊に白すに、佛言はく、「難陀を呼び來れ」。來り已るに佛、難陀に問ひたまはく、「汝實に爾りや不や」。答へて言さく、「實に爾り」。佛言はく、『今日より後、僧の上座は應に是の如くに知るべし。云何が是の如くに知るとは。上座は法として應に知るべきなり、今、十四日（布薩なりや）若しは十五日布薩なりや六中間布薩なりや、若しは晝なりや若しは夜なりやを。當に處所を知るべし、若しは溫室・（若しは）講堂・若しは林中なりやを。應に廣く七五篇戒より……下至ること、八四事及び偈と餘者僧常聞とを誦すべきなり。若し城邑聚落中に

【一】威儀法（Iriyāpatha）。行住坐臥、卽ち坐作進退に儀則ありて威德を損せざるをいふ。藏經に大比丘三千威儀經あり、一千百八十二事を明すとせらる。馬勝比丘（Assaji）の行乞威儀如法なるに感じて舍利弗は外道より轉じて佛門に入れる話は有名なり（m.v. 1.39）。一々の細行と皆正しき自覺を伴うてなさるべく、從つて如法の威儀を成就するなり。これを威儀具足（Iriyāpathasampanna）といふ。非威儀・惡威儀については（註二五の三二・三四）參照。

【二】上座法。

【三】舍羅。註（一一の六六）籌の下參照。僧伽來集の人數を算し、諍論採決の際多數決法を行ふ時に之を用ふ。今、布薩の時に於て舍羅を行ずるとは、來不來の比丘、欲不欲の比丘を算するをいふ。

【四】欲淸淨（Pārisuddhi）。註（八の一三一）欲の下參照。

【五】四事。戒本の初めの部分、四波羅夷法なり。

【六】中間布薩。註（二の五四）參照。

【七】五篇戒。註（二〇の二〇）五衆罪參照。

【八】四事・偈・餘者僧常聞。註（二一の三四）一衆戒……の下參照。

目次

律部十一

西本龍山
境野黄洋 譯

國譯一切經

大東出版社藏版